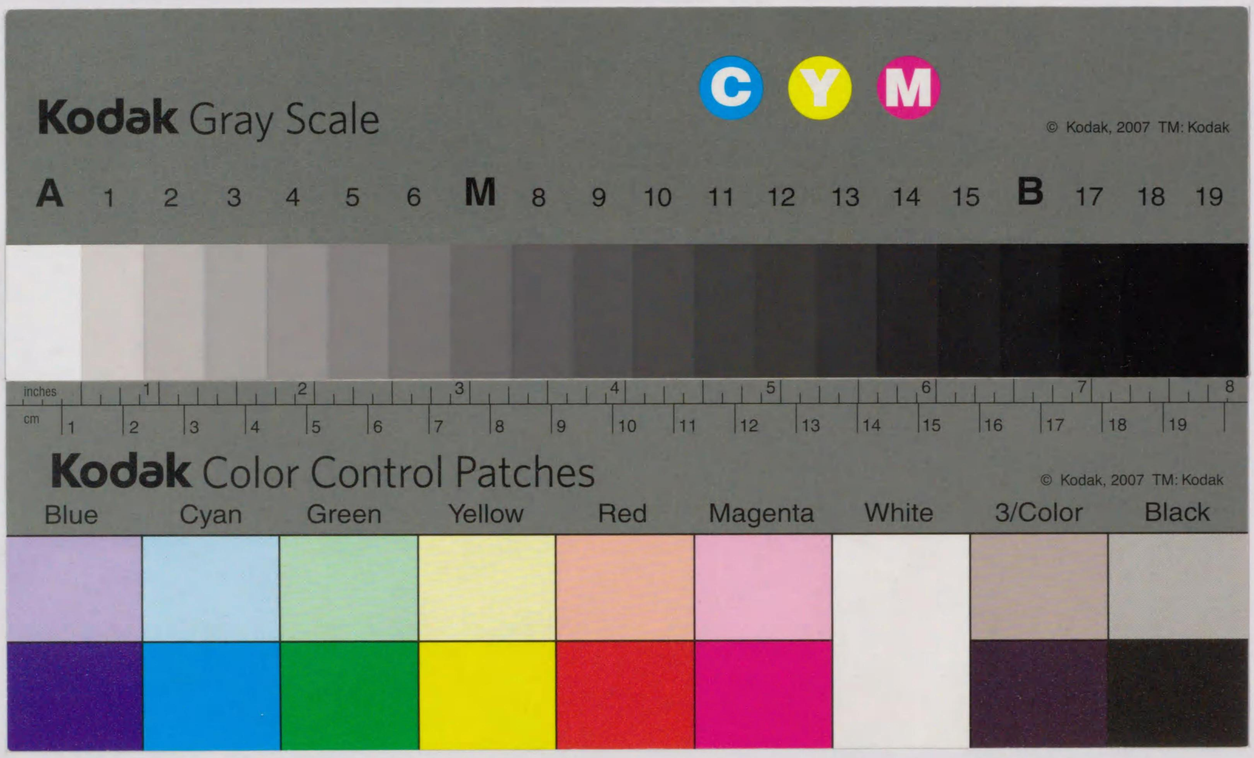

567-2
1200501515113

РЫБОТРОМЫШЛЕННОЕ АКЦИОНЕРНОЕ ОБЩЕСТВО
„ПИЧИРО ГИОГИО"
日曜漁業株式會社

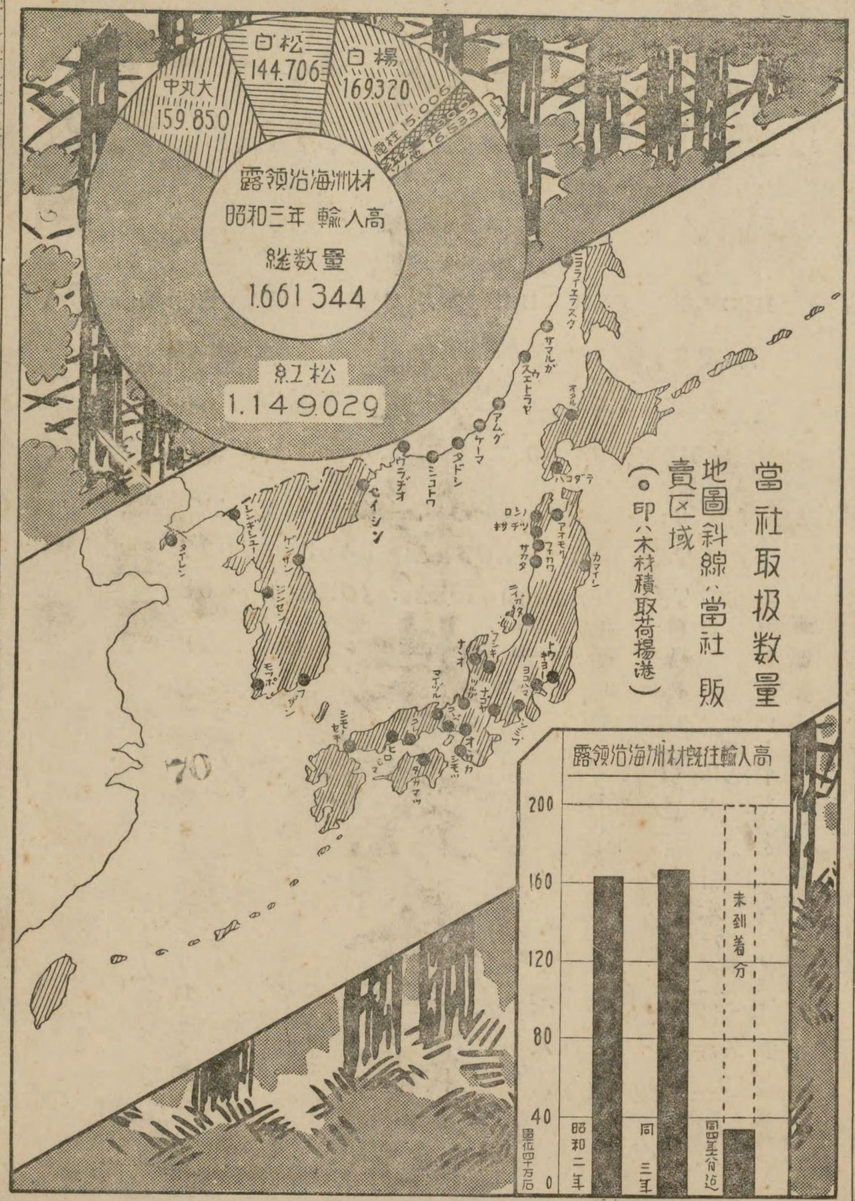

當社取扱数量
地圖斜線ハ當社販賣区域
（○印ハ木材積取荷揚港）

沿海州材一手販賣

樺太王子製紙中丸太一手販賣

日露木材株式會社

本社
東京市麹町區丸ノ内二丁目二十番地一
郵船ビルディング内
電話丸之内 23 三六〇八 三六〇九 四〇一一

出張所 大阪市港區千島中橋通リ二丁目一九二
電話櫻川 二六二八 四七四五

出張所 名古屋市中區新柳町三ノ六
仁壽生命ビルディング内
電話本局 一八九八

出張員 東京市深川區木場町木場ビルディンゲ内
電話本所 (73) 四三二四 二四三二五 二六三七

出張員 浦汐斯德市マルケロフスキー街一一番地

派出員 神戸市中山手通リ二丁目ヤマトホテル内
電話葺合 二七三二

ТОРГОВОЕ ПРЕДСТАВИТЕЛЬСТВО СССР В ЯПОНИИ

производит в Японии закупочные операции для нужд государственно-хозяйственных организаций СССР и реализует в Японии продукцию таковых организаций.

АДРЕС: *KOGAICHO 4, AZABU-KU, TOKYO,*

Телефон: *AOYAMA* 5453 и 7887.

Телефон лесного отдела: *AOYAMA* 7888.

日駐
ソヴエート聯邦 通商代表部

東京市麻布區笄町四番地

電話【青山】五四五三番
木材部 七八八七番

通商代表部は國家經濟諸機關の爲めに日本に於て物資の賣買を爲す

通商代表部は極東國營漁業トラスト『ダリゴスルヰプトレスト』の日本に於ける輸出入代辨を爲す

各種物資輸出入貿易機關

ソウエート聯邦『ゴストルグ』廣告

強力原藥 サントニンは!!!

◆藥物的效果の最も確實な蛔蟲驅除藥として本邦は勿論、獨、英、米、諸國の名醫が稱賛するサントニン原藥より製劑するセメン又はセメン散を汎く推奨す。

◆サントニンはソウエート聯邦外國重要輸出品中の一を爲すものなり。

◆サントニンに關する御照會は‖

日本總代理店

東京市麻布區笄町四番地

ソウエート聯邦通商代表部

電話【青山】五四五三 七八八七番

Established 1902 at Nikolaevsk on Amur.

Cable address:
"LURY"

LURY BROTHERS

VLADIVOGTOGK U.S.S.R.

Producers, Curers, Packers and Distributors of
all kinds of Salmon, Herring, Cod-Fish, Crabs, etc.

FISHING STATIONS: at Bering and Okhotsk sea coasts of
Kamchatka Peninsula and in the gulf of Anadyr River.

HEAD OFFICE:
Vladivos ock, U.S.S.R

AGENCIES:
Hakodate, Yokohama (Japan)
Shanghai, Harbin (China)

CANNING PLANTS AT KAMCHATKA
RPODUCING:

Crab meat,	Red Salmon,	Silver Salmon,	Pink Salmon.

АКЦИОНЕРНОЕ ЯТР ОБЩЕСТВО

Ничиро Дзицугио Кайша

Основной капитал: 10.000.000 иен

Акционерное Общество Сан-ЭкиКогио Кайша

Основной капитал: 1.000.000 иен

ЭКСПОРТ И ИМПОРТ

Токио, Кожимачи-ку Учисайвайчо, 1 чоме 3

—— Сайвай Бильдинг ——

日露實業株式會社

三益興業株式會社

本社 東京市麹町區内幸町一ノ三

幸ビルヂング三階

電話 銀座(57)二三二八

株式會社 **極東銀行**

（創立千九百二十二年）

本店 ハバロフスク市

資本金 壹〇、〇〇〇、〇〇〇金留

諸積立金 參、六〇參、五參九金留

支店及出張所

莫斯克、ブラゴウエシチエンスク、ハバロフスク、チタ、浦鹽斯徳、黒龍江岸
ニコラエウスク、日本神戸。

コルレスポンデント（全シベリヤ及露西亞）

トルゴウオ・プロミツシレンニー・バンク。
バンク・ドウリヤ・ウネシネイ・トルゴウリ。
フセ・ロシイスキ・コーペラチウニー・バンク。
スレードウネ・アジアーツキー・バンク。

蒙古

トルゴウオ、プロミツシレンニー、バンク、モンゴーリ。

外國コルレスポンデント

紐育 エクヰテーブル、トラスト、コンパニー、オブ、ニユーヨーク。
紐育 チエイス、ナシヨナル、バンク、オブ、ニユーヨーク。
紐育 エクヰテーブ 、イースタン、バンキング、コーポレーション、オブ、ニユーヨーク。
倫敦 ウエストミンスター、バンク。
倫敦 エクヰテーブル、トラスト、コンパニー、オブ、ニユーヨーク。
伯林 獨逸銀行。
巴里 モスコースキー、ナロードウニー、バンク。
ワルソー インター、ナショナル、バンク。

一般銀行業務取扱申候特ニ露西亞トノ御取引ニ對シテハ精々御便宜取計可申候

日本ニ於ケル支店 神戸市仲町六十六番地

電話三宮 一八二一・二六四二
電信宛名 デエウエバンク
郵便私書函 三宮一〇五四

世界に誇るべき代表的

南滿洲鐵道株式會社東亞經濟調査局編纂

露和辭典

隣邦ロシアの正解はあらゆる意味に於て我邦人の急務である。正確なる露語の把握が其捷經たり、精緻なる辭典の普及が其指南車たること言を俟たず。本書は正に此要求を充たすべく世に出づ。蒐むる所の新舊語數十五萬餘、ロシア事情に精通せる島野先生が留露中に起筆し、十五年の心血を濺がれしもの、現在最大の露語辭典たるシユミツト監修パウロフスキー出版の露獨辭典よりも其量と質とに於て遙かに凌駕せるもので、眞に世界的名著である。本書出でゝ始めて玆に暗中摸索の露語研究界に燦然たる光明の投ぜらるべきは疑を容れない所である。

體裁 本文四六倍判、千三百頁、紙質嚴選、藍色織革極上裝幀、版面一行二十字詰、一段七十二行、一頁二段組、總字數六百萬字總語彙十五萬語、新鑄六ポイント活字。

定價 金參拾圓

送料 一冊內地五十四錢（臺、樺、朝、支）八十五錢

拂込方法 御拂込は全國各書店又は直接弊社へ。御送金の場合は振替口座『東京二七〇六五番』を利用下さるが一番便利で且つ安全であります。

露語辭典出づ！著者十五年努力精進の結晶

東京神田 西紅梅町 同人社 振替東京二七〇六五 電話神田三四四〇

露文整版並印刷

歐文堂印刷所

東京、淀橋。柏木九六三
電話【四谷】二二九七

Фирма Д. ТАКЕМУРА

Круг деятельности фирмы: рыбопромышленность и краболовство, как в Японии так и заграницей, обработка морских продуктов.

Конторы: Токио и Хакодате.

營業種目

內外漁業・水產物製造
工船蟹漁業

竹村醇多

東京・函館

製本一式

本位田製本所

東京市京橋區本八丁堀一丁目十五番地
電話京橋【56】七七四四番

活版印刷

益文社印刷所

東京市日本橋區本銀町四丁目
電話日本橋(24)五一七 一九三一番

ТОРГОВАЯ TS МАРКА

Тохо Суйсан Кабусики Кайша

Добыча морских продуктов - - -
- - - и производство консервов.

Главная контора: Хакодате, Нисихама-чо.

東邦水産株式會社

水産業・罐詰業

本社所在　函館市西濱町

ТОРГОВАЯ МАРКА

АГЕНТСТВО

Акц. О-ва Парусополотной фабрики
Оми-Ханпу-Кабушики-Кайша
и
Акц. О-ва Токийского Канатного завода
Токио-Сейко-Кабушики-Кайша

Акционерное Общество

Оомура Гозаемон и Ко.

Токио, Киобаси-ку, Хигаси-минато-чио, Итчоме, № 10.
Телефоны: Киобаси (56) **488-824-825-3.757.**

Предметы торговли, бумажно и льняное парусное полотно, брезент, палатки, полотняные разных видов трубы и рукава, брезент для покрышки вагонов, стальные канаты, манильский трос, тралерный твейн, краски разных сортов, масла для красок и судовая арматура.

Кита Нихон Кисен Кабусики Кайша

Срочные рейсы между Цуругой и Владивостоком.
Ближайший путь из Европы и Сибири в Японию.

Пароходы: „Амакуса-мару" общий тоннаж — 2.345 тон.
„Каги-мару" „ „ — 2.346 „
Скорость 13 миль в час. ОТПРАВКА ДВА РАЗА В НЕДЕЛЮ.

..... Росписание .....

	АМАКУСА МАРУ	КАГИ МАРУ
Отход из **Цуруги**	По субботам в 2 часа в полдень	По вторникам в 2 часа пополудни
Приход во **Владивосток**	По понедельникам в полдень	По четвертам в полдень
Отход из **Владивостока**	По средам в 9 часов утра	По субботам в 9 часов утра
Приход в **Цуругу**	По пятницам в 7 часов утра	По понедельникам в 7 часов утра

Настоящее росписание согласовано с росписанием курьерского поезда в Хабаровске.

Провозная плата: Первый класс — **50** иен.
Второй класс: **Каги мару—32** иены; **Амакуса мару—25** иен
Третий класс с европейским столом—**16** иен; с японским столом **13** иен

Прием билетов прямого связного сообщения Европейско-Азиатского и Японо-Манчжурского.

Путь через Владивосток-Цуруга дешевле чем таковой же через Корею, Дайрен или Харбин.

О всех подробностях просим справляться:

Главная контора: г. Отару, Минами Хама-чо.
Агентства: г. Токио, Токийское отделение Осака Сиосен.
г. Цуруга, Навигационный отдел фирмы Оовада.
г. Владивосток, Отделение Осака Сиосен Кайша.

Агентства по приему и продаже билетов:
Все отделения Оосака Сиосен.
Все отделения Бюро туристов Японии.
Все отделения фирмы „Томас Кукк".

北日本汽船株式會社

遞信省命令航路

敦賀浦潮斯德直行線

毎週二回下記ノ通リ定期運航

寄港地	發着時刻	天草丸	嘉義丸
敦賀發	后 2.00	土曜	火曜
浦塩着	正午	月曜	木曜
浦塩發	前 9.00	水曜	土曜
敦賀着	前 7.00	金曜	月曜

天草丸　2.345 噸
嘉義丸　2.346 噸
速力　三十浬
兩船共客室完備

運賃　一等 50 圓　二等 32 圓(嘉義丸) 25 圓(天草丸)　三等 16 圓 洋食 13 圓 和食

日滿連絡及歐亞連絡切符發賣

本航路ハ浦鹽ニ於テ「ハバロフスク」廻リ西伯利急行列車ニ連絡シ旅客ハ浦鹽ト「モスコー」及以遠國境驛トノ間ニ乘換チ要セズ且ツ運賃ハ朝鮮又ハ大連「ハルピン」經由ノ場合ニ比シ低廉デス、詳細ハ下記ヘ御照會チ乞フ

營業本部　小樽市南濱町
東京在勤員　大阪商船東京支店內
敦賀代理店　大和田回漕部
浦鹽代理店　商船組

切符代賣特約者
大阪商船各地支店
ジャパンツーリストビューローノ各店
トーマスクツクノ各店等

567-2

序言

革命の十二週年を迎へたソウエート聯邦は、政治的にも經濟的にも軍事的にも文化的にも凡ゆる觀點からして世界的興味の中心である。その現在置かれてある情勢、今後進まんとする動向を正しく見究めることなくしては、國際關係の現情は理解されない。否今日の世界が生きつゝある生活それ自身をすら云爲することは困難である。此の國際的に重大性を持つソウエート聯邦と我日本との間には大正十四年來國交關係が設定され、展開されて來た。それは平坦砥の如き大道と異り多くの荊棘と險難に充ちてゐる。而もそれは兩國の地理的、經濟的必然性に促進されて、經濟の全分野並に文化方面に於て著しい發展を示し既に多くの成果を現實に收獲しつゝある。

吾人は昨年日露年鑑を刊行して、此の日ソ關係の發展行程の上に一つの道標を立てた。同書は本邦最初の試みとして、且つ處女出版としての免れがたい不備缺陷を持つてゐたがそれにも拘らず、豫期以上の大なる支持と、歡迎とを受けた。而も此の支持歡迎が單に日露兩國の關係當局者並に當業者のみならず、廣く本邦一般讀書知識階級の大層にまで及んでゐたことは、本書の刊行が如何に切實に時勢の要求に投じ、社會の期望に副ひ得たかの雄辯なる證左でなくて何であらう。この事實に確信を深められた吾人は、更に大なる期待と周到なる準備とを以て昭和五年版の編纂に進んだ。

而も四年版刊行から五年版刊行に至る一年間に、日ソ兩國の歷史は更に新なる內容を附

日刊 日露通信 (日露兩文)

(通信の特質) 1日露間の政治・經濟一般關係、2通商貿易關係、3漁業關係、4利權企業關係、6交通運輸關係、7金融關係、5文化人事關係、8露國各地情報・政治經濟百般に亘り特に商業經濟上の見地より參考となるべき重要ニュースは普く之を網羅し、寸刻にして御手許に達する樣最善の組織方法を取つて居ります、殊に其の通信は從來の所謂新聞記事乃至通信材料と趣を異にして取材の上に、記事の上に一新機軸を示し簡單明瞭適切正確、多忙なる實業家諸氏の爲座右の顧問として眞に有效なる本邦唯一の專門通信であります。

(連絡機關) 當通信は創刊十二年を閱し國外に於てはモスクワ、ノーウオシビリスク、ハバロフスク、ウラヂウオストツク、アレクサンドロフスク、哈爾賓、伯林の諸重要都市に通信網の連絡機關を有し、國內に於ては大阪、神戶、下關、敦賀、函館、小樽等に支局、出張所、又は通信連絡機關を有して報導の完備を期してゐます。

(調査と飜譯) 讀者の特別の必要に應じて本社調査部は直ちに諮問事項を調査し通信とは別途に之を報導して完全に讀者の顧問たり、對露關係の指針たるの使命を果しつゝある。又飜譯部に於ては日露兩國經濟上の諸問題を始め法政、文化等に亘り完全なる定譯の需めに應じてゐる。譯文の平明、正確と共に敏速と低廉とを最大特色とする。飜譯は露文和譯、和文露譯の兩方である。

凡ゆる對露關係者は是非本通信を購讀御利用下さるやう願ひます

東京市・丸の內・三菱二十一號館

發行所 日露貿易通信社

電話丸の內(23)四六四四番・四六四五番

振替東京四三〇一五番・電信略號トウケイニチロ

加した。それは政治外交關係において、漁業關係に於て、利權關係において、通商關係において、交通關係に於て、或は文化關係に於て極めて豊富なる内容に充ち、重要事件と問題の數に貫かれてゐる。殊にソウエート聯邦それ自身の情勢に於ては、その推移のテンポが急激であるだけに、日ソ關係に劣らず記錄すべき内容極めて廣範である。

昭和五年版の特徴はこの新なる一年の歷史を加へて日ソ關係の全部門を細大洩らさず總決算し、これを體系的に編纂記述すると共に、昨年版に於ては缺くるところ少くなかつた露國の部及び露文欄を改訂大增補し、本文のみにて全體に昨年版よりも約三百頁を加へて質量共に一段の進展を跡づけた點にある。刑行第二年たる昭和五年版について若しも大完成と云ふ言葉が稍僭越であるとしても、少くも四年版に於て充たされなかつた多くのものを五年版は與へてゐる事と確信する。若し夫れ附錄ソウエート聯邦地圖に至つては、本誌の些か以て誇りとするところである。

本年鑑が邦人の正しき對露知識を擴充し、兩國關係の一段の進展に資せんため、より多く愛讀され、より廣汎に利用せられんことを熱望してやまない。

昭和四年十月二十二日

日露貿易通信社長

上田森治

凡例

一、日露年鑑昭和五年版は、内容見本に示された如く邦文欄日露關係の部に於ても、露國の部に於ても、又露文欄に於ても前年版の不備缺陷を十分に充たし、全體に著しい增頁を加へて名實共に完全なる日露年鑑として刊行することを目標として編纂に着手された。

二、然るに年鑑の性質上、推移し發展しつゝある歷史を最も新しき事實において記述し、且つ最新の數字的統計を掲ぐる必要と、編輯締切の遲延に結果する發行期の短縮とは各部門にわたる編輯プランの上に多少の變更を加へることを餘儀なくせしめられた。

三、その中特記すべきもののみを擧ぐれば（一）漁業、通商、利權其他を通じて一般的には昭和四年十月―十一月に於て始めて發表される本年度諸業績、諸統計を調査し掲載し得たること、（二）日露關係の部の末段に獨立の一項として掲ぐる豫定の關係團體及人物は、一般關係以下の各項においてそれぞれ重要部分を洩れなく記載せるため著しく重復する處れあるが故にこれを廢して、重復せざる部分即ち露領に現住する邦人統計並に、我對露關係の關門たる北滿州就中其中心地たる哈爾賓に現住する邦人の精密なる統計を掲げ、配するに露國度量衡表を以てし、雜錄の名に總括することゝしたこと、（三）露文欄の劈頭に、日本の國勢現情の概觀を掲げ露人讀者に便したこと、（四）特別附錄中（一）極東漁業地圖、（二）北樺太利權地圖、（三）最新露語略語辭彙を都合上省略したこと等である。これらはぜひとも來年版において補充されねばならぬ。

四、本文における用語は出來るだけ統一を期したが、これを徹底せしむることは出來なかつた。其中特に顯著なものとしては露國の名稱である。即ち外務省の用法に從つてソウエート社會主義共和國聯邦と記した部分、ソウエート聯邦とした部分、一般的通稱によつて露國乃至露西亞とした部分とある。然し大體において條約、協約、契約等においては第一のものを、其他にあつては第三のものを取つたこと前年版同樣である。

五、露國の經濟年度が毎年十月一日に始まつて翌年九月三十日に終るのそれに置かず、英國のそれに置いたことは、メートル法實施の今日その方がより蓋然性を持つてゐると信じたためである。例へば噸、ポンド、セントナー、グラム、オンス、フート、ヤード、エーカー、ガロン等々は既に殆んど日本化してゐると云ふも過言でない。

六、卷頭附錄ソヴエート聯邦地圖の說明を日本語によらず、英語によつたことは、本年鑑の性質上外人讀者にも之を便する必要からである。

七、本年鑑材料は、最新の正確なものをとの根本方針の下に、本社調査部備付のもの、外、外務省、大藏省、農林省、商工省、鐵道省、遞信省等對露關係諸官廳を始め其他本邦諸官廳、日露協會、露水組合其他各種の本邦對露關係團體及個人、露國側に於ては、駐日露國大使館通商代表部、極東銀行を始め露國の對本邦關係諸機關並に團體について之を需め、それ以外の兩國出版物からも多くのものを得た。夫等諸機關並に團體及個人各位に記して以て深謝の意を表する。

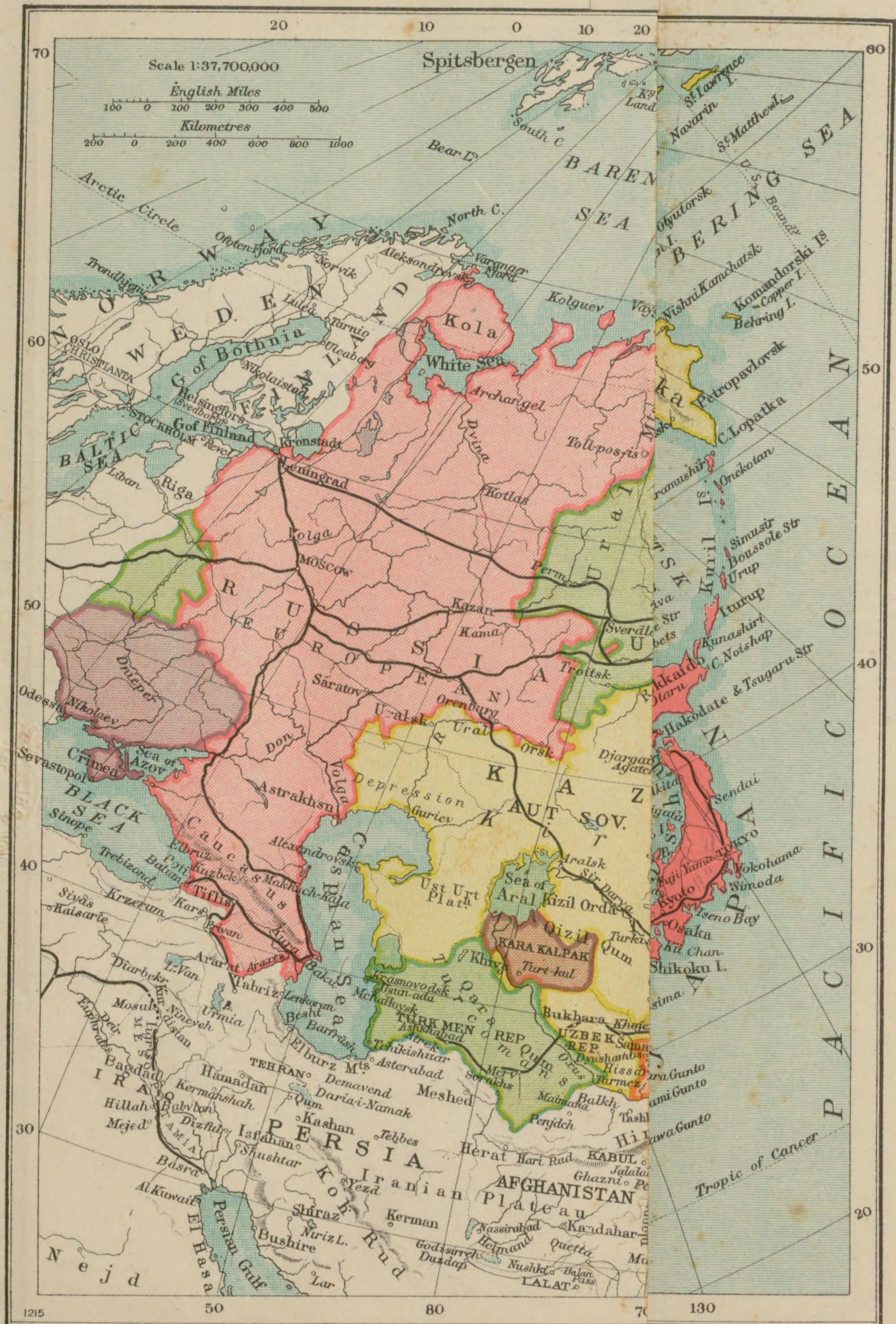
Scale 1:37,700,000
English Miles
Kilometres
Spitsbergen
Arctic Circle
NORWAY
SWEDEN
FINLAND
G. of Bothnia
G. of Finland
BALTIC SEA
Riga
Leningrad
Kronstadt
Kola
White Sea
Archangel
Kolguev
BARENTS SEA
North C.
Bear I.
Moscow
Volga
Kazan
Kama
Perm
Kotlas
Ural
RUSSIA
EUROPEAN
Saratov
Orenburg
Dnieper
Odessa
Nikolaev
Crimea
Sea of Azov
Sevastopol
BLACK SEA
Sinope
Trebizond
Batum
Tiflis
Don
Astrakhan
Caspian Sea
Baku
Erzerum
Kars
Tabriz
Urmia
Mosul
Bagdad
Hillah
Babylon
Basra
Al Kuwait
Persian Gulf
El Hasa
Nejd
PERSIA
Teheran
Hamadan
Kermanshah
Ispahan
Kashan
Shiraz
Bushire
Kerman
Meshed
Elburz Mts.
Demavend
Astrabad
Iranian Plateau
AFGHANISTAN
Herat
Kandahar
Kabul
Quetta
Bukhara
Balkh
Sea of Aral
Kizil Orda
Qizil Qum
KARA KALPAK
Turt-kul
TURKMEN REP.
UZBEK REP.
KAZAK AUT. SOV.
Depression
Guriev
Aralsk
Ust Urt Plat.
Orsk
Troitsk
Sverdlovsk
BERING SEA
St. Lawrence I.
St. Matthew I.
Komandorski Is.
Copper I.
Behring I.
Petropavlovsk
C. Lopatka
Kuril Is.
Onekotan
Simusir
Boussole Str.
Urup
Iturup
Kunashiri
C. Noishap
Hakodate & Tsugaru Str.
Otaru
Sendai
Tokyo
Yokohama
Wimoda
Ise Bay
Osaka
Shikoku I.
PACIFIC OCEAN
Tropic of Cancer

日露年鑑附圖

Scale 1:37,700,000
English Miles
Kilometres
ARCTIC OCEAN
Spitsbergen
Franz Josef Land
BARENTS SEA
Novaya Zemlya
Kara Sea
C. Chelyuskin
New Siberian Is
Wrangel I.
Bering Str
BERING SEA
Gulf of Anadir
Tchuktchis
Koriaks
Kamchatka
Petropavlovsk
C. Lopatka
SEA OF OKHOTSK
Kuril Is
PACIFIC OCEAN
NORWAY
SWEDEN
FINLAND
G. of Bothnia
G. of Finland
BALTIC SEA
Kola
White Sea
Archangel
Leningrad
Moscow
EUROPEAN RUSSIA
UKRAINE
Dnieper
Odessa
Sevastopol
Crimea
Sea of Azov
BLACK SEA
Don
Volga
Astrakhan
Caucasus
Tiflis
Baku
Caspian Sea
URAL AREA
Sverdlovsk
Tobolsk
Omsk
SIBERIAN AREA
WHITE RUSSIA
Tomsk
Novo-Sibirsk
Krasnoyarsk
Yeniseisk
Narym
Turukhansk
Taimir Penin.
YAKUT AUT. SOV. SOC. REP.
Yakutsk
Verkhoyansk
Okhotsk
FAR EASTERN AREA
BURYAT
Irkutsk
Chita
Khabarovsk
Vladivostok
Sakhalin
Karafuto
KAZAK AUT. SOV. SOC. REP.
Akmolinsk
Semipalatinsk
Balkhash L.
Sea of Aral
KARA KALPAK
TURKMEN REP.
UZBEK REP.
TADZHIK A.S.S.R.
KIRGHIZ A.S.S.R.
Tashkent
Bukhara
Samarkand
Pamir Plateau
OIRAT TERR.
MONGOLIA
Urga
INNER MONGOLIA
Gobi or Shamo
SIN-KIANG
Kashgar
Yarkand
Takla Makan Desert
Kunlun Mts
KUKU-NOR
TIBET
Lhasa
CHINA
Peking
Tientsin
Nanking
Shanghai
Hankow
MANCHURIA
Harbin
Mukden
KOREA
Seoul
SEA OF JAPAN
Hokkaido
Tokyo
Osaka
Kyushu
Shikoku I.
YELLOW SEA
EAST CHINA SEA
Formosa (To Japan)
Tropic of Cancer
PERSIA
Teheran
Meshed
AFGHANISTAN
Kabul
Kashmir
Punjab
IRAQ
Persian Gulf
Nejd
1215

日露年鑑附圖

目次

日露關係の部

・日露關係の歴史……八
一、帝政露國との關係……八
一、初代一百五十年間……八
二、樺太千島交換まで……九
三、明治時代の關係……一〇
四、歐洲大戰前後……一一
二、勞農露國との關係……一二
一、日本の西伯利出兵時代……一二
二、新國交の創造へ……一三
三、國交成立後の略史……一四
・日露支三角關係……一六
イ、日露兩國と滿蒙……一六
ロ、兩國の利害關係……一七
ハ、支那の東支鐵道回收事件……一七
日露基本條約……一八
交換公文……二一
附屬公文……二二
署名議定書……二二
日本國代表者ニ依リ聯邦ノ代表者ニ交付セラレタル覺書……二二
石油試掘作業……二二
炭坑作業……二三
日露講和條約……二四
駐剳外交機關……二六
露國駐剳日本大使館……二六
露國駐剳日本總領事館……二六
日本駐剳露國大使館……二七
日本駐剳露國領事館……二七

漁業關係

日露漁業條約……二八
日本國及「ソウエート」社會主義共和國聯邦間漁業條約
議定書(甲)……二八
議定書(乙)……三〇
聲明書……三〇

附錄

ソウエート聯邦地圖

一般關係

一、外交關係の基調……一
イ、根本的對立關係……一
ロ、相互依存的關係……一
ハ、二要素の反撥と抱合……二
・二、日本の對露外交政策……三
イ、經濟的提携と宣傳禁止……三
ロ、政友會內閣の對露政策……四
ハ、民政黨現內閣の對露政策……六
・三、露國の對日外交政策……六
イ、初期の露國對日政策……六
ロ、露國の二元的外交政策……七
ハ、對日外交政策の發展……七

議定書(乙)……三四
議定書(丙)……三五
最終議定書……三七
第一附屬書……四二
第二附屬書……四三
交換公文……四五
千九百七年漁業協約改訂ニ關スル日本國及「ソウエート」聯邦間會議錄……四六
罐詰工場經營ニ關スル特別契約……四八
昭和四年度極東沿海一般漁區貸付條件(修正濟)……五二
昭和四年度極東蟹漁區貸付條件(修正濟)……五七
外國領海水産組合法……六二
外國領海水産組合法施行規則……六二
露領水産組合定款……六三
第一章　總則……六三
第二章　組合員ノ加入及脫退……六三
第三章　組合員ノ權利義務……六三
第四章　役員ノ選任並ニ業務ノ執行……六四
第五章　會議……六四
第六章　會計……六五
第七章　違約處分……六五
第八章　定款ノ變更……六六
第九章　解散……六六
第十章　附則……六六
露領水産組合露領出漁規定……六六
露領漁業被使用者救恤規定……六六
露領漁業被使用者救恤規則細則……六八
極東露領漁場無稅輸入品目表……七〇
第一類　漁場用設備及材料……七〇
第二類　本表第一類中ニ記載ノ企業勞働者及從業員供給品……七一
第一部　作業用被服……七一
第二部　食料品……七一
第三部　藥劑、食糧及其他ノ物品……七一
日露漁業問題の沿革……七二
一、緒言……七二
二、ポーツマス條約締結前……七二
三、日露漁業協約要項……七二
四、露國革命後の變則的出漁時代……七三
五、日露基本條約に依る漁業權再確保……七四
六、日露漁協約改訂交涉……七五
七、漁區決定の問題……七六
八、漁業條約の檢討……七七
イ、漁業區域について……七七
ロ、漁業權行使について……七八
ハ、工場設置問題……七八
ニ、勞働者問題について……七九
ホ、條約更新期について……八〇
九、罐詰工場特別契約成立……八〇
昭和四年の日露漁業問題の紛議……八二
一、漁區貸下條件の紛議……八二
一、序言……八二
二、露國の發表と露水組合……八二
三、日露兩國の輿論……八三
四、露水組合の權益擁護運動……八三
五、露國の單獨競賣斷行……八四
六、日本人の競賣參加へ……八六
二、島派の日魯漁區奪取事件……八七
一、四月五日競賣の結果……八七
二、陰謀組の正體……八八
三、事件の遠因近因……八八
四、陰謀の筋書……八九
五、漁區競落後の策動……九二
六、露領水産組合の對策……九二
七、漁區問題對策と妥協成立の經緯……九四
三、日露漁業交涉の現狀……九七
一、最近の交涉諸案件……九七
二、國營要望漁區問題……九八
三、露人單獨競落區取戻問題……九九
四、宇田放棄漁區の對露交涉……一〇一
五、勞働條件並に社會保險施設交涉問題……一〇二
六、自治出漁問題……一〇三
七、結論……一〇四
日露漁業問題日誌……一〇五
邦人の露領漁業狀態……一〇七
邦人租借漁區數累年表……一〇七
邦人實際經營漁區、經營者、從業員數累年比較……一〇七
邦人鮭鱒鰊漁獲高累年表……一〇八
邦人鮭鱒罐詰製造高累年表……一〇九
露領並に本邦蟹罐詰生産高比較……一〇九
本邦蟹罐詰輸出國別表……一一〇
蟹罐詰陸上工般比較表……一一〇
露領租借漁區使用船舶數及總噸數……一一〇
昭和四年露領租借漁區表……一一一
鮭鱒鰊漁區の部……一一一
沿海區……一一一
薩哈嗹區……一一五
オホトスキイ區……一一六
ギジギンスキー區……一一九
イーチンスキイ區……一二〇
西勘察加區……一二五
東勘察加區……一三二
カラギンスキイ區……一三四
オリユトロ、ナワリンスキイ區……一三九
蟹漁區ノ部……一四一
沿海區……一四一
イーチンスキイ區……一四二
西勘察加區……一四三
東勘察加區……一四四
オリユトロ、ナワリンスキイ區……一四四
邦人露領罐詰工場及特別並ニ普通契約配屬漁區表……一四五
日本の露領漁業團體……一四八
露領水産組合……一四八
一、沿革……一四八
二、目的及事業……一四八
三、組織……一四八
四、組合員……一四八
日魯漁業株式會社……一四九
一、沿革……一四九
二、會社の現狀……一四九
東邦水産株式會社……一五〇
田代三吉……一五〇
西出商事株式會社……一五〇
八島庄太郎……一五〇
狹布宗太郎……一五〇
長谷川藤三郎……一五〇
片桐寅吉……一五〇
石丸好助……一五〇
株式會社八木本店……一五一
濱田庄平……一五一
佐々木平次郎……一五一
本川藤三郎……一五一
株式會社林兼商店……一五一
畠山合名會社……一五一
田中重一……一五一
小杉正二……一五一
高野憲造……一五一
野口一三郎……一五一
大串長次郎……一五一
山田大次郎……一五一
橋本熊作……一五一
宮川幸太郎……一五一
佐渡傳二……一五一
藤木治郎平……一五一
鈴木佐平……一五一
花房並次郎……一五一
株式會社松田商會……一五一
高橋喜六……一五一
鹿取久治良……一五一
合名會社西野商會……一五一
齋藤定五郎……一五一
保坂慶藏……一五一
水橋商事株式會社……一五一
吉武源太郎……一五一
梶　榮次郎……一五二
竹村醇多……一五二
山下敏夫……一五二
汐海昌……一五二
小熊幸治郎……一五二
大淵三太……一五二
阿部外也雄……一五二
大橋一雄……一五二
柴田清作……一五三
針山清三……一五三
露國の極東漁業計畫……一五三
露國漁業計畫の積極化……一五三
露國極東國營漁業十年計畫……一五三
第一期五ケ年……一五三
第二期五ケ年……一五三
漁業計畫の實施方針……一五四
新五箇年計畫案……一五四
露國の極東漁業狀態……一五五
露人租借漁區累年表……一五五
露人鮭鱒漁獲高累年表……一五五
露人鮭鱒蟹罐詰製造高累年表……一五五
露國の極東漁業團體……一五六
カムチヤツカ株式會社略稱國營アコ……一五六
一、沿革……一五六
二、會社の現狀……一五六
國營極東漁業トラスト
略稱「ダリゴスルイブトレスト」……一五七
一、沿革……一五七
二、經營漁場……一五七

五、利權者の義務……一八五
六、産油優先買上權……一八五
七、勞働者並に從業員雇傭……一八五
八、爭議調停條項……一八五
九、其他要項……一八五
既開各油田面積……一八六
北樺太油田試掘地積の利權契約締結……一八六
同社の勞働團體契約……一八七
勞働團體契約……一八七
第一章　總則……一八七
第二章　雇傭及解雇……一八九
第三章　勞働賃銀標準及支拂手續……一九一
第四章　保障及補償……一九二
第五章　勞働時間及休憩……一九四
第六章　勞働保護……一九五
第七章　宿舍條件、共產的待遇及供給……一九五
第八章　徒弟制度……一九六
第九章　組合及其機關……一九六
附錄第一號(イ)……一九七
附錄第一號(ロ)……一九八
附錄第二號……一九九
一、評價爭議委員會の組織……一九九
二、評價爭議委員會の權能……二〇〇
三、評價爭議委員會への申請書提出期間……二〇一
四、評價爭議委員會事務規定……二〇一
五、附則……二〇三
附錄第三號……二〇三
附錄第四號……二〇三
第一級……二〇三
第二級……二〇三
第三級……二〇四
第四級……二〇四
第五級……二〇四
第六級……二〇五
第七級……二〇五
第八級……二〇六
第九級……二〇七
第十級……二〇七
第十一級……二〇八
第十二級……二〇八
第十三級……二〇九
第十四級……二〇九
附錄第五號……二〇九
罰則……二一四
附錄第六號……二一六
附錄第七號……二一七
附錄第八號……二一七
北樺太石油會社の組織……二一七
北樺太石油會社の業績……二一八
第一年度……二一八
第二年度……二一九
第三年度……二一九
第四年度……二一九
北樺太石炭利權（利權者、北樺太鑛業株式會社）……二二二
利權交涉概要……二二二
北樺太鑛業會社利權契約內容……二二二
勞働團體契約……二二八
第一章　總則……二二八
第二章　雇傭及解雇……二三〇
第三章　勞務ニ對スル支拂ノ標準及支拂手當……二三一
第四章　保障及補償……二三三
第五章　勞働時間及休養……二三四
第六章　勞働ノ保護……二三五
第七章　徒弟……二三六
第八章　文化事業……二三六
第九章　組合機關……二三六
附錄第一（契約第九條）……二三七
一、地方評價爭議委員會規定……二三七
イ、總則……二三七
ロ、評價爭議委員會ノ職務……二三七
ハ、評價爭議委員會ノ構成……二三七
ニ、評價爭議委員會事務規定……二三八
附錄第二（契約第十八條）賃銀網等級別資格細則……二三八
一級……二三八
二級……二三八
三級……二三八
四級……二三九
五級……二三九
六級……二三九
七級……二四〇
八級……二四〇
九級……二四一
十級……二四二
十一級……二四二
附錄第三（契約第二十六條）……二四三

極東國營通商局略稱「ダリコストルグ」……一五七
ルイボプロドウクト……一五七
プリムルイプセリヂ……一五七
リスノフ……一五七
シヤポシニコフ、シヤチクルビンシテイン……一五七
リユーリ商會……一五七
コズロウ……一五八
フセコプリム、ルイバク、ソユーズ……一五八
シンケウイチ
フリプコ合資會社……一五八
ボリシエレツコエ、コーベラチーブノエ、タワーリシチエストウオ……一五八
ウオルコフ、バジヤキン、ルブコフ……一五八
ダリルイブ、プロム……一五八
日露の工船蟹漁業……一五八
一、蟹罐事業と蟹工船……一五八
二、工船蟹漁業の創始と發展……一五八
三、創業後の蟹工船出漁實績……一五九
大正九年……一五八
大正十年……一五九
大正十一年……一六〇
大正十二年……一六〇
大正十三年……一六〇
大正十四年……一六〇
大正十五年……一六一
昭和二年……一六一
昭和三年……一六一
昭和四年……一六二
四、蟹漁業の科學的調査……一六二
五、漁撈對象タラバ蟹……一六三
六、タラバ蟹分布の概觀……一六三
七、漁場區域、漁船並に漁網……一六三
八、各漁場盛衰の大勢……一六四
九、蟹工船經營の概況……一六五
十、蟹工船企業と採算……一六五
十一、蟹罐詰販路と取引相場の高低……一六六
十二、蟹罐界不況招徠の經緯……一六七
十三、關係業者の協調非協調……一六八
十四、日本及昭和二大會社に合同成立……一六九
日本工船漁業株式會社……一六九
資本金其他……一六九
役員……一七〇
所屬工船……一七〇
昭和工船漁業株式會社……一七〇
資本金其他……一七〇
役員……一七〇
所屬工船……一七〇
工船蟹漁業取締規則……一七一
第一號樣式……一七二
第二號樣式……一七二
第三號樣式……一七二
第四號樣式……一七二
工船蟹漁業禁止區域ノ件……一七二
「イバラ」蟹ノ雌又ハ胸甲ノ幅五寸未滿ノ雄捕獲禁止ノ件……一七二
「イバラ」蟹ノ雌罐詰輸出及輸出ノ目的ニ供スル爲販賣取締方……一七二
露國の工船蟹漁業……一七三
一、蟹工船と領海問題……一七三
二、露國蟹工船の創始……一七三
三、昭和三年の業績……一七三
四、昭和四年の業績……一七四
五、昭和五年の計畫と漁場枯渇問題……一七四
日本の鮭鱒工船漁業……一七五
母船式鮭鱒漁業取締規則……一七五
日露海獸狩獵關係……一七七
四國條約成立經過……一七七
腦納獸保護條約……一七七
海獸獵獲禁止法の內容……一七九
條約滿期後の經過……一八〇

利權企業

日露利權企業概觀……一八一
北樺太利權に關する勅令及法律……一八二
北樺太石油利權（利權者、北樺太石油株式會社）……一八三
利權交涉經過……一八三
一、はしがき……一八三
二、全權代表の詮衡難……一八三
三、會議の迂餘曲折……一八三
四、彼我意見の杆格……一八四
利權契約要項……一八四
一、利權の目的……一八四
二、地域……一八四
三、利權期間……一八五
四、利權者の特典並に權利……一八五

供給ノ標準及手續……二四三
附錄第四（契約第四十條）……二四三
內部：管理規則案……二四三
附錄第五（契約第四十條）……二四五
罰則表……二四五
落度及罰ノ細則……二四五
附錄第六（契約第五十二條）……二四六
住宅及共產的援助ニ關スル規定……二四六
北樺太鑛業會社の組織……二四七
北樺太鑛業會社の業績……二四八
第一年度……二四八
第二年度……二四八
第三年度……二四八
沿海州森林利權……二四九
（利權者、露領林業株式會社）
利權交涉經過……二四九
利權契約の內容……二四九
同社の勞働團體契約……二五一
露領林業會社の組織……二五一
同社の企業經過……二五一
第一年度……二五一
第二年度以後……二五二
オホツク金鑛利權……二五二
（利權者、昭和金鑛株式會社）
利權交涉經過……二五二
利權契約要項……二五二
昭和金鑛會社の組織……二五二
同社の企業經過……二五三
北樺太西海岸アグネオ石炭利權……二五三
（利權者、阪井組合）
北樺太西海岸コスチナ石炭利權……二五三
（利權者、塚原組合）
失效利權……二五四
オホツクリヂンスキイ金鑛利權
（利權者、田中與太郎）
黑海汽船引揚作業利權……二五四
（利權者、株式會社深海工業所）

通商關係

日露貿易の沿革……二五五
一、明治時代の通商關係……二五五
二、大戰當時の通商關係……二五五
本邦對露輸出額と其順位……二五六
本邦對露輸入額と其順位……二五七
三、革命當時の通商關係……二五七
四、國交恢復後の通商關係……二五七
品目別對露貿易表……二五八
昭和三年の日露貿易……二五九
一、取引額の激增……二六二
二、露國より日本への輸入……二六二
三、日本より露國への輸出……二六二
四、貿易發展の障害……二六三
日露貿易の一考察……二六四
商工省商務局貿易課發表……二六四
一、大藏省統計……二六四
二、通商代表部發表統計……二六五
三、東京通商代表部注文高……二六五
對露輸出貿易……二六六
品目別對露貿易表……二六八
輸出の部……二六八
輸入の部……二七二
昭和四年度の日露貿易……二七三
大藏省發表（七ケ月）……二七三
通商代表部發表（十一ケ月）……二七四
通商代表部新發表（八ケ月）……二七四
運商代表部發表（六ケ月）……二七四
日露兩國間の大口取引……二七六
日露木材會社の露領木材一手販賣……二七六
日露木材株式會社……二七六
一、沿革……二七六
二、昭和四年度契約に依る事業概要……二七六
「エクスポールトレス」……二七七
（國營輸出木材株式會社）
對露生魚取引……二七七
北樺太石油會社と全露石油シンヂケートの原油賣買契約……二七八
日露原油賣買契約內容……二七八
對露白金取引……二七八
サントニン輸入元契約……二七九
對露漁網輸出……二七九
對露鹹力罐輸出……二七九
日露貿易有望品目……二八〇
日本の對露輸出有望品……二八〇
露國の對日輸出有望品……二八〇
駐日露國通商代表部……二八〇
露國通商代表部官制……二八〇

一、通商事務ニ據ル外國派遣規則……二八〇
二、商談及び商取引規定……二八一
三、決算及び會計規定……二八二
四、派遣手當に關する規定……二八二
五、本施行令ニ反セル場合及ヒ意見ノ相違ヲ生シタル場合ノ規定……二八二
附錄第一號……二八二
附錄第二號……二八三
附錄第三號……二八三
附錄第四號……二八三
附錄第五號……二八四
駐日露國通商代表部の資格……二八四
駐日露國通商部代表部職員……二八四
本邦對露取引關係者一覽……二八五
對露輸出組合員氏名……二八六
大阪日露貿易協會規約……二八七
神戶對露貿易協會……二八八
名古屋日露貿易研究會……二八八
哈爾賓商品陳列館……二八八
金融關係……二八九
對露貿易金融問題……二八九
一、概說……二八九
二、日露貿易の現在及將來……二八九
三、對露輸出貿易金融の現狀……二九〇
四、對露輸出關係者の立場……二九〇
五、英米の態度と輸出補償案……二九〇
六、通商條約と補償制度の效果……二九一
朝鮮銀行と對露金融關係……二九一
一、鮮銀浦潮支店……二九一
二、內地鮮銀の對露融資問題……二九二

三、通商代表部振出手形の再割引……二九二
極東銀行と對日金融關係……二九二
一、極東銀行本店……二九二
二、神戶支店の營業趨勢……二九三
三、神戶支店の取引先……二九四
四、神戶支店職員……二九四
日露間の送金方法……二九四
對露輸出補償の制定に關する建議……二九四

交通郵電聯絡關係

歐亞運輸聯絡協定……二九九
一、國際的運輸聯絡の發端……二九九
二、歐亞聯絡運輸復舊の動機……二九九
三、歐亞聯絡運輸會議第一回會議……二九九
四、歐亞聯絡運輸の復舊＝伯林第二回會議……三〇〇
五、第三回會議、リガ會議……三〇〇
第四回歐亞聯絡會議……三〇二
一、參加運輸機關……三〇二
二、主要決議事項……三〇二
三、本聯絡運輸の成績……三〇三
四、小荷物聯絡運輸規則要領……三〇四
所要時間と運賃……三〇四
露國入國案內……三〇六
一、旅券と査證……三〇六
二、手荷物……三〇六
三、稅關檢査……三〇六
四、貨幣……三〇七
五、ホテル……三〇七
日滿直通輸送協定……三〇八
一、日滿直通運輸の沿革……三〇八
二、昭和二年東京會議……三〇八
三、昭和三年哈爾賓會議……三〇八
四、旅客關係規約要項……三〇八
五、昭和四年京城會議……三〇九
東支鐵道と露支關係……三〇九
一、敷設以來の經過概要……三〇九
二、組織と營業狀態……三一一
滿鐵、烏鐵の北滿貨物輸送關係……三一一
一、初期（日露戰後）の關係……三一一
二、歐洲大戰と位置轉換……三一一
三、貨物爭奪戰の經緯……三一二
四、運賃協定と其內幕……三一二
五、滿鐵烏鐵貨物配分協定……三一二
六、滿鐵烏鐵五分配貨協定……三一三
北日本汽船敦浦聯絡航路……三一三
川崎汽船・烏鐵直通聯絡協定……三一四
一、栗林汽船の協定實現……三一四
二、川崎汽船の引繼新協定……三一四
栗林商船株式會社の勘察加航路……三一五
近海郵船の北樺太航路……三一六
日露郵便物關係……三一六
一、對露通常郵便物關係……三一六
二、飛行郵便關係……三一七
三、小包郵便關係……三一七
四、郵便爲替關係……三一七

日露電信關係……三一七
一、日露電信連絡の沿革……三一七
二、兩國間電信連絡の現況……三一七
三、兩國間の電報料金及取扱通數……三一八

文化關係

文化關係概觀……三一九
一、一般文化關係……三一九
二、日本に於ける新ロシヤ展……三一九
三、ソウエート文人學者の來朝……三一九
四、ソウエート文献の邦譯出版……三二〇
五、ソウエートに於ける日本文化紹介……三二〇
六、歌舞伎劇の訪露興行……三二〇
日本の露西亞關係書籍……三二一
改造社……三二一
東京朝日新聞社……三二一
大倉書店……三二一
叢文閣……三二一
日本評論社……三二一
大阪屋號書店……三二一
平凡社……三二一
岩波書店……三二一
共生閣……三二一
希望閣……三二一
世界社……三二三
白揚社……三二三
大阪毎日新聞社……三二四
弘文堂……三二五
イスクラ閣……三二五
マルクス書房……三二五
上野書店……三二五
春秋社……三二六
同人社……三二六
本邦對露文化關係團體……三二六
日露協會……三二六
一、協會の沿革……三二六
二、協會の會則……三二六
三、協會役員……三二七
四、協會會員……三二七
日露藝術協會……三三〇
日露經濟時報社……三三一
露西亞通信社……三三一
日露貿易通信社……三三一
對露經濟談話會……三三一
本邦露語關係學校……三三一
露國の日本關係書籍……三三一
露國の對日文化關係團體……三三三
對外文化聯絡協會……三三三
一、沿革と對本邦文化的活動……三三三
二、世界各地の聯絡友誼團體……三三四
三、外國旅客應接事業……三三四
四、書籍の交換事業……三三四
五、新聞雜誌に依る聯絡……三三五
六、「ウオクス」の展覽會事業……三三五
七、音樂部……三三五
露國の日本語關係學校……三三六
極東大學……三三六
レーニングラード大學……三三六
モスクワ東洋學院……三三六
レーニングラード東洋學院……三三六
モスクワ陸軍大學……三三六
特殊學校
浦潮居留民會日本人小學校……三三六

雜錄

露國在住日本人……三三七
極東露領(一)……三三七
極東露領(二)……三四〇
在哈爾賓日本諸團體……三四二
度量衡……三四七
衡量(其の一)……三四七
衡量(其の二)……三四七
尺度(其の一)……三四八
尺度(其の二)……三四八
平方尺(其の一)……三四九
平方尺(其の二)……三四九
立方尺……三五〇
穀量……三五〇
水量……三五一

露國の部

露國十二年史

露國十二年間重要日誌……一
一九一七年……一
一九一八年……一
一九一九年……三
一九二〇年……四
一九二一年……六
一九二二年……六
一九二三年……七
一九二五年……八
一九二六年……九
一九二七年……九
一九二八年……一一
一九二九年……一二

國家の構成

ソウエート社會主義共和國聯邦憲法……一三
第一編　ソウエート社會主義共和國聯邦建設ニ關スル宣言……一三
第二編　ソウエート社會主義共和國聯邦建設ニ關スル條約……一四
第一章　ソウエート社會主義共命國聯邦最高機關ノ權限ニ屬スル諸事項……一四
第二章　聯邦各共和國主權及聯邦國籍……一四
第三章　ソウエート社會主義共和國聯邦ソウエート大會……一五
第四章　ソウエート社會主義國聯邦中央執行委員會……一五
第五章　ソウエート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會……一六
第六章　ソウエート社會主義共和國聯邦人民委員會議……一六
第七章　ソウエート社會主義聯邦最高判裁所……一七
第八章　ソウエート社會主義共和國聯邦人民委員會……一七
第九章　合同國家政治局……一八
第十章　聯邦各共和國……一八
第十一章　ソウエート社會主義聯邦共和國徽章、國旗、及首府……一八
ソウエート社會主義共和國聯邦中央國家機關重要職員表……一九
ソウエート聯邦中央執行委員會幹部員……一九
ソウエート聯邦中央執行委員會幹部會員……一九
ソウエート聯邦中央執行委員會聯邦會議幹部會員……一九
ソウエート聯邦中央執行委員會民族會議幹部會員……一九
ソウエート聯邦人民委員會議々長……一九
露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國憲法……二二
第一編　總則……二二
第一章……二二
第二編……二三
第二章　全露ソウエート大會及全露中央執行委員會ノ權限ニ關スル事項……二三
第三編　ソウエート權力ノ構成……二四
第三章　中央權力……二四
第四章　自治ソウエート社會主義共和國及自治州……二六
第五章　地方ノ權力……二六
第四編……二八
第六章　ソウエート選擧……二八
第五編……二九
第七章　豫算編成權……二九
第六編……二九
第八章　露西亞社會主義聯邦共和國ノ徽章國旗及首府……二九
ソウエート各共和國中央國家機關重要職員表……三〇
電西亞社會主義聯邦ソウエート共和國……三〇

ウクライナ社會主義ソウエート共和國……二〇
白露西亞社會主義ソウエート共和國……二〇
後高架索社會主義聯邦ソウエート共和國……二〇
トルクメン社會主義ソウエート共和國……二〇
ウズベック社會主義ソウエート共和國……二〇
ソウエート聯邦の地理的構成……二〇

露國の外交

外交代表に關する規定……二四
ソウエート聯邦在外代表……二四
ソウエート聯邦駐劄各國外交代表……二五
露國對外關係一覽……二五
亞細亞諸國との關係……二五
歐洲に於ける隣接諸國との關係……二五
歐米に於ける隣接國以外の諸國との關係……二七
最近一年間の露國對外條約……四一
對外關係に關する報告……四三
（ソウエート大會に於けるルイコフ氏の報告）……

露國の財政

財政計畫……四八
國家豫算……五一
國家豫算支出の部（表ノ一）……五二
國家豫算支出の部（表ノ二）……五二
地方豫算……五三
ソウエート聯邦地方豫算（收入の部）……五三
公債發行……五四
國立銀行バランス……五五
國庫發行貨幣……五五

露國の經濟

新經濟政策……五六
國家計畫委員會……五七
經濟發展五箇年計畫……五七
一、概說……五七
二、工業の發展五ケ年計畫……五七
三、農業の發展五ケ年計畫……五七
四、外國貿易發展の五ケ年計畫……五七
一九二八—二九年度經濟計畫遂行成績表……六一
露國現下の經濟問題……六二
一、五ケ年計畫と經濟的前途……六二
二、生產競爭の方法と產業幹部問題……六四
三、農業振興の二途……六五

露國の產業

產業資源……七〇
工業……七二
電化事業……七三
公共用發電所發電力……七三
發電所全部の發電力……七三
農業……七四
漁業……七七
漁業に關する法令……七七
露西亞社會主義ソウエート共和國漁業經濟ニ關スル規則……七七
第一章　總則……七七
第二章　漁業經濟ノ行政機關……七九
第三章　漁業調整規則……八〇
第四章　漁業企業ノ調整手續……八一
第五章　漁場ノ用益手續……八一
第六章　魚族蕃殖……八二
第七章　學術的產業的研究……八三
露西亞共和國ノ一般共和國的意義ヲ有スル漁場表……八三
林業……八六
極東地方の林業……八六
植林事業……八七
森林開發……八七
造林事業……八七
運輸……八八
一、鐵道運輸……八八
一、海港運輸……八九
航空……八九
一、航空界發達の經過……八九
二、航空員訓練の概要……九〇

露國の貿易

外國貿易に關する法規……九二
第一章　總說……九二
第二章　貿易調節ニ關スル法規及制度……九三
第一節　概說……九三
第二節　外國貿易人民委員部ノ職務……九三
一、一般方策樹立……九四
二、通商代表設置……九四
三、輸出入計畫ノ作成及實施……九四
四、貿易ヲ行フ機關及個人ニ對スル監督……九五
五、稅關……九六
六、規格……九六
七、貿易國營ノ保護……九六
第三章　外國貿易ノ主體……九七
第一節　概說……九七
第二節　外國貿易人民委員部及其ノ管轄機關……九七
一、在外機關……九七
二、國內機關……九七
第三節　獨立輸出入權ヲ有スル經濟機關……九八
第四節　「コーオペラチーフ」ノ中央機關……九九
三、露國航空工業の獨立……九〇
四、民間航空界の活動……九〇
五、露國航空界の將來……九一
第五節　輸出入株式會社……一〇〇
第六節　其他ノ外國貿易主體……一〇〇
第四章　輸出入權ト金融機關……一〇〇
第五章　通商代表公館ニ代表ヲ有スル國家機關……一〇一
第六章　外國商館……一〇一
第七章　通商條約……一〇二
稅關……一〇三
第一章　稅關事務ノ組織……一〇三
第二章　輸出入手續法規……一〇四
第三章　郵便小包ノ通關……一〇四
第四章　旅客荷物ノ輸出入……一〇五
ソウエート聯邦在外通商代表……一〇五
外國貿易の十ケ年……一〇五
一、外國貿易の獨占は經濟干涉を防遏する手段である……一〇五
二、獨占はソ聯邦工業化の忠實なる哨兵である……一〇五
三、外國貿易の獨占は確固である……一〇六
四、獨占に對する資本主義世界の鬪爭……一〇六
五、獨占に對する鬪爭の諸原因……一〇六
六、外國貿易の組織的形式……一〇七
七、貿易取引の發展……一〇七
八、重大任務は輸出の擴張……一〇八
外國貿易統計……一〇八
輸出入總額……一〇九
歐洲國境通過國別輸出入額……一〇九
歐洲國境通過輸入品目及重量と價格……一〇九
歐洲國境通過輸出品目及重量と價格……一一〇
亞細亞國境通過國別輸出入額……一一〇
一九二七—二八年度外國貿易……一一〇
一、概況……一一〇
二、最近の外國貿易趨勢……一一一
三、輸出貿易の狀況……一一二
四、輸入貿易の狀況……一一二
五、歐洲國境及東方亞細亞國境の貿易額……一一三
六、極東露領外國貿易……一一四
一九二八—二九年度上半期貿易表……一一五
輸出……一一五
輸入……一一五
一九二九—三〇年度の外國貿易計畫……一一五
一、計畫第一年目に於ける成績……一一五
二、來年度査定數字……一一五
三、工業及農業の發展テンポ……一一五
四、勞働機關の活動……一一六
五、五ケ年計畫と輸入品……一一六
國營貿易局の組織變更……一一七
佐々木總領事の報告……一一七
露西亞共和國商業人民委員部の管轄に屬する國營輸出入株式會社ゴストルグ・エル・エス・エフ・エス・エルの定款……一一八
第一章　會社の目的及權利義務……一一八
第二章　會社の資本株式及び株主の權利と義務……一一九
第三章　會社の機關……一一九
第一節　株主總會……一二〇
第二節　ソウエート……一二一

第三節　取締役會……一二一
第四節　監査役會……一二二
第四章　會社の營業報告、利益金の分配及配當金の交付……一二三
第五章　會社の業務上爭議の審判、責任及び業務の停止……一二四

露國の利權

利權ニ關スル法令……一二五
一、利權法（利權ノ一般經濟的並ニ法律的條件）……一二五
二、農業移民ニ關スル勞働國防會議ノ規定……一二五
三、ソウエート社會主義共和國聯邦中央利權委員會官制……一二六
四、在伯林通商代表部附利權委員會ニ關スル規定……一二七
五、在倫敦通商代表部附利權委員會ニ關スル規定……一二八
利權企業近狀……一二九
〔露國利權出願件數……一二九
作業中の利權企業……一二九
中央利權委員長の報告……一二九
新利權政策……一三〇
一、新利權政策の轉換……一三〇
二、新政策の諸要項……一三一
露國利權と外國資本……一三一

露國の勞働

勞働ニ關スル全露中央委員會決定……一三六
露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國勞働法……一三六
第一章　總則……一三六
第二章　雇傭及勞力ノ提供……一三六
第三章　露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國人民ノ義務勞働……一三七
第四章　團體契約……一三七
第五章　勞働契約……一三八
第六章　內部管理規則……一四〇
第七章　生產高ノ標準……一四〇
第八章　勞働ニ關スル報酬……一四一
第九章　保障及賠償……一四二
第十章　勞働時間……一四三
第十一章　休暇……一四四
第十二章　徒弟制度……一四四
第十三章　婦人及未成年者ノ勞働……一四五
第十四章　勞働ノ保護……一四五
第十五章　企業、營造物及經濟團體內ニ於ケル勞働者及從業員ノ職員ノ職業組合及其ノ機關……一四六
第十六章　爭議解決及勞働ニ關スル法規違反事件審理ノ機關……一四七
第十七章　社會保險……一四九
勞力雇傭手續ニ關スル規定（全露中央執行委員會及露西亞共和國人民委員會議決定）……一五一
評價爭議委員會ニ關スル規定……一五一
第一章　總則……一五一
第二章　評價爭議委員會ノ權限……一五一
第三章　評價爭議委員會ノ組織……一五二
第四章　評價爭議委員會事務細則……一五二
季節的勞働ノ勞働條件ニ關スル「ソウエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會議決定……一五三
臨時勞働者並ニ從業員ノ勞働條件……一五四
勞働組合……一五六
勞働組合全聯邦中央委員會幹部會員……一五七

露國の軍備

陸軍の現勢力……一五八
一、制度編成の大要……一五八
二、學校及政治的教育……一六〇
海軍の現勢力……一六一

露國の文化

文學……一六二
演劇……一六三

極東露領

極東露領の行政機關……一六七
極東露領の行政區劃……一六七
極東露領の人口……一六八
一、都市と農村……一六八
二、性別より見たる人口……一六九
三、前回の人口調査との比較……一六九
極東露領新五ヶ年計畫……一七〇
一、植民……一七〇
二、運輸……一七〇
三、工業……一七〇
四、農業其他……一七〇
映畫……一六四
ラヂオ……一六四
教育……一六四
出版……一六四
書籍……一六四
雜誌……一六五
ソウエート聯邦に於ける新聞機關網とその發行部數の增減……一六五

外國人の法律的地位

ソウエート聯邦ニ於ケル外國人ノ法律上ノ地位……一七二
第一編　總論……一七二
第一章　外國人ニ關スル「ソウエート」立法ノ根本原則……一七二
第二章　外國人ノ觀念……一七三
第三章　外國法人ノ觀念……一七三
第二編　各論……一七三
第一章　公權……一七三
第一節　國籍……一七三
第二節　政治的權利……一七四
第三節　兵役及公務……一七四
第四節　租稅及賦役……一七五
第五節　犯罪人引渡及逃避權……一七五
第六節　刑事責任ノ範圍……一七五
第七節　移住……一七六
第八節　營業ノ自由……一七六
第一款　外國商館……一七六
第二款　保險業……一七六
第三款　鑛業……一七七
第四款　漁業……一七七
第五款　航海業……一七七
第二章　私權……一七七
第一節　權利能力……一七八
第二節　行爲能力……一七八
第三節　訴訟能力……一七八
第四節　物權……一七九
第五節　債權……一七九
第六節　無形財產權……一七九
第一款　著作權……一七九
第二款　工業所有權……一八〇
第七節　親族權……一八〇
第一款　婚姻……一八〇
第二款　後見……一八一
第八節　相續權……一八一

外國船舶無電規則

ソウエート聯邦內水領水ニ於ケル外國艦舶ノ無線電信使用規則……一八二
ソウエート社會主義共和國聯邦領海內ニ於ケル外國商船及私有船舶上ノ無線裝置使用ニ關スル訓令……一八三
ソウエート聯邦海底電線保護命令……一八三

日露關係の部

日露年鑑

日露貿易通信社編纂

一般關係

一、外交關係の基調

日露外交關係

イ、根本的對立關係

我が日本帝國とソヴェート社會主義共和國聯邦とは、一九二五年一月二十一日基本條約を締結して以來今日まで五箇年間、外交關係を持續し、發展せしめて來た。この點露國の側から見れば經濟關係はあつても正式國交を頑強に拒否してゐる米國や一度結んだ國交を斷絶したまゝになつてゐる英國との關係とは全く面目を異にするところであり、又日本の側から見れば、露國との關係は、米國、英國、佛國を始め我國との間に平等の立場で條約を結び、それを發展せしめつゝある諸國との關係と、何等異なるところはないのである。然し露國と我國との關係が、他の友好諸國とのそれと何等相違するところがないとは、眞實であらうか。然り、それは表面的、形式的にといふ條件を附する場合にのみ眞實であつて、內面的、本質的には極めて重大なる相違が儼存する事實を無視する譯には行かない。

その相違とは何であるか？

第一に其國家の所屬する階級的關係の相違である。即ち日本は、米國、英國、佛國、獨逸其他露國を除く以外の全世界の諸國と共に資本主義によつて構成され、資本家階級を支配的階級とする國家であり、且つ相互に國際資本主義網を組織する重要なる要素である。從つて階級的關係に於ては相互に完全なる意識無意識の聯繫が保たれ、共同戰線が張られてゐる。だが露國は根本的に其立場を異にする。即ち露國は社會革命によつて資本主義を揚棄し、無產階級獨裁と社會主義を標榜しつゝある國家である。殊に社會革命と無產階級獨裁の根本的性質上それは第三インターナショナルの組織と活動とを現實に齎らし、此點で全世界の資本主義諸國は露國と其根本利害を一致しないばかりか、本質的に對立し對抗してゐるのである。それは極言すれば不俱戴天の仇敵關係にすら置かれてゐるのである。

だから日本と露國とが國交關係を結びそれを發展せしめつゝあるといつても、それは內面的、本質的には前記のやうな矛盾を藏し、對立を孕むでゐることを記憶しなければならぬ。若し日露の國交が荊棘に滿ち、十分に抱合、融和し得ないものを殘してゐるとすれば、その最も重大なる原因は實に前記の如き對立關係に根ざしてゐると見なければならぬ。

ロ、相互依存的關係

ところで若しも日露兩國間に存在するものが單に此要因のみであるとしたら、別に兩國は國交條約を締結し、友好的平和的關係に入る理由は無かつた筈である。それは日本の西伯利出兵時代のやうに相互に敵對し抗爭を續けることが必然的であつた筈である。ところが現に見らるゝやうに日露兩國は一九二五年一月二十一日以來友好關係を設定しそれを持續して來てゐる。この事實は何によつて說明されねばならないか。

それは日露兩國關係の基調に今一つの他の要因相互依存的要因が存在してゐることによつてである。この第二の要因は、一般的方面と特種的方面とから成り立つてゐる。

先づ一般的方面について。

現在の世界列國は往昔の封建時代と異なり、各國が個々別々に切り離れて相互間に交易し交通することなく生活すること不可能である。封建制度に代つて新たに人類生活の規範となつた資本主義は、水陸交通機關の發達、商工業の未曾有の發展につれ、經濟生活乃至産業の根柢から國家を抜き取つて、世界を同じ血脈の通つた彪大なる市場と化した。世界列國の資本的連繫と、國際交換關係の必然とがそれである。そして我日本が此世界的大市場を構成する重要なる要素の一つであるやうに、ソウヱート露國も亦世界的大領土（それは實に世界陸地の六分の一に相當する）、世界的大富源と一億四千萬の大人口を包藏する消費市場たることによつて、我國に劣らず世界市場の必要缺くべからざる構成要素である。現英國首相マクドナルド氏が、曾て英國最初の對露承認に先つて、「露國を除外しては歐洲の復興は不可能である」と言つた有名な言葉は、この意味で正しいばかりでなく、「歐洲の」といふ言葉を「世界の」といふ言葉に署き換えても少しも不當ではないのである。日露兩國の經濟的相互依存關係の一般的要因はそこにある。

次に此の關係の日露兩國における特殊的方面は何であるか。それは次の如く分類することが出來る。

一、地理的關係——日露兩國は樺太及び朝鮮東北境において接壤し、日本海を隔てゝ相對する點で、最も近隣せる兩大國である。世界經濟の一般的要因はこゝにおいて、特殊的要因にまで展開する。

二、歴史的關係——地理的接近は兩國間に西曆一六〇〇年代の古代から種々の交涉關係を持ち來してゐるばかりでなく、日露戰爭の結果ポーツマス條約によつて獲得された日本の諸權益中、オホツク、ベーリング海方面の露領水域に於ける漁業權の如きは一九二五年の日露基本條約によつて「完全に效力を存續することを約」され、一九二八年の漁業條約の締結によつて更に恒久性を持つこととなつたが、これらの關係の實質的存在は、日露の相互關係を絶對に切斷しがたきものとしてゐる。日露國交恢復前他の如何なる關係にも先つて日露間に漁業に關する暫定契約が締結された事實は何よりも雄辯にこのことを語るものである。

三、經濟的關係——日本と露國、特に日本の近接地帶たる極東露領と日本との關係は經濟的に頗る緊密なるものがあり、之が兩國を有無相通ずる相互依存關係につなぐ重要原因で、それは次の如く指摘される。

A、日本は歐洲大戰を境に漸次世界的の大工業國となつたが、露國特に極東露領は工業の極めて幼稚な原料生産國であること。

B、工業日本は其國内に各種重要生産原料を制限され缺乏してゐるに反し、極東露領の地は未開拓富源に充ち、日本人の開發に開放されてゐること。

C、日本には或程度の對外投資の餘裕があり、資本不足の露國は外國の投資を歡迎してゐること。

D、日本には相當高度の技術があり、露國はそれの習得を渇望してゐること。

以上列記せる日露兩國相互依存の特種的要因は何れも過去及現在に於て、存在し將來にかけて益々深化し發展しつゝあるところのものである。即ち(一)の地理的關係は、兩國の水陸交通機關の增設並に頻繁化によつて、(二)の歴史的關係はその關係の集積進展によつて、(三)の經濟關係も亦通商、利權企業、漁業、交通運輸等その諸分野の相互的深化發展によつて。

二、二要素の反撥と抱合

敵對的要因と友好的要因が相互に混淆し、錯綜し、反撥しながら展開するところに現在の日露關係がある。この關係の特殊性は日本と米國、英國、乃至支那何れの國との間にも發見することは出來ないところのものである。よし日本とそれらの露西亞以外の諸國との間に或種の對立不和があつたとしても、それは何等階級的性質を持つた基本的對立ではない。それは國際資本主義の内部に於ける、云はゞ同じ血筋を引いた骨肉同士間の利害の對立であつて、日本と露國との間に見出されるやうな、しかく深刻な對立關係とは其類を異にしてゐる。

日露關係の内部に對立する二要因は、常に等量の力を保持したまゝ推移するものではない。或時機には敵對的要因がより力强く働き、或時機には相互依存的要因がより力强く作用する。この事の動力をなすものは、日本と露國の對内關係並に對外關係の絶えざる變化である。例へば日本に昨年日本共産黨檢擧事件が勃發した、この對内的事件は端なくも對露關係の敵對的要因を力强く反撥せしめた。更に一九二七年英國保守黨政府の對露斷交に際して、露國の對日關係は著しく友好的に傾いて來たと云つた風に其時々の事情により毎に屢々一つの要因の他の要因に對する牽制力は變動するのである。

然し日露兩國の關係にあつては、此牽制力の變動は絶對的な、もしくは徹底的なものではない。換言すれば敵對的要因が、友好的要因を、或は友好的要因が敵對的要因を完全に征服し盡すと言ふことは有り得ない。少くとも日本が現在の日本であり、露國が現在の露國である限りに於ては、此相反する二要素の共存と、其相搏乃至力の增減の上に日露兩國の相互關係の變遷推移がある。これが日露關係の基調である。

二、日本の對露外交政策

イ、經濟的提携と宣傳禁止

日本と露國との相互關係の基調が前述の如く政治的、思想的に敵對し、經濟的、地理的に親近してゐるといふ根本的な事實は、日本の外交政策が田中外交から幣原交外に移つたといふ國内的變化によつて少しも動かされない。それは英國の政權が對露國交を斷絶し、その斷交政策を持續する保守黨から、對露國交恢復と經濟關係の深化をもつて重要政策とする勞働黨内閣に移動したほどの變化すらない。これは立憲民政黨と政友會と我國の二大政黨内の本質並に政策政綱の差が、英國の保守、勞働兩黨間のそれほど懸け離れてゐないといふ事によつても理由づけられるが、それ以上に現日本の露國に對する關係が既に或程度まで體系づけられ、形式化され、政友、民政二大支配政黨間の政權の移動によつて動かされないところまで發展して當然の用意であると見なければならぬ。

殊に日本の立場からする時は、國内一部に共産主義運動の擡頭するあり、隣邦支那並に植民地に於ける反帝國主義運動の勃興と其潜勢力とは、其指導的源泉を露國に置くだけに露國との間に、宣傳禁止に關する締約を結ぶことは、其國家の主權を安泰ならしむるために絶對に必要な條件であると云はなければならぬ。

かくの如く右の手では經濟的提携を、左の手では宣傳禁止を二つの用意を施しながら國交の恢復へ、否新國交の創造へ旅立つた日露兩國は大體との二つの線に沿ふて相互關係を發展して來た。從つて日本の對露政策が、漁業、通商、利權、交通等全經濟關係の分野で出來るだけ多くの實利を得共産主義、レーニズム、無産階級獨裁等所謂赤化思想の傳播について極力之を防止し取締るといふことを主眼として打立てられ、遂行されてゐることは考ふるに容易である。即ち漁業の方面に之を見るならば、一九二五年十二月以來二ケ年と一ケ月を費して一九二八年一月調印に至つた日露漁業條約の締結と、その規定の上に露國側の積極的進出と對立して飽くまで本邦露領漁業の優越的地位を維持遂行せんとする一方、年々露領漁場に出稼ぐ數萬人の邦人漁夫、就中露國側に雇傭される數千人の邦人漁夫を所謂「赤化思想」に感染する危險から防止するために、我當局が深甚なる注意を

拂ひつゝある點、又この事が、日露漁業條約批准に際して樞密院議の警告付可決となつた點等いづれもこの我二面的對露政策を語るものである。これは通商についても、利權についても、交通についても或は他の分野即ち文化についても等しく言へることである。即ち我政府當局は露國と交際することから生ずる經濟上乃至文化上の利益を享受し、吸收することに極めて熱心であるが、又それら交際の中から附帶的に生じてくる思想上の影響、傳播を嫌忌し憎惡することも亦頗る深刻である。現に露國との國交恢復後、一方日本に於ける社會運動の尖銳化とも並行して、共產主義乃至左翼的無產運動に對する取締は非常に嚴重を加へて來た。これは治安維持法の制定に、又一九二八年日本共產黨檢擧後に於ける同法の緊急勅令による變改に、雄辯に語られてゐるところである。

ロ、政友會內閣の對露政策

かくの如き日本政府の對露政策は、本稿の冒頭に述べたやうに、民政黨內閣から政友會內閣へ、政友會內閣から更に民政黨內閣へと政權の移動することによつて何等根本的な變改をそこに加へない。之は日露國交條約締結後今日までの歷史が之を證するところである。即ち一九二五年一月日露國交條約締結にあたつて當時の加藤高明內閣により打ち立てられた我對露政策は、その延長である若槻內閣は勿論、一九二九年四月それに代つて組識された政友會の田中內閣によつて繼承され、一九二九年七月交迭後の濱口民政黨內閣も亦この軌道に沿ふて對露政策の展開に努めつゝある。

勿論根本的な政策上の變化がそこに認められぬといふことは部分的、現象的な變化が存しないといふことではない。一九二六年一月第五十二議會の劈頭に幣原外相は政府の對外施政方針を論じた演說の中で、露國と我國との關係は順調に發展しつゝあり、之は東洋の平和確立の見地から必要である旨述べて露國人の間に並々ならぬ好印象を與へたが、それにつゞく田中內閣は根本に於て前內閣の對露方針を踏襲しながら、紳士的幣原外交に對する其否定的强硬態度と所謂積極的外交政策の聲明とは、一方支那に於て當時熾烈を極めた共產主義運動に對する田中外相の排擊的聲明、それにつゞく同內閣の山東出兵、就中一九二八年三月十五日の日本共產黨事件等一聯の露國に對する直接間接の惡材料によつて、田中內閣の對露政策に一種の變更が加へられ、若しくは加へられるかの印象を一般に與へた。殊に日本共產黨事件は露國に本部を置く第三インターナショナルとの連絡關係が明かになつた關係上、日本の政界、實業界、學界言論界等に於ける一部反ソヴェート的分子を刺戟すること尠からず、對露斷交論者は彼等の間のみならず政府部內にも出現するに至つた。田中內閣は日本共產黨事件後間もなく、非公式の忠告的抗議を露國政府に發したが、その要項は次の如きものであつた。

「先般檢擧したる日本共產黨を取調べた結果、露國第三インターナショナルが指揮してゐた事實があり、しかも其間にはソヴェート政府の官吏にして第三インターナショナル黨員が日本共產黨に關係したことの證跡もある。これは明らかに日露基本條約に違反するの行爲ではないか。又第三インターナショナルの經營する露國共產黨大學に日本人の入學を勸誘し現に六十餘名の日本人が變名して入學してゐるやうだが之に對して陰に援助の態度をとつてゐる事實がある。これ又右條約違反ではないか。」

之は何が故に非公式の忠告的抗議として發せられたか。日露基本條約違反と日本政府が指摘してゐるは、第三インターナショナルが日本共產黨を指導したからか、それとも第三インターの黨員で同時に勞農政府の官吏である或者が、日本共產黨に關係したからか。それには日露基本條約第五條の宣傳禁止に關する次の如き條項を見る必要がある。

兩締約國は互に平和及友好の關係を維持すること、自國の法權內に於て自由に自國の生活を律する當然なる國の權利を十分に尊重すること、公然又は陰密の何等かの行爲にして苟も日本國又はソ聯邦の領域の何れかの部分に於ける秩序及安寧を危殆ならしむることあるべきものは之を爲さず、且つ締約國の爲何らかの政府の任務に在る一切の人及締約國より何等かの財的援助を受くる一切の團體をして右の行爲を爲さしめざることの希望及意嚮を嚴肅に確認す。又締約國は法權內に在る地域に於て(イ)他方の領域の何れかの部分に對する政府なりと稱する團體若は集團又は(ロ)右團體若は集團の爲政治上の活動を現に行ふものと認めらるべき外國人たる臣民若は人民の存在を許さゞるべきことを約す

以上の規定は日露兩國政府乃至政府の支配下にある何らかの團體又は個人の宣傳行爲乃至安寧秩序破壞行爲の一切を嚴重に禁じてゐる。此點で勞農政府の官吏にして若しも日本共產黨に關係してゐた者があるとすれば、當然此條項に抵觸する。然し第三インターナショナルの行動を此條項の枠內に入れるか入れぬかといふことは第三インターナショナルと勞農政府との關係聯絡等によつて決定されねばならぬ。ところがこれについて勞農政府が從來全世界に向つて公言するところに據れば、第三インターナショナルは各國共產黨の支部を統一するプロレタリアートの世界黨である。從つてそれは露國第三インターナショナルではない、各國共產黨が第三インターナショナルの支部であるやうに、露國共產黨も亦其一支部であるに過ぎない。唯違ふところは露國のそれは一百二十萬人の黨員を有し、世界最大の組織たることである。此各國共產黨の世界的組織たる第三インターナショナルと勞農政府とは全然別個の機關であり、無關係である。だから勞農政府は第三インターナショナルの行爲に對して責任を持つ譯に行かない、といふのである。

露國共產黨が今日の露國に於ける唯一絕對の指導黨であり、國家生活上に心臟と頭腦の役割を併せ持つものであつて、勞農政府といへども事實上共產黨政府であること、又第三インターナショナルが露國に本部を置き、其幹部員の絕對過半數が、各國共產黨員數の比例によつて露國共產黨員に占められてゐることは世界的に明白なところであつて、之は勞農政府としても敢て秘密にしてゐる譯ではない。第三インターナショナルと露國勞農政府間のかくの如き因果關係上、人々は無意識の裡に此兩者を同一視して同一の責任に問はふとするのであるが、第三インターナショナルと露國政府とを別個の組織であり機關であるとなす露國側の言分は少くとも形式的表面的には諸外國でも之を受容れざるを得ない。そこで第三インターナショナルの宣傳行動を禁止するためには、條約文の中に直接其事を明記しなければならないし、又對露條約交涉にあたつて各國は皆第三インターの行動を禁遏する條項の挿入を要求するが、其都度第三インターと露國政府とは全然別個の機關なりとする露國側の强硬なる反對態度に推されて不成功に終つて來た。而して第三インターの宣傳行動に關して各國から提出された抗議も、前記の如く明確なる禁止條項が存しないため、露國側の反噬に逢ふ外殆んど何等の效果も擧げ得なかつた。之は斷交迄の英國保守黨政府と勞農政府との間に屢々繰り返されたところであつた。

日本共產黨事件に關連して勞農政府に發せられた前記日本政府の非公式忠告的抗議に對する露國側の回答に滿足せぬ日本政府部內では、日本共產黨と第三インターナショナルとの關係を更に精査した上對策を協議し、場合によつては第二段の抗議乃至警告を發する筈であるかに傳へられ、閣僚の一部には斷交をも屠して對露强硬態度を執る可しと主張する向もあつたが、今日までのところ此事あるを聞かず、政友會內閣交迭の今日、今後といへども果して共產黨事件に關連して對露抗議が發せられるか否か疑問とされてゐる。

然し日本共產黨事件が日本の對露政策に一抹の暗影を投じ、惡材料を提供したことは蔽ひがたい事實で、殊に此事が民政黨よりもより露骨に反動的な政策を採用する政友會內閣の下で行はれたといふことは一層對露關係の惡化を豫想させたが、一般に危惧されてゐたやうな關係には到達しなかつた。それのみか政友會內閣治下では別項記述の如く、一九二九年度出漁問題に關連して對露紛爭關係が著しく高調し、再び自由出漁說や、斷交說までも飛び出すに至つたが、政友會內閣は此問題によつて露國と斷交しなかつたばかりか、當業者の切なる要望にかゝる自由出漁說に對しても遂に反對態度を以て押し通した。一方一九二八年秋御大典に際して賜暇歸朝せる田中駐露大使の本邦滯留は著しく遲延して、一部には田中大使は歸任せず、之は日本政府の消極的方法による對露不信の意志表示であるとも傳へられるに至つたが、このことが必ずしも正鵠を得てゐなかつた事實は政友會內閣の存續中田中大使の歸任が實現した事實によつて示された。即ち田中都吉大使は政府側から漁業問題、日露通商、航海條約問題等諸懸案解決の指令を授けられて六月一日東京出發、同十四日莫斯科に到着し、出發並に到着に際して、日露親善關係を益々增進することの必要に關して兩國の新聞記者に語つてゐるのであるが、之は必ずしも外交辭令とのみは解されないのである。殊に田中大使が日露兩國間の漁業條約締結に續く、重要懸案たる通商航海條約の完全なる準備を遂げて、莫斯科政府との可及的敏速なる交涉を期待してゐる事實や、又露國國營漁業の邦人既營漁區奪取に對する對抗上本邦漁業家の熾烈なる自由出漁要求

を斥けて、漁業問題の合法的解決を期して來た點等について見る時、對露策に於ても其最初の對支方針聲明の如く强硬態度を遂行するかと思はれ、一部には斷交論まで傳へられた政友會内閣が必ずしも民政黨のそれよりも强硬でなく、寧ろ最初豫期されたより遙かに妥協的、讓歩的ですらあつた事實に思ひ至るであらう。

ハ、民政黨現内閣の對露政策

政友會に代つた民政黨の濱口内閣は、露國との間に國交恢復條約を締結したのが同黨の前身たる憲政會の加藤内閣であり、殊に當時の外相幣原氏は今度の政府でも同じ椅子に就き且つ前回の對外政策を原則的に踏襲する旨聲明してゐる關係上、露國に對しては既に試驗濟みの内閣であるとも云へる。勿論外交政策は一定不變のものでなく、寧ろ可動的なものであるがそれは主體條件(日本側)と客體的條件(露國及世界)の變化によつてのみ、然かあるべきで、その點で今日の日本及び露國の關係には前回の幣原外相時代に比して、さして大なる何等かの變化があつたとは思へない。

從つて田中大將を總理とする前政友會内閣にあつてすら、露國との關係は共產黨事件の如き惡材料があつたにも拘らず、破綻に進まず寧ろ反對に協調親善に進んできてゐるのであるから、元來政友會よりも稍進歩的で且つ親露的な傾向を持ち(それが日本の利害に對するより鋭敏なる感觸から來てゐるにせよ)又正にその故に露國にとつても評判の好い民政黨内閣の幣原外交が、政友會以上に反露的であり、對露關係を惡化せしむるとは信ぜられない。現に現内閣の外務政務次官永井柳太郎氏は八月一日の民政黨政務調査總會席上、

「日本の對露支關係は前内閣時代に著しく誤解と反感とを激成したが、民政黨新内閣によつて大いに緩和しつゝある」旨述べてゐるのを見てもその一端を知ることが出來る。支那官憲のクーデターによる東支鐵道回收に起因して發生した露支間の紛爭、特に其國交斷絶と軍事的衝突の危險性に對しては、凡そ、世界の列國中地理的、國家的特殊關係からして我日本程密接なる利害を持つてゐる國はない。從つて此事件に對する日本政府の態度は、當の露支兩國は勿論、米國、英國、佛國を始め全世界の注目の焦點となつたが、日本政府は之に對して嚴正中立の立場を持する事を聲明し、支那もしくは露國の中何れかに加擔して其怨恨と世界の猜疑を買ふが如き態度を避けた。之は日本の最近の對露支關係乃至政策上から見て當然の歸結であると云はなければならぬ。

兎まれ、日露國交復活後の日本政府の對露政策は、民政黨内閣たると政友會内閣たるとを問はず、思想的宣傳的に露國を日本から遮斷して、漁業に通商に利權に、交通に即ち全經濟の線に沿ふて實利主義の獲得を目指して進んできた。而して前者の分野で何の程度の成功を收めてゐるかについては多少の疑問があるが、後者に於ては何らかの例外(例へば漁業關係の如き)はあるとしても大體に於て進歩を示し、實績を擧げてゐることは事實が之を語るところである。而して後者の實績が時と共に蓄積されてゆくことは、有形無形の無數の糸によつて兩國の國交關係を益々緊密に結びつけ、容易に離れがたいものに築き上げてゆくことを意味してゐる。で一部の反ソウェート的分子の策動する對露斷交は、事實上において時と共に其可能性を薄らいでゆくと見なければならぬ。換言すれば日露兩國の取引額が一千萬圓の時と五千萬圓の時とでは、斷交から生ずる損失と犧牲の遙かに大きい五千萬圓の時の方がより斷交の困難性を伴ふと云ふことは見易い道理である。日本政府の對露政策は現在この線に沿ふて進んでゐるのであつて、これは次に述ぶる露國政府の日本に對する場合も全く相對的に之と同樣の立場に立つてゐるのである。

三、露國の對日外交政策

イ、初期の露國對日政策

露國の日本に對する外交政策は、英國、獨逸、佛蘭西等一般資本主義諸國に對する外交政策の一環として形造られ、發展して來てゐる。此點日本の對露外交政策が、他國に對するそれと全然異つてゐるのとは、極端な對照をなしてゐる。

露國の對日外交政策の基調たるべき日露の基本的關係については既に述べた。それは國家の階級性、根本目的等において對蹠的に對立し、經濟的、地理的に親近する二つの要素なら成り立つてゐる。露國が無產階級革命の遂行によつて今日の如き組織形態を取つた一九一七年當時、露國の對外政策は外國にも露國の如き無產階級革命を勃發せしむるといふ一點に集中されてゐた。急速なる苛惜するところなき世界革命のプログラムの遂行を以てそのまゝ露國の政策とされてゐた。全露國

が今日の第三インターナショナルのやうな立場に立つてゐた。此政策を遂行するため露國は第三インターナショナルを組織し、各國革命黨に聯絡をとつて宣傳煽動を武器とし外國資本主義の打倒に驀進した。此中に勿論日本も含まれてゐる。一方資本主義諸國は日本をも含めて反革命軍を積極的に支援し、經濟封鎖を行つて露國ソヴェート政權の倒壞に躍起となつた。かうした關係は一九二〇年末まで續いた。

然るに資本主義諸國の對露武力干渉と、經濟封鎖が失敗に終つた如く、急速に世界革命のプログラムを遂行せんとする露國の政策も、亦失敗に終つた。そこで資本主義諸國と露國とは、相互に從來の政策を放棄して何等かの轉換を試むべき必要に迫られて來た。

ロ、露國の二元的外交政策

一九二一年以後は露國の對外政策が、革命的宣傳から、新經濟政策(新經濟政策は決して國内的な意義のものばかりではない)轉向することによつてより複雜化した年である。勿論新經濟政策への轉換は露國にとつては革命の放棄ではなく資本主義への復歸でもない。社會主義實現のために、從來取つて來た急進的革命主義を捨てゝ漸進的改良主義に移ることであつた。然し此場合といへども露國といふ國家が依然として無產階級革命國家であつて、其完全なる勝利のためには、單に一國だけの革命では不可能であるといふ事情は、對外的に革命宣傳の完全なる放棄を不可能とした。そこで、第三インターナショナルとソヴェート政府との分離、形式上の完全なる獨立が始まり、二元的外交政策が發足する。即ち第三インターナショナルは各國共產黨の世界的組織として、資本主義諸國の根本的倒壞を其の主義政策とし進む點は從來と同一でも、それはソウェート政權から少くとも形式上完全に切離され、第三インターナショナルの幹部役員の如きもソウェート政府機關の職員とは別人をもつて之に充てられ、其對外的活動の如きも從來よりは著しく表面的な華々しい色彩を消すやうになつた。一方またソウェート政府は直接の對外的革命行動を捨てゝ、反對に資本主義諸國との外交關係を復活し、政治上、經濟上の諸關係を設定し進展せしむるを以て其主義政策とするに至つた。

一九二一年に設定された露國の此二元的對外政策は、現在も尙何等根本的に變化することなく繼續されてきてゐる。そしてこれは前にも述べたやうに全資本主義世界に對する如く我日本に對しても適用されて來たところの露國の政策である。

ハ、對日外交政策の發展

此政策が日本に對して明確に表現され出したのは、勿論一九二五年一月以後である。即ち此時期に於ける日露基本條約の締結が其轉機となつたので、それ以前は露國と日本との間には正式の國交は無かつた。

一九二五年以後今日まで五年間に露國の日本に對する二元的外交政策は、何れもそれ〴〵の特質に應じて進展して來た。第三インターナショナルの方面についてこれを見るならば、一九二三年の第一次日本共產黨事件の頃とは比較にならぬ程深い連繫が、日本共產黨との間に持たれ、日本共產黨は、第三インターナショナルの日本支部として其組織を樹立し活動をつゞけて來た。このことは一九二八年三月の第二次日本共產黨事件について明瞭に示現されたところである。又ソウェート政府の方面においては、日本との相互利用政策、經濟的相互依存關係は五箇年間に著しい進展を示した。これは漁業に、通商に、利權に、交通に一々具體的事實と數字とをもつて明確に指摘されるところである。又露國が、日本との間に文化的接近と提携の設定を計畫し、此の方面で對外文化聯絡協會(ウオクス)の如き專門的機關を通じて非常に積極的に働きかけたことも、露國の文化的政策の一として擧げねばならぬ。露國から多數の文人、藝術家、學者の渡來、又歌舞伎劇團の招待公演、日本文壇人の招待等そのいづれを見ても露國側が能働的で、日本側は受身の立場に立つてゐる。

而も全體として見て露國の日本に對する政策は前者(即ち第三インターナショナルの働きかけ)よりも寧ろ、後者即ち經濟的文化的連絡の增進を計るといふ政策の方が、主位に立つて居り、本筋であることは、考ふるに難くない。これは露國現在の國際的地位、特に世界革命の退潮から見るも、資本主義諸國、就中其强國との關係を强化する必要を認めてゐる點からも、日本に於ける共產主義運動の勢力が歐米諸國に比し可なり微弱である點からも、證明されうるところである。一九二九年五月末第五回聯邦ソウェート大會に於てなさ

れた人民委員會議長ルイコフ氏の對外政策を論じた演說中、日本に關する部分は、直接第三インターナショナルの問題に觸れてはゐないが、大體右の事情を證明してゐると思ふので左に摘記する。

「日本との關係は極めて順調に發展をつゞけてゐる。一九二八年に調印された日露漁業條約は今年始めて實施される。此の條約は此方面において發生すべき個々の係爭問題を解決すべき基礎となる。我々は日本政府の援助のもとに、兩國間の政治的經濟的連繫の發展及び鞏固化に成功せんことを希望する。」

而して露國のかくの如き對日政策は、永久とは云へないが、特殊の事件の發生なき限り今後數年の間繼續するものと思惟される。

日露關係の歷史

I 帝政露國との關係

一、初代一百五十年間

封建的鎖國主義の舊日本が最も早くから交涉を持つた外國の一は露國であつた。露國は浦賀にペルリの黑船が到着して日本の眠りを醒ます約一百年も前から北境において日本人との間に種々の關係交涉を持ち其後私的公的の働きかけをなすことによつて日本の封建的眠りに痛い刺戟を與へてきたのである。

日露の私的交涉の始まりとして歷史の傳ふるところに據れば、元錄七年（一六九四年）大阪の漂民が勘察加に漂着して土人に拘禁されてゐたのを一六九九年勘察加を侵略した露人アトラソフなるものが首都モスクワに連行したに始まり、其後十八世紀の八十年代に至る約一百年近い期間日本の漁民や商人にして勘察加方面に漂着し或は殺されるか露國に歸化して日本語の通譯となつた者少からず、又一方露國は歷代支配者の東方侵略政策の結果として十八世紀の初年（ピヨートル大帝の時代）には勘察加から出でて千島を攻略し次第に北海道を極めんとし、一七三九年の如き露國の一探險船は陸前及び安房の海岸に到着し、德川幕府や同地方民の少からぬ恐怖をそゝつた等兩國間の私的交涉は間斷無く續いてゐる。殊にエカテリナ女王の如きは日本侵略の前提としてイルクーツクに日本語學校を建て其他オホツク、勘察加等において盛んに日本語の習得を奬勵し其教師には日本漂民が當てられた。著名の東洋學者クラップロートの如き伊勢の漂民新造について日本語を學び、林子平の「三國通覽圖說」を熟解するに至つたと歷史は傳へてゐる程である。

露國の日本に對する働きかけは政治的侵略のそれがばかりではなく、勘察加に於ける無盡藏の漁業富源から漁獲される魚類の貿搬市場を近隣の日本に求めるといふ通商上の極めて自然な要求からも出發してゐる。そしてこのために日本官邊との公式の諒解が必要になり、安永七年（一七七八年）露國のシベリヤ政廳は、ロシヤ人をして、日本政府に宛たる書簡を携行せしめたが松前官憲は當時の日本幕府の掟たる「外國との一切の接衝は長崎港を除いて之を行はず」を楯に之を肯じなかつたそこで爾來十餘年を經た寬政四年（一七九二年）エカテリナ女帝はクラスマンを使節とし國書を日本政府に呈したので、當時の德川幕府は人を北海道に派してクラスマンに對し今後唯一の開港場たる長崎以外に寄港することを禁ずる云々の一書を返したが以上二つの事件が公式に兩國政府間に接衝のあつた始まりである。

更に其後アレキレドル一世帝當時露國は北境開拓機關たるロシヤ・アメリカ會社のリヤザノフ伯を正式代表に選び歐露クロンスタットより海路長崎に第三回使節を送り、辭禮を厚うして通商交易を求めさしたが、使節一行は約半歲の間上陸すら許されず幽閉的生活に過したのみで、遂に三度拒絕せられ、リヤザノフの如き歸國の途クラスノヤルスクに於て病歿するに至つたので、露國の對日感情は可なり惡化し、一八〇六年北境樺太千島方面に於て日本哨所襲擊事件等も勃發するに至つた。

これらの關係は當時まで尙日本官民を支配せる封建的鎖國主義と、一方これを挑發する露國並に其他所謂夷敵の日本侵略政策の反映によつて、偶々平和的關係における通商交易の要求が無視され拒否されたものである。

其後日露の關係は益々惡化し、日本は露國測量船長ゴローニン其他を捕縛し、露國は又犬猿的に日本商人高田屋嘉兵衞を捕虜とする等の事件が續發したが、一八一三年には兩國間に捕虜交換の協定が成立し之が實現を見るに至つた。

之に先ち我國の上下には露國研究熱油然として勃興し、日本最初の露語學者の稱ある村上貞助、足立左內、上原熊次郎等輩出する一方有識者の間には對露國策の論議頻りに動き玆に於て德川幕府

でも北境方面の警備を大いに重視するに至り、同地方を一松前藩に托することは危險なりとして、一七九九年と一八〇七年の兩度に蝦夷を完全に幕府領とし、且つ千島方面まで探險踏査隊を派遣する等の擧に出た。大探險家間宮林藏が單身ダツタン海峽の東西沿岸を踏査したのも其頃（一八〇八九年）のことであつた。日本でダツタン海峽を一名間宮海峽と呼ぶのもこゝにその起源を發する。

然るに其後アレキサンドル一世に續くニコライ一世が其對外政策の主力を近東に集中し極東方面をやゝ閑却するに至つたのと、德川幕府が蝦夷支配に要する巨額の費用の負擔に堪へ切れなくなつたところへ、舊領主松前氏の猛運動もあつて、文政四年（一八二一年）幕府は蝦夷を松前氏に還付するに至り、其後約三十年對露問題は稍下火となりさしたる事件も起らなかつたが、嘉永六年（一八五三年）ロシヤはプチヤーチンを提督に有力なる艦隊を派して長崎を訪はしめ

（一）日露間に修交條約を締結する件

（二）北邊に於ける兩國の境界を劃定する件

の二問題を幕府に提出せしめ、幕府は阿部伊勢守川路左衞門尉等の人才を長崎に遣して之と交涉せしめたが、當時我國論は鎖國主義と開國主義の二派に分れ、單に露國に對してのみならず、全世界に對して善處する大方針が確定してゐなかつたため、露國の提案も殆んど具體的成果を得ず終らうとしたが、然し相當條理ある露國の提案を全く有耶無耶の內に葬り去ることも成りがたく、翌安政元年（一八五四年）日本側全權川路左衞門尉と露國側全權プチヤーチンとの間に曲りなりにも日露修交條約が締結されるに至り、樺太國境については前年長崎交涉當時まで日本人とアイヌ人の住んでゐた地域は日本領とすべしといつたやうな漠然とした協定を見、日露兩國はこゝに始めて、私的接衝開始以來約一百五十年を經て公式國交を結ぶに至つた。

然しこの修交締結の如きも殆んど日本側に自主性は無く、嫌々ながらも强ひられて之を結んだといつた方がより適切な位で、國內の對露輿論の如きも何等良好とはならなかつた。殊に之等に現れた日本幕府の對外政策の不徹底、無力さは國內における封建的經濟制度の行詰りと共に、事毎に暴露されるに至り、吉田松陰、藤田東湖、坂本龍馬を始め多數の反幕府的急進主義者、失業武士（浪人）等を急先鋒に次第に維新革命に向つて急ぎつゝあつた。

二、樺太千島交換まで

十九世紀の中葉露國の極東に於ける南侵政策は念々積極的となり、勇猛果敢の侵略主義者ムラウイヨフを東部西伯利總督に任命し、黑龍江地方を侵略し、更に支那の淸帝が英佛の侵略主義と事を構へつゝあるを奇貨として遂に沿海州をも其領土に加ふるに至り、一方樺太及千島方面に於ても日本人の旣得領域を冒さんとして邦人との間に紛議頻發し、文久元年（一八六一年）には、當時我對馬を睨ひつゝあつた英國に一步を先んじて其一軍艦を對馬に派し船艦修理の名の下に上陸して恣にも伐木、食料品を求め、投錨港の割與を要求し、我國に對し、小出氏對露國政府の日露人雜居協定は無

効とする旨提言したが、露側は之を承認しなかつた。そこで日本政府は外務卿副島種臣を浦鹽に差遣して再交渉せしむる段取であつたが露國側は會議地として東京を選び、公使ビウツオフと副島氏との間に樺太問題の交渉を開始せしめた。それは明治五年の交であつた。此交渉に於て露國は樺太全島の讓與を日本に求めたに對し副島は之が買收意見を提出し交渉繼續中のところ明治六年五月（一八七三年）開拓次官黒田清隆は樺太全島を露國に與へ其代りに千島を日本領とする所謂樺太千島交換に關する建白書を太政官に提出し、討議三箇月の後八月に至つて廟議は此建白を可決する事に一致を見、露國側の承諾するところとなり、明治八年（一八七五年）に至つて樺太千島交換は實現され、日露修交條約締結後二十年振りに兩國間の宿案たる樺太問題はこゝに完全に解決を見るに至つた。

三、明治時代の關係

明治維新の革命後日本は、既に發展せる外國資本主義の強烈なる影響の下に、新しい國家的體制を樹立し、國民生活を改進することに全力を擧げ一方露國も亦極東よりも近東の方により多く國力を傾注しつゝあつたため、樺太問題解決後當分の間日露間には特記すべき何等の問題も起らなかつたが、明治二十四年に至つて例の有名な大津事件が勃發した。これは當時恰も來朝中の露國皇太子に巡査津田三藏が危害を加へんとした事件で、此蠻行には日本朝野全く色を失ひ、當路大官の處分やら其他凡ゆる陳謝方法を以て辛ふじて善後處分を了したのであつたが、此一巡査の非法的行動は、偶々當時の我國民の一部に根強く巢食ふてゐた積年の對露憎惡感の發露であつたと見られる。

然るに此日本人の露國に對する惡感情は明治二十七、八年（一八九四、五年）の日清戰役後に至つて愈々深刻を加へて來た。即ち支那に對する命がけの戰勝の結果を日本から捲き取つた所謂三國干渉の張本人が當時再び極東特に對支侵略政策に進出した露國であつたことは、當時未だ資本主義が幼弱で階級的分化の稀薄であつた日本國民の凡ゆる階級に強い憎露の感情を瀰漫せしめたのであつた。

日清戰爭後露國が外交上の手段で、戰はずして連戰連勝の日本を挫いたのを見た韓國の事大黨は、從來清國に寄りかゝつてゐたのを新に露國に轉じ、一旦日清戰勝の結果朝鮮に勢力を伸張し出した日本人を再び驅逐するに至つた。是れ明治二十九年（一八九六年）日本が露西亞皇帝戴冠式に際し山縣有朋を露都に遣はして、日露協商の彌縫的手段を結ばねばならなかつた次第であつたが、既にして露國は日本がさきに臺灣を清國から割取して了した所謂ポーツマス條約は本文全十五條及追加約款から成り、日露兩國の關係に歷史的な意義を持つものであるが、其包含するところの內容は「日露兩國永久の和親」「韓國に於ける日本國卓絕利益の承認」「韓國在留露國民の最惠國待遇」「露韓領土の安全」「滿洲撤兵」「滿洲の還附」「清國主權及機會均等主義の尊重」「滿洲商工業の發達」「旅順大連等租借權の讓與」「露國官民財產權の尊重」「長

奉旅順間鐵道及其の支線並同鐵道用炭坑の讓與」「滿洲に於ける日露兩國鐵道經營の目的及其除外」「鐵道接續業務に關する別約締結の約諾」「薩哈嗹島南部の割讓」薩哈嗹島に堡壘等築造の禁止宗谷海峽及韃靼海峽の自由航海」「割讓地住民退去の自由」「漁業協約締結の約諾」「通商航海に關する最惠國待遇」「俘虜の還附及其の方法」「俘虜收容費の拂戻」「本條約の批准通告」「本條約の決定文」「滿洲撤兵及其の順序」「鐵道守備兵」「薩哈嗹島境界の劃定」等で其中最も重要意義を有する條項左の如し。

一、露西亞帝國政府ハ日本國ガ韓國ニ於テ政治上、軍事上及經濟上ノ卓絕ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ、日本帝國政府ガ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ、之ヲ阻害シ又ハ之ニ干渉セザルコトヲ約ス。

二、露西亞帝國政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順口、大連並其ノ附近ノ領土及領水ノ租借權及該租借權ニ關聯シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス、露西亞帝國政府又ハ前記租借權ガ其ノ効力ヲ及ボス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス。

三、露西亞帝國政府ハ長春（寬城子）旅順口間ノ鐵道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權及財產及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲ニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スベキコトヲ約ス。

四、日本國及露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限リ經營シ決シテ軍略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セザルコトヲ約ス。

該制限ハ遼東半島租借權ガ其ノ効力ヲ及ボス地域ニ於ケル鐵道ニ適用セザルモノト知ルベシ。

五、露西亞帝國政府ハ薩哈嗹島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠ニ日本帝國政府ニ讓與ス、其ノ讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム。該地方ノ正確ナル經界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スベシ。

六、露西亞國ハ日本海、「オコーツク」海及「ベーリング」海ニ瀕スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許與センガ爲日本國ト協定ヲナスベキコトヲ約ス。

而して此當時から日露兩國の相互關係は曾て存せざる親近に向つて進み、一九一〇年アメリカ政府が滿洲鐵道中立の提議をなすや、共に同地方に鐵道利權を有する日露兩國は協同して之を拒絕し、一九一一年七月には第二回協商を締結し、翌一九一二年には相議つて支那の四國借款に抗議を提出する等共利害一致の線に立つて大いに協調親善を示すに至つたが、一九一二年七月には日本の韓國併合の意圖を含む第三回協商（密約）を締結するまでに發展した。

四、歐洲大戰前後

日露戰勝の結果日本の國際的地位は著るしく上つた。戰爭の直接の原因たりし韓國並に滿洲に對する露國の支配的地位は共まゝ日本の手に移り、日本を無力な東洋の小國と見くびつてゐた歐米列強の見解の上にも急激な變化が起つた。其獨自の利害關係から彼等の或ものは日本に親近を呼びさまし（例へば英國の如く）或ものは將來怖る可き競爭者として之に敵意乃至反感を懷き始めた。（例へば獨逸、米國の如く）

日露戰爭直後、日本の滿鮮進出と相俟つて敗戰の恨みを懷く露國との關係は必ずしも圓滿でなく時に第二の戰爭の危險すら豫想されないではなかつた。

然るに當時露國が日露戰の敗北、第一革命の勃發（一九〇五年）等內憂外患の爲勢力を失墜せるに反し、獨逸の帝國主義的發展は旭日の如き勢威をもつて單に歐羅巴に於てのみならず、アフリカ方面にまで延び廣がりそれが一九〇四年には英佛兩國を協商に結びつけ一九〇七年には英佛兩國の斡旋にて日露間に第一回協商を締結せしむる素因をつくつた。

互關係は、事實上同盟と同一の意義を有するまでに親密を加へるに至つた。

II 勞農露國との關係

一、日本の西伯利出兵時代

日露兩國の國交關係が日露協約の基礎に空前の好調を示したのも束の間、協約締結の翌年たる大正六年(一九一七年)三月十二日には露國に民主主義的革命勃發し、ロマノフ王朝三百年の礎は土崩瓦壊するに至つたので強敵獨逸を前に控へて聯合國の間には可なり大きな不安が傳へられた。然しリウオフ、ケレンスキイの民主主義的政府は尚聯合國との協定を守つて獨逸との戰爭行爲を中止しなかつたが、同じ年の十一月七日ボリシェヰキイ黨に率ゐられる勞働者と農民が「一切の政權をソヴェートへ」の標語を掲げて彼等自身の政權を樹立し、帝國主義戰爭からの即時脫退、帝政時代に締結されたる條約の破棄、秘密協定の暴露、一切の内債外債の破棄を斷行するに及んで單に露國と締約國の國交が斷絶したにとゞまらず、全資本主義世界と完全に對立するに至つた。

露國が企圖する世界プロレタリア××的プログラムは全世界の××的プロレタリア政黨を指導して直ちに實行に着手され、獨逸及び墺匈國には社會××が起つた。之に脅威された資本主義諸國は武力干渉と經濟封鎖とを以て之と對抗した。

即ち英米兩國は其陸軍を北露の要港ムルマンスクやアルハンゲリスク及南露に派遣し、軍艦を黑海方面へ急派した。佛國もコトラスへ出兵した。これにやゝ後れて日、英、米、佛の了解が成立し、東に於て西伯利出兵を敢行することゝなり、日本政府は大正七年(一九一八年)八月二日に至り「露領内に於て獨墺俘虜に壓迫されゐるチエツク・スローワツク軍の援助の爲に西伯利に出兵する」云々の意味の出兵宣言書を發表し米國、英國、佛國、伊國、支那の五箇國と前後して八月中旬沿海州及後貝加爾州に一萬九千の大軍を派し、先づ最初にはチエツク軍を援け、共後コルチヤツクのオムスク政府軍を支持し、更にセメヨーノフの後貝加爾政權、メルクーロフの浦鹽政權といつた具合に次から次に興亡する反革命軍を軍事的に或は物質的に支持援助してソヴエートの革命政府と抗爭した。此日本軍の出兵期間に極東露領や西伯利に於て演ぜられたさまざまの悲喜劇については、こゝに略するが、日本とソヴエート露國との軍事的敵對關係は、一九一八年、一九年、二十年をクライマックスとして一九二二年まで前後五箇年の長期間つゞいた。

ところでソヴエート露國の企圖する世界革命の急速なる實現は、獨逸社會革命の蹉跌、匈牙利勞農革命の失敗、伊太利フアシスト政權の樹立等資本の世界的攻勢の擡頭と共に不可能となり、國内の勞農階級の鞏固なる提携により漸進的方法をもつて進む外無くなつたが、他方資本主義諸國の對露武力干渉と經濟封鎖の方法を以てする勞農革命打倒も、革命の基礎が豫想外に鞏固にして全然失敗の經驗であることが明瞭になり、聯合國はそのまゝ共同戰線を破棄して英、米、伊、佛各々反革命軍援助を打切り、露國から手を引くに到つた。

日本は列國の西伯利撤兵にも拘らず、最もおそくまで共軍兵を露領に駐派した。一九二〇年三月三十一日には日本政府は西伯利駐兵新宣言を發表した。同じ年の四月から六月へかけて尼港事件の後始末をつけるため數箇の軍艦と陸戰隊を北樺太及び尼港方面に出動せしめ七月三日付宣言をもつて北樺太の保障占領を行ひ北樺太富源の開發に着手した。

日本軍の後貝加爾撤退によるセメヨノフの失脚は極東露領統一の機運を進め、一九二一年十一月には共產黨を中心勢力とする極東共和國の創立を見、極東露領ソヴエート化の準備と日本に對する緩衝國の役割を司ることゝなつた。

ソヴエート政權極東統一運動が進展し來る一方、資本主義列國とソヴエート露國との間は一九二一年三月英露通商條約の締結同年四月露獨條約の締結等を手始めに平和的關係が促進せられ、日本のみ全く無意味なる駐兵を續くることが困難になり、何等かの轉換をする必要に迫られてきたところへ、浦鹽派遣軍政務部長松平恒雄氏が一九二〇年十一月外務省歐米局長に轉じた前後から對日政策の主體は陸軍側から外務省に移り、對露政策も亦一變することとなり、極東共和國政府との間に通商交渉を開くに至つた。

これは前後五箇年間にわたる日本政府對露政策の重大なる轉機でこの機運は極東共和國外務次官コゼウニコフ氏が一九二一年五月ハルビンに來た時、島田副領事(滋)との間に打開され一九二一年八月二十六日から大連に於て日本側代表松島肇と露側代表ユーリン氏(後ベトロフ氏に代る)との間に豫備交渉開始され、會議は翌一九二二年四月にかけて八箇月間繼續されたが日本軍の沿海州並に北樺太撤退問題其他につき兩者間に重要なる意見の疎隔があり、遂に何等の具體的成果を見るなくして決裂に終つた。

然るに日本政府は一九二二年六月二十四日に至り、

一九二二年十月末西伯利沿海州より日本軍全部の撤退を決定したり。在留日本臣民の保護については適當の方法を講ずる筈なりと極く簡單に、政情の安定とか、共產主義の脅威とか從來の宣言に使用された一切の言葉を抜きにして思ひ切つた撤兵の聲明を公表した。そしてこれと同時に當時日本駐在のロスタ通信員アントノフ氏を通じて非公式に第二回日露交渉開始を露側に申し込んだ。この結果開かれたものが長春會議である。此會議には日本側から主席代表として松平歐米局長が乘り込み、露側は當時の露國駐支全權ヨツフエ氏が主席代表として出席した。會議はヨツフエ氏の資格問題、大連會議の協定案を本會議の基礎とするや否やの問題、北樺太撤兵問題等について、最初から紛糾し、日露兩國とも極めて强硬なる態度を持したため九月五日から二十五日に至る三週間といふもの殆んど停頓と請訓の中に過ぎた觀があり、何等決定的な協定に到達することなく決裂してしまつた。

沿海州駐在の日本軍は前記六月二十四日付宣言に基いて八月二十六日から撤兵行動を開始し長春會議決裂後間もなく十月二十五日迄に全部浦鹽を引揚げて祖國に歸還し、西伯利大陸から完全にその影を消した。浦鹽方面に居住して各種の業務に從事してゐた多數の日本人は、日本軍の撤退と前後して殆んど故國に引揚げて浦鹽方面からほんの一部を除く外殆んど全く影を消したものの一つに白軍殘黨がある。最後の反革命軍首領デトリツクスと共一味は十月中旬何處ともなく亡命してしまつた。極東共和國成立當時から既に熟してゐたソヴエート露國の極東地方統一の機運は日本の撤退を機會に遂に實現を見るに至り、緩衝國存續の必要も消滅して間もなく極東共和國は廢止され極東革命委員會之に代り、露領極東地方は北樺太を殘す外完全にソヴエート化された。

二、新國交の創造へ

長春會議決裂による日露關係の行詰りは大正十二年(一九二三年)早春後藤子の來朝によつて打開された。當時日本の政界並に社會一部に於ける反動的分子はヨツフエ氏の歸待しし、妄動をつゞけ後藤子を國賊とまで罵つたが然しこのことが、日露國交の恢復に極めて必要なる階梯となつたことは今日何人も之を否むことはできないであらう。

例へば後藤子の依頼によりヨツフエ氏が好意的斡旋して大正十二年日本漁業家の露領出漁問題が平和的解決し、浦鹽から査證用務の爲ホルツマン氏の一行がわざわざ來朝した如き、又日露國交恢復の豫備交渉開催の段取となつた如き、その直接の效果と見ることができやう。

長春會議の露側主席全權はよしヨツフエ氏であつたにせよ、日本の關する限りではそれは極東共和國の知多政府を相手とするものであつた。ところが日露豫備交渉は、名實共にソヴエート露國を相手取る最初の會議として歷史的な意義を持つた。此の會議は大正十二年六月末から日本側代表川上俊彦氏露側代表ヨツフエ氏との間に東京精養軒ホテルで開催された。會議は當面の懸案たる諸問題(一)尼港事件の責任について(二)北樺太保障占領並に撤兵問題について(三)日露漁業協約の存續、露國の對日舊債務等を含む國際義務の問題について兩國代表間に論議を重ねられること十二回、三十餘日に及んだが、七月三十一日に至つて、交渉は打切られた。此會議が進行して正式交渉の基礎案を確定的に獲得し得るかの豫想を懷いた大多數者は稍失望せぬでもなかつたが、然し豫備交渉としての目的が可なりの程度に達せられたことは當時の日本政府首相加藤友三郎氏が次の如く語つてゐるのを見てもわかる。

「今回の日露豫備交渉は殆んど豫備交渉そのものとしての目的を達成し得たものであつて、少くとも日本の希望案件はやがて開かる可き正式交渉に於て之を獲得し得る程度の確信を得たるものである。而して正式交渉はヨツフエ氏の歸莫後日露兩國政府の間に交渉を重ね、十月頃より哈爾賓もしくは浦鹽に於て開始さるゝ可能性を有するものである」

此年の八月十五日から莫斯科に開催の全露農業博覽會には日本からも主として對露關係實業團の視察に赴くあり、露國の復興の顯著なると共に日

露國交恢復の機運は時と共に促進せられつゝあつた。

前揭加藤首相の聲明にある日露兩國の正式交涉期は、同年九月一日突如として前古未曾有の大震災が日本の首都地方を襲ふたため豫定よりも遲れて翌大正十三年（一九二四年）五月十五日から北京に開かれた。日本側全權は駐支日本公使芳澤謙吉氏、露國側全權は駐支露國大使カラハン氏、尤も非公式私的交涉は兩氏の間にその以前から行はれてゐたがいよ〳〵兩國の腹が極つて正式交涉に入つたのは、五月十五日からであつた。日露兩國の輿論が諸懸案の解決を前提するこの本交涉開始を歡迎したことはいふまでもない。

然し前後七箇年にわたつて國交斷絶し敵對的關係にあつた兩國間には尼港問題、北樺太問題、漁業問題、舊債務問題、宣傳禁止問題を始め十指にあまる重大問題が横つてゐた。これは兩國の輿論が國交恢復を熱望してゐるにも拘らず必ずしも簡單に解決し得る性質のものではなかつた。果然交涉は幾度か難關に逢着し、停頓したことも一再ではなかつた。が然し世界の大勢と兩國の要求とはして翌大正十四年（一九二五年）一月二十日には遂に日本のソウエート露國承認と、日露國交の恢復を特色づける日露基本條約、正確には「日本國及ソウエート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約」の締結を見、過去八年の長きに亘つて兩國を蔽ふてゐた不自然にして陰鬱なる關係はこゝに一掃せられ、兩國は正常なる友好的關係に入ることが出來たのである。

三、國交成立後の略史

日露基本條約の締結によつて歷史的意義ある轉換の第一歩を踏み出した日露兩國はその國交の具體的事實である種々の懸案を合理的に解決し整理し、守り立てゝ行かねばならなかつた。

先づ第一に起つて來たものは相互外交代表の交換でこれについて露國はヴイクトル・コツプ氏を駐日大使（正確には駐日ソウエート全權代表）に任命し、コツプ大使は一等書記官アスターホフ氏以下多數館員を隨へて四月二十四日着京五月五日田中都吉氏を駐露日本全權大使に山崎三郎氏を大使館參事官に、酒匂秀一氏を一等書記官に以下夫々任命して露國大使の赴任に遲るゝこと約二箇月六月三十日東京出發任命地に赴き、又日本政府は本邦對露關係要衝の地たる浦鹽斯德、ハバロフスク、アレクサンドロフスク、オデツサ、ブラゴエスチエンスク、ペトロパウロフスク、ノーヴオシビリスクの七箇所に總領事館又は領事館を順次開設、露國は東京、神戸、京城、函館、敦賀、大連、小樽の七箇所に同じく總領事館又は領事館を順次開設（但し當初開設決定の長崎及大阪は其後中止したので茲には省く）して兩國出入者の査證其他領事事務を執掌することとなつた。因みに露國側大使は初任のコツプ氏からドウガレフスキイ氏に代り、其駐佛大使に轉任するや更に現任のトロヤノフスキイ氏に三度び變つた。

日露基本條約の締結によつて保障占領を解かれた日本の北樺太派遣軍は條約第三條規定の通り北樺太の自然的狀態が軍隊の輸送を可能ならしむる時期たる五月十五日までに全部日本內地に向つて北樺太を引揚げた。こゝにおいて北樺太はソウエート露國の管理下に歸屬し、露領極東地方の統一乃至ソウエート化はこゝに完全に實現を見たのである。

日露基本條約の重要規定事項の一たる北樺太の石油石炭利權協約は日本軍の北樺太撤兵の日より數へて五箇月以內に兩國關係者間に之を締結しなければならない事になつてゐるので、日本側では石油利權の交涉全權委員に海軍中將中里重次氏を、石炭利權の交涉全權委員に三菱合資參與奧村政雄氏を同顧問に前波蘭駐劄日本公使川上俊彥氏を夫々任命、七月二十二日より莫斯科中央利權局本部に於て露側交涉全權委員ヨツフエ氏、次席メーリニコフ氏との間に交涉を開始せしめ迂餘曲折の末何れも十二月十四日正式調印を見てこゝに國交恢復後最初の日露間重要懸案は具體化されるに至り爾來約半歲を經て組織されたる北樺太石油株式會社及び北樺太鑛業株式會社の二大利權會社は、着々として企業經營を進め、何れも可なりの好成績を擧げて今日に及んでゐるが、これはそれぞれ共當該欄（利權企業の項參照）に記述されてゐるから茲には略する。尙北樺太利權契約締結期は日本軍撤退の日から數へて基本條約規定の五箇月以上を經過してゐるが、之は兩國當局者間に適宜便法を設けて延期されるに至つたのである。

ソウエート政府は日露國交恢復後ヤコブ・ヤンソン氏を駐日露國通商代表に任命したが、この通商代表の資格を獨逸其他に派遣のソウエート通商代表同樣外交官待遇を與へるは勿論、其通商代表部に治外法權を與へよとの露國側の要求は日本政府の反對するところとなり、日露兩國間に種々折衝の末、ヤンソン氏のみはソウエート大使館商務參事官の資格で外交官待遇を與へ、他の通商代表部員並に代表部そのものには治外法權を與へぬ事に兩國間の協定成り、ヤンソン氏はスムスキイ、ジーグリン氏等の新任通商部員と共に大正十四年（一九二五年）十二月二十七日着京、翌十二月二十八日から愈々駐日ソウエート通商代表部の開設を見、爾來露國の日本に對する唯一の獨占的通商機關として、輸出に輸入に商取引を發展せしめてゐる。（別項通商貿易の項參照）因みにヤンソン氏は其後病の爲辭任して歸國しアニケーフ氏が昭和元年十二月下旬新任通商代表として就任した。

通商代表部の設置によつて正規の狀態に置かれた日露兩國の貿易は、其後時と共に順調に發展し一九二五—二六露國經濟年度に於て兩國の取引總額一千三百十六萬一千圓（內譯日本の輸出二百八十八萬三千圓、日本の輸入一千二十七萬八千圓）であつたものが、昨一九二七—二八經濟年度には二千九百七十八萬圓（內譯日本の輸出一千十八萬五千圓、輸入一千九百五十九萬八千圓）に躍進し更に一九二八—二九經濟年度九箇月間には二千九百九十六萬九千三十五圓（內譯日本の輸出一千三百六十一萬五千二百二十三圓、輸入一千六百三十五萬三千八百十二圓）に增進してゐる。即ち日露貿易は輸出入共に著しい發展振を示してゐるが、就中日本からの輸出は四年間に五倍の急增である。貿易の發展は勿論單に金額の上にのみ反映を示してゐるのではなくて、品目表の上にも著しい擴張が見られた。そしてかゝる增加傾向は今後時と共に上向線を辿つて進みつゝある。たゞ此場合大きな支障となつてゐるものはクレヂツト問題で即ち露國は農業に其國家經濟の基礎を置てゐる關係上、傳統的に輸入貿易の延取引を必要とし、獨逸、米國、英國等主要取引國は全部政府の保護の下に、もしくは個人的に對露クレヂツトを設定してゐるが、我國では金融業者特に大銀行筋が割合に此問題に冷淡なため取引業者個々の信用と實力の範圍で之をなす外、殆んど組織的な金融方法を缺いてゐる關係上、露國側の要求に十分の準備と規模を以て應ずる事が出來ず、之が解決のために即ち露國政府の援護、具體的には對露輸出補償法は是非共政府の設定を必要としてゐる。之については當業者や日露協會方面でも政府筋に向つて運動を進めてゐるので何等かの局面打開を見るものと豫想されてゐる。

クレヂツト問題と共に對露貿易發展上の懸案たる、日露通商條約の締結については露國側で之を熱望してゐるばかりでなく、本邦側に於ても既に腹案成り、田中大使は此日本側原案を懷いて歸任したから遠からず莫斯科に於て商議開催に入るものと豫想される。

日露基本條約の基礎に立つて解決を要すべき他の重要懸案は漁業問題であつたが、これは他の利權交涉と異り、對國家的の交涉案件であるだけに、日本政府では田中駐露大使を全權委員に、外務、農務、露領水產組合等からそれぞれ委員を任命露國側全權委員アラロフ氏等との間に大正十四年十二月二十二日から莫斯科で協約改訂交涉を開始したが、兩國の主張に重大なる開きがあり、兩國何れも強硬に自國の主張要求を固執したため別項記載の通り稀に見る難交涉となり、幾度か停頓決裂を見た末二年一箇月の長年月を費して相互に檢討に檢討を重ね妥協を積むで昭和三年一月二十三日日本側田中、露側カハラン氏間に調印を終り、五月二十三日批准交換を了し、茲に日露兩國の歷史的大懸案は漁區問題の解決を後日に遲して、解決を見るに至つた。此條約に於て一般競賣から切離し特別の利權契約によつて日本側に貸與されることとなつたものは罐詰工場附屬漁區であるが、之については日本側當業者代表眞藤愼太郎氏と露國政府との間に一九二八年十一月三日モスクワに於て正式契約の調印を見、二十二工場附屬四十二漁區を向ふ十年間無競賣にて日本側に貸下げられることとなつた。

一九二九年の出漁條件發表後、此條件に極度の不滿を懷く日本側當業者と露國側との間に釀し出された紛議は、日露漁業條約適用第一年度の出漁だけに奇異の印象を與へたが、又一面漁業條約が國營漁區問題始め本年度出漁の細目を具體的に決定せず之を露國極東ソウエート政廳の決定に讓つた點等から考へて、又今年度出漁條件の決定が條約第一年度だけに相當永い將來にかけて拘束力を持つてゐる點等から考へて、兩國に於ける今年度初頭の紛議は蓋然性を持つてゐたとも云ひ得る。此問題については、別項漁業關係の項に詳說されてゐるからこゝには略するとして、唯未曾有の紛糾を極めた本年度漁業問題をその項目別に摘記す

ると

一、露國の發表した本年度出漁條件
二、二月二十八日の漁區入札に日本人不參加問題
三、島一派の橫槍的漁區競落による日本人間の內爭
四、同問題妥協後の對露交涉
五、露國國營漁業機關の日本人既營漁區要望
六、露國個人漁業家の邦人出願漁區競落
七、露水組合の自由出漁聲明

以上の中五の國營漁區問題、六、個人漁區問題等は何れも今日まで解決を見ず、露國側の橫紙破り的行動の犧牲に供されたまゝとなつて居るのは遺憾である。之等の未解決問題に合せて本年一年間の暫定契約となつてゐる宇田放棄七十八漁區借區料問題、罐詰工場附屬漁區借區料問題等も來年度には本契約が締結されねばならないから、之等を中心に來年度出漁問題は再び紛糾を示すであらうと豫想されてゐる。

漁業條約改訂交涉開始後間もなく兩國間に開始されたのは日露森林利權交涉であつた。メルクーロフ反革命政權當時沿海州の廣大なる森林開發に着手した日本の大林業會社は、全露を統一して新契約を締結するため、露領林業組合なるシンヂケートを組織して梅浦健吉以下の諸氏を代表委員に選び、一九二六年二月二十三日からモスクワで利權交涉を開始したが、これも亦可なりの紛糾と時日とを費して翌一九二七年四月六日正式調印を了し、同年十月二十八日露領林業株式會社なる利權會社を組織し、同年末より企業開始に入つたが、諸種の事情より採算立たず、企業を中止して利權條件並に勞働雇傭條件の緩和並に改訂について露側と交涉を續けて來たが、今日になるまで解決を見る段取に至らない。

此外昭和金鑛株式會社のオホツク金鑛利權を始め、邦人によつて獲得された數個の對露利權があるが、何れも利權地積の關係や、經營機關乃至利權當業者の不備と微力のため、見る可き成績を擧げてゐない。

交通運輸の方面に於ても兩國の連絡運輸協定の成立と其擴張、日滿運輸連絡協定の復活と其發展等は此事を語るものである。唯一五年間に著しい發展を示して來た。即ち歐亞直通九二九年七月より八月へかけて露支斷交の結果東支鐵道の烏鐵並に西伯利鐵道との連絡關係斷絶は一時的の現象にもせよ兩國の運輸連絡に種々の支障を與ふることゝなつた。

尙日露間に今後交涉を重ねて協定を取結ぶべき必要あるものに小包郵便條約及郵便爲替條約があるが、前者の方に協定の可能性はより多くつながれてゐる。

日露兩國の文化的方面に於ける諸關係は國交條約締結後可なり華々しい進展を示したものゝ一つである。これは兩國相互の文化研究熱の勃興に、藝術上、學術上の重要人物の往來に、各種展覽會の開催に、極めて明瞭に看取されるところである。そしてこの場合、露國側が多くイニチアチヴを取つてゐる事實も看過出來ない。

日露支三角關係

イ、日露兩國と滿蒙

日露戰爭の勃因は滿洲問題と朝鮮問題であつた。其後歷史は變つて、朝鮮が日本領土となり、滿洲が日本の特殊權益の對象となつた今日、滿洲問題が日本に與ふる影響は昔日の比でない。それは實に日本の國家的存立の根幹に觸れて來てゐる。この事實は單に滿蒙に對する日本の投資額が二十億圓を越え、滿蒙居住の日本人數が二十五萬人に達してゐるといふ數字的事實についてのみ見るも明瞭である。

英、佛、露、蘭、獨、米、其他世界の先進資本主義諸列强によつて、單にヨオロツパ、アメリカ、アフリカ大陸のみならず、アジヤ大陸をも侵攻され、植民地化された後、始めて帝國主義列强の仲間入りをした日本の前途は極度に制限され、封ぜられてゐた。從つて偶々手に入つた滿蒙の權益が日本にとつて持つところの意義は、米國に於ける布哇、佛國に於ける印度支那等にも優り、英國に於ける印度にすらも匹敵する。從つて滿蒙の動搖といふことが日本に與ふる刺戟の大きさは他の何ものにも優つてゐる。これは一九二六年郭松齡の斷起事件に、又一九二八年國民黨の支那統一に伴ふ東三省の政治組織改造問題に際して日本政府乃至日本實業界の示した態度の中に明瞭に觀取される。

ところで滿蒙に對する特殊の利害關係を持つ他の國家は露國である。露國と滿蒙とは直接國境を接することによつて國防上の重大關係を持つてゐるばかりでなく、東支鐵道の如き歐亞交通の幹線をなす鐵道の大權益を握り、金融に、商業に、工業に種々の經濟的連繫を有することによつて其利害關係は極めて大きいのである。

ロ、兩國の利害關係

日露兩國の滿蒙に對するかくの如き緊密なる利害關係は、それの對立的激發によつて曾ては日露戰爭をまでも曝發させるに至つたが、一面此地方に對する第三國（例へば米國）の割込み等に對しては日露兩國の利害關係は共通し、日露戰爭終結後間もなく日露協約の締結となり、兩國の親善關係が加速度に進展を見るに至つたことも亦人の知る如くである。

ところで現在日露兩國の滿蒙に對する利害は對立的であるか、共通的であるかといふ問題になると、吾人はそこにその兩者が共存してゐる事實を認めぬ譯にゆかぬ。

先づ對立的な點に付て記せば左の如くである。

一、政治的組織並に階級的內容を異にする露國の勢力が日本の利害緊密なる滿蒙に蟠居し、種々の經濟的文化的活動を行ひつゝあることは、日本の植民政策上可なり大きな脅威であり、そこには對立的利害がある。

二、北滿特產雜穀の輸出にあたつて日本の滿鐵と露側の烏蘇里鐵道が貨物爭奪戰を現出する場合原積取線の東支鐵道が露國の管理下にある事は日本側に種々の不利不便を與へられる事少くない。

次に兩國利害の共通點について記せば

一、國民政府の滿洲統一に伴ひ米國の勢力が金融、鐵道、商業其他種々の形で積極的に滿蒙の地に侵入して來ることは、此地方に既得利害の密接なる日露兩國にとつて共通の脅威である。

二、支那國民政府の東支鐵道回收が其國民運動の發展的事實であるとするならば其勢が更に進んで日本の南滿鐵道回收運動にまでも波及する虞れは極めて濃厚であつて此點日露兩國の利害は共通的である。

斯の如く日露兩國の滿蒙に對する利害は全體としての日露兩國關係と同じく對立的な要素と共通的な要素とから成り立つてゐる。そして是等の複雜關係も滿蒙の地が安定してゐる限りに於ては、大して重大問題を提起しないで濟む。ところが、滿蒙は支那に於ける軍閥間の紛爭、支那內部に於ける民族問題（例へば一九二八年のコロンバイル事件）等によつて殆んど間の紛議、支那內部に於ける民族問題（例へば一近年平靜に復する暇もなく、動搖を續けてゐる。之を要するに斷交から戰爭への轉向は對內外關係の極めて複雜にしてデリケートな露支兩國にとつて可及的に之を避くべき必要あり、一部好戰分子や帝國主義者の使嗾にも拘らず問題の武力的方法による解決は兩國によつて極力避けられてゐる。

ハ、支那の東支鐵道回收事件

殊に一九二九年後半期に入つて勃發した露支間の紛爭は、それが單に支那內部の內輪喧嘩にとゞまらず、露國を對象とすることにより國際的性質を帶び、兩國國交斷絶から戰爭勃發の形勢にまで高潮する事によつて極めて重大化するに至つた。

即ち一九二九年七月十日、豫て東支鐵道を回收し、北滿に於ける露國の勢力を驅逐せんと計畫せる國民政府は、哈爾賓官憲をして遂に東支鐵道の武力回收を斷行せしめるに至つた。之に對し露國政府は多衆の豫期を裏切つて同十三日に至り外交部次長カラハン氏の名を以て三日間の回答猶豫を殘せる强硬なる抗議的通牒を支那政府に交附したに對し、支那政府は同十六日付駐露代理公使夏維松氏をして回答文を莫斯科政府に手交せしめたが之に滿足せざる露國政府は第二次對支回答を發し露支關係の全般的速時斷絶を宣言し、同時に一九二四年の露支露奉協定より發せる露國側の諸權利は總て之を留保する旨附言した。

此最後通牒と共に露國はマツエフスカヤ、グロデコウ、ブラゴウェシチェンスク三方面の對支國境に軍兵を送り、砲車、タンク、飛行機等最新式の武器によつて防備を固め、之に對し支那も亦對抗策を講じたが、兵の素質、武器等について著しく露國側に比し見劣りがしたばかりか、奉天軍閥と南京政府との內部的矛盾も消しがたく、武力回收の當初に示した强硬態度にも似ず、平和的手段による問題の解決を希望し、斷乎たる態度に出ることを躊躇してゐる。之を要するに斷交から戰爭への轉向は對內外關係の極めて複雜にしてデリケートな露支兩國にとつて可及的に之を避くべき必要あり、一部好戰分子や帝國主義者の使嗾にも拘らず問題の武力的方法による解決は兩國によつて極力避けられてゐる。

此事件は全世界に極めて大なるセンセーションを與へたが、就中日本が受けた刺戟は深大であつた。それは日本の露支兩國に對する地理的關係と政治的經濟的利害が他の國のそれよりも大きいと云ふ事情によつて說明されねばならぬ。

露支兩國の注意と關心は何よりも先づ日本に向けられた。兩國の駐日大公使は踵を接して幣原外相を訪問し、兩國の態度と今後の方針につき諒解を求めた。之に對し日本政府は米佛兩國の如く進

んで露支間の調停を買つて出るが如き事なく、露支兩國の單獨平和的解決を希望し、兩國政府代表亦武力的解決に據らず、平和的解決に依る旨聲明し、兩國間の交渉は滿州里方面に於て行はれたが露國が、事件勃發前の形勢に復歸方を正式交渉の條件とせるに對し、支那側は之に應ぜず、東支鐵道の實質的管理權を其手に納めん事を要求し、交渉は決裂のまゝ、兩國關係の一層の惡化を伴ふて今日に及び、解決の前途を暗うしてゐる。

二、露支斷交と日本の立場

此事件に對する日本の立場は、極めて重大であるだけに、日本政府は進んで其態表を表明することを欲せざるが如く、「用意ある沈默」を唱えて事件の推移に注視を向けて來たが、濱口首相、幣原外相、永井外務次官等の公式、非公式に洩らせる意見を綜合すれば、日本政府としては滿蒙に於ける自國權益の確保を限界として、露支兩國間相亙の紛爭は、相互の解決に任せ、嚴正中立の立場を守るといふにあるらしく、從つて露支間の紛爭が日本の既得權益に損傷を與ふるやうな場合は、武力行使其他の方法により斷乎たる態度に出るといふことを暗示してゐる。

露支紛爭は歐亞連絡の幹線たる東支鐵道と西伯利鐵道、及び東支鐵道と烏蘇里鐵道の連絡杜絕を始め、日露支間の通商及び金融方面にも廣汎に亙つて種々の影響を與へてゐる。

今後此紛爭が如何なる方向に進むか、それについてはより以上の惡化と、兩國の妥協による平和的所決の二途が豫想されてゐるが、本稿締切までにはこの結論を物するまでに立到つてゐない。

日露基本條約

日本國及ソヴィエト社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約

日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ハ兩國間ニ善隣及經濟的協力ノ關係ヲ促進セムコトヲ希望シ右關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

日本國皇帝陛下
支那共和國駐剳特命全權公使
從四位勳一等芳澤謙吉

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ中央執行委員會
支那共和國駐剳大使
「レフ・ミハイロヴィチ・カラハン」

右委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルコトヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條　兩締約國ハ本條約ノ實施ト共ニ兩國間ニ外交及領事關係ノ確立セラルヘキコトヲ約ス

第二條　「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ハ千九百五年九月五日ノ「ポーツマス」條約カ完全ニ效力ヲ存續スルコトヲ約ス

千九百十七年十一月七日前ニ於テ日本國ト露西亞國トノ間ニ締結セラレタル條約、協約及協定ニシテ右「ポーツマス」條約以外ノモノハ兩締約國ノ政府間ニ追テ開カルヘキ會議ニ於テ審査セラルヘク且變化シタル事態ノ要求スルコトアルヘキ所ニ從ヒ改訂又ハ廢棄セラレ得ヘキコトヲ約ス

第三條　兩締約國ノ政府ハ本條約實施ノ上ハ千九百七年ノ漁業協約ノ締結以後一般事態ニ付發生シタルコトアルヘキ變化ヲ考量シ右漁業協約ノ改訂ヲ爲スヘキコトヲ約ス

右改訂協約ノ締結ニ至ル迄ノ間「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ニ對スル漁區ノ貸下ニ關シ千九百二十四年ニ確立セラレタル實行方法ヲ維持スヘシ

第四條　兩締約國ノ政府ハ本條約實施ノ上ハ左記ノ原則ニ從ヒ通商航海條約ノ締結ヲ爲スヘク且右條約ノ締結ニ至ル迄ノ間兩國間ノ一般交通ハ右原則ニ依リ律セラルヘキコトヲ約ス

（一）兩締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ他方ノ法令ニ從ヒ（イ）其ノ領域內ニ到リ、旅行シ且居住スルノ完全ナル自由ヲ有スヘク（ロ）身體及財產ノ安全ニ對シ恒常完全ナル保護ヲ享有スヘシ

（二）兩締約國ノ一方ハ私有財產權竝通商、航海産業及其ノ他ノ平和的業務ニ從事スルノ自由ヲ最廣キ範圍ニ於テ且相互條件ノ下ニ他方ノ臣民又ハ人民ニ對シ自國領域內ニ於テ自國ノ法令ニ從ヒ付與スヘシ

（三）自國ニ於ケル國際貿易ノ制度ヲ自國ノ法令ヲ以テ定ムルノ各締約國ノ權利ヲ害スルコトナク、兩國ノ通商、航海及產業ヲ成ルヘク最惠國ノ地歩ニ置クハ兩締約國ノ意嚮ナルニ依リ兩締約國ハ兩國間ノ經濟上又ハ其ノ他ノ交通ノ增進ヲ妨クルニ至ルコトアルヘキ禁止、制限又ハ課金ヲ他方締約國ニ對シ差別的ニ行フコトナカルヘキモノトス

又兩締約國ノ政府ハ兩國間ニ於ケル經濟上ノ關係ヲ調整シ且促進スル爲通商及航海ニ關聯スル特別ノ協定ヲ締結スルノ目的ヲ以テ事態ノ要求スルコトアルヘキ所ニ從ヒ隨時商議ヲ爲スコトヲ約ス

第五條　兩締約國ハ互ニ平和及友好ノ關係ヲ維持スルコト、自國ノ法權內ニ於テ自由ニ自國ノ生活ヲ律スル當然ナル國ノ權利ヲ充分ニ尊重スルコト、公然又ハ陰密ノ何等カノ行爲ニシテ苟モ日本國又ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ領域ノ何レカノ部分ニ於ケル秩序及安寧ヲ危殆ナラシムルコトアルヘキモノハ之ヲ爲サス且締約國ノ爲何等カノ政府ノ任務ニ在ル一切ノ人及締約國ヨリ何等カノ財的援助ヲ受クル一切ノ團體ヲシテ右ノ行爲ヲ爲サシメサルコトノ希望及意嚮ヲ嚴肅ニ確認ス

又締約國ハ其ノ法權內ニアル地域ニ於テ（イ）他方ノ領域ノ何レカノ部分ニ對スル政府ナリト稱スル團體若ハ集團又ハ（ロ）右團體若ハ集團ノ爲政治上ノ活動ヲ現ニ行フモノト認メラルヘキ外國人タル臣民若ハ人民ノ存在ヲ許ササルヘキコトヲ約ス

第六條　兩國間ノ經濟上ノ關係ヲ促進スル爲又天然資源ニ關スル日本國ノ需要ヲ考量シ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ一切ノ領域內ニ於ケル鑛產、森林及其ノ他ノ天然資源ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國ノ臣民、會社及組合ニ許與スルノ意嚮ヲ有ス

第七條　本條約ハ批准セラルヘシ

各締約國ノ右批准ハ成ルヘク速ニ其ノ北京駐剳外交代表者ニ由リ他方ノ政府ニ通知セラルヘク且本條約ハ右通知中後ニ爲サレタルモノノ日ヨリ完全ニ實施セラルヘシ

批准書ノ正式交換ハ成ルヘク速ニ北京ニ於テ行ハルヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本條約二通ニ署名調印セリ

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ作成ス

芳澤謙吉（印）
エル・カラハン（印）

議定書（甲）

日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ハ兩國間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ニ本日署名スルニ當リ同條約ニ關聯スル諸問題ヲ規定スルノ有益ナルコトヲ認メ其ノ各全權委員ニ由リ左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條　各締約國ハ他方ノ大使館及領事館ニ屬スル動產及不動產ニシテ自國ノ領域內ニ現存スルモノヲ右他方ニ引渡スコトヲ約ス

東京ニ於テ前露西亞國政府ノ占有シタル土地カ東京ノ都市計畫又ハ公共ノ目的ノ爲ニスル事業ニ對シ支障ト爲ルカ如キ位置ニ在リト認メラルル場合ニ於テハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ右支障除去ノ爲日本國政府ノ爲スコトアルヘキ提議ヲ考慮スルノ意嚮アルモノトス

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ領域內ニ設置セラルヘキ日本國大使館及領事館ニ對スル相當ノ敷地及建物ノ選定ニ付一切ノ適當ナル便益ヲ日本國政府ニ與フヘシ

第二條　前露西亞國政府即チ露西亞帝國政府及之ヲ繼承シタル臨時政府ノ發行シタル公債及國庫證劵ニ依リ日本國ノ政府又ハ臣民ニ對シテ負ヘル債務ニ關スル一切ノ問題ハ日本國政府ト「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府トノ間ノ將來ノ商議ニ於ケル調整ニ留保セラルルコトヲ約ス

尤モ右問題ノ調整ニ當リ日本國ノ政府又ハ臣民ハ一切ノ他ノ條件ニシテ均シキニ於テハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府カ同樣ノ問題ニ付他ノ何レノ國ノ政府又ハ國民ニ與フルコトアルヘキモノヨリモ不利益ナル地位ニ置カルルコトナカルヘシ

又締約國ノ一方ノ政府ノ他方ノ政府ニ對スル請求權又ハ締約國ノ一方ノ國民ノ他方ノ政府ニ對スル請求權ニ關スル一切ノ問題ハ日本國政府ト「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府トノ間ノ將來ノ商議ニ於ケル調整ニ留保セラルルコトヲ約ス

第三條　北「サガレン」ニ於ケル氣候ノ狀態カ現ニ同地方ニ駐屯スル日本國軍隊ノ即時本國輸送ヲ妨グニ鑑ミ右軍隊ハ千九百二十五年五月十五日迄ニ同地方ヨリ完全ニ撤退セラルヘシ

右撤退ハ氣候ノ狀態カ之ヲ許スニ至ラハ直ニ開始セラルヘク且日本國軍隊ノ撤退シタル北「サガレン」ノ總テノ地方ハ直ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ當該官憲ニ完全ナル主權ニ於テ還付セラルヘシ

行政ノ引渡及占領ノ終了ニ關スル細目ハ「アレクサンドロウスク」ニ於テ日本國占領軍司令官ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦代表者トノ間ニ協定セラルヘシ

第四條　兩締約國ハ其ノ一方カ何レカノ第三國ト結ヒタル軍事同盟ノ條約若ハ協定又ハ其ノ他ノ祕密協定ニシテ他方締約國ノ主權、領土權又ハ國家的安全ニ對スル侵害又ハ脅威ト成ルヘキモノノ現ニ存在セサルコトラ互ニ聲明ス

第五條　本議定書ハ同日附ヲ以テ署名セラレタル日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ作成ス

芳澤謙吉（印）

エル・カラハン（印）

議定書（乙）

兩締約國ハ日本國ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦トノ全權委員間ニ本日署名セラレタル議定書（甲）第三條ニ規定セラレタル所ニ從ヒ日本國軍隊カ北「サガレン」ヨリ完全ニ撤退シタル日ヨリ五月內ニ締結セラルヘキ利權契約ニ對スル基礎トシテ左ノ如ク協定セリ

一　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國代表者ニ依リ千九百二十四年八月二十九日聯邦ノ代表者ニ交付セラレタル覺書ニ記載セラルル北「サガレン」ニ於ケル油田ノ各ノ地積五割ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國政府ノ推薦スル日本國當業者ニ許與スルコトヲ約ス

右開發ノ爲日本國當業者ニ貸付セラルヘキ地積ヲ決定スルノ目的ヲ以テ右油田ノ各ハ各十五乃至四十「デシヤテイン」ノ基盤目方形ニ區分セラルヘク且全地積ノ五割ニ相當スル右方形ノ數ハ日本人ニ割當テラルヘシ但シ右日本人ニ貸付セラルヘキ方形ハ原則トシテ相隣接スヘカラサルモ日本人ノ現ニ掘鑿又ハ作業中ナル一切ノ坑井ヲ包含スヘキモノトス右覺書ニ記載セラルル油田中貸付セラレサル殘餘ノ地區ニ關シテハ「ソヴエイト」社會主義共和國聯邦政府カ右地區ノ全部又ハ一部ヲ外國人ノ利權ニ提供スルコトニ決スルトキハ日本國當業者ハ右利權ニ關スル事項ニ付均等ノ機會ヲ與ヘラルヘキコトヲ約ス

二　又「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ利權契約締結ノ後一年內ニ選定セラルヘキ地方ニ於ケル炭田ニ關スル利權ヲ右日本國當業者ニ許與スルコトヲ約ス又前二項ニ揭ケラルル特定ノ地積以外ノ炭田ニ關シテハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府カ之ヲ外國人ノ利權ニ提供スルコトニ決スルトキハ日本國當業者ハ右利權ニ關スル事項ニ付均等ノ機會ヲ與ヘラルヘキコトヲ約ス

四　前諸號ニ規定セラルル油田及炭田ノ開發ニ對スル利權ノ期間ハ四十年乃至五十年乃至タルヘシ

五　日本人タル利權取得者ハ右利權ニ對スル報償トシテ炭田ノ場合ニ於テハ其ノ總產額ノ五分乃至八分ヲ又ハ油用ノ場合ニ於テハ其ノ總產額ノ五分乃至一割五分ヲ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ對シ每年提供スヘシ但シ自噴油井ノ場合ニ於テハ右報償ハ其ノ總產額ノ四割五分迄之ヲ增加スルコトヲ得

報償トシテ提供セラルヘキ產額ノ割合ハ利權契約ニ於テ確定的ニ定メラルヘク且右契約中ニ定メラルヘキ方法ニ依リ年產額ノ率ニ應シ等差ヲ設ケラルヘシ

地積五割ノ開發ニ對スル利權ハ日本人ニ許與セラルヘシ

三　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ利權契約ニ於テ決定セラルヘキ特定ノ地積ニ亙リ北「サガレン」ノ西海岸ニ於テ炭田ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國政府ノ推薦スル日本國當業者ニ許與スルコトヲ約ス又「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ利權契約ニ於テ決定セラルヘキ特定ノ地積ニ亙リ「ドウーエ」地方ニ於ケル炭田ニ關スル利權ヲ右日本國當業者ニ許與スルコトヲ約ス又前二項ニ揭ケラルル特定ノ地積以外ノ炭田ニ關シテハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府カ之ヲ外國人ノ利權ニ提供スルコトニ決スルトキハ日本國當業者ハ右利權ニ關スル事項ニ付均等ノ機會ヲ與ヘラルヘキコトヲ約ス

四　前諸號ニ規定セラルル油田及炭田ノ開發ニ對スル利權ノ期間ハ四十年乃至五十年乃至タルヘシ

五　日本人タル利權取得者ハ右利權ニ對スル報償トシテ炭田ノ場合ニ於テハ其ノ總產額ノ五分乃至八分ヲ又ハ油用ノ場合ニ於テハ其ノ總產額ノ五分乃至一割五分ヲ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ對シ每年提供スヘシ但シ自噴油井ノ場合ニ於テハ右報償ハ其ノ總產額ノ四割五分迄之ヲ增加スルコトヲ得

報償トシテ提供セラルヘキ產額ノ割合ハ利權契約ニ於テ確定的ニ定メラルヘク且右契約中ニ定メラルヘキ方法ニ依リ年產額ノ率ニ應シ等差ヲ設ケラルヘシ

六　右日本國當業者ハ企業ノ目的ニ要スル木材ヲ伐採スルコトヲ且交通竝物資及生產物ノ運輸ヲ容易ナラシムル爲諸般ノ施設ヲ爲スコトヲ許サルヘシ右ニ關スル細目ハ利權契約ニ於テ定メラルヘシ

七　前記ノ報償ニ鑛ミ又企業カ當該地區ノ地理上ノ位置及其ノ他ノ一般狀態ニ依リ受クヘキ不利益ヲ考量シ右企業ニ要スル又ハ之ヨリ得タル何等カノ物件、物資又ハ生產物ノ輸入及輸出ハ無稅ニテ許可セラルヘク且右企業ハ其ノ收益的經營ヲ事實上不可能ナラシムルコトアルヘキ如何ナル課稅又ハ制限ヲモ加ヘラルルコトナカルヘキコトヲ約ス

八　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ右企業ニ對シ一切ノ適當ナル保護及便益ヲ與フヘシ

九　前諸號ニ關聯スル細目ハ利權契約ニ於テ協定セラルルヘシ

本議定書ハ同日附ヲ以テ署名セラレタル日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ作成ス

芳澤謙吉（印）

エル・カラハン（印）

聲明書

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及日本國間ノ一般關係ニ關スル條約ニ本日署名セラレタルニ當リ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ千九百二十四年八月二十九日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ダル下名ハ本國政府ニ於テ千九百五年九月五日ノ「ポーツマス」條約ノ效力ヲ承認スルコトハ兩國政府ニ於テ右條約ノ締結ニ付前帝政政府ト政治上ノ責任ヲ分ツコトヲ何等意味セサルコトヲ聲明スルノ光榮ヲ有ス

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

エル・カラハン（印）

交換公文

（來翰）

以書翰啓上致候陳者本官ハ日本國ノ全權委員ニ依リ千九百二十四年八月二十九日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ニ手交セラレタル覺書ニ記載セラルル油田及炭田ニ付北「サガレン」ヨリ完全ニ撤退シタル日ヨリ五月內ニ行ハルヘキ利權契約ノ締結ニ至ル迄續行セラルヘキコトニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ於テ同意スルコトヲ本國政府ノ名ニ於テ聲明スルノ光榮ヲ有シ候但シ左記條件ハ日本國軍隊カ北「サガレン」ヨリ完全ニ撤退シタル日ヨリ五月內ニ行ハルヘキ利權契約ノ締結ニ至ル迄續行セラルヘキコトニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ノ名ニ於テ同意スルコトヲ本國政府ノ名ニ於テ聲明スルノ光榮ヲ有シ候但シ左記條件ハ日本人ニ依リテ遵守セラルヘキモノニ候

一　作業ハ千九百二十四年八月二十九日ノ覺書ニ揭ケラレタル地區、使用セラルル勞働者及專門家ノ數、機械竝其ノ他ノ條件ニ關シテハ右覺書ノ記載事項ニ嚴ニ準據シテ續行セラルヘシ

二　石油及石炭ノ如キ產出物ハ之ヲ輸出シ又ハ販賣スルコトヲ得ス右作業ニ關係アル從業員及裝備ノ用ニ限リ之ヲ充ツルコトヲ得ヘシ

三　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ依リ許與セラルル作業續行ノ許可ハ將來ノ利權契約ノ規定ニ何等影響ヲ及ホササルヘシ

四　北「サガレン」ニ於ケル日本國無線電信所ノ運用ニ關スル問題ハ將來ノ協定ニ留保セラルヘク且私人及外國人ノ無線電信所設置ヲ禁止スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ現存法令ニ合致スル方法ニ於テ調整セラルヘシ

本官ハ玆ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候　敬具

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

エル・カラハン

日本國特命全權公使　芳澤謙吉閣下

（往翰）

以書翰啓上致候陳者本官ハ閣下ヨリノ本日附左記ノ書翰ヲ領承スルノ光榮ヲ有シ候

本官ハ日本國ノ全權委員ニ依リ千九百二十四年八月二十九日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ニ手交セラレタル覺書ニ記載セラルル油田及炭田ニ付北「サガレン」ニ於テ現ニ日本人ノ實行中ナル作業ハ日本國軍隊カ北「サガレン」ヨリ完全ニ撤退シタル日ヨリ五月內ニ行ハルヘキ利權契約ノ締結ニ至ル迄續行セラルヘキコトニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ於テ同意スルコトヲ本國政府ノ名ニ於テ聲明スルノ光榮ヲ有シ候但シ左記條件ハ日本人ニ依リテ遵守セラルヘキモノニ候

一　作業ハ千九百二十四年八月二十九日ノ覺書

ニ揭ケラレタル地區、使用セラルル勞働者及專門家ノ數、機械竝其ノ他ノ條件ニ關シテハ右覺書ノ記載事項ニ嚴ニ準據シテ續行セラルヘシ

二　石油及石炭ノ如キ產出物ハ之ヲ輸出シ又ハ販賣スルコトヲ得ス右作業ニ關係アル從業員及裝備ノ用ニ限リ之ヲ充ツルコトヲ得ヘシ

三　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ依リ許與セラルル作業續行ノ許可ハ將來ノ利權契約ノ規定ニ何等影響ヲ及ホササルヘシ

四　北「サガレン」ニ於ケル日本國無線電信所ノ運用ニ關スル問題ハ將來ノ協定ニ留保セラルヘク且私人及外國人ノ無線電信所設置ヲ禁止スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ現存法令ニ合致スル方法ニ於テ調整セラルヘシ

本國政府ノ名ニ於テ本官ハ日本帝國政府ハ右書翰ニ全然同意ナル旨ヲ陳述スルノ光榮ヲ有シ候本官ハ玆ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候　敬具

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

芳澤謙吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦大使レフ・ミハイロヴイチ・カラハン」閣下

附屬公文

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及日本國間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ニ本日署名スルニ當リ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員タル下名ハ玆ニ日本國政府ニ對シ千九百二十年ノ「ニコラエウスク」事件ニ對スル誠實ナル遺憾ノ意ヲ表スルノ光榮ヲ有ス

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

エル・カラハン（印）

署名議定書

支那國駐劄日本國特命全權公使芳澤謙吉及支那國駐劄「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ依リ正式ニ各文書ニ署名調印セリ

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

芳澤謙吉（印）

エル・カラハン（印）

千九百二十四年八月二十九日日本國代表者ニ依リ聯邦ノ代表者ニ交付セラレタル覺書

石油試掘作業

一　此等試掘作業ハ政府ノ爲ニ株式會社北辰會ニ依リテ行ハレ居レリ

尙兩全權委員ハ日本國全權委員ニ依リ千九百二十四年八月二十九日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ニ手交セラレ且日本人カ北「サガレン」ニ於テ作業中ナル油田及炭田ノ狀態ニ關スル說明ヲ揭ケタル覺書ヲ本議定書ニ添附スヘキコトヲ約ス

右證據トシテ兩締約國ノ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ作成ス

芳澤謙吉（印）

エル・カラハン（印）

二作業	位置	地積	試掘井 出油	試掘井 無油
「オハ」	「オハ」河ノ流域ニ於テ「ウルクト」灣ノ西二哩半	二、五〇〇（エーカー）	四	七
「エハビ」	「エハビ」灣ノ西一哩	一、六〇〇	ナシ	三
「ビルトウン」	「ビルトウン」河ニ沿ヒ「キヤツクル」灣ノ南西六哩	一、二〇〇	ナシ	三
「ヌトヴオ」	「ヌトヴオ」河口ヨリ西五哩	二、五〇〇	一	二

「チアイヴオ」　三哩　「ボアクシン」河ニ沿ヒ「チアイヴイ」灣ノ西

「ヌイヴオ」　「ノグリツク」河（「トウイミ」河ノ支流）ノ流域ニ於テ「ヌイヴオ」灣ノ西七哩

「ヴイグレクトウイ」　「トウイミ」河ノ流域ニ沿ヒ同河ノ河口ノ南三哩

「カタングリ」　「ナビリスキー」灣ノ北「カタングリー」湖ノ岸

三　使用セラルル專門家　二〇

勞働者　四〇〇（夏季）

四機械

「ハイドロリツク、ロータリ」式

「スタングード、ケーブル」式

「ダイアモンド、ボーリング」式

「スプリング、ボーリング」式（人力ニ依ルモノ）

五設備

（イ）通信用　各所ノ作業ヲ連絡スル電話線、「オハ」及「チアイヴオ」ニ於ケル無線電信所

（ロ）運搬用　艀及傳馬船十二隻ノ外各所ノ作業ヲ連絡スル爲夏季使用セラルル小型蒸汽船一隻及發動汽船數隻

（ハ）建設物

	「オハ」	「エハビ」	「ビルトウン」	「ヌトヴオ」	「チアイヴオ」	「ヌイヴオ」	「ヴイグレクトヴイ」	「カタングリ」
職員及勞働者用家屋	三〇	一	二	七	八	六	一	一五
掘鑿用櫓	一一	三	三	三	一	二	二	五
機關場	六	—	—	一	—	—	—	一
貯油所（土製）	三	—	—	—	—	—	—	—
燃料油「タンク」（鋼製）	四	—	—	—	—	—	—	—

六　輕便鐵道　ナシ

一般關係

「ウルクト」灣ト「オハ」ニ於ケル工場トノ間二哩半ニ亙ル「トロツコ」線及「カタングリ」ト「ナビル」トノ間約三哩ニ亙ル他ノ「トロツコ」線

七　石油ノ輸出　ナシ

炭坑作業

一　作業者

「ドウーエ」鑛山　三菱會社ハ占領軍ノ爲ニ作業シ居レリ

「ロガトウイ」鑛山　「スタヘエフ」會社及三菱會社カ合同事業トシテ作業シ居レリ

二　鑛山ノ位置

「ドウーエ」鑛山　海ニ近キ「ボストヴアヤ」ノ流域ニ於テ「アレクサンドロウスク」港ノ南約六哩、現ニ作業中ノ水平坑ハ二但シ竪坑ナシ

千九百二十三年ノ產額約五萬噸

「ロガトウイ」鑛山　海ニ面シ「アレクサンドロウスク」港ノ南約十哩、現ニ作業中ノ坑二竪坑ナシ、千九百二十三年ノ產額約三萬噸

三　專門家及勞働者ノ數　專門家　勞働者

「ドウーエ」鑛山　五　約二〇〇

「ロガトウイ」鑛山　三　約一九〇

（右數ハ夏季ノモノトス）

四機械

「ドウーエ」鑛山ニ於テハ小型機關車ハ石炭ノ運搬ノ目的ノ爲ニ使用セラル

「ロガトウイ」鑛山ニ於テハ機械ヲ使用セス採掘及運搬ハ人及馬ニ依リテ行ハレ居レリ

五　建設物

「ドウーエ」鑛山ヨリ海岸ニ至ル一哩弱ノ「トロツコ」線及「ロガトウイ」ニ於ケル四分ノ一哩弱ノ他ノ「トロツコ」線ヲ除キ炭坑用ニハ特殊ノ建設物ナシ

六　輸出

「ドウーエ」鑛山ノ産額ハ占領區域内ノ住民ニ依リ消費セラレ島外ニ搬出セラルルモノナシ「ロガトウイ」鑛山ノ産額ノ約三萬噸ハ三菱及「スタヘエフ」ニ依リテ千九百二十三年ニ輸出セラレタリトノコトナリ

芳澤謙吉

日露講和條約

日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下ハ兩國及其人民ニ平和ノ幸福ヲ回復セムコトヲ欲シ講和條約ヲ締結スルコトニ決定シ之カ爲ニ日本國皇帝陛下ハ外務大臣從三位勳一等男爵小林壽太郎閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下ヲ全露西亞國皇帝陛下ハ「プレシデント、オブ、ゼ、コムミツテイ、オブ、ミニスタース、オブ、ゼ、エムパイヤ、オブ、ロシア」「セクレタリー、オブ、ステート」「セルジ、ウキッテ」閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權大使「マスター、オブ、ゼイムビリアル、コールト、オブ、ロシア」男爵「ローマン、ローゼン」閣下ヲ各其全權委員ニ任命セリ因テ各全權委員ハ互ニ其委任狀ヲ示シ其良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸條款ヲ協議決定セリ

第一條　日本國皇帝陛下ト全露西亞國皇帝陛下トノ間及兩國臣民ノ間ニ將來平和及親睦アルヘシ

第二條　露西亞帝國政府ハ日本國ガ韓國ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絕ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝國政府ガ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約ス

韓國ニ於ケル露西亞國臣民ハ他ノ外國ノ臣民又ハ人民ト全然同樣ニ待遇セラルベク之ヲ換言スレハ最惠國ノ臣民又ハ人民ト同一ノ地位ニ置カルベキモノト知ルヘシ

第三條　日本國及露西亞國ハ互ニ左ノ事ヲ約ス

一　本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權ガ其效力ヲ及ホス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス

二　兩締約國ハ前記規定ニ係ル淸國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス

第四條　日本國及露西亞國ハ淸國カ滿州ノ商工業ヲ發達セシメムカ爲列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻碍セサルコトヲ互ニ約ス

第五條　露西亞帝國政府ハ淸國政府ノ承諾ヲ以テ旅順港、大連並其附近ノ領土及領水ノ租借權及該租借權ニ關聯シ又ハ其一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓與又ハ其監理ノ下ニ在ル一切ノ公共營造物及財產ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ移轉讓渡スルコト

第六條　露西亞帝國政府ハ長春（寬城子）旅順口間ノ鐵道及其一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權及財產及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其利益ノ爲ニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且淸國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スヘキコトヲ約ス

兩締約國ハ前記規定ニ係ル淸國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス

第七條　日本國及露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限リ經營シ決シテ軍略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス

該制限ハ遼東半島租借權カ其效力ヲ及ホス地域ニ於ケル鐵道ニ適用セサルモノト知ルヘシ

第八條　日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ交通及運輸ヲ增進シ且之ヲ便易ナラシムルノ目的ヲ以テ滿洲ニ於ケル其接續鐵道業務ヲ規定センカ爲成ルヘク速ニ別約ヲ締結スヘシ

第九條　露西亞帝國政府ハ薩哈嗹島南部及其附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ讓歩ス其讓與地域ノ北方境界ハ北緯

五十度ト定ム該地域ノ正確ナル境界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ

日本國及露西亞國ハ薩哈嗹島又ハ其附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地內ニ堡壘其他之ニ類スル軍事上工作物ヲ築造セサルコトニ互ニ同意ス又兩國ハ各宗谷海峽及韃靼海峽ノ自由航海ヲ妨礙スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトヲ約ス

第十條　日本國ニ讓與セラレタル地域ノ住民タル露西亞國臣民ニ付テハソノ不動產ヲ賣却シテ本國ニ退去スルノ自由ヲ留保ス但シ該露西亞國臣民ニ於テ讓與地域ニ在留セムト欲スルトキハ日本國ノ法律及管轄權ニ服從スルコトヲ條件トシテ完全ニ其職業ニ從事シ且財產權ヲ行使スルニ於テ支持保護セラルヘシ日本國ハ政事上又ハ行政上ノ權能ヲ失ヒタル住民ニ對シ前記地域ニ於ケル居住權ヲ撤回シ又ハ之ヲ該地域ヨリ放逐スヘキ充分ノ自由ヲ有ス但シ日本國ハ前記住民ノ財產權ヲ完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス

第十一條　露西亞國ハ日本海「オコーツク」海及「ベーリング」海ニ瀕スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許與セムカ爲日本國ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス

前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亞國又ハ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及ササルコトニ双方同意ス

第十二條　日露通商航海條約ハ戰爭ノ爲廢止セラレタルヲ以テ日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ現下ノ戰爭以前ニ效力ヲ有シタル條約ヲ基礎トシテ新ニ通商航海條約ヲ締結スルニ至ル迄ノ間兩國通商關係ノ基礎トシテ相互ニ於ケル待遇ヲ與フルノ方法ヲ採用スヘキコトヲ約ス而シテ輸入稅及輸出稅、稅關手續、通過稅及噸稅並一方ノ代辯者、臣民及船舶ニ對スル他ノ一方ノ領土ニ於ケル入國ノ許可及待遇ハ何レモ前記ノ方法ニ依ル

第十三條　本條約實施ノ後成ルヘク速ニ一切ノ俘虜ハ互ニ之ヲ還附スヘシ日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ各俘虜ヲ引受クヘキ一名ノ特別委員ヲ任命スヘシ一方ノ政府ハ他ノ一方ノ政府ノ收容ニ係ル一切ノ俘虜ヲ引渡シ同委員又ハ正當ニ其委任ヲ受ケタル代表者ニ引渡シ同委員又ハ其代表者ニ於テ之ヲ受領スヘク而シテ其引渡及受領ハ引渡國ヨリ豫メ受領國ノ特別委員ニ通知スヘキ便宜ノ人員及引渡國ニ於ケル便宜ノ出入地ニ於テ之ヲ行フヘシ

日本國政府及露西亞帝國政府ハ俘虜引渡完了ノ後成ルヘク速ニ俘虜ノ捕獲又ハ投降ノ日ヨリ死亡又ハ引渡ノ時ニ至ルマテ之カ保護給養ノ爲ニ各負擔シタル直接費用ノ計算書ヲ互ニ提出スヘシ同計算書ヲ交換ノ後露西亞國ハ成ルヘク速ニ日本國カ前記ノ用途ニ支出シタル實際ノ金額ト露西亞國カ同樣ニ支出シタル實際ノ金額トノ差額ヲ日本國ニ拂戻スヘキコトヲ約ス

第十四條　本條約ハ日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下ニ於テ批准セラルヘシ該批准ハ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ本條約調印ノ日ヨリ五十日以內ニ東京駐劄佛蘭西國公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使ヲ經テ日本帝國政府及露西亞帝國政府ニ各之ヲ通告スヘシ而シテ其終リノ通告ノ日ヨリ本條約ハ全部ヲ通シテ完全ノ效力ヲ生スヘシ正式ノ批准交換ハ成ルヘク速ニ華盛頓ニ於テ之ヲ行フヘシ

第十五條　本條約ハ英吉利文及佛蘭西文ヲ以テ各二通ヲ作リ之ニ調印スヘシ其各本文ハ全然符合スト雖モ其解釋ニ差異アル場合ニハ佛蘭西文ニ據ルヘシ

右證據トシテ兩帝國全權委員ハ玆ニ本講和條約ニ記名調印スルモノナリ

明治卅八年九月五日即一千九百五年八月二十三日（九月五日）「ポーツマス」（「ニユー・ハムプシヤ」州）ニ於テ之ヲ作ル

小村壽太郎（記名）印
高平小五郎（記名）印
セルジ・ウキツテ（記名）印
ローゼン（記名）印

同上追加約款

明治卅八年九月五日「ポーツマス」ニ於テ調印

同年十月十六日公布

本日附日本國及露西亞國間講和條約第三條及第九條ノ規定ニ從ヒ下名ノ全權委員ハ左ノ追加約款ヲ締結セリ

第一　第三條ニ付

日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ同時ニ且講和條約ノ實施後直ニ滿洲ノ地域ヨリ各其軍隊ノ撤退ヲ開始スヘキコトヲ互ニ約ス而シテ講和條約實施ノ日ヨリ十八箇月ノ期間內ニ兩國ノ軍隊ハ遼東半島租借地以外ノ滿洲ヨリ全然徹退スヘシ前面陣地ヲ占領スル兩國軍隊ハ最先ニ撤退スヘシ

シ

兩締約國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道線路ヲ保護セムカ爲守備兵ヲ置クノ權利ヲ保留ス該守備兵ノ數ハ一「キロメートル」毎ニ十五名ヲ超過スルコトヲ得ス而シテ日本國及露西亞國軍司令官ハ前記最大數以內ニ於テ實際ノ必要ニ顧ミ之ニ使用セラルヘキ守備兵ノ數ヲ双方ノ合意ヲ以テ成ルベク少數ニ限定スヘシ

滿洲ニ於ケル日本國及露西亞國軍司令官ハ前記ノ原則ニ從ヒ撤兵ノ細目ヲ協定シ成ルベク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ十八箇月ヲ超エザル期間內ニ撤兵ヲ實行セムガ爲双方ノ合意ヲ以テ必要ナル措置ヲ執ルベシ

第二 第九條ニ付

兩締約國ニ於テ各任命スヘキ同數ノ人員ヨル成ル境界劃定委員ハ本條約實施後成ルヘク速ニ薩哈嗹島ニ於ケル日本國及露西亞國領地間ノ正確ナル境界ヲ永久ノ方法ヲ以テ實地ニ就キ劃定スヘシ該委員ハ地形ノ許ス限リ北緯五十度ヲ以テ境界線トナスコトヲ要ス若シ何レカノ地點ニ於テ同緯度ヨリ偏倚スルノ必要ヲ認ムルトキハ他ノ地點ニ於ケル對當ノ偏倚ニ依リテ之ヲ塡補スヘシ該委員ハ讓與中ニ包含セラルル附近島嶼ノ表及明細書ヲ調製スルノ任ニ當リ且讓與地域ノ境界ヲ示ス地圖ヲ調製シ之ニ署名スヘシ該委員ノ事業ハ兩締約國ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

前記追加約款ハ其附屬スル講和條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ

明治卅八年九月五日即千九百五年八月二十三日(九月五日)「ポーツマス」ニ於テ

小村壽太郎(記名)
高平小五郎(記名)
セルジ・ウヰッテ(記名)
ローゼン(記名)

駐劄外交機關

露國駐劄日本大使館

(所在地 莫斯科市ヘルチエン街)

大使 田中都吉
參事官 二、三 酒匂秀一
一等書記官 (三) 杉下裕次郎
二等書記官 四、一 島田正靖
同 四、一 佐々木勝三郎
同 四、一 宮川船夫
同 四、二(ペルシヤ出張)成瀬俊介
三等書記官 五、二 (未)安東義良
商務書記官 (三) 川谷幸左衛門
外交官補 六、一 尾形昭二
同 六、一 石川實
書記生 二 (未)寺岡信人
同 二 (賜)住野銀次郎
同 三 油橋重遠
同 四 (用)廣岡住
同 四 間庭秀文
同 五 不動富夫
同 六 (〇未)高杉登
(以上外務省所屬)
陸軍武官 小松原道太郎
補佐官 富永泰治
(以上陸軍省所屬)
海軍武官 有馬寛
補佐官 松本一郎
(以上海軍省所屬)

露國駐劄日本總領事館

在浦鹽斯德

總領事 四、一 渡邊理惠
副領事 六、一 小柳雪生
書記生 三 高木猛
同 三 (用)羽山助右衛門
同 四 本多隆平
同 六 片岡長冬
同 六 道正久

在ハバロフスク

總領事 四、一 山口爲太郎
領事 四、一 (賜)川角忠雄
書記生 四 村瀬悌二
同 五 佐藤鐵松
同 七 中村禧
兼勤 安木書記生

在アレクサンドロフスク

總領事 四、一 佐々木靜吾
書記生 四、一 坂部源吾
同 六 (賜)安木偉久太

在オハ分館

書記生 三 (未)下村末郎
同 四 (用)後藤安嗣
同 七(主任代理)間片英彥

露國駐劄日本領事館

在オデッサ

領事 四、二 島田滋
書記生 五 野口芳雄

在ブラゴウエスチエンスク

領事 四、一 平塚晴俊
書記生 六 (賜)管原弘

在ペトロパウロフスク

副領事 七、二 (用)大谷次郎
書記生 四(事務代理)太田日出雄
同 四 松田正綱
兼勤 本多書記生

在ノヴオシビルスク

領事 四、一 緒方整肅
書記生 四 中村隈三郎
同 四 (用)高橋淸四郎

一、略語用例左ノ如シ
(用)ハ御用歸朝者(賜)ハ賜暇歸朝者(未)ハ未赴任者(〇未)ハ未赴任出發期未定ノ者、役名下ノ數字ハ官等俸給、例ヘバ一、二ハ一等二級俸ノ如シ、

日本駐劄露國大使館

(所在地 東京市麴町區裏霞ケ關一)
「但昭和四年十二月末迄に麻布區狸穴町に移轉」

特命全權大使 ア・ア・トロヤノフスキイ
商務參事官 ペ・ウェ・アニケエフ
海軍武官 イ・カ・コジヤノフ
一等書記官兼總領事 エヌ・エス・チフメーネフ
一等書記官 イ・ウェ・シウビン
日本語書記官 エ・ゲ・スパルウィン
二等書記官 ウェ・ウェ・ジェレズニャコフ
陸軍武官 ウェ・エム・プリマコフ
陸軍武官代理 ウェ・ウェ・スマーギン
會計課長 エル・ア・ガシケーリ
經理課長 エフ・エ・チウジエゼムツェフ
文書課長 ア・ア・スニェギリョフ
通譯 エム・エヌ・アンドレーエフ
通譯 ウェ・ウェ・ロジンスキイ
通譯 ゲ・イ・ブウシンスキイ
事務員 エヌ・エス・ソロヴィヨフ
速記タイピスト エ・エヌ・アンドレーエワ
タイピスト エ・イ・レヴィナ
建築技師 イ・エス・チェルトーク チェルトフ
陸軍武官付書記 ベ・イ・クウジミチェフ
海軍武官付書記 エヌ・ペ・エルマコフ
陸軍武官付通譯 ウェ・エム・コンスタンチノフ
海軍武官付通譯 ア・ア・レイフェルト

日本駐劄露國總領事館

在東京

總領事 エヌ・エス・チフメーネフ
書記官 ベ・ウェ・ズヲナレフ

在神戸

總領事 ア・ベ・アスコフ

在京城

總領事 イ・ア・チチヤーエフ

日本駐劄露國領事館

在函館

領事 デ・デ・キセリョフ

在敦賀

領事 ウェ・テ・デミードフ

在大連

領事 イ・イ・ジウルバ

在小樽

副領事 エヌ・エス・リュビーモフ

追補

露國駐劄日本大使館
一等書記官(三等) 天羽英二
(右昭和四年九月十二日付任命ニ付追補ス)

漁業關係

日露漁業條約

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約

（昭和三年五月二十五日公布條約第二號）

日本國皇帝陛下及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ハ千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ締結セラレタル日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約第三條ノ規定ニ從ヒ漁業條約ヲ締結スル爲左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任命セリ

日本國皇帝陛下

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦駐劄特命全權大使　正四位勳一等　田中都吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦外務人民委員代理「レフ・ミハイロヴイチ・カラハン」及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國農務人民委員部參與會員「マルチン、イヴアノヴイチ・ラツイス」

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ河川及入江ヲ除キ日本海「オホーツク」海及「ベーリング」海ニ於ケル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ屬地ノ沿岸ニ於テ膃肭獸及鰕虎ヲ除キタル一切ノ種類ノ魚類及水產物ヲ捕獲シ、採取シ及加工スルノ權利ヲ本條約ノ規定ニ從ヒ日本國臣民ニ許與ス右例外ニ含マルル入江ハ本條約附屬議定書（甲）第一條ニ之ヲ列擧ス

第二條　日本國臣民ハ魚類及水產物ノ捕獲、採取及加工ノ目的ヲ以テ特ニ指定セラレタル海上及陸地ニ亙ル漁區ニ於テ之ニ從事スルコト自由タルベシ右漁區ノ貸付ハ競賣ニ依リテ之ヲ爲シ日本國臣民ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ屬地ノ沿岸ニ於ケル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦トノ間ニ何等ノ差別ヲ設クルコトナカルベシ尤モ前項ニ對スル例外トシテ兩締約國政府ノ合意アリタル漁區ハ競賣ニ依ラズシテ之ヲ貸付スルコトヲ得ルモノトス

漁區ノ競賣ハ每年二月「ヴラヂヴオストツク」ニ於テ行ハルベク又之ガ爲指定セラレタル日及場所竝ニ賣却セラルベキ各種ノ漁區ノ貸付ニ關スル必要ナル細目ハ競賣ノ少クトモ二月前ニ於テ「ヴラヂヴオストツク」駐在日本國領事官ニ正式ニ通告セラルベシ

競落者ナキ漁區ニ付テハ該漁區ハ前回ノ競賣後十五日以內ニ且五日ヨリ早カラズシテ再ビ競賣ニ付セラルベシ

鯨及鱘竝ニ特定ノ漁區內ニ於テ捕獲シ又ハ採取スルコト能ハザル一切ノ魚類及水產物ノ捕獲ハ特別ノ免許狀ヲ具フル航海船ニ搭乘セル日本國臣民ニ許サルベシ

第三條　本條約第二條ノ規定ニ從ヒ漁區ノ貸付ヲ受ケタル日本國臣民ハ該漁區ノ限界內ニ於テ岸地ヲ自由ニ使用スルノ權利ヲ有スベシ右日本國臣民ハ該岸地ニ於テ自己ノ漁船及漁網ニ必要ナル修繕ヲ行ヒ之ヲ岸ニ引上ゲ竝ニ自己ノ捕獲物及採集物ヲ陸揚シ、加工シ及貯藏スルコトヲ得ベク又之ガ爲該岸地ニ建物、倉庫、小屋及乾燥場ヲ建テ又ハ之ヲ移轉スルコト自由タルベシ

第四條　漁業ニ關シテ徵セラルベキ稅金、課金及手數料ニ付テハ日本國臣民ハ左ノ條件ニ從フベク又如何ナル場合ニ於テモ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ人民ニ與ヘラルル所ニ比シ不利益ナル待遇ヲ受クルコトナカルベシ

（一）　漁業權ヲ有スル日本國臣民ニ課セラルベキ營業稅ノ額ハ右日本國臣民ガ捕獲シ、採取シ又ハ加工シタル魚類及水產物ノ漁場ニ於ケル價格ノ百分ノ三ヲ超ユルコトナカルベシ

（二）　右日本國臣民ハ營業稅竝ニ本條約附屬議定書（甲）第九條ニ揭グル稅金、課金及手數料ヲ除クノ外一切ノ種類ノ稅金、課金及手數料ヲ免除セラルベシ

（三）　營業稅竝ニ他ノ稅金、課金及手數料ノ支拂ハ兩政府間ノ特別取極ニ依リ之ヲ處理スルコトヲ得

（四）　日本國ニ住所ヲ有シ且日本國臣民ニ貸付セラレタル漁場ニ於テ季節的勞働ニ從事スル日本人タル被使用者ノ所得ニ對シテハ何等ノ稅金又ハ課金ヲ徵スルコトナカルベシ

第五條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於テ捕獲セラレ又ハ採取セラレタル魚類及水產物ニ對シテハ該魚類及水產物ガ製造工程ヲ經タルト否トニ拘ラズ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ヨリ日本國ニ輸出セラルベキモノナルトキハ何等ノ稅金ヲ徵スルコトナカルベシ

第六條　本條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於テ魚類及水產物ノ捕獲、採取及加工ニ從事スル日本國臣民ノ被使用者ノ國籍ニ付テハ何等ノ制限ヲ設クルコトナカルベシ

第七條　魚類及水產物ノ加工方法ニ付テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ本條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於テ漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ニ對シテハ該地方ニ於テ漁業權ヲ取得シタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民ガ免除セラルル何レノ制限ヲモ加ヘザルコトヲ約ス

第八條　漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル領事官ガ日本國ニ於テ發給シタル航海證書及日本國官憲ガ發給シタル健全證書ヲ具フル航海船ヲ日本國ヨリ自己ノ漁場ヘ自己ノ一ノ漁場ヨリ他ノ漁場ヘ及自己ノ漁場ヨリ日本國ヘノ直航ノ用ニ供スルコトヲ得又右船舶ハ搭載セル魚類及水產物ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於テ捕獲セラレ又ハ採取セラレタルモノニ付テハ右日本國臣民ハ之ガ輸出ニ要スル手續ニ從フニ於テハ右日本國臣民ハ專ラ自己ノ漁業ノ爲及自己又ハ自己ノ被使用者ノ爲ニ使用スルコトヲ目的トスル必需品ヲ何等ノ輸入免許ヲ要セシテ輸入スルコト自由タルベシ

前記貨物ノ輸入ニ對シテハ何等ノ稅金及課金ヲ徵スルコトナカルベシ右貨物及其ノ數量ハ每年適當ナル時期ニ於テ權限アル地方官憲ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ中央官憲ノ承認ヲ經テ作成スベキ品目表中ニ明記セラルベシ

第十條　漁業權ヲ取得シタル日本國臣民及其ノ被使用者ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民ニ非ザルモノノ入國、滯在、移轉及出國ニ關シテハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ニ依リ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ簡易規則ヲ本條約第一條ニ特定セラルル地方ニ適用スベシ他ノ一切ノ場合ニ於テハ日本國臣民ハ外國人ノ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ヘノ入國、之ニ於ケル滯在及之ヨリノ出國ニ關シ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ法令及規則ニ從フベシ

第九條　漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ハ日本國

及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民ハ魚類ノ養殖、魚類及水産物ノ保護、之ニ密接ノ關係アル産業ノ取締竝ニ漁業ニ關スル他ノ一切ノ事項ニ關シ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ法律、規則及命令ニ付均等ノ地歩ニ置カルベシ

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於ケル漁業ニ適用セラルベキ法律及規則ニシテ新ニ制定セラレタルモノハ之ガ施行ノ少クトモ三月前ニ日本國政府ニ通知セラルベク「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ地方官憲ニ依リ新ニ發セラレタル右ト同一性質ノ命令ハ之ガ施行ノ少クトモ二月前ニ「ハバロフスク」駐在日本國領事官ニ通知セラルベシ

第十一條　日本國臣民ハ本條約第一條ニ特定セラルル地方ノ限界外ニ在ル自己借受ノ陸上地區ニ於テ魚類及水産物ノ加工ニ從事スルコト自由タルベシ但シ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ法律、規則及命令ニシテ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦内ノ一切ノ外國人ニ適用セラルベキモノニ常ニ從フベシ

第十二條　日本國政府ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ガ本條約ニ依リ日本國臣民ニ漁業權ヲ許與シタルコトニ鑑ミ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於テ捕獲セラレ又ハ採取セラレタル魚類及水産物ニ對シテハ該魚類及水産物ガ製造工程ヲ經タルト否トニ拘ラズ何等ノ輸入稅ヲ課セザルコトヲ約ス

第十三條　日本人タル被使用者ハ日本國ニ居住シ、日本國ニ於テ雇傭セラレ及季節的漁業ノ勞働ニ從ヒタル後日本國ニ歸還スルモノナルコト、其ノ慣行及習俗ハ日本人ニ特有ノモノナルコト、日本國及漁場間ノ無賃往復竝ニ全雇傭期間中ノ無料給食ヲ許與セラルルコト、正規ノ賃銀以外ニ捕獲物及採集物ノ配當ヲ與ヘラルルコト竝ニ醫療及他ノ救恤手段ノ無料施設アルコトヲ認ムルニ因リ

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ハ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ勞働ノ保護及規律ニ關スル其ノ法令及規則ヲ本條約ノ規定ニ依リ日本國臣民ニ貸付セラレタル漁場ニ於ケル日本人タル被使用者ノ勞働ニ適用スルニ當リ前記事實ニ適合セシムルコトヲ約ス

第十四條　本條約ニ於テ特ニ規定セラレザルモ本條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於ケル漁業ニ關スル事項ニ付テハ日本國臣民ハ右地方ニ於テ漁業權ヲ取得シタル「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民ニ與ヘラルル所ト同一ノ待遇ヲ受クルノ權利ヲ有スベシ

第十五條　本條約ハ八年間引續キ效力ヲ有スベク且右期間ノ終ニ於テ修正又ハ更新セラルベク爾後本條約ハ每十二年ノ終ニ於テ修正又ハ更新セラルベシ

締結國ノ一方ハ本條約ノ終了ノ十二月前ニ於テ本條約ヲ修正スルノ希望ヲ他方ニ通告スルコトヲ得右修正ノ爲ノ商議ハ右十二月以內ニ結了セラルベシ

締約國ノ何レモ右修正ノ爲メノ通告ヲ爲サザルトキハ本條約ハ更ニ十二年間引續キ效力ヲ有スベシ

第十六條　本條約ハ批准セラルベク又其ノ批准書ハ或ルベク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ之ガ署名後四月ヨリ後ルルコトナク東京ニ於テ交換セラルベシ

本條約ハ其ノ批准書交換ノ日ノ後五日目ヨリ實施セラルベシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テセル本條約二通ニ署名調印セリ

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」市ニ於テ之ヲ作成ス

田中都吉（印）
エル・カラハン（印）
エム・ラツイス（印）

議定書（甲）

（昭和三年五月二十六日告示　外務省告示第六十三號）

本日日本國「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約ニ署名スルニ當リ兩締約國ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セリ

第一條　漁業條約第一條ニ揭ゲラルル例外タル入江ハ左ノ如シ

一　「セント、ローレンス」灣（「プナウグン」岬ヨリ「ハルギラフ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

二　「メチグメ」灣

三　「コニヤム」灣（「ペンケグネイ」灣）（「ネチホノン」岬ヨリ「グラブ、ビーク」ニ引キタル直線ニ至ル）

四　「アポレシエフ」灣（「カラガン」灣）

五　「ルミレート」灣

六　「プロヴィデンス」灣（「リソフスキー」岬ヨリ「ルイサヤ、ガラヴア」ニ引キタル直線ニ至ル）

七　「ホーリー、クロツス」灣（「メエチケン」岬ノ緯線ニ至ル）

八　「アナデイル」灣（「セント、バジリアス」岬ヨリ「ゲーカ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

九　「セント、パヴラ」灣

十　「シリユーボチナヤ」灣

十一　「テユイレン」湖

十二　「シツクス、フイート」湖

十三　「バロン、コルフア」灣ノ北部

十四　「カラーガ」灣

十五　「ペチエヴインスカ」灣

十六　「アヴアチア」灣（「ベズイミヤンヌイ」岬ヨリ「ダルニー」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

十七　「ペンジンスク」灣（「マメート」岬ノ緯線ニ至ル）

十八　「ミルカチンスキー」灣

十九　「ヤムスカヤ」灣

二十　「アヤン」灣

二十一　「コンスタンチン」太公灣

二十二　「セント、ニコラス」灣（「ラムズドルフ」岬ヨリ「グロト」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

二十三　「スチアースチア」灣

二十四　「バイカル」灣（「チアウノ」岬ヨリ「ヴイトフタ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

二十五　「ヌイスキー」灣

二十六　「ナビルスキー」灣

二十七　「クレストヴアヤ」灣

二十八　「スタルカ」灣

二十九　「ヴアニナ」灣（「ヴエツセリ」岬ヨリ「ブールヌイ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

三　十　「ソヴイエト」港（「ミリユーチナ」岬ヨリ「プチアチナ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

三十一　「テルネ」灣（「ストラシヌイ」岬ノ經線ニ至ル）

三十二　「セント、ヴラデーミル」灣（「バリユーセク」岬ヨリ「ヴアトフスカゴ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

三十三　「プレオブラジエーニヤ」灣ノ北東部ニ在ル小ナル入江（「マトヴエーエヴア」岬ノ經線ニ至ル）

右例外ハ公海ニ適用セラレザルベキハ勿論トス

「ボドカゲルナヤ」河ノ河口ヨリ「アヤン」灣ニ至ル迄ノ「オホーツク」海ノ北岸ニ付テハ前記例外中ニ入ルベキ入江ハ「ペンジンスク」灣（第十八參照）、「ミルカチンスキー」灣（第十九參照）及「アヤン」灣（第二十參照）ヲ除キ左ノ定義ニ從ヒ決定セラルベシ

本土ニ入込メル灣ニシテ其ノ長サ（最深キ水道ニ依リ測リタル）灣口ノ幅ノ三倍ヲ超ユルモノ

右ノ外左ノ灣內ニ於テハ漁業ハ他ノ外國人ニ對スルト同樣日本國臣民ニ對シ禁止セラルベシ但シ公海ヲ含マザルハ勿論トス

一　「デ、カストリー」灣及「フレデリックス」灣（「カストリー」岬ヨリ「クロスター、カンブ」岬ニ引キタル直線及「クロスター、カンブ」岬ヨリ「オーストルイ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

二　「セント、オルガ」灣「マネフスカゴ」岬ヨリ「シユコータ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

三　「ビーター」大帝灣（灣內ニ在ル諸島ヲ包含シ「パヴアロートヌイ」岬ヨリ「ガモヴア」岬ニ至ル）

四　「ポシエツト」灣（「ガモヴア」岬ヨリ「ブタコフ」岬ニ至ル）

第二條　河川ト海トノ境界ニ關スル事項ニ付テハ兩政府ハ國際法ノ原則及慣例ニ從フベシ

第三條　漁業條約ニ依リ日本國臣民ニ許與セラレタル黑龍江海灣（「リマン」）ニ於ケル漁業權ハ左ノ特別規定ニ從フベシ

（一）　日本國臣民ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民ト同一ノ地歩ニ於テ競賣ニ依リ右地方ニ於テ漁區ヲ取得スルコトヲ得

（二）　漁區ヲ取得シタル日本國臣民ハ漁業ノ關スル限リ一切ノ點ニ付漁區ノ競落者タル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民ト均シク黑龍江流域ニ於ケル河川漁業ニ關シ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ法律、規則及命令竝ニ殊ニ右地方ニ於ケル漁區借受人ガ外國人タル勞働者ヲ使用スルコトヲ禁止セル規定ニ從フベシ

第四條　日本國臣民ハ漁業條約第一條ニ特定セラルル地方ノ何レカノ部分ニ於ケル漁區ノ貸付ノ

申請ヲ爲ストキハ右條約第二條ノ規定ニ依リ右貸付ヲ受クルコトヲ得但シ前記地方ニ於ケル魚類ノ養殖及保護、之ニ密接ノ關係アル產業ノ取締竝ニ漁業ニ關スル他ノ一切ノ事項ニ關シ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ニ於テ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ法律、規則及命令ニ從フベシ

捕獲セラルル魚積ガ漁區貸付契約中ニ明記セラレザル場合ニ於テハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ハ捕獲セラルル魚類ニ對シ何等ノ制限ヲ其ノ鮭鱒族ノ保護ニ必要ト爲ラザル限リ課スルコトナカルベシ

第五條　日本國臣民間竝ニ日本國臣民及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民間ノ漁業權ノ轉移ニ付テハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ法令ニ依リ定メラレタル手續ニ從ヒ右移轉ノ申請アリタルトキハ之ガ許可ヲ與フベシ

第六條　漁區ノ貸付期間ハ左ノ如ク之ヲ定ム

漁業條約ノ實施前既ニ開カレタルモ未ダ經營セラレザリシ漁區又ハ實施後初テ開カレタル漁區ニ付テハ一年

一年以上經營セラレタル漁區ニ付テハ三年

三年以上經營セラレタル漁區ニ付テハ五年

漁業條約第二條第二項及同條約附屬文書ノ規定ニ依リ特別貸付ヲ許與セラルベキ漁區ニ付テハ前記期間ハ之ヲ變更スルコトヲ得ルモノトス

第七條　漁業條約ノ期間ノ滿了ノ日ニ於テ未ダ期間ノ滿了セザル漁業權ハ漁業條約自體ニ關シ兩締約國ノ爲スベキ決定ノ如何ニ拘ラズ右漁業權ノ全存續期間中引續キ有效タルベシ

第八條　漁業條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於テ既ニ存在スル漁區ハ漁業條約ノ全存續期間中利用ノ爲開キ置カルベシ

第九條　漁業條約第四條(二)ノ規定ニ關シテハ日本國臣民ハ左ノ稅金、課金及手數料ヲ課セラルベシ

(一)　運搬手段(馬、自動車、自轉車、自動自轉車及航海證書ヲ具ヘザル「モーター・ボート」)ニ對スル地方課金

(二)　汽罐、壓力ニ依リ運轉セラルル裝置、昇降機及起重機械ノ檢查證明書ノ手數料

(三)　現ニ都市ニ於テ實施中ナル建物ニ對スル地方課金ガ漁場ノ存在スル地方ニ適用セラルベキ場合ニハ右地方課金

(四)　「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ中央官憲ニ依リ設ケラレタル印紙稅、公證人手數料、裁判手數料竝ニ他ノ同樣ノ稅金、課金及手數料ニシテ漁區及漁場ノ設備ニ間接ノ關係ヲ有スルモノ竝ニ取引所ニ於テ行ハレ又ハ登錄セラレタル取引ニ對シ地方官憲ニ依リ設ケラレタル地方稅金

(五)　「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ヘノ入國、之ニ於ケル滯在及之ヨリノ出國ニ關スル領事手數料及登錄手數料

(六)　文書ノ發給又ハ證明ニ對スル領事手數料又ハ他ノ公ノ手數料

(七)　漁區貸付契約ノ登錄手數料

(八)　森林ヨリ賣出サレタル木材ニ對スル課金

(九)　「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ニ於ケル消費ノ爲ノ魚類及水產物ノ賣却ヨリ生ズル利益ニ對スル所得稅竝ニ右魚類及水產物ニ關スル運搬稅

第十條　「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ一箇又ハ數箇ノ特定ノ第三國ニ關シ之ニ輸出セラルル一般貨物ニ適用セラルベキ稅金ヲ變更スル場合ヲ除クノ外「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ極東地方ヨリ輸出セラルル魚類及水產物ニ對シテ稅金ヲ免除スル現行法規ヲ漁業條約ノ存續期間中維持スルコトヲ約ス

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國ニ於テ加工セラレズシテ「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦ニ再輸入セラルル魚類及水產物ニ付テハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ產物又ハ製造品タル再輸入品ニ對シ稅金ヲ免除スル自國ノ現行規則ヲ漁業條約ノ存續期間中維持スルコトヲ均シク約ス

第十一條　「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ガ鰊及價値少キ他ノ魚種竝ニ魚類及水產物ノ加工ノ際生ズル廢棄物ヨリ肥料ヲ製造スルコトニ對シ何等ノ異議ヲ有セズ又「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ガ日本式方法ニ依リ鮭鱒族ノ魚類ニ加工シ及之ヲ鹽藏スルコトニ對シ何等ノ異議ヲ有セズ

第十二條　漁業條約第八條第一項ニ揭グル航海證書ハ左ノ書類ノ提出アリタルトキハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ領事官ニ依リ發給セラルベシ

一　船舶ガ回航セントスル一箇又ハ數箇ノ漁區ノ貸付ヲ證明スル書類

二　證明アル在船者名簿ニシテ在船者ノ身分證明ノ書類ヲ添附シタルモノ

三　船舶ノ載貨ガ單ニ漁業條約第九條第三項ニ揭グル貨物ノミヨリ成ルコトヲ證明スル書類、右書類ニハ又載貨ノ數量ヲ表示スベシ

航海證書ニハ左ノ事項ヲ表示スベシ

一　船名及船籍港名

二　一箇又ハ數箇ノ漁區ノ一人又ハ數人ノ借受人ノ名

三　船舶ガ回航セントスル一箇又ハ數箇ノ漁區ノ明示

四　載貨ノ性質及數量

五　乘組員ノ名

前記證書及健全證書ヲ具フル船舶ハ航海證書ニ記載セラレタル「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ沿岸ノ地點ノミニ到リ及留マルコトヲ得稅關ノ存在スル港ハ右船舶ニ對シ常ニ開放セラルルハ勿論トス

漁業條約第二條末項ニ依リ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ回航スル日本國船舶ハ特ニ指定セラレタル「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ港ノ一ニ先ヅ到ルベク同港ニ於テハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ハ右船舶ニ對シ魚類及水產物ノ捕獲、採取及加工ノ爲ノ特別免許狀ヲ發給スベシ該免許狀ハ同時ニ航海證書ニ代用スベシ該免許狀ハ又日本國ニ於ケル「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ領事官ヲ經テ之ヲ受ケルコトヲ得ベク此ノ場合ニ於テハ右船舶ハ前記港ノ何レニモ航行スルコトヲ要セザルベシ

第十三條　「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ各別ノ日本國臣民ニ貸付セラレタル漁場間ニ於ケル日本國漁船(「ルイボロヴヌイエ、ロドウキ」)ノ個々ノ航海ニ對シ何等ノ異議ヲ有セズ發動機ヲ具フル漁船ガ曳船ヲ爲シ又ハ爲サズシテ航海スル場合ニ於テハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ地方官憲ヨリ許可ヲ受クベシ

第十四條　「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ水域內ニ於テ漁業又ハ其ノ補助的任務ニ從事スル日本國汽船ハ航海日誌ノ露西亞語又ハ英吉利語ノ翻譯文ヲ具フベシ日本國ノ航海發動機船又ハ航海帆船ハ成ルベク右規定ニ從フベシ

第十五條　「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁業條約第九條ニ揭グル品目表ヲ作成シ及承認スルニ當リテハ日本國臣民ノ漁業ノ實際ノ必要ガ充分考慮セラルベキコトヲ保障ス

第十六條　漁業ノ何レカノ部門ノ作業ニ適スル日本國臣民ハ總計百人ヲ超エザル限リ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ヘノ入國及之ニ於ケル居住ニ關スル法令及規則ニ從フニ於テハ日本國臣民ニ貸付セラレタル漁區ニ於テ越年スルノ權利ヲ有スベシ右漁區ニ於ケル越年ニ要スル番人ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民中ヨリ之ヲ雇傭スベシ

第十七條　蕃殖ノ爲保護ノ措置ヲ要スルコトアルベキ魚類及水產物ノ捕獲及採取ニ對シテハ右捕獲及採取ノ數量ヲ限定スルコトアルベキ標準ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ニ依リ極東ニ於ケル「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ河海兩方面ニ於ケル右魚類及水產物ノ蕃殖ノ實際ノ傾向ヲ考慮ノ基礎トシテ決定セラルベシ

日本國臣民ニ貸付セラレタル一切ノ漁區ニ於テハ河口ニ最接近セル漁區ヲ除クノ外建網ノ使用ヲ許サルベシ又河口ニ最接近セル漁區ニ付テハ曳網ヲ以テスル漁業ヲ該漁區ニ於テ行ヒ得ザルコト判明シタル場合ニ於テ建網ノ使用ヲ許サルベキコトヲ約ス尙何レノ漁區ニ於テモ「ウィンチ」、「エスカレーター」、「コンヴェーヤー」、「キヤプスタン」、「ブロック」又ハ漁業ノ作業ヲ容易ナラシムル其ノ他ノ器具、機械及設備ノ使用ニ對シ何等ノ制限ヲ加ヘラルルコトナカルベシ

第十八條　漁業條約及同條約附屬文書中ニ於テ使用セラルル「日本國臣民」及「「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民」ナル語ハ夫々日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ公私ノ企業ヲ含ミ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民」ナル語ハ特別ノ待遇ヲ享クル地方農民及地方漁民ヲ含マザルモノトス又漁業條約第四條及本議定書第九條ニ特ニ規定スル事項ニ付テハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ國營企業及「コオペラテイヴ」組合ハ特別ノ地位ヲ與ヘラルルモノトス

第十九條　「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁業條約ノ存續期間ノ第一年ニ於ケル漁區ノ競賣ノ行ハレタル後何時ニテモ漁業條約第一條ニ特定セラルル地方ノ何レカノ部分ニ在ル漁區ノ貸付ヲ該部分ニ現ニ定住シ又ハ定住スルコトアルベキ地方農民及地方漁民ニ對シ競賣ニ依ラズシテ許與スルコトヲ得右許與ハ漁業條約ノ存

續期間中引續キ二年間本議定書第四條ニ掲グル申請ナキ地方又ハ右許與ノ直前引續キ三年ヲ超ユル期間中競買人ナキ漁區ニ付テノミ之ヲ與フルコトヲ得「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ノ爲ニ開カレタル極東水域ニ於ケル漁業上ノ活動範圍ヲ右許與ニ依リ縮少セシメザル爲及權限アル官憲ヲシテ日本國臣民ノ新漁區開設ノ希望ニ副ハシムル爲必要ノ措置ヲ執ルベシ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ地方農民及地方漁民ニ右ノ方法ニ依リ貸付セラレタル漁區ガ引續キ二年間經營セラレザル場合ニ之ヲ競賣ニ付スルコト竝ニ地方農民又ハ地方漁民以外ノ何レカノ者ヘノ右漁區ノ轉貸又ハ移轉ヲ禁ズルコトヲ約ス

地方農民及地方漁民ハ漁業條約第二條ノ規定ニ從ヒ競賣ニ依ル漁區ノ貸付ヲ受ケタル者ハ本條ニ依リ許與セラレ、轉貸セラレ又ハ移轉セラルル漁區ヲ右ト同時ニ有スルコトヲ得ズ

右地方農民又ハ地方漁民ノ地位ハ勞働者ヲ使用スルコトナク自己ノ生計ノ爲自ラ漁業ニ從事スル者及其ノ家族ニノミ與ヘラルルコトヲ約ス

第二十條　漁業條約及同條約附屬文書中ニ使用セラルル「魚類及水産物」ナル語ハ膃肭獸及鰒虎ヲ除クノ外一切ノ種類ノ魚類、動物、植物及他ノ水産物ヲ謂フモノトス

第二十一條　本議定書ハ本日署名セラレタル漁業條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルベク且該條約ノ存續期間ヲ有スベシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テセル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」市ニ於テ之ヲ作成ス

田中都吉（印）
エル・カラハン（印）
エム・ラツイス（印）

議定書（乙）

（昭和三年五月二十六日告示　外務省告示第六十三號）

本日日本國「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ地方農業條約ニ署名スルニ當リ兩締約國ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セリ

漁業條約第十三條ノ規定ニ鑑ミ勞働ノ保護及規律ニ關スル法令及規則ヲ漁業權ヲ有スル日本國臣民及其ノ日本人タル被使用者ニ適用スルニハ左ノ條件ヲ附セラルベシ

（一）使用者ガ自己ノ被使用者ニ對シ其ノ作業ニ必要ナル被服及他ノ物品竝ニ住居ヲ支給スルコトニ付テハ右被使用者ノ國民的慣行及習俗ガ相當考慮セラルベシ

（二）基本賃銀ノ額ハ極東地方ノ漁業上ノ慣例ニ從ヒ日本國ノ通貨ヲ以テ且全漁季ニ對シ之ヲ取極ムルコトヲ得被使用者ガ希望スル場合ニハ右基本賃銀ノ一部ハ右被使用者ニ前拂セラルベシ但シ全漁季間ニ對スル右基本賃銀ハ使用者ガ雇傭契約ニ依リ被使用者ノ運送及給食ノ費用ヲ負擔スル場合竝ニ使用者ガ所謂「九一」又ハ同樣ノ慣行ニ依リ其ノ被使用者ニ對シ捕獲物及採集物ノ一定ノ割合ニ相當スル特別給與ヲ與フル場合ト雖モ一月十五圓ニ相當スル額ヲ下ルコトナカルベシ

右規定ハ一方最低賃金ニ關スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法令竝ニ他方日本國ニ於ケル經濟上及社會上ノ現狀ヲ考量シテ採用セラレタルモノナルニ付右規定ガ不適當ナル場合ニ於テハ新事態ニ適應セシムル爲兩政府間ノ合意ニ依リ必要ナル更正ヲ爲シ得ルコトヲ約ス

（三）漁場ニ於ケル勞働時間ハ原則トシテ一日八時間トスルモ漁業ノ特質ニ鑑ミ且季節的勞働ニ於ケル勞働條件ヲ規定スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法令ニ從ヒ使用者ハ全漁季ニ對シテモ勞働時間及賃金ニ付勞働人民委員部ノ權限アル地方機關ト取極ヲ爲スニ於テハ其ノ被使用者トノ合意ニ依リ之ヲシテ一日八時間ヲ超ヘ勞働セシムルコトヲ得

尤モ漁撈作業ニ於ケル勞働ニ付テハ漁季中何時タルヲ問ハズ魚類ガ大群ヲ成シテ來ル場合ニ於テ被使用者ノ同意アルトキハ正規ノ時間外、休日及夜間ニ於テ之ヲシテ勞働セシムルコトヲ得ベク之ガ爲勞働人民委員部ノ前記機關トノ何等ノ取極ヲ要スルコトナカルベシ

罐詰作業ニ於ケル勞働ニ付テハ前項ハ魚類ガ大群ヲ成シテ來ル場合ニ於ケル捕獲物ノ蓄積過多ニ因リ、生產物ノ品質ノ低下ヲ防グ爲超過勞働ヲ必要トスル場合ニ限リ適用セラルベシ但シ當該使用者及

被使用者間ニ爲サレタル合意ノ條件ヲ成ルベク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ當該年ノ漁季ノ終了前ニ地方勞働機關ニ通知スベシ

（四）（イ）使用者ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法令ニ從ヒ社會保險料ヲ支拂フノ義務ヲ負フ場合ニ於テハ其使用者（日本國ニ歸還シタル後ニ於テモ）又ハ日本國ニ在ル其ノ家族ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦內ニ居住スル其ノ家族ト同一ノ權利ヲ享有スベシ

（ロ）社會保險金額ガ日本國ニ居住スル日本國臣民又ハ其ノ家族ニ支拂ハルベキ場合ニ於テハ右社會保險金額ハ漁季ニ對スル社會保險料ガ支拂ハレタル後四月以內ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ依リ該政府ノ日本國駐在領事官ヲ經テ右日本國臣民又ハ其ノ家族ニ支拂ハルベシ

（ハ）社會保險ニ關スル一切ノ計算及支拂ニ於テハ時價ニ依ル爲替相場ノ代ニ日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ各通貨ノ純分比價ニ依ルベシ

（ニ）使用者ノ社會保險上ノ義務ハ左ノ三種ノ場合ニ限ラルベシ

一　被使產者ガ一時勞働能力ヲ失フトキ

二　被使用者ガ事故ノ爲廢疾ト爲リ又ハ死亡スルトキ

三　被使用者ガ醫療ヲ必要トスルトキ

（ホ）使用者ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ衞生官憲トノ合意ヲ以テ醫療ノ供與ヲ引受クル場合ニ於テハ（ニ）ノ三ノ場合ニ對スル保險料ノ支拂ヲ免除セラルベシ

使用者ノ團體又ハ他ノ組織ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ社會保險中ニラルル所ニ比シ被使用者ノ爲同等又ハ有利ト爲ルベキ救恤措置ヲ、日本國官憲ニ依リ該承認セラレタル規則ニ從ヒ引受クル場合ニ於テハ使用者ハ（ニ）ノ一及（ホ）ニ對スル保險料ノ支拂ヲ免除セシ

（ヘ）使用者ガ自己ノ意思ニ依リ契約ヲ取消シタルトキハ右被使用者ハ漁場ヨリ日本國ヘノ旅費ヲ負擔スベキコトヲ雇傭契約中ニ規定スルコトヲ得但シ使用者ハ被使用者ノ日本國ヘノ乘船ニ對シ責任ヲ負フベキモノトス

使用者ハ其ノ漁場ニ於テ被使用者ヲ解雇シタルトキハ右被使用者ノ日本國ヘノ歸還費ヲ支拂フベシ

使用者又ハ被使用者ガ被使用者ノ日本國出發前ニ相當ノ事由ナクシテ雇傭契約ヲ履行セザル場合ニ於ケル賠償金ノ支拂ニ關シ右雇傭契約中ニ一ノ規定ヲ挿入スルコトヲ得ルハ勿論トス

本議定書ノ規定ハ兩政府間ニ爲サルルコトアルベキ合意ニ依リ變更セラレ又ハ補足セラルベシ

本議定書ハ本日署名セラレタル漁業條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルベク且該條約ノ存續期間ヲ有スベシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テセル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」市ニ於テ之ヲ作成ス

田中都吉（印）
エル・カラハン（印）
エム・ラツイス（印）

議定書（丙）

（昭和三年五月二十六日告示　外務省告示第六十三號）

本日日本國「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約ニ署名スルニ當リ兩締約國ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セリ

漁業權ヲ有スル日本國臣民ガ漁業條約第一條ニ特定セラレル地方ニ於テ罐詰工場ヲ設置シ及經營スルコトニ付テハ左ノ條件ヲ附セラルベシ但シ罐詰工業ニ關スル一切ノ事項ニ付テハ日本國臣民ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ私人又ハ私企業ニ對シ與ヘラルル所ニ比シ不利益ナル地位ニ置カルルコトナカルベシ

（甲）競賣ニ依リ日本國臣民ニ貸付セラレタル漁區ニ於テハ右日本國臣民ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ニ豫告ヲ爲シ且本議定書（乙）（一）、（二）、（三）、（七）及（九）ノ規定ノ適用ヲ受クルコトヲ條件トシテ其ノ貸付期間ノ漁季中罐詰工場ヲ設置シ及經營スルコトヲ得

（乙）日本國臣民ガ所有スル罐詰工場ニシテ

漁業條約ノ締結ノ當時現ニ存在スルモノノ經營ニ付テハ左ノ條件ニ從ヒ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ト關係日本國臣民トノ間ニ特別契約ヲ締結スベシ

(一) 日本國臣民ハ其ノ罐詰工場ノ規模及設備ノ變更ヲ爲スコト自由タルベシ但シ右日本國臣民ハ右變更ヲ爲シタルトキハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ規則ニ依リ定メラレタル手續ニ從ヒ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ニ之ガ通知ヲ爲スベシ尙日本國臣民ハ他ノ借受人ニ許與セラレタル漁區ヨリ右罐詰工場ヘ魚類及水產物ヲ運搬シ又ハ之ニ加工スルコトヲ禁止セラレ又ハ制限セラルルコトナカルベシ

(二) 罐詰工場ノ存在スル漁區ニ於ケル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ政府又ハ人民ニ屬セザル一切ノ財產ハ特別契約ノ期間ノ滿了後他ノ漁區ニ若ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦外ニ關係日本國臣民ニ依リ運搬セラレ又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ノ許可ヲ得テ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ領域內ニ於テ賣却セラルルコトヲ得右財產ハ右契約ノ期間ノ滿了後一年以內ニ前記ノ如ク處分セラレザルトキハ無償ニテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ノ所有ニ歸スベシ

(三) 現ニ存在スル罐詰工場ノ經營ニ付テハ各罐詰工場ニハ該工場ノ存在スル漁區及其ノ附近ニ在ル他ノ一漁區ヲ配屬セシムベク右兩漁區ハ共ニ漁業條約第二條第二項ノ規定ニ從ヒ競賣ニ依ラズシテ貸付セラルベシ

日本國臣民ガ漁區內ニ罐詰工場ヲ設置スル爲漁業條約第二條第二項ノ規定ニ從ヒ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ニ對シ右漁區ノ貸付ヲ申請スル場合ニ於テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ事情ノ許ス限リ右貸付ヲ許可スルコトニ同意スベシ

(四) (三)ニ揭ゲラルル特別契約ノ期間ハ十年トス

右特別契約ノ期間ノ滿了後罐詰工場ニ關シ執ルベキ措置ニ付テハ兩政府ハ漁業條約ノ改訂ニ關スル商議ノ際又ハ右期間ノ滿了ノ一年前ニ於テ之ガ商議ヲ爲スベシ

(五) (四)ニ揭ゲラルル特別契約ヲ締結セント欲スル日本國臣民ハ日本國政府ニ依リ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ノ許可ヲ得テ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ領域內ニ於テ賣却セラルルコトヲ得右財產ハ右契約ノ期間ノ滿了後一年以內ニ前記ノ如ク處分セラレザルトキハ無償ニテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ノ所有ニ歸スベシ

(六) 罐詰工場ノ經營ニ對スル特別報償金(「ドリエヴオエ、オツチスリエニエ」)ハ(三)ノ規定ニ從ヒ貸付セラレタル漁區ニ對スル普通報償金ノ額ヲ決定スル爲左ノ方法ヲ採用スベシ

競賣ニ依リ貸付セラレ且罐詰工場ニ配屬セラルル漁區ニ最近キ漁區ニシテ右配屬漁區ニ於ケルト同種類ノ魚類ノ捕獲セラルルモノノ成ルベク總計四箇ヲ三年每ニ取

一 紅鮭ニ對シテハ一函ニ付十六「コペツク」

二 銀鮭、鱒ノ助及鮭ニ對シテハ一函ニ付十六「コペツク」

三 鱒ニ對シテハ一函ニ付九「コペツク」

四 蟹ニ對レテハ一函ニ付四十「コペツク」

右ニ關シテハ罐詰品一函ハ各一ポンド入ナル罐四十八箇又ハ各半ポンド入ナル罐九十六箇ヲ包含スルモノトス

右特別報償金ハ之ニ對シ課セラルベキ稅金、課金及手數料ト共ニ每年十二月中ニ支拂ハルベシ

特別報償金ノ前記ノ率ハ當該商品ノ現在ノ市價ガ著シク變動シタル場合ニハ雙方ノ合意ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

(七) 稅金、課金及手數料ニ付テハ漁業條約第四條ノ規定及同條約附屬文書ノ規定ヲ適用ス右ニ關シテハ右附屬文書中ニ使用セラレタル「報償金」ナル語ハ漁區ノ貸付ニ對スル報償金及(六)ニ規定セラルル罐詰工場ノ經營ニ對スル特別報償金(「ドリエヴオエ、オツチスリエニエ」)ヲ包含スト解セラルベキモノトス

(八) (三)ノ規定ニ從ヒ貸付セラレタル漁區ニ對スル普通報償金ノ額ヲ決定スル爲左ノ方法ヲ採用スベシ

競賣ニ依リ貸付セラレ且罐詰工場ニ配屬セラルル漁區ニ最近キ漁區ニシテ右配屬漁區ニ於ケルト同種類ノ魚類ノ捕獲セラルルモノノ成ルベク總計四箇ヲ三年每ニ取リテ之ヲ標準ト爲シ、右漁區ノ貸付ニ對スル報償金ノ合計ヲ以テ除シテ得タル商ヲ基本單位ト看做スベク、當該報償金ハ右基本單位ニ當該漁區ニ割當テラルル漁獲標準高ヲ乘ジテ之ヲ算出シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ金貨幣ヲ以テ表示スベシ

(九) 罐詰工場及漁區ノ經營ニ關スル一切ノ事項ニシテ本議定書ニ特ニ規定セラレザルモノニ付テハ漁業條約及同條約附屬文書ノ規定ヲ適用スベシ

(十) 現ニ存在スル罐詰工場ニ關スル特別契約ヲ締結スル爲關係日本國臣民ハ本議定書ニ依リ競賣ニ依ラズシテ取得セントスル漁地ヲ明ニ表示シテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ニ對シ商議ノ開始ヲ成ルベク速ニ申請スベシ

商議ハ漁業條約ノ實施後二月以內ニ結了セラルベシ

(十一) 右商議ガ所定ノ期間內ニ結了セザル場合ニ於テハ關係日本國臣民ハ本議定書(甲)及議定書(乙)ノ規定ヲ基礎トシテ兩政府間ニ協定セラルベキ取極ニ從ヒ關係漁區ニ於ケル罐詰工場ノ經營ヲ繼續スルコトヲ得前記商議ハ兩後六月以內ニ成ルベク結了セラルベシ

日本國臣民ノ所有スル罐詰工場ニシテ漁業條約ノ締結ノ當時現ニ存在スルモノニ關スル特別契約ガ何等カノ理由ニ依リ締結セラレザル場合ニ於テハ前回ノ競賣ニ於ケル最低價格ヲ標準ト爲シ決定セラルベク前回ノ競賣後右漁區ノ經濟上ノ價値ニ何等カノ變動アリタル場合ニ於テハ其ノ最低價格ハ之ニ應ジテ調節セラルルコトヲ得ルモノトス利用ノ爲新ニ開カレタル漁區ノ場合ニ於テハ其ノ最低價格ハ附近ノ漁區ニ對シ支拂ハルル報償金ト該漁區ニ割當テラレタル漁獲標準高トノ割合ヲ標準ト爲シ決定セラルベシ

(二) 競賣ニ於テ競落者ナカリシ漁區ニ付テハ其ノ最低價格ハ競賣後直ニ公表セラルベク且右漁區ヲ次回ノ競賣ニ付スルニ當リテハ競買人ニ對シ成功ノ好機會ヲ與フルノ目的ヲ以テ其ノ最低價格ノ決定ニ付相當ノ考慮ヲ加フベシ日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

(乙) 漁業條約第二條第二項ノ規定ニ關シ日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セルコトヲ聲明ス

(一) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁業條約ノ存續期間中其ノ國營企業ニ對シ該企業自ラノ利用ノ爲競賣ニ依ラズ且該條約附屬議定書(甲)第六條第一項ニ規定セラルル貸付期間ヲ以テ該條約第一條ニ特定セラルル地方ニ存在スル漁區ノ貸付ヲ許與スルコトヲ得鮭鱒族ノ魚類ノ捕獲ニ當テラレタル漁區ノ場合ニ於テハ右貸付ノ許與ハ漁獲標準高ガ右漁業條約ノ實施ノ時ニ於ケル漁獲標準總高ノ約百分ノ二十ニ相當スル

最終議定書

(昭和三年五月二十六日外務省告示第六十四號)

本日日本國「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約竝ニ同條約附屬ノ議定書(甲)及議定書(乙)ニ署名スルニ當リ日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ左ノ聲明ヲ爲セリ

第一部

一 漁業條約第二條ニ關スルモノ

(甲) 漁業條約第二條第一項ノ規定ニ關シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(一) 既ニ經營セラレタル漁區ノ競賣ニ於ケ

合計二百萬「プード」ヲ超エザル漁區ニ限ラルベキモノトス右以外ノ魚類及水產物ノ捕獲又ハ採取ニ當テラレタル漁區ノ場合ニ於テハ右許與ハ捕獲物及採集物ノ合計ガ各魚類及水產物ノ捕獲物及採集物ノ總高ノ百分ノ二十ニ相當スル漁區ニ限ラルベシ

(二) 國營企業ガ自ラ前記限度內ノ一切ノ漁區ヲ全部且完全ニ經營シタル場合ニ於テ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ガ提案スルトキハ兩政府ハ右企業ニ對シ許與セラルベキ漁區ノ標準高及漁區ノ數ノ增加ニ關シ更ニ商議ヲ爲スベシ

(三) 國營企業ニ貸付セラルベキ漁區ヲ選定スルニ當リテハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ捕獲物及採集物ノ種類及數量ニ從ヒテ分類セラルル漁區ノ各部類ニ對シ前記(一)ニ揭ゲラルル步合ヲ割當ツルノ原則ニ成ルベク從フベク且「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ關係日本國臣民ガ有スルコトアルベキ合理的希望及千九百二十七年卽チ漁業條約ノ締結ノ爲ノ商議ノ時ニ於テ國營企業ノ經營セル漁區ガ當時利用ノ爲貸付セラレタル一切ノ漁區ノ百分ノ二十ヲ超エズ日本國臣民ノ經營セル漁區ガ共ノ百分ノ八十ヲ超エタルノ事實ヲ相當考慮シ右選定ニ關スル最終ノ決定ヲ爲スニ先チ日本國政府ト協議スベシ

(四) 競賣ニ依ラズシテ國營企業ニ貸付セラルルコトニ定マレル漁區ニシテ國營企業ガ實際ニ經營セザルモノハ一年以上貸付ノ爲當該年度ノ漁季前適當ノ時期ニ於テ競賣ニ付セラルカ又ハ地方農民及地方漁民ニ競賣ニ依ラズシテ貸付セラルベシ斯ク貸付セラレタル漁區ハ國營企業ニ依リ經營セラルルモノト看做サレザルベキハ勿論ナリトス

(五) 漁業條約及同條約附屬文書ニ關スル限リ「國營企業」ナル語ハ資本ノ過半額ガ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦又ハ之ヲ構成スル一箇若ハ數箇ノ共和國ノ機關ニ依リ投資セラレタルカ又ハ理事ノ過半數ガ右機關ニ依リ任命セラレタル一切ノ種類ノ企業ヲ謂フモノト解セラルベシ右部類ニ屬セザル企業ニシテ右機關ガ何等カノ形式ニ於テ參加スルモノ又ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ニ於ケル各種ノ地方行政組織ノ或機關ガ形式又ハ方法ノ如何ヲ問ハズ全部又ハ一部ニ參加スル企業ニ付テハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁區ノ取得ニ關シ右企業ガ競賣ニ參加スルヲ得ベキヤ又ハ本議定書中ニ指定セラレタル國營企業ノ部類ニ包含セラルベキヤヲ決定スル爲日本國政府ト協議スベシ但シ何レカノ企業ニシテ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦、之ヲ構成スル一箇若ハ數箇ノ共和國又ハ地方組織ノ機關トノ普通ノ商取引中ニ於テ後者ニ對シ債務者ノ地位ニ立チ又ハ其ノ持分ノ小部分ガ一時後者ノ所有ニ歸スルコトアルベキモノハ右規定ノ範圍外ニ在ルモノト看做サルベシ

(六) 漁業條約及前諸項ノ規定ニ拘ラズ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ハ黑龍江海灣(「リマン」)ニ於テ開カレ又ハ開カルルコトアルベキ漁區ヲ其ノ數ニ關係ナク競賣ニ依ラズシテ國營企業及各種ノ「コオペラテイヴ」組合竝ニ地方農民及地方漁民ニ貸付スルコトヲ得

尤モ黑龍江海灣「リマン」ニ於ケル魚類ガ著シク增加シタル場合ニ於テハ又本規定ハ兩政府間ノ合意ニ依リ之ヲ變更シ得ルコトヲ約ス

(丙) 漁業條約第二條末項ノ規定ニ關シ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(一) 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ガ漁業條約第二條末項ニ揭ゲラルル免許狀ヲ受クルニ付準據スベキ規則ヲ近キ將來ニ於テ發スルノ意嚮ヲ有ス

(二) 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁業ニ從事スル日本國臣民ニ對シ捕鯨ノ爲ノ根據地トシテ五箇ヲ超エザル數ノ陸上地區ヲ貸付スルノ用意ヲ有ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

二　漁業條約第三條ニ關スルモノ

漁業條約第三條ノ規定ニ關シ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(一)漁區ノ陸上區域ガ傾斜急ナルカ若ハ沼地ナルカ又ハ狹小ナル爲漁業ニ必要ナル設備ヲ施ス能ハザルコト判明スルトキハ附近ニ於ケル岸地ノ貸付ヲ申請スルコトヲ得「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ハ右申請ニ對シ相當ノ考慮ヲ加ヘ理由アリト認メタルトキハ右申請ヲ許可スベシ

(二) 漁業作業ニ於テ生ズル廢棄物ハ之ヲ沖合ニ投棄スルコトヲ得

(三) 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ハ漁業ニ必要ナルトキハ漁區外ヨリ木材、燃料及水ヲ得ル爲ノ申請ヲ許可スルニ付何等ノ異議ヲ有セザルベシ右ニ關シ要スルコトアルベキ費用及課金ハ關係者ニ依リ支拂ハルベキハ勿論トス

(四)漁業條約第三條ノ規定ニ從ヒ建テラレタル建物、倉庫、小屋及乾燥場ハ當該漁區ノ貸付期間ノ滿了後一年以內ニ之ヲ除去スルカ又ハ右漁區ノ新借受人ニ移轉スベシ

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

三　漁業條約第四條及第十條竝ニ議定書(甲)第九條ニ關スルモノ

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(一) 魚類及水產物ノ「漁場ニ於ケル價格」ノ決定ハ日本國又ハ何レカノ第三國ニ於ケル右商品ノ各種類ノ主要ナル市場ニ於ケル當該種類ノ平均價格ヨリ運賃及運送ニ關スル他ノ費用ヲ控除シテ之ヲ爲スベシ

尤モ個個ノ漁區間ニ行ハルル魚類及水產物ノ取引ニ對スル營業稅ハ實際ニ支拂ハルル價格ヲ基礎トシテ徵收セラルベシ

(二) 漁業條約第十條第一項前段ニ揭ゲラルル日本國臣民ノ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ヘノ入國及之ヨリノ出國ニ關スル領事手數料ハ右日本國臣民ガ團體查證ノ爲提示セラレタル名簿ニ包含セラルル場合ニ於テハ一人ニ付五十五「コペック」ノ割合ト定メラルベク又右日本國臣民ノ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ニ於ケル滯在ニ對スル登錄手數料ハ一人ニ付十「コペック」トス

(三) 前項ニ揭ゲラルル者ヲ除キ日本國臣民(議定書(甲)第十六條ニ揭ゲラルル者ヲ含ム)ニ對スル領事手數料及登錄手數料ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ領域ニ到ル外國人ニ適用セラルル一般規則ニ從ヒ課セラルベシ

(四) 漁區ノ貸付契約ニ對スル登錄手數料ハ當該漁區ニ對スル報償金ノ百分ノ三ヲ超ユルコトナカルベシ

(五) 漁區竝ニ漁區ニ遺留セラルルコトアルベキ設備及私有品ノ相續ニ關スル問題ハ死亡者ガ日本國臣民タル限リ日本國政府トノ特別取極ノ目的タルベシ

(六) 議定書(甲)第九條ノ規定ハ同條ニ揭ゲラルル稅金、課金及手數料ノ何レカノ用語ノ變更ヲ妨グルモノト解セラレザルベシ但シ右ニ依リ變更セラレタル稅金、課金及手數料ハ以前ト同一ノ性質ヲ保持スルコトヲ要ス

(七) 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ニ於テ購入セラレタル物件ニ對スル消費稅及輸入稅竝ニ漁場外ニ於テ行ハレタル行爲ニ關シ徵收セラルベキ稅金及課金ハ日本國臣民ノミニ負擔セシメラレザル限リ漁業條約第四條ノ範圍外ニ在ルモノト看做サレ一般規則ニ從ヒ日本國臣民ニ課セラルベシ

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

四　漁業條約第六條ニ關スルモノ

(一) 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ漁業條約第六條中ニ使用セラレタル「國籍」ナル語ハ露西亞語ノ「グラジュダンストヴオ」及「ポッダンストヴオ」ニ相當スト解セラルベキコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

(二) 日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セルコトヲ聲明ス

漁業權ヲ有スル日本國臣民ハ能フ限リ且日本人タル勞働者ニ適用セラルルト均シキ條件ノ下ニ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民タル勞働者ヲ既ニ使用シ且之ヲ使用スルノ用意ヲ常ニ有スルニ鑑ミ右日本國臣民ガ右聯邦人民タル勞働者ノ若干數ヲ使用スルノ問題ハ事情ノ許ス場合ニ於テハ兩政府間ニ於テ商議セラルベシ

五　漁業條約第八條ニ關スルモノ

日本國全權委員ノ質問ニ對スル回答トシテ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ日本國船舶及日本國漁船ガ海難ノ場合ニ於テ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ沿岸ノ何レノ地點ニモ避難スルノ權利ヲ享有スベキハ勿論ナルコトヲ聲明ス

六　漁業條約第九條ニ關スルモノ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(一)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ水域ニ於テ日本國臣民ガ捕獲シ又ハ採取シタル魚類及水產物ノ日本國ヘノ輸出ニ關シ要スルコトアルベキ輸出免許以外ノ手續ハ右輸出ニ對シ何等禁止的又ハ制限的ノ質ノモノタルコトナカルベシ

(二)　前記第九條第三項ニ揭ゲラルル貨物ノ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ヘノ輸入ニ關シ要スルコトアルベキ輸入免許以外ノ手續ハ右貨物ガ同條ニ揭ゲラルル品目表中ニ含マルル限リ右輸入ニ對シ何等禁止的又ハ制限的性質ノモノタルコトナカルベシ

(三)　魚類及水產物ノ日本國臣民ニ依ル輸出ニシテ(一)ニ揭ゲラルルモノ以外ノモノニ關シ要スルコトアルベキ手續ハ簡易ノモノタルベシ

(四)　漁業權ヲ有スル日本國臣民ハ魚類及水產物ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ヨリ輸出セラルルコトニ定マレルモノナル限リ漁業權ヲ有スル他ノ日本國臣民又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ人民若ハ各種ノ企業ヨリ右魚類及水產物ヲ購入シ又ハ之ニ販賣スルコト自由タルベシ

(五)　漁業權ヲ有スル日本國臣民ガ其ノ魚類及水產物ヲ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ國內市場ノ爲ニ大量取引ヲ以テ販賣セントスルトキハ每營業年度ニ於ケル右販賣及其ノ數量ニ關シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル地方官憲ト取極ヲ爲スベシ右日本國臣民ガ右魚類及水產物ヲ地方住民ニ販賣スル場合ノ如ク個個ニ行フ小量取引ニ付テハ右取極ヲ要スルコトナカルベシ

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

七　漁業條約第九條及第十條ニ關スルモノ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ漁業條約第九條及第十條ノ規定ハ日本國臣民ヲシテ密輸出入ヲ防止スル爲適當ナル措置ノ適用ヲ毫モ免レシメザルハ勿論ナルコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ト同一ノ意見ヲ有スルコトヲ聲明ス

八　漁業條約第十三條及議定書(乙)ニ關スルモノ

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ漁業條約第十三條ノ規定及同條ノ附屬議定書(甲)第十六條ニ揭ゲラルル者ニ對シ何等ノ適用ナク右ノ者ニ付テハ勞働ノ保護及規律ニ關シ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ法令及規則ガ總テ適用セラルルコトヲ約ス

九　議定書(甲)第一條ニ關スルモノ

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ議定書(甲)第一條ニ揭ゲラルル境界ヲ防止スル爲適當ナル措置ノ適用ヲ毫モ免レシメザルハ勿論ナルコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ト同一ノ意見ヲ有スルコトヲ聲明ス

八　漁業條約第十三條及議定書(乙)ニ關スルモノ

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ漁業條約第十三條ノ規定及同條ノ附屬議定書(甲)第十六條ニ揭ゲラルル者ニ對シ何等ノ適用ナク右ノ者ニ付テハ勞働ノ保護及規律ニ關シ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ法令及規則ガ總テ適用セラルルコトヲ約ス

九　議定書(甲)第一條ニ關スルモノ

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ議定書(甲)第一條ニ揭ゲラルル境界ヲ防止スル爲適當ナル措置ノ適用ヲ毫モ免レシメザルハ勿論ナルコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ト同一ノ意見ヲ有スルコトヲ聲明ス

十　議定書(甲)第三條ニ關スルモノ

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク協定セルコトヲ聲明ス

(一)　黑龍江海灣(「リマン」)ナル語ハ左ノ境界內ニ包含セラルル水域ヲ表示ス

北ハ「ペトロフスコエ」沙嘴ヨリ「チヤウノ」岬ニ引キタル直線

南ハ「ラザレフ」岬ヨリ「ボゴビ」岬ニ引キタル直線

西ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ極東地方ノ海岸線

東ハ北「サガレン」ノ海岸線

(二)(イ)　議定書(甲)第三條(二)ニ揭ゲラルル國籍ニ關スル制限ハ支配人、監督者等ノ如キ勞働者ノ部類ニ屬セザル者ニ對シ適用セラルベカラザルハ勿論トス

(ロ)　一年ヲ超ユル期間ヲ以テ漁區ノ貸付ヲ受ケタル日本國臣民ハ右漁區ヨリ半「ウエルスト」ヲ超ユル距離ニ在ル場所ニ於テ一年未滿ノ期間ヲ以テ魚類ノ加工ニ使用セラルベキ陸上區域ノ貸付ヲ受クルコトヲ得右陸上區域及一年未滿ノ期間ヲ以テ貸付セラレタル漁區ニ於テハ同所ニ於テ使用セラルル勞働者ニシテ實際漁撈ニ從事セザルモノノ國籍ニ付何等ノ制限ヲ加フルコトナカルベシ

十一　議定書(甲)第八條ニ關スルモノ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ議定書(甲)第八條ノ規定ハ自然力ニ原因スル漁區ノ閉鎖ノ場合ニ適用ナカルベキハ勿論ナルコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(一)　議定書(甲)第十一條ニ關スルモノ

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ日本國臣民ガ捕獲シタル鮭鱒族ノ魚類ノ總高中百分ノ六十以下ハ之ヲ撒漬法ニ依リ加工シ得ルコト及鰊ヨリノ肥料ハ日本國臣民ニ貸付セラルベキ十箇ノ漁區ニ於テ之ヲ製造シ得ルコトヲ約ス

十二　議定書(甲)第十一條ニ關スルモノ

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ日本國臣民ガ捕獲シタル鮭鱒族ノ魚類ノ總高中百分ノ六十以下ハ之ヲ撒漬法ニ依リ加工シ得ルコト及鰊ヨリノ肥料ハ日本國臣民ニ貸付セラルベキ十箇ノ漁區ニ於テ之ヲ製造シ得ルコトヲ約ス

十三　議定書(甲)第十三條ニ關スルモノ

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ三馬力以下ノ發動機ヲ具フル漁船ハ議定書(甲)第十三條前段ニ揭ゲラルル漁船(「ルイボロヴヌイエ、ロトウキ」)ノ部類ニ屬スルコトヲ約ス

十四　議定書(甲)第十七條ニ關スルモノ

(一)　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(イ)　各漁區ニ付定メラルベキ漁獲標準高ハ當該漁區(該漁區ガ既ニ經營セラレタル場合)又ハ當該漁區該漁區ガ新ニ開カレタル場合)ニ最近キ漁區ノ過去ニ於ケル實際ノ漁獲高ヲ先ヅ考慮シテ之ヲ決定ス從テ日本國臣民ガ右ニ依リ決定セラレタル標準高ノ變更ヲ詳細ナル理由ヲ具シテ申請スル場合ニ於テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ハ右申請ニ對シ相當ノ考慮ヲ加ヘ理由アリト認メタルトキハ右標準高ヲ變更スルニ必要ナル措置ヲ執ルベシ

(ロ)　或漁區ニ於ケル漁獲總高ガ割當ラテレタル標準高ニ達スルニ先チタル最後ノ揚網ノ結果トシテ右標準高ヲ超過スル場合ニ於テハ右超過高ハ適法ノ漁獲ト看做サルベシ

(二)　議定書(甲)第十七條第二項ニ揭ゲラルル建網ニ關シ日本國全權委員ハ「建網」ナル語ハ通常ノ建網及中拔網ノミナラズ所謂改良網ヲモ指スト主張スルニ對シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ主義ニ於テ日本國全權委員ノ主張ニ反對セズ、日本國臣民ニ依ル改良網ノ使用ハ該使用ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ國營、「コオペラテイヴ」又ハ私ノ漁業企業ノ何レカニ許サルルトキ自働的ニ許サルベキコトヲ聲明ス

十五　議定書(甲)第十九條ニ關スルモノ

(一)　日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ議定書(甲)第十九條ノ規定ラルル期間ハ漁業條約ノ實施前地方農民及地方漁民ニ對シ競賣ニ依ラズシテ許與セラレタル漁區ニ適用ナキコトヲ約ス

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

(二)　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ議定書(甲)第十九條第一項ノ規定ニ關シ左ノ如ク聲明ス

議定書(甲)第十九條第一項ニ依レバ引續キ三年ヲ超ユル期間中競買人ナキ漁區ハ競賣ニ依ラズシテ之ガ貸付ヲ地方農民及地方漁民ニ許與スルコトヲ得ルモ競賣ニ於テ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ノ定ムル漁區ノ評價額ハ該漁區ノ經濟上ノ價值及該漁區(該漁區ガ既ニ經營セラレタル場合)又ハ附近ノ漁區該漁區ガ新ニ開カレタル場合)ノ當時ノ報償金ヲ考慮シテ決定セラルベキモノナルニ鑑ミ且競買人ガ其ノ申込價格ヲ決定スルニ當リ同一要素ヲ考慮スルニ鑑ミ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ一箇又ハ數箇ノ漁區ニ對シ實際ニ競買人アル場合ニ於テモ其ノ申込價格ガ前記基礎ニ依リ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ガ決定シタル評價額ト著シク差異アルトキハ右漁區ヲ競賣ニ依ラズシテ地方農民及地方漁民ニ貸付シ得ルモノト看做スノ權利ヲ留保ス

本聲明ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ガ個個ノ漁區ニ付公正ナル評價額ヲ決定スルノ權利ヲ毫モ制限スルモノニ非ズト解セラルベキハ勿論トス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

(三)　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ議定書(甲)第十九條ノ規定ハ同條末項ニ揭ゲラルル地方農民又ハ地方漁民ガ單獨ニ又ハ自己ノ家族ト共ニ自ラ漁業ニ從事スル場合ニ於テ二人以下ノ勞働者ヲ使用スルヲ妨ゲザルコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

十六　議定書(乙)(二)ニ關スルモノ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ被使用者ガ希望スルニ於テハ使用者ガ被使用者ニ支拂ハルベキ一切ノ種類ノ賃銀及特別給與ヲ日本國ニ於テ支拂フコトヲ得ルハ勿論ナルコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

十七　議定書(乙)(三)ニ關スルモノ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(一)　日本人ノ漁場ニ於ケル追加勞働ノ賃銀ハ漁業ノ平常ノ狀態ノ下ニ於テハ概シテ全漁季ニ對スル基本賃銀ノ百分ノ五十ニ相當スベシトノ見解ニ對シ何等ノ異議ナカルベシ

(二)　右(三)ニ揭ゲラルル「勞働人民委員部ノ地方機關」ナル語ハ「ハバロフスク」ニ在ル機關ヲ指シ又「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ右機關ニ對シ日本人ノ漁業企業ニ最有利ナル條件ヲ以テ該企業ト右(三)ニ揭ゲラルル取極ヲ爲スコトヲ命ズル必要ナル訓令ヲ發スベシ

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

十八　議定書(乙)(四)ニ關スルモノ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ右(四)ノ(ニ)ニ揭ゲラルル三種ノ保險ノ全部ニ對スル保險料ハ被使用者ニ支拂ハルベキ賃銀ノ百分ノ八●三トシ且將來變更セラルルコトアルベキコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

十九　議定書(乙)ニ關スルモノ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ漁業條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於ケル日本人ノ漁業企業ハ本最終議定書ニ附屬スル該企業ニ對スル模範規則ヲ內部管理規則トシテ採用スルヲ得ルコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

第二部

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ本日署名セラレタル漁業條約第三條第一項ノ規定ハ完全ニ實行セラレタルモノト又千九百七年ノ漁業協約ハ爾後何等ノ效力ナキモノト看做サルベキコトヲ約シタリ

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」市ニ於テ英吉利語ヲ以テセル本書二通ニ署名セリ

田中都吉
エル●カラハン
エム●ラツイス

第一附屬書

日本國「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦漁業條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於ケル日本國臣民ニ漁業企業ニ對スル內部管理ニ關スル模範規則

第一條　各漁場ニ於ケル平常ノ勞働日ノ始時及終時ハ漁場ノ借受人ト勞働人民委員部ノ權限アル地方機關トノ合意ニ依リ定メラルベシ

第二條　勞働日ノ前記始時及終時ハ鐘、號笛又ハ他ノ同樣ノ方法ニ依リ之ヲ被使用者ニ合圖スベシ

第三條　合圖後十五分ヲ經過シテ就業セザル者及勞働日ノ終時前ニ離業スル者ニ關シテハ右不在ニ對シ相當ノ理由ヲ擧ゲ得ザル限リ右不在時間ニ對シ賃銀竝ニ「九一」及他ノ形式ノ報酬ヲ削減スルコトヲ得

第四條　正當ノ事由ニ依リ缺勤シ、遲刻シ又ハ勞働日ノ終了前ニ離業セント欲スル被使用者ハ直接ノ上役ニ通知シテ其ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第五條　被使用者ハ食事及休息ノ爲ノ中斷時間ヲ與ヘラルベシ

第六條　被使用者ハ其ノ職務ニ關シ管理部及役員ノ一切ノ命令ヲ遵行スルコトヲ要ス

第七條　管理部ハ被使用者間ニ仕事ヲ分配スベシ

第八條　仕事ノ性質上機械、工具及作業用具ヲ取扱フベキ被使用者ハ之ニ對シ適當ノ注意ヲ爲スコトヲ要ス

第九條　管理部ハ機械、工具又ハ作業用具ガ生命及健康ニ對シ何等ノ危險ヲ生ゼザル樣配意シ且必要ナル豫防設備ヲ之ニ施スコトヲ要ス右ノ外管理部ハ初テ就業シ又ハ初テ工具、道具等ヲ受ケル被使用者ヲシテ其ノ使用法ヲ習得セシメ且右工具、道具等ノ危險ナル部分及作業ノ危險又ハ有害ナル點ヲ右被使用者ニ特ニ警告スルコトヲ要ス

第十條　機械、工具及作業用具ヲ取扱フ被使用者ハ豫防措置ヲ執リ且最注意シテ之ヲ取扱フコトヲ要ス

第十一條　工具、機械及作業用具竝ニ其ノ作業ヲ安全ナラシムル手段ガ不良ト爲リ又ハ不適當ト爲リタル場合ニ於テハ被使用者ハ直ニ之ヲ其ノ上役ニ通知スルコトヲ要ス

第十二條　就業中被使用者ニ何等カノ事故生ジタルトキハ右被使用者ハ直ニ之ヲ其ノ直接ノ上役ニ通知シ且醫療ヲ受クル爲醫療所ニ赴クコトヲ要ス負傷者ガ自ラ之ヲ爲スコト能ハザル場合ニ於テハ其ノ同僚タル勞働者ハ直ニ管理部ニ通知スルコトヲ要シ管理部ハ直ニ右負傷者ヲ右醫療所ニ送リ且之ト同時ニ事故ノ起リタル當該作業ニ關シ一切ノ可能ナル豫防措置ヲ執ルベシ

第十三條　勞働人民委員部ノ特別規則ニ依リ豫見セラルル作業ノ部門ニ於ケル被使用者ニハ特別ノ衣服及履物竝ニ豫防具ヲ支給スルコトヲ要ス極東地方ノ漁業ニ於ケル右作業ノ部門ニシテ右特別ノ物品ヲ支給セラルベキモノ竝ニ右物品ノ種類及數量ハ勞働人民委員部ノ權限アル地方機關ノ承諾ヲ經ルノ條件ノ下ニ漁場ノ借受人ニ依リ決定セラルベシ

第十四條　被使用者ニ對シテハ左ノ事項ヲ禁止ス

(イ)　喫煙ヲ禁ズル旨ノ揭示アル場所ニ於テ喫煙スルコト

(ロ)　何等ノ必要ナキ場合ニ作業ノ種類ヲ變更スルコト

(ハ)　定規ニ反シ機械、工具及作業用具ヲ濫ニ使用スルコト

(ニ)　就業中骨牌ヲ弄ビ、惡口シ及喧嘩スルコト

(ホ)　酩酊ノ狀態ニ於テ就業スルコト

(ヘ)　管理部ノ許可ナクシテ就業時間中及他ノ時間ニ於テ自己ノ消費ノ爲ニ魚類ニ加工シ竝ニ加工シタル魚類ヲ自己ノ需要ニ供スルコト

上役ニ通知スルコトヲ要ス

第十五條　管理部ハ企業ノ必要ナル場所ニ手洗ノ爲ノ石鹼ヲ具フル洗面臺ヲ設置スルコトヲ要ス

第十六條　住宅ノ附近及他ノ便利ナル場所ニハ充分ナル數ノ洗面器ヲ備附ケ之ヲ清潔ニ保チ且整頓シ置クコトヲ要ス

第十七條　管理部ハ就業ノ場所及被使用者ノ住宅ニ充分ナル數ノ便所ヲ設置シ之ヲ整頓シ且清潔ニ保ツコトヲ要ス右用途ニ充テラレザル他ノ一切ノ場所ハ之ヲ使用スルコトヲ禁ズ

第十八條　管理部ハ漁場ガ清潔ニ保タルル樣配意シ且衛生上ノ一切ノ必要ナル措置ヲ執ルコトヲ要ス被使用者ニハ特別規則ヲ遵守スルコトヲ要ス極東地方ノ漁業ニ於ケル右作業ノ部門ニシテ右特別ノ物品ヲ支給セラルベキモノ竝ニ右物品ノ種類及數量ハ勞働人民委員部ノ權限アル地方機關ノ承諾ヲ經ルノ條件ノ下ニ漁場ノ借受人ニ依リ決定セラルベシ

第十九條　被使用者ハ自己ノ健康ノ爲一切ノ衞生規則及一切ノ勞働保護規則ヲ遵守スルコトヲ要ス右規則ハ見易キ場所ニ揭示セラルベシ

第二十條　天災ニ伴フ勞働ハ企業ノ一切ノ被使用者ニ對シ義務的ニシテ管理部ノ要求アリ次第其ノ實行セラルベキ時ノ如何ヲ問ハズ之ヲ遂行スルコトヲ要ス

第二十一條　本規則ハ一方被使用者ト他方管理部トノ合意ニ依リ且勞働人民委員部ノ權限アル機關ノ承認ヲ經ルノ條件ノ下ニ之ヲ補足シ又ハ修正スルコトヲ得

第二十二條　內部管理規則ハ一般ニ知ラシムル爲見易キ場所ニ日本語及露西亞語ヲ以テ之ヲ揭示スルコトヲ要ス

第一附屬書

左ノ境界ヲ示ス地圖

日本國「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約附屬議定書第二附屬書
Annex No. 2 to the Final Protocol attached to the Fishery Convention between Japan and the Union of Soviet Socialist Republics

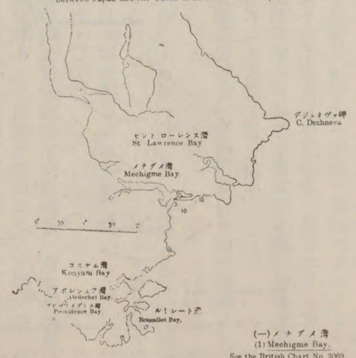

(一)メチグメ灣
(1) Mechigme Bay.
See the British Chart No. 2069.
英國海圖第二千六十九號參照

(一)「メチグメ」灣
(二)「コニヤム」灣、「アボレシエフ」灣(「カラガン」灣及「ルミレート」灣
(三)「セント●パヴラ」灣
(四)「カラーガ」灣
(五)「バロン●コルファ」灣ノ北部
(六)「ベチエヴインスカヤ」灣
(七)「ミルカチンスキー」灣及「ヤムスカヤ」灣
(八)「アヤン」灣
(九)「コンスタンチン」太公灣
(十)「クレストヴアヤ」灣

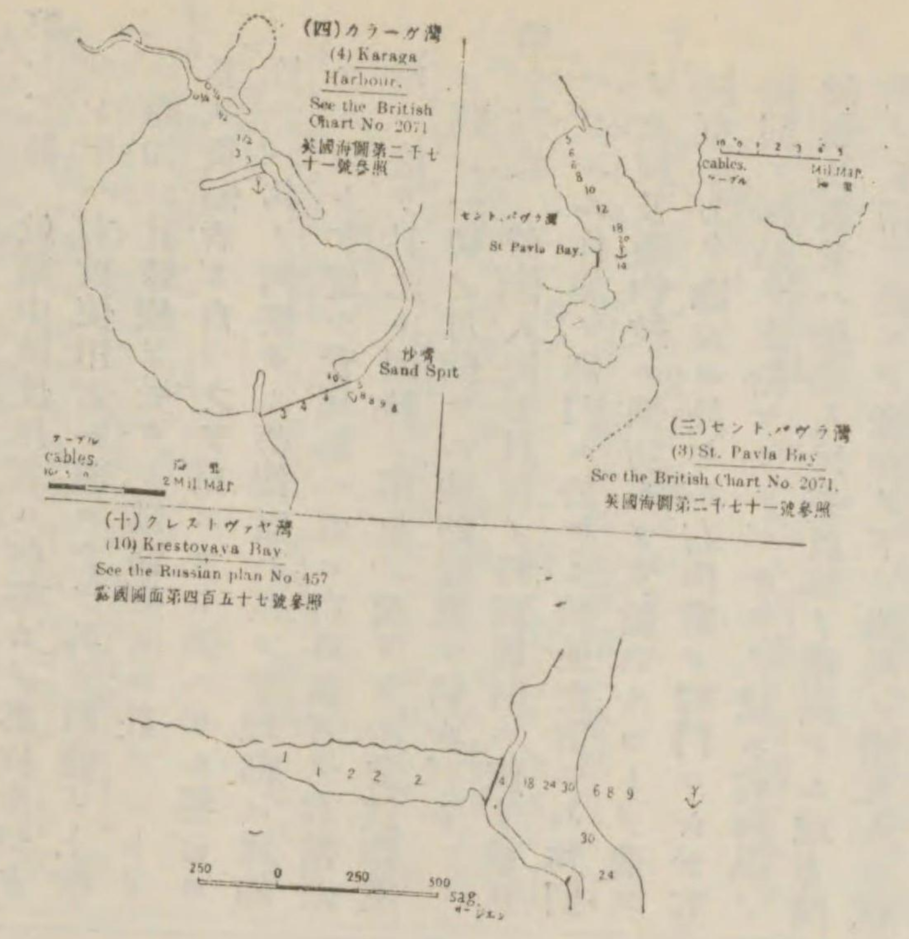

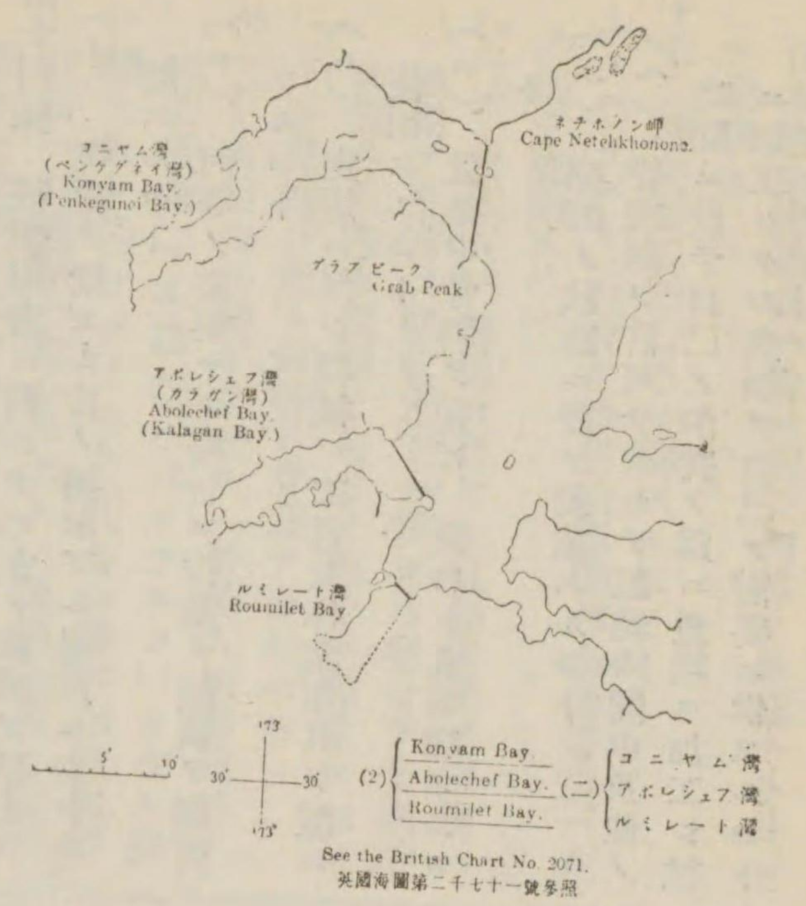

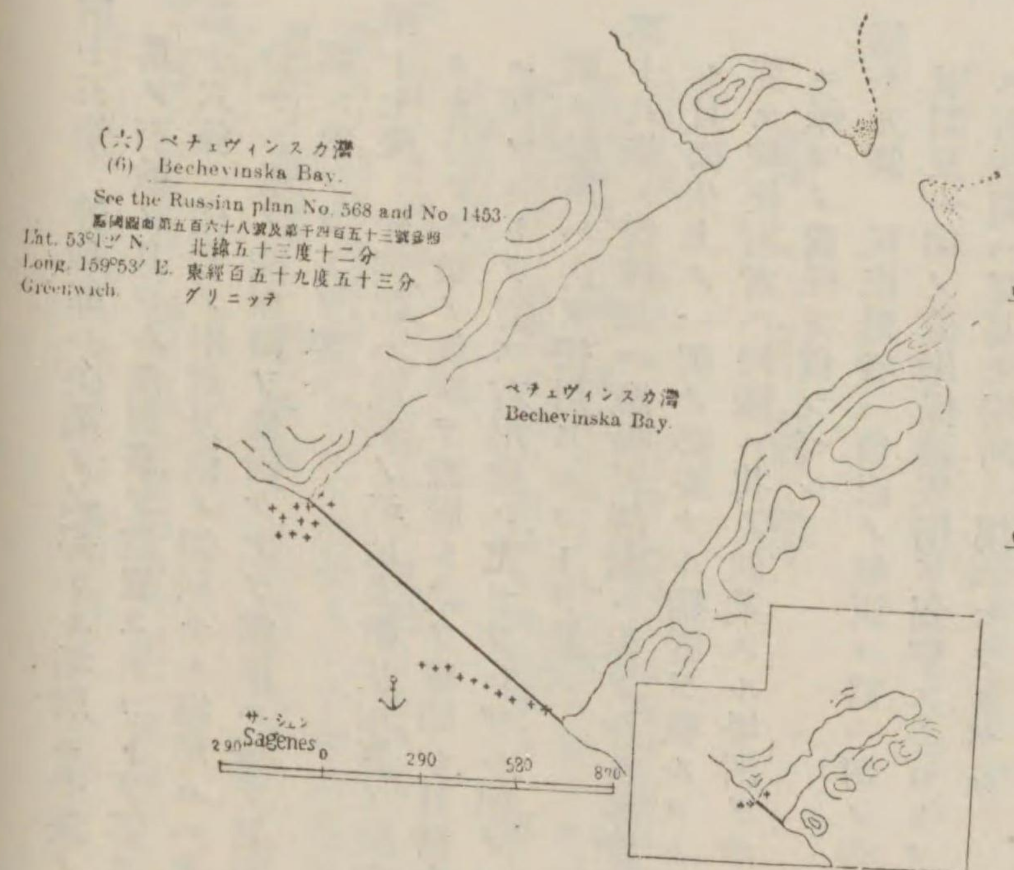

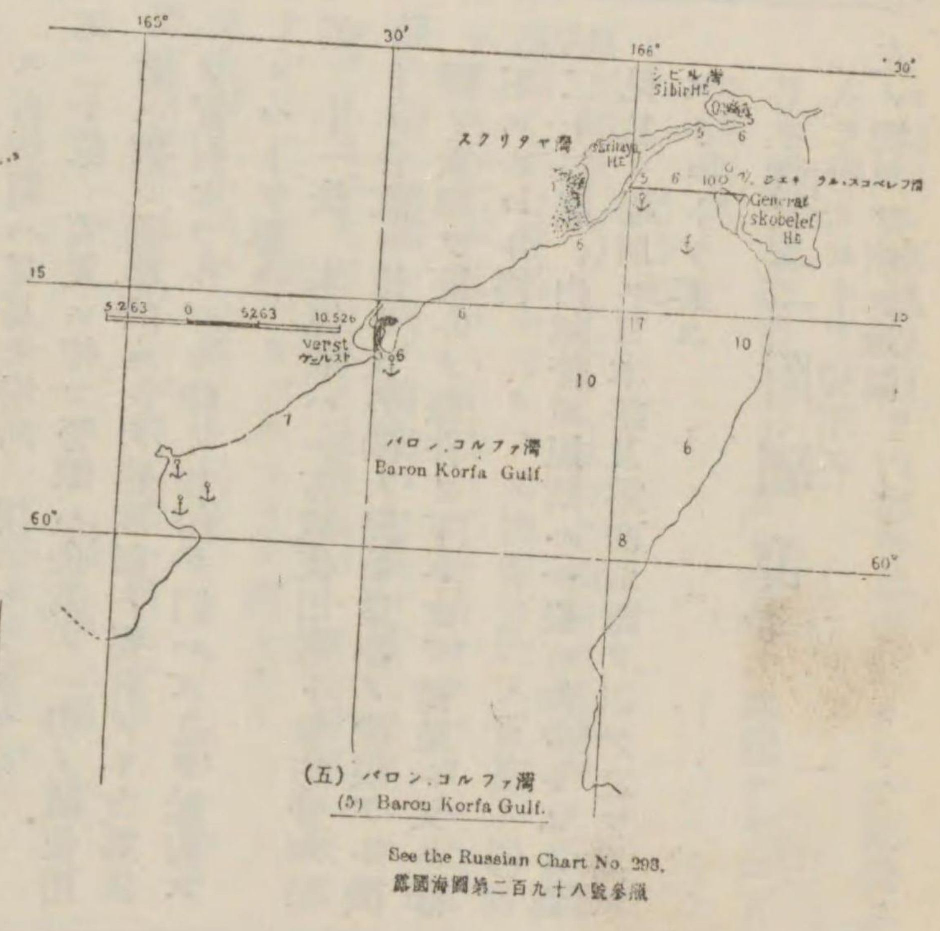

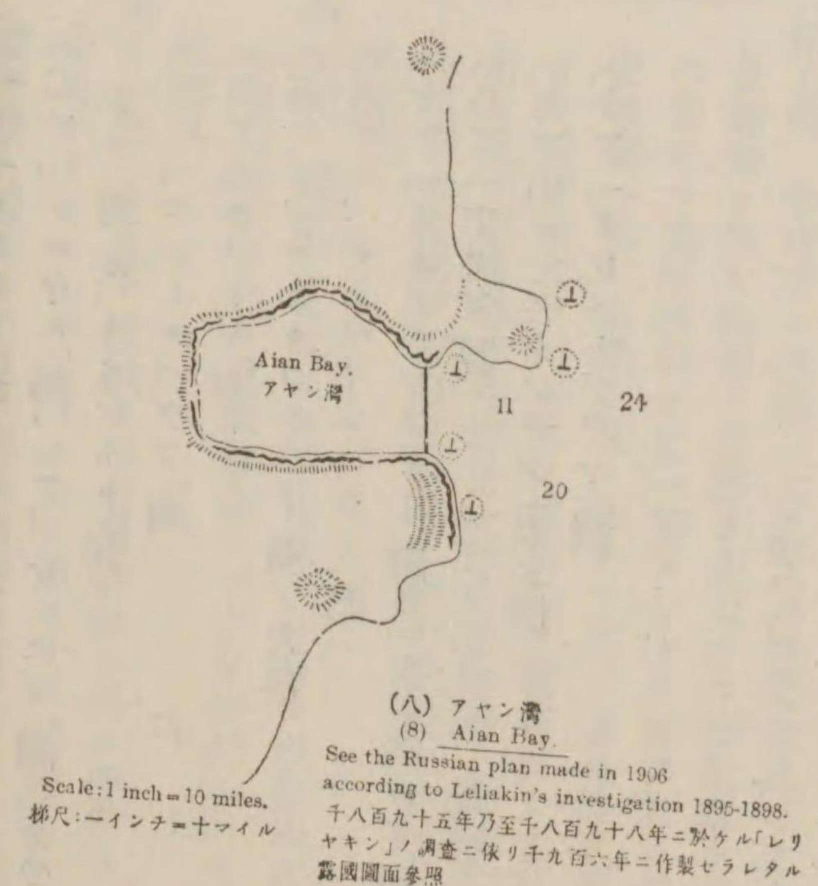

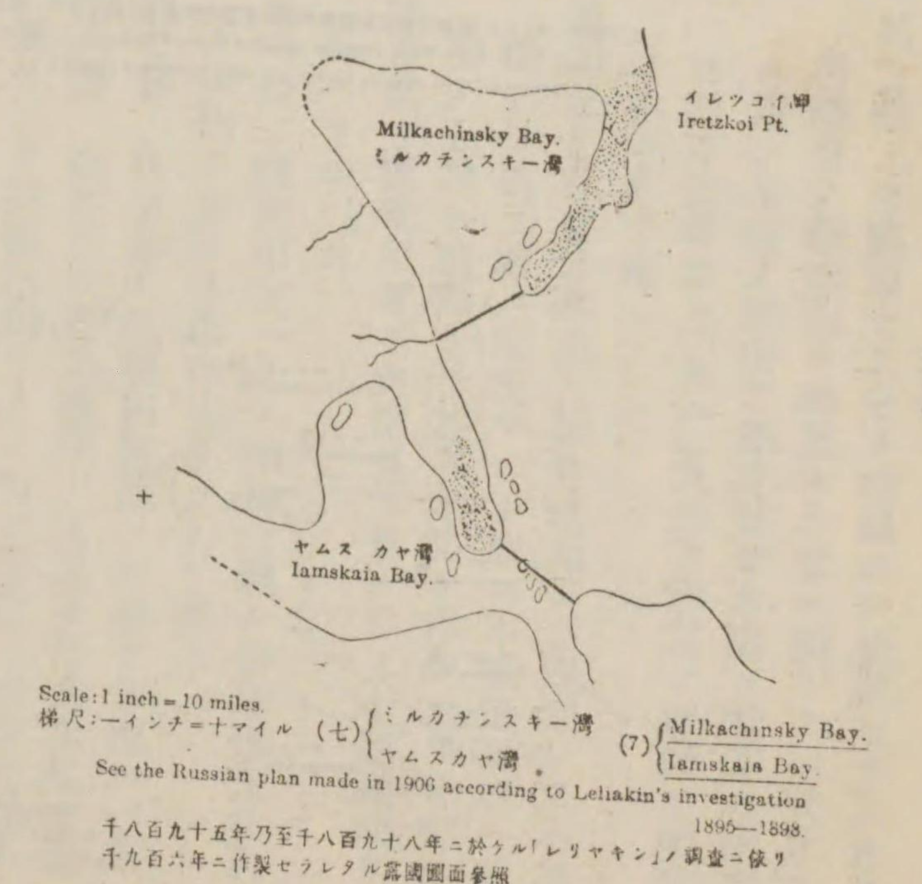

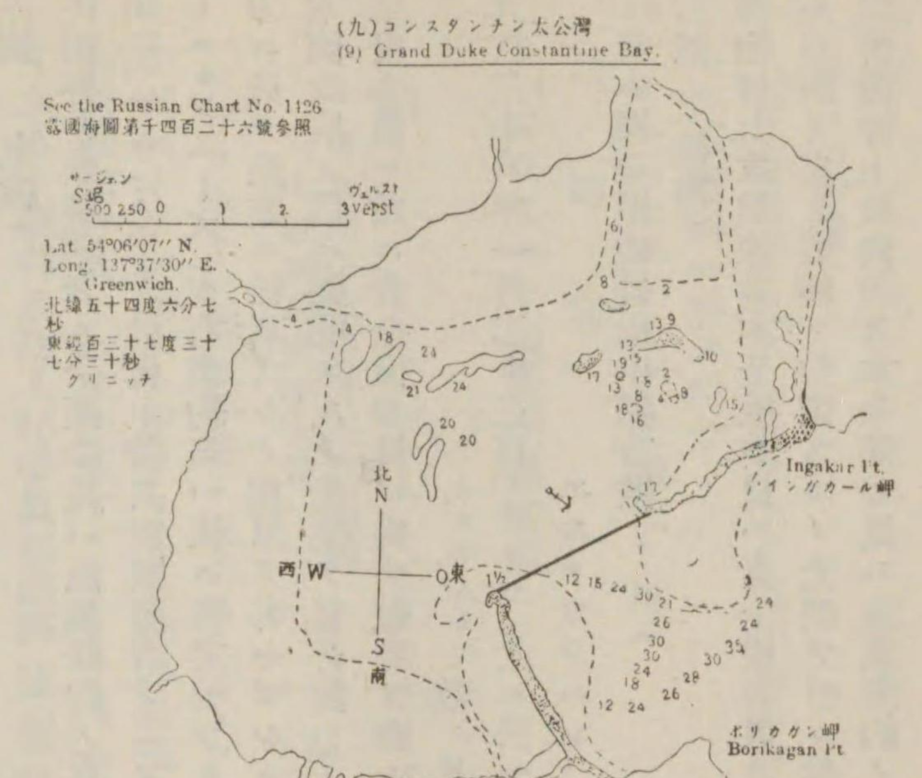

交換公文

(昭和三年五月二十六日告示 外務省告示第六十五號)

第一號 (來翰)

以書翰啓上致候陳者本日署名セラレタル「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約第四條ノ規定及同條約附屬議定書(甲)第九條ノ規定ニ關シ本全權委員ハ本國政府ノ爲ニ左ノ如ク聲明スルノ光榮ヲ有シ候

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於ケル日本國臣民ノ漁業ノ特質ニ鑑ミ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ニ課セラルベキ營業稅竝ニ議定書(甲)第九條(七)及(九)ニ揭ゲラルル稅金及手數料ハ當該漁區ノ貸付ニ對スル報償金ノ百分ノ二十八ニ相當スル抵代稅ノ形式ニ於テ支拂ハルベク該支拂ハ右報償金ト同時ニ且同一方法ニ依リ爲サルベキコトニ同意ス

本全權委員ハ玆ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

第一號 (往翰)

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ貴全權委員ヨリノ本日附ノ左ノ書翰ヲ受領スルノ光榮ヲ有シ候

以書翰啓上致候陳者本日署名セラレタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約第四條ノ規定及同條約附屬議定書(甲)第九條ノ規定ニ關シ本全權委員ハ本國政府ノ爲ニ左ノ如ク聲名スルノ光榮ヲ有シ候

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於ケル日本國臣民ノ漁業ノ特質ニ鑑ミ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ニ課セラルベキ營業稅竝ニ議定書(甲)第九條(七)及(九)ニ揭ケラルル稅金及手數料ハ當該漁區ノ貸付ニ對スル報償金ノ百分ノ二十八ニ相當スル抵代稅ノ形式ニ於テ支拂ハルベク該支拂ハ右報償金ト同時ニ且同一方法ニ依リ爲サルベキコトニ同意ス

本全權委員ハ日本國政府ガ右書翰ニ全然同意スルコトヲ本國政府ノ爲ニ陳述スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ玆ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

田中都吉

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員「レフ・カラハン」殿

第二號 (來翰)

以書翰啓上致候陳者本日署名セラレタル「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約附屬最終議定書第一部一(乙)ノ規定ニ關シ本全權委員ハ右規定ガ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ國營企業ニ對シ必要ナル漁區ヲ漁業條約ノ存續期間中確保スルニ鑑ミ右企業ハ漁業條約ノ存續期中漁區ノ競賣ニ直接又ハ間接ニ參加セザルノミナラズ競賣ニ依リ私人又ハ私企業ニ貸付セラレタル漁區ヲ經營セザルコトヲ本國政府ノ爲ニ貴全權委員ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ玆ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

第二號 (往翰)

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ貴全權委員ヨリノ本日附ノ左ノ書翰ヲ受領スルノ光榮ヲ有シ候

以書翰啓上致候陳者本日署名セラレタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約附屬最終議定書第一部一(乙)ノ規定ニ關シ本全權委員ハ右規定ガ「ソヴィエト」社會主義共和國

聯邦ノ國營企業ニ對シ必要ナル漁區ヲ漁業條約ノ存續期間中確保スルニ鑑ミ右企業ハ漁業條約ノ存續期間中漁區ノ競賣ニ直接又ハ間接ニ參加セザルノミナラズ競賣ニ依リ私人又ハ私企業ニ貸付セラレタル漁區ヲ經營セザルコトヲ本國政府ノ爲ニ貴全權委員ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ回答トシテ貴全權委員ノ前記御通報ヲ了承シタルコトヲ陳述致シ候

本全權委員ハ茲ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

田中都吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦
全權委員「レフ・カラハン」殿

第三號（來翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ漁業條約ノ存續期間中「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ「ツエントロ・ソユーズ」ガ右條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於テ漁業ニ從事スルノ意思ヲ有セザルコトヲ本國政府ノ爲ニ聲明スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ茲ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

第三號（往翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ貴全權委員ヨリノ本日附ノ左ノ書翰ヲ受領スルノ光榮ヲ有シ候

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ漁業條約ノ存續期間中「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ「ツエントロ・ソユーズ」ガ右條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於テ漁業ニ從事スルノ意思ヲ有セザルコトヲ本國政府ノ爲ニ聲明スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ回答トシテ貴全權委員ノ前記御通報ヲ了承シタルコトヲ陳述致シ候

本全權委員ハ茲ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

田中都吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦
全權委員「レフ・カラハン」殿

第四號（來翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ千九百二十八年ノ競賣後何時ニテモ兩政府ノ何レカガ提議スルトキハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ各種ノ「コオペラテイヴ」組合ガ漁區ノ貸付ヲ受クル方法ハ兩政府間ニ於ケル商議ノ目的タルベク且爾後右商議ノ決定ニ從フベキモノト爲スコトニ同意スル旨ヲ本國政府ノ爲ニ貴全權委員ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候商議ガ次回ノ競賣前相當ノ期間内ニ結了セザル場合ニ於テ執ラルベキ措置ニ付テハ兩政府間ニ暫定取極協定セラルベク候

本全權委員ハ茲ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

第四號（往翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ貴全權委員ヨリノ本日附ノ左ノ書翰ヲ受領スルノ光榮ヲ有シ候

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ千九百二十八年ノ競賣後何時ニテモ兩政府ノ何レカガ提議スルトキハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ各種ノ「コオペラテイヴ」組合ガ漁區ノ貸付ヲ受クル方法ハ兩政府間ニ時ケル商議ノ目的タルベク且爾後右商議ノ決定ニ從フベキモノト爲スコトニ同意スル旨ヲ本國政府ノ爲ニ貴全權委員ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候

商議ガ次回ノ競賣前相當ノ期間内ニ結了セザル場合ニ於テ執ラルベキ措置ニ付テハ兩政府間ニ暫定取極協定セラルベク候

本全權委員ハ日本國政府ガ右書翰ニ全然同意スルコトヲ本國政府ノ爲ニ陳述スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ茲ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

田中都吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦
全權委員「レフ・カラハン」殿

千九百七年漁業協約改訂ニ關スル日本國及「ソヴィエト」聯邦間會議録

（昭和三年五月二十六號告示
外務省告示第六十六號）

第七號

第七回會議

千九百二十八年一月二十三日午後八時三十分莫斯科ニ於テ開會

「エル・エム・カラハン」氏議長ト爲ル

列席者

「ソヴイエト」聯邦全權委員
「エル・エム・カラハン」
「エム・イ・ラツイス」

同
日本國全權委員在莫斯科
日本國特命全權大使　田中都吉

「ソヴイエト」聯邦外務人民委員「ゲ・ヴエ・チチエーリン」、「ソヴイエト」聯邦最高經濟會議幹部會員「エス・イ・アラーロフ」、「ソヴイエト」聯邦外務人民委員部經濟法制部長「ア・ヴエ・サバーニン」、同極東部長「ベ・エヌ・メーリニコフ」

委員

「エヌ・ペ・コルチヤノフスキー」、「エム・ア・カザコフ」、「エヌ・ア・エルガムイシエフ」、「エム・エス・ガリペリン」、「ゲ・デ・テイーホノフ」會議書記官「イ・ユ・ツアレムチユク」

酒勾秀一、杉下裕次郎、島田正靖、西春彦、宮川船夫、越田德次郎、橋本實斐

本日ノ本會議ニ於テ日本國及「ソヴイエト」聯邦夫々ノ全權委員ハ共同シテ次ノ文書ヲ點檢セリ

一　日本國及「ソヴイエト」聯邦間漁業條約

二　議定書三通即チ議定書甲、議定書乙及議定書丙

三　最終議定書一通及其ノ附屬書二通

四　交換公文四件

全權委員ハ右文書ニ記載セラレタル條文及規定ニ付合意ニ達シタル後當該文書ニ正式ニ署名調印セリ

全權委員ハ前記文書ニ署名スルニ當リ夫々次ノ陳述ヲ爲セリ右陳述ノ英文ハ本會議録ニ添附ス

（一）漁業條約第十五條ノ規定ニ關シ日本國全權委員ハ左記意見ヲ開陳セリ

漁業條約改正ノ商議ガ前記條文ニ規定セラレタル期間内ニ終了セザルガ如キコトアル場合ニハ兩國政府間ニ暫定取極ガ爲サルベキモノナルハ勿論トス

「ソヴイエト」聯邦全權委員ハ右ト同意見ナル旨ヲ陳述セリ

（二）漁業條約附屬議定書(甲)第十條ノ規定ニ關シ「ソヴイエト」聯邦全權委員ハ日本國全權委員ノ質問ニ對シ左記ノ回答ヲ爲セリ

前記條文一項ニ於ケル

"Except in the case when with regard to a particular third state or states, the duties applicable to goods in general exported thereto are to be altered."

ナル文句ハ「ソヴイエト」聯邦政府ガ一箇又ハ數箇ノ特定ノ第三國ニ對シ關税戰爭ヲ爲スコトアルベキ場合ニ於テ見ルガ如キ「ソヴイエト」聯邦政府ニ於テ輸出税率ニ變更ヲ加フルノ止ムヲ得ザルガ如キ非常ノ場合ニ關スルモノトス

（三）「ソヴイエト」聯邦全權委員ハ漁業條約ノ規定ニ從ヒ經營ノ爲開カレタル漁區ガ議定書(甲)第十九條ノ規定ニ依リ競賣ニ依ラズシテ地方農民及漁民ニ貸下ゲラレタルトキハ議定書(甲)第六條第一項ニ規定セラレタル漁區貸下期間ハ前記貸下ニ對シ適用セラルベキモノナルハ勿論ナル旨陳述セリ

日本國全權委員ハ右ニ同意セリ

（四）日本國及「ソヴイエト」聯邦全權委員ハ最終議定書第一部第十五節第二號ノ宣言ノ第一段ハ漁區ノ競賣ニ對スル不當ノ入レ値ヲ防止スルコトヲ目的トスルモノニシテ最終議定書第一部第一節(甲)號(一)ノ規定ニ何等影響ヲ與フベキモノニ非ザルコトニ同意ス

（五）日本國及「ソヴイエト」聯邦全權委員ハ兩國政府ノ孰レノ一方ニ於テモ其ノ他方ノ專門家ニシテ公式又ハ非公式ニ漁業關係事項ニ付技術的又ハ科學的ノ調査ヲ爲サント欲スルモノニ對シ必要ノ便宜ヲ供與スルノ用意アルコト及將來兩國政府ノ何レカノ一方ガ望マシキモノト認ムルトキハ右兩國政府ノ一方ハ前記調査ニ協力セシムル爲他方ノ專門家ヲ招クベキ旨聲明セリ

（六）「ソヴイエト」聯邦全權委員ハ「ソヴイエト」聯邦政府ガ漁業條約圏内ノ地方ニ於テ日本國臣民ノ從事スル漁業ノ大ナル經濟的意義ヲ認メ前記條約ニ從ヒ日本國臣民ノ正當ニシテ合法的ナル利益ガ侵害セラルルコトナカラシムルコトニ付適當ノ考量ヲ加フル用意アルコトヲ聲明ス

會議ガ首尾好ク結了セルコトニ付祝辭ノ交換アリタル後會議ハ閉會ヲ宣セリ

日本國全權委員 田中都吉
同 書記官 宮川船夫
「ソヴィエト」聯邦全權委員 エル・カラハン
同 書記官 ツアレムチユク

罐詰工場經營ニ關スル特別契約

莫斯科 一九二八年十一月三日

「ソヴエート」社會主義共和國聯邦政府ハ（以下政府ト稱ス）露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國政府ノ名義ニ依リ、一九二八年十月三十日附「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員會議ノ規定（議事錄第二八一號七項）ニ基キテ行動スル露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國最高經濟會議々長代理「ブルイコフ・アレクサンドル・ペトロウヰチ」氏及ビ露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國農務人民委員長「クビヤク・ニコライ・アフアナシエウヰチ」氏ニ依リテ代表セラルル露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國最高經濟會議並ニ露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國農務人民委員會ヲ通シ、又在莫斯科日本大使ノ「ソヴエート」社會主義共和國聯邦外務人民委員會宛一九二八年六月十八日附ノ通告ニヨレハ日本政府ニヨリテ推薦セラレタル、、タルコト明カナルモノニシテ一九二八年一月二十三日附日蘇漁業條約議定書(丙)、(乙)ノ第五項ニヨリテ規定セラレタル、、、、、、、、、、（以下利權者ト稱ス）ハ登錄番號第、、號ニヨリ一九二八年、、月、、日在函館「ソヴエート」社會主義共和國聯邦領事館ニ屆出テタル前記、、ノ委任狀ニ基キテ行動スル眞藤愼太郎ヲ通シ左ノ如ク本契約ヲ締結ス

第一條

一、政府ハ本契約ノ條件ニ基キ利權者ニ對シ自由ノ材料ヲ以テスル容器ニ入レタル鮭鱒族魚類及蟹並ニ水產物ノ罐詰ノ製造及販賣ヲ目的トスル企業ノ建設及經營權ヲ與フ

備考 利權者ハ利權企業ニ於テ主要製造方法タルヘキ罐詰製造ニ關係ナク必要ノ場合第四條記載ノ漁區ニ於ケル漁獲物ノ一部ヲ以テ鹽漬、燻製、冷凍及乾燥品ヲ漁獲物ノ六割ヲ超エサル範圍ニ於テ製造スルノ權利ヲ有ス

二、右ノ外利權者ニ對シ利權企業ニ於テ
(イ) 價値尠キ魚類（肥料及魚油ノ製造カ禁止セラルル鮭鱒及鰊以外）並ニ魚類及水產物加工ノ際生スル廢棄物ヲ以テスル肥料又ハ魚油
(ロ) 魚卵及
(ハ) 利權企業製品包裝物
ヲ製造スル權利ヲ與フ

第二條

本契約ハ一九三八年十二月一日マテノ期限ニ對シ締結セラルルモノトス

備考 特ニ規定ナキ限リ本契約ニ記サレタル凡テノ期限ハ契約發效當日ヨリ起算セラルルモノトス

第三條

一、第一條ニ記サレタル生產事業ノ實現ノ爲メ政府ハ利權者ニ對シ本契約期間ヲ通ジ、、、、、河口、、、露里所在五〇〇×二〇〇米ノ面積ノ地域ヲ右地域ニ存在スル「、、」ライン所有罐詰工場ノ建物、住宅及非住宅並ニ凡テノ施設物物件及特別ノ設備ト共ニ使用スル權利ヲ與フ

二、本條ニ規定セラレタル地域擴張ノ必要アル場合ハ利權者ハ適當ナル陳情書ヲ政府ニ提出スルコトヲ得而シテ政府ハ前記ノ問題ニ關シ利權者ト交涉ヲ行フ可シ

備考 本條ニ記サレタル地域ハ以下「利權地域」ト稱ス而シテ其境界ハ農務人民委員會極東漁業廳ノ監視官吏カ利權者ノ經費ニヨリテ天然物ニ標記ス

第四條

一、政府ハ利權者ニ對シ「鮭鱒族魚類」捕獲ノ爲メ二ケノ漁區即チ第一漁區ハ、、、、、、、、、、、ノ名稱ヲ有シ、、、、、河口、、、露里ニ存在スル、、號第二漁區ハ、、、、、、、、、ノ名稱ヲ有シ、、、、、河口、、、露里ニ存在スル、、、、號ニシテ各海岸ニ沿ヒテ四〇〇米ノ延長ヲ有スル水域並ニ右水域ニ沿フ四〇〇×一二〇米ノ面積ヲ有スル陸上地域ヲ有スルモノヲ提供ス

右陸上地域ハ第三條ニ記サレタル地域ト合致セサル限リ後者ノ地域以外ニ提供セラルルモノトス

（蟹漁區ノ場合ハ水域及地域ニ關シ左ノ條件ヲ設ク）

『蟹漁區ハ海岸ニ沿フテ五・三〇粁ノ水域ヲ有シ漁撈ハ水深二一・八〇米以上ニ於テ行ヒ其陸上地域ハ四〇〇×一二〇米トス』

（一ケ漁區ノミヲ有スル工場契約中ニハ本第四條ノ第一項ノ次キニ備考ヲ設ケ左ノ條件ヲ加フ）

『將來政府ト利權者トノ間ニ前記工場ニ他ノ第二ノ漁區ヲ附屬セシムルコトニ關シ協定成立シタル場合ハ政府ハ其漁區ヲ本契約全期間ヲ通シテ前記第一ノ漁區ニ對スルト同樣ノ條件ニ於テ貸下クルモノトス』

二、各漁區ニ於テ利權者ハ一箇ノ建網或ハ曳網ヲ以テ毎年漁區第、、、號ニ於テ魚類、、、、、、布度以內又漁區第、、、、ニ於テ魚類、、、、、布度以內ヲ製品ニ於テ捕獲スルコトヲ得

但シ露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國ニ於テ制定セル漁業規則ヲ義務的ニ實行スルモノトス

二、蟹漁區ニ於ケル蟹ノ捕獲ハ刺網ヲ以テ、、、
、、號漁區ニ於テハ製魚　　箱及
號漁區ニ於テハ製魚、、、、、箱
ノ數量ニ於テ且ツ一般規則ヲ以テ規定セル方法ニヨリテ行ハルルモノトス

三、捕獲ニ用フル前記網ノ外ニ各漁區ニ於テ倘豫備網ヲ有スルコトヲ利權者ニ許可ス

（蟹漁區ノミノ場合ハ本三項ヲ削除ス）

四、本條ニ記セル漁獲制限高ハ日蘇漁業條約最終議定書第十四條第一項「イ」ノ規定ニ依リ政府ニヨリテ變更セラルルコトアルヘシ

五、當該漁區ノ爲メ制定セラレタル漁獲制限高ヲ滿タス可キ最後ノ揚網ノ結果漁獲ノ總數カ此制限高ヲ超過スルコトアルモ漁獲ノ過分ハ正當ナル取得ト看做スヘシ

六、若シ、、、、河ガ新河口ヲ海ニ開キ而シテ前記漁區中何レカガ、、、、、、河ノ爲メニ規定セラレタル河口附近禁漁地域內ニアルコト明カトナリタル時ハ右漁區ニ於ケル捕獲ハ河床ノ變動ヲ生シタル時期ノ漁期終了ト同時ニ停止セラルルモノトス

此ノ場合ニ於テハ政府ハ利權者ニ他ノ自由ナル漁區ヲ提供スルカ又ハ利權者カ租借使用ノ漁區中ヨリ一漁區ヲ本契約ノ條件ニ基キテ經營スルコトニ同意ス

第五條

一、利權者ハ第三條ニ記セル地域ヨリ當人カ合法手續キニヨリテ獲得セル隨意ノ他ノ地域ニ利權工場ヲ移轉スルコトヲ得、然レトモ若シ利權者カ此權利ヲ利用シ政府ノ許可ナク第四條ニ記サレサル漁區ニ工場ヲ移轉シタル場合ハ本契約ノ效力ハ停止セラルル可ク而シテ第四條ニ記サレタル漁區ハ日蘇漁業條約ノ規定ニ基キ經營ノ爲メ政府ノ處分ニ移サル

二、不可抗力ノ現象ノ結果第三條ニ記サレタル工場カ消滅シタル場合ハ利權者ハ之レヲ再興スルノ權利ヲ有ス、但シ本契約ノ期限ハ之レカ爲メニ延長セラルルコトナカルヘシ

第六條

一、利權者ハ利權企業ニ於ケル加工ノ爲メ利權者又ハ第三者カ其經營漁區ニ於テ捕獲セル第一條記載ノ魚類及水產物ヲ獲得シ又運搬スルノ權利ヲ有ス

但シ該運搬ノ爲メ漁業條約ノ定ムル規則ヲ遵奉スルモノトス

二、利權者ハ本契約第一條記載ノ魚類及水產物ヲ自由ニ購入販賣スルコトヲ得、但シ前記魚類水產物ヲ生魚又ハ製品トシテ外國ニ輸出スル目的ヲ有スル場合ニ於テノミ許サルルモノトス

三、利權者ハ日「ソ」漁業條約ノ規定ニ據リ本契約第一條ニ規定セラレタル魚類及水產物ヲ製品又ハ未製品トシテ「ソ」聯邦國內市場ニ販賣スルコトヲ得

第七條

利權者ハ利權漁區ニ於テ生產ノ必要上又ハ企業ノ勞働者及從業者ノ必要上新シキ建物及施設ヲ建築及造作スル權利ヲ有ス、但シ此際利權者ハ利權漁區ニ於ケル建築及施設ノ豫定配置計畫ヲ適時ニ參考マテニ政府ニ提出スル義務アルモノトス

利權者ハ建築及施設實施ニ際シ「ソ」聯邦技術及衞生上ノ規則並ニ斯種建物ニ關スル「ソ」聯邦現行法ニ服從スルモノトス、但シ新築住宅ハ日本勞働者及從業者ノ民族的慣習風俗ニ適合シタルモノタルコトヲ得

第八條

一、本契約實施上必要ナル資本ハ利權者カ外國ヨリ「ソ」聯邦ニ輸入スル義務アルモノトス

二、資本充實ノ必要アル場合ハ利權者ハ之レニ要スル資金ヲ利權企業經營ニ依リ取得シタル利益又ハ外國ヨリ追加資本ヲ輸入スルコトニ依リテ繰入スル義務アルモノトス

三、利權企業ノ必要上各種ノ現金ヲ「ソ」聯邦ニ送金スル時ハ必ス「ソ」聯邦內ニ在ル銀行ヲ經テ行ハルル送金爲替ニ依ルモノトシ而シテ外國ヨリノ送金ニ關シテ制定セル規則ヲ遵奉スルコトヲ

要ス

四、本條記載ノ條件ノ實行ニ就テハ利權者ハ政府ノ要求ニ依リ適當ナル證明書ヲ以テ確證スル義務アルモノトス

第九條

一、罐詰工場施設ノ爲メ必要ナル物件ノ輸入ハ利權者カ本契約ノ全期間ヲ通シテ無稅ニテ行フコトヲ得

二、第十條ニ記セル諸材料及供給品ノ輸入以外ノ輸入許可證ハ利權者ニ對シ當人カ「ソ」聯邦駐日通商代表廳ヘ適當ノ請願書ヲ提出セシ日ヨリ七日間內ニ下附セラルルモノトス

第十條

利權者ハ利權企業ノ事業ノ爲メ必要ナル諸材料及勞働者竝ニ從業者ニ對スル供給品ヲ漁業實施上必要ナル物件ニ付日「ソ」漁業條約ニ規定セラレタルト同一ノ基礎ニ於テ外國ヨリ輸入スルコトヲ得

第十一條

利權企業製品ノ外國ヘノ輸出ハ利權者ハ日「ソ」漁業條約ヲ以テ制定セル條件ニ基キテ實行スルモノトス

第十二條

一、利權企業ニ於ケル勞働社會保險勞働者及從業者ノ雇傭解雇手續ノ條件ハ日「ソ」漁業條約ノ規定ヲ當該ノ場合ニ適用スルト共ニ「ソ」聯邦ノ勞働法典及本件ニ關スル「ソ」聯邦ノ現行法令及其他ノ規則ニ從ヒテ決定セラルル可シ

二、利權者ニ利權企業ノ勞働者及從業者ニ對シ充分ナル程度ニ於テ住宅ヲ保證スルモノトス

第十三條

利權者ハ其ノ企業ニ支障ナキ限リ商業的採算ノ基礎ニ於テ行動スル國營企業ト同一ノ基礎ニ於テ技術學校在學生ヲ實習ノ爲又斯種技術學校出身者ヲ其ノ履歷ノ爲ニ每年利權企業ノ事業ニ採用ス

第十四條

一、利權者ハ提供セラレタル利權ニ對シ每年十二月十五日以前ニ正味二二、三二キログラムノ目方ヲ有スル罐詰一箱ニ付キ金錢ヲ以テ左ノ割合ノ特別報償金ヲ政府ニ支拂フ義務アルモノトス

即チ

紅鮭　二十哥
鮭、銀鮭、鱒之助　十六哥
鱒　九哥
蟹　四十哥

備考　若シ利權者カ第一條ニ基キ罐詰工場ニ於テ水產物ノ罐詰ノ製造ヲ希望スル時ハ該製品ニ對スル特別報償金額ハ相互ノ合意ニヨリテ定メラルルヘシ

二、何レカノ年ニ於テ不可抗力的技術上ノ故障ヲ有セシテ第三條記載ノ工場ニ於テ罐詰ニシタル魚類ノ數量カ第四條記載漁區ノ漁獲高ノ四割ニ達セサル場合ハ利權者ハ右製造不足分ニ對シ罰金トシテ罐詰一箱ニ付キ十八哥ヲ支拂フモノトス（所定ノ定量ニ從ヒ生魚ヲ罐詰ニ換算ス）（註、一ライン工場契約ニハ本第二項ナシ）

三、罐詰工場カ三ケ年連續休業スル時ハ政府ハ本契約ヲ解除スルコトヲ得

四、前記特別報償金ノ定格ハ若シ日「ソ」兩政府ニ於テ漁業條約議定書丙第六項ノ定ムル定格ヲ同條末項ニ基キ双方ノ合意上變更スルニ於テハ適當ニ變更セラルルモノトス

第十五條

一、本契約第四條ニ基キ利權者ニ提供セラレタル漁區ノ使用權ニ對シテハ利權者ハ政府ニ每年租借料ヲ支拂フモノトス

二、租借料ノ額ハ一九二九年度漁區競賣後日「ソ」漁業條約ノ條件ニ應シテ定メラルルモノトス

三、利權者ハ前記租借料ヲ每年一月二日及七月一日ヨリ遲カラス半期每ニ前納スルモノトス

四、前記租借料額ハ日「ソ」漁業條約ノ指示スルトコロニ從ヒ三年每ニ改審セラルルモノトス

第十六條

利權者ハ第十四條及第十五條ニ定メラレタル支拂金ヲ期日ニ支拂ハサル場合第二十九條ノ規定ニ不拘日歩一厘ノ過怠金ヲ支拂フヘシ

第十七條

利權者ハ日「ソ」漁業條約ノ規定ニ基キ凡テノ一般國稅及地方稅ヲ支拂フモノトス

第十八條

利權者ハ本契約ニ特別ノ條件ナキ限リ本契約實施ノ目的ヲ以テ所定ノ手續ニ於テ必要ナル商談ヲ締結シ財產ヲ租借又ハ獲得シ及之レヲ讓渡シ原告又ハ被告トシテ裁判所ニ出廷スル等凡テ法律上許サレタル行爲ヲ爲スコトヲ得

第十九條

本契約又ハ日「ソ」漁業條約ニ何等カノ例外ヲ規定シ在ラサル限リ利權者ハ凡テノ「ソ」聯邦現行法令及規定ヲ遵守スヘキモノトス

備考　本契約中ニ『「ソ」聯邦現行法令及規則』トアルハ契約調印當時現ニ效力ヲ有スルカ又ハ將來一般聯邦又ハ聯邦ヲ構成スル共和國ノ政府乃至地方官憲ノ發布スルコトアルヘキ法律規定、訓令等ヲ意味シ又『日「ソ」間漁業條約』トアルハ一九二八年一月二十三日締結セラレタル日「ソ」間漁業條約並ニ之レニ對スル一切ノ附屬文書ヲ意味スルモノトス

第二十條

利權者ハ利權契約ノ範圍ニ於テ其裁量ニ依リ利權企業ノ管理財政經濟及技術方面ノ處分管掌ヲ爲スモノトス

第二十一條

大修理實施企業ノ改造及增設ニ際シ基本財產ノ一部カ不要トナリタル場合ハ利權者ハ之レヲ無稅ニテ且ツ輸出手數料ヲ支拂フコトナク外國ニ輸出シ又ハ日本漁業者ノ經營スル他ノ漁區ニ輸送スルカ若クハ「ソ」聯邦政府ノ許可ヲ得テ「ソ」聯邦內ニ於テ之レヲ賣却スルコトヲ得該財產ノ「ソ」聯邦ニ於ケル賣却ノ條件ハ政府ト協定スルコトヲ要ス

第二十二條

一、利權者カ本契約ニ依ル自己ノ權利及義務ノ全部又ハ其ノ一部ヲ第三者ニ讓渡スルニハ必ス政府ノ許可ヲ要スルモノトス

二、利權者ハ政府ノ許可ナクシテ利權企業又ハ其ノ一部ヲ貸下クルコトヲ得ス

備考　政府ノ許可ナクシテ第三者ヲ共同經營者及之レニ類スル者トシテ利權企業經營ニ加入セシムルコトハ利權者カ自己ノ權利ヲ第三者ニ讓渡セシモノト看做サルヘシ

第二十三條

利權者ハ公開報告規則及ヒ公開報告ノ義務ヲ有ス

ル當該企業ニ適用セラルヘキ決算書作製規則ニ服從スルモノトス

第二十四條

一、政府ハ利權者ノ該契約實施ヲ監督スル權利ヲ有ス

二、前記監督實施ノ目的ヲ以テ利權者ノ本契約實施ノ監督上必要ナル範圍ニ於テ利權企業、其生產狀態及帳簿ヲ調査スル爲メ之レニ對シ政府ノ委任ヲ有スル者ヲ利權企業ニ派遣スルコトヲ得、右ノ者ハ利權企業ノ業務ニ干涉スルコト能ハス、然レトモ利權契約實施ニ關スル提議ヲ爲スハ此ノ限リニアラス

第二十五條

利權者ハ左ノ義務ヲ有ス

一、第四條ニ記サレタル漁區ノ所有家屋ニ於テ第二十四條ニ記セル者並ニ漁業官吏稅關吏及國境監督官吏ノ爲メ彼等ノ要求次第宿泊所ヲ提供スルコト

二、第一項ニ記セル者ノ要求アリ次第船舶ヨリ漁區ヘノ上陸並ニ其反對ニ漁區ノ沖合ニ碇泊スル漁船及網ノ檢查及漁區附近ニ在ル河川渡過ノ爲メニ乘物ヲ提供スルコト

第二十六條

一、利權者カ本契約ニヨリテ負擔セル何等カノ義務ヲ履行セサル時ハ政府ハ利權者ニ對シ一ケ年ノ租借料ノ二十分ノ一以內ノ金額ニ於テ保證金（第二十九條）ヨリ控除スヘキ罰金ヲ課ス權利ヲ有ス

二、政府ハ次ノ場合ニ於テ本契約ヲ解除スルコトヲ得

（イ）利權者又ハ利權企業カ「ソ」聯邦又ハ外國ノ裁判機關ノ法律上效力ヲ有スル決定ニヨリ支拂無能ノ負債者タルコト發表セラレタル場合

（ロ）裁判ニヨリ立證セラレタル組織的又ハ故意的契約ノ不履行及漁業規則ニ對スル同樣ノ違反行爲アリタル場合

（ハ）本契約ニヨリ獲得シタル權利ヲ政府ノ許可ナク第三者ニ讓渡シタル場合

（ニ）租借料又ハ特別報償金ノ支拂ヲ一ケ月半以上遲延シタル場合

（ホ）利權者ニ保證金增補ノ必要ヲ通知シタル後期日中ニ保證金ヲ補充セサル場合

（ヘ）政府ノ許可ナクシテ本契約第三條及第四條ニ規定セラレタル以外ノ地面ヲ使用シタル場合

（ト）罐詰工場カ三年連續休業シタル場合

三、漁獲高記帳ヲ正確ニ行フヘキコトノ要求ヲ同一作業年度ニ於テ三回違反シタル場合ニ於テハ利權者ハ第四條ニヨリテ提供セラレタル漁區中反則行爲アリタル漁區ノ經營權ヲ喪失スル而シテ其漁區ハ沒收セラレ利權者ハ他漁區ノ附屬ヲ要求スルノ權利ヲ有セス

第二十七條

一、利權者カ本契約ニヨリ負擔スル義務ヲ履行セサル時ハ政府ハ利權者ニ對シ一ケ年ノ租借料ノ二十分ノ一以內ノ金額ニ於テ保證金（第二十九條）ヨリ控除スヘキ罰金ヲ課ス權利ヲ有ス

二、本契約カ期限滿了前中止セラルル場合ニ於テ

ハ本契約第二十九條ニ規定セラルル保證金ハ政府ノ所有ニ歸ス但シ右ハ利權者ガ本契約ニ違反セル結果生シタル損害ノ賠償ヲ要求スル政府ノ權利ヲ失ハシムルモノニ非ス

三、本契約カ第四條ニ記セル漁區ノ經濟的價値低下ノ結果利權者ノ申請ニヨリ政府ニヨリテ解除セラルル場合ハ政府ノ支配下ニアル保證金ハ利權者ニ返還セラルルモノトス

第二十八條

本契約ノ解釋及實施ニ關スル政府及利權者間ノ爭議ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國ノ當該裁判機關ニ於テ解決スルモノトス

第二十九條

一、本契約ニ依ル義務ヲ正確ニ實行スルコトヲ保證スル爲メ利權者ハ利權契約調印ト同時ニ保證金トシテ、、、、留ノ金額ヲ政府ノ名宛ニテ國立銀行ニ納入シタルコトニ關スル受領證ヲ政府ニ提出スルモノトス該保證金ハ本契約實施期間內ハ政府ノ管理下ニ置クモノトス

二、第四條ニ記載セラレタル漁區ニ對スル租借料カ第十五條ニ依リ、、、留以上ニ計上セラルル場合ニハ保證金額ハ半年分ノ租借料迄增加セラルル可ク利權者ハ右ニ從ヒ一ケ月間以內ニ右保證金ヲ塡補スヘキモノトス又若シ租借料カ低減セラルル場合ハ保證金ハ其ニ比例シテ減少セラルヘク而シテ其差額ハ利權者ニ返還セラルヘシ

三、保證金ニ對シ銀行カ計算セル利息ハ利權者ノ所有ニ屬スルモノトス

四、前記保證金中ヨリ罰金（第二十六條第一項）又ハ過怠金（第十六條）ヲ控除シタル結果右保證金カ減少シタル場合ニ於テハ利權者ハ一ケ月間內ニ其當初ノ金額迄ニ保證金ヲ補充スル義務アルモノトス

五、本契約破棄ノ場合ハ保證金ハ違約金トシテ政府ノ所有ニ歸スルモノトス

六、利權者ハ保證金ノ外ニ「ソ」聯邦及外國ニ在ル利權者ノ全財產ヲ以テ本契約ニ依リテ負擔セル凡テノ義務ヲ正確ニ履行スルコトヲ保證スルモノトス

七、本契約ノ期限滿了シ且ツ利權者カ契約ニヨリ負擔セル凡テノ義務ヲ實行シタル時ハ政府ハ其支配下ニ在ル保證金ヲ利權者ニ返還ス

第三十條

本契約ハ「ソ」聯邦人民委員會議ノ全權代表者及利權者若クハ必要ナル委任狀ヲ有スル其ノ代表者ニ依リテ調印セラレ外務人民委員會ニ依リテ契約認證セラレタル後發效スルモノトス

第三十一條

一、本契約ハ利權者ノ負擔ニ於テ印紙稅ヲ支拂ハル可シ

本契約ニ對スル印紙稅ハ契約全期間ニ對シ利權者ヨリ政府ニ支拂フヘキ租借料及特別報償金ノ金額ヨリ之レヲ計算スルモノトス、而シテ租借料(複數)金額ニ對シテハ、、、、留、、（　　）ノ金額ヲ印紙稅トシテ契約調印ノ際支拂フヘク又特別報償金ニ對シテハ五厘ニ相當スル金額ヲ印紙稅トシテ本契約第十四條ニ依ル特別報償金ノ納入ト同時ニ毎年「ソ」聯邦國立銀行地方支店ニ納入スルモノトス

二、第十五條ニ依リ租借料ノ引上ケラレタル場合ニ於テハ利權者ハ右ニ準シ印紙稅ヲ追納スヘキモノトス

第三十二條

契約本文ハ「ソヴエート」聯邦人民委員會議總務部ニ於テ保管シ利權者ニハ契約ノ證明セラレタル寫ヲ交附スルモノトス

第三十三條

一、政府ノ法律的所在地、、、、、、、、、

二、利權者ノ法律的所在地、、、、、、、、、

右所在地ハ双方ノ爲メ義務的ノモノニシテ該所在地宛ニテ送達セラレタル書面ハ受取人ノ受領書アル場合ハ手交セルモノト看做サル

三、所在地變更ニ關シテハ兩當事者ハ直チニ書面ヲ以テ相互ニ通知スヘキモノトス

昭和四年度極東沿海一般漁區貸付條件（修正濟）

漁區ノ貸付ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國漁業經濟ニ關スル規則第三條及第三十八條乃至第四十五條（千九百二十七年法令集第一〇二號第六八四條）並農務人民委員部及勞働人民委員部ノ認可シタル千九百二十七年十一月二十八日付露西亞社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國農務人民委員部貸付財產ヲ構成スル一般共和國的意義ノ漁場及漁業事業場貸付規程ニ基キテ之ヲ行フ

第一條　漁區借受人ハ本條件記載ノ場所ニ於テノミ其ノ借受漁區ヲ置キ漁業ノ目的ノ爲ニ陸岸延長三百四十米突以內奧行九十米突以下ノ地區ヲ

使用シ且地區ニ面スル海上ニ於テ一統ノ建網（普通ノ建網）若ハ曳網ヲ以テ魚類ノ漁獲ヲ爲スコトヲ得但シ建網若ハ網曳場ハ隣接漁區ノ網若ハ網曳場ヨリ二、一二粁突（二露里）ヨリ少ナカラサル距離ヲ保ツコトヲ要ス

備考

一、普通ノ建網ノ構成左ノ如シ

（イ）海岸ヨリ軀網ノ入口ニ至ル一箇ノ墻網（堰、遮止物）

（ロ）一箇ノ軀網

軀網ハ底及四方ニ圍ヲ有スル網製ノ袋ニシテ海岸ニ面スル側ニハ網ヲ起ス場合網製ノ前垂ヲ以テ閉塞スル入口ヲ有ス右入口ノ內側ニ障子ヲ裝置スルコトハ妨ナキモ其ノ長サハ軀網ノ幅ノ二分ノ一ヲ超ユルヲ得ス、障子ヲ設クルトキハ墻網ハ障子ノ內部ノ尖端ヲ連ネタル線上ニ止ムルコトヲ得、此場合障子間ノ底網ハ之ヲ設ケサルコトヲ得、右以外漁網裝置上一切ノ變改及應用ヲ爲スコトヲ許サス

曳網ニテ漁獲ヲ行フニ當リテハ二統以上ノ漁網ヲ存置シ及第一ノ網カ曳揚ケラレサルニ先チ第二ノ網ヲ投スルヲ禁ス但シ網ハ其ノ兩翼カ陸岸ニ在リテ網袋カ陸岸ニ曳付ケラレタル時ヲ以テ曳揚ケラレタルモノト見做ス

魚類ノ海中保存ノ爲袋網ヲ使用スルコト妨ケ無シ、但極東漁業廳ハ若モ該袋網使用ノ結果多數ノ魚類ノ毀損スルコト判明シタル場合之レカ使用ヲ禁スルノ權利ヲ保留ス

鰊ノ漁獲ニ當リテハ袋網ヲ使用スルヲ妨ケス

二、漁區借受人ハ陸上地區使用ニ拘ハラス漁業臨時繫船場及漁業索具乾燥ノ爲借受人ノ行フ漁業ノ實際ノ必要ニ應シテ供與セラルル沿岸地帶ヲ使用スルコトヲ得但シ該地帶ノ幅員ハ借受地區ノ延長全部ニ於ケル水面ノ最高點ヨリ起算シテ二十米突ヨリ大ナラサルヲ要ス且借受人ハ右沿岸地帶ニ於テ臨時棧橋及其他小規模ノ季節的補助築造物以外ノ建築工事ヲ行フコトヲ得ス又毎回特ニ極東漁業廳ノ許可ヲ受クルニアラサレハ陸岸ニ穴ヲ鑿チ土手ヲ築キ水ヲ堰止メ地面ヲ堀割リ溝渠ヲ設ケ其ノ他一般ニ借受漁場ノ天然形狀ヲ變更スルカ如キコトヲ爲スヲ得ス

三、貸付漁區ノ位置、構成及境界ハ借受人實地ニ之ヲ知リ居レリ實地ニ於ケル詳細ノ點ト契約第二十七條ニ揭ケタル構成及境界ノ記事トノ不一致カ若シ發生スルコトアルモ借受人ハ之カ爲極東漁業廳ニ對シ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス、若モ右カ必要ニシテ且、隣漁區ノ借受人ノ利益ヲ毀損スルコトナク可能ナルコト判明セル場合ニ於テハ、極東漁業廳ハ漁區ヲ移動セシムルコトヲ得、但其位置ヨリ二粁突以內ノ距離タルヘシ

四、借受人ハ借受漁場ノ天然條件及本質ニ付生シタル一切ノ變化並漁場ノ生產力ニ惡影響ヲ及ホスヘキ事態ニシテ排除シ得ヘキ一切ノモノニ付遲滯ナク極東漁業廳ニ通知スヘシ

第二條　借受人ハ現場到着後遲滯ナク自已ノ負擔ニテ堅固ニシテ見易キ目標ヲ以テ其ノ借受陸上地區ノ境界ヲ標識スヘシ陸上地區ノ交付及分界工事一切ハ借受人ノ負擔ヲ以テ之ヲ行フ

第三條　河川ニ新河口ヲ生シ貸下漁區カ該河川ニ付設定セラレタル禁漁區域內ニアルコト明カトナリタルトキハ右新河口ノ大小及他ノ河口ノ存在如何ニ係ハラス極東漁業廳ハ當該漁期終了後遲滯ナク該漁區ヲ閉鎖ス

地圖不正確ノ結果漁區カ河口前ノ禁漁區域內ニ在ルカ又ハ河口前ノ區域未タ定メラレサルモ產卵ノ爲鮭鱒ノ溯上スル河口若ハ隣接漁區ヨリ二、一二粁突（二露里）以下ノ距離ニ在ルコト判明シタルトキハ借受人ニ對シテハ監視官吏ノ處分ニ依リ河口及現存漁區トノ法定距離ニ從ヒ沿岸ノ最寄地點ニ於テ他ノ漁業用場所ヲ交付スルコトアルヘシ

第四條　漁區表ニ鰊漁區トシテ揭ケラレタル漁區ニ於テハ六月二十日迄ニ漁撈ヲ終了シ漁具ヲ全部取拂フ可シ、其他ノ總テノ漁區ニアリテハ沿海區ニ於テハ十月十三日迄ニ其他ノ區ニ於テハ九月二十八日迄ニ漁具ヲ取拂フヘシ

借受人ハ各漁期ノ終ニ於テ漁網ヲ搬出スルヲ要ス但シ漁業ニ必要ナル他ノ總テノ漁具ハ「ソヴイエト」聯邦人ノ番人監視ノ下ニ次ノ漁期迄自已ノ漁區內ニ殘置スルコトヲ得

備考

租借漁區內ニ於ケル外國人ノ冬期滯在ハ如何ナル場合ト雖モ之ヲ許サス

第五條　本條約ニ依リ借受人ニ許與セラレタル權利ハ排他的ノモノニシテ如何ナル官廳、機關或

ハ私人ト雖モ貸付漁區ノ境域內ニ於テ漁具ヲ以テスル漁獲並魚類ノ買入及加工ヲ爲スヲ得ス

第六條　一九二九年及一九三〇年漁季、借受人ハ貸付ケラレタル漁區內ニ於テ毎年紅魚族、、、、、、、、「ツエントネル」以內ヲ漁獲スルノ權利ヲ有ス、次ノ一九三一年、一九三二年及一九三三年度標準高ハ極東漁業廳ニ於テ、毎年漁季ノ初メ迄ニ先ツ第一ニ本漁區ニ於テ前年漁獲セラレタル實際漁獲高及極東紅魚族ノ增殖ニ關スル資料ヲ考慮シテ決定セラルヘシ

備考

一、特別ノ條件ニテ許可セラレタル他ノ漁具ヲ以テ漁獲セラレタル本條ニ記載無キ他ノ魚類ニ對シテハ特別重量税ノ形式ヲ以テ追加報償金ノ納入ヲ要ス

第七條（イ）借受人ハ借受漁區ニ於テ、、、、、、、、、、、、、

（ロ）鰊及紅魚類ヲ以テスル肥料ノ製造ハ之ヲ禁ス

（ハ）船舶內ニ於ケル魚類ノ製造ハ之ヲ禁ス

（ニ）上網シタル紅魚類ハ總テ加工ノ爲之ヲ利用スルヲ要ス

備考

一、魚類ヲ日本式乾燥鹽漬ニ加工スル場合ニハ魚類ノ種別ニ依リ鱒ハ二萬四千尾以內、鮭及銀鮭ハ九千尾以內及紅鮭ハ一萬二千尾以內ノ數量ヲ以テ均一ノ積上ケト爲シ各積上ケニハ其ノ始期及終期ヲ明記セル表（小板）ヲ備付クルヲ要ス

二、鰊ヨリノ肥料製造ハ右目的ノ爲特別ニ許可セラレタル漁區ニ於テノミ之ヲ行フコトヲ得

三、上網シタル紅魚族以外ノ魚類モ貯藏用或ハ肥料ノ製造ニ利用スヘシ、魚類製造ニ際シ生スル廢棄物モ亦肥料ニ利用シ得ヘシ

第八條　本契約ノ存續期間ハ、、、、、、、、、ヨリ一九、、年迄ト定ム

第九條　借受人ハ海上漁區ニ對スル報償金ヲ均分シテ半年分宛（即チ借受年ノ一月二日及七月一日）國立銀行ニ前納スルヲ要ス但シ第一借受年ノ上半期分料金ハ契約調印迄ニ其ノ全額ヲ國立銀行ニ納入スルヲ要シ金額納入ニ關スル受領證ハ契約調印ノ際之ヲ提示スルヲ要ス

借入漁區ニ於テ罐詰工場ヲ經營スル借受人ハ魚類及海產物ヲ以テ實際ニ製造シタル罐詰各一函ニ付左記ノ率ニ依リ金錢ヲ以テ特別報償金ヲ支拂フモノトス

（一）紅鮭ニ對シテハ一函ニ付二十哥

（二）鮭、銀鮭及鱒ノ助ニ對シテハ一函ニ付十六哥

（三）鱒ニ對シテハ一函ニ付九哥

（四）蟹ニ對シテハ一函ニ付四十哥

、、、、、、、、、、、、、、、、、、
、、、、、、、、、、、、、、、、、、
、、、、、、、、、、、、、、、、、、

右ノ外日本人タル借受人ハ漁區報償金年額ノ二、十八「パーセント」ニ相當スル抵代税ヲ支拂フヘシ右納入金ハ漁區報償金支拂ノ爲定メタル期限ニ半年分宛均分シテ之ヲ納ムヘシ

契約ニ依ル定期支拂金ノ納入延滯ニ對シテハ借受人ヨリ契約所定ノ基本的支拂期日ヨリ實際ニ支拂ヲ了シタル日迄ノ實際的支拂末濟額ニ付月三「パーセント」ノ割ヲ以テ延滯利息ヲ徵收ス延滯利息ノ算定ニ當リ十五日迄ノ納入延滯ハ之ヲ半月ト見做シ十五日以上ハ滿一月ト見做ス

備考

一、借受人ハ延滯利息ノ支拂ニ依リ契約第十九條ニ揭クル借受人ノ契約違反ニ對スル效果ヲ免ルルコトナシ

二、極東漁業廳ハ延滯利息及違約金ニ關スル徵收金並契約ニ關スル延滯支拂金ヲ保證金中ヨリ差押フルノ權利ヲ有ス右ノ場合ニ於テハ借受人ハ差引勘定ニ關スル通告後七日ノ期間內ニ保證金ヲ補塡スルヲ要ス但シ延滯支拂額ニ對スル延滯利息ハ借受人カ保證金ヲ補塡スル時迄之ヲ計上シ及徵收ス

第十條　借受人ハ契約ニ依リ負擔シタル義務ヲ正確ニ履行スルコトヲ保障スル爲競賣ノ際漁區報償金ノ年額ノ五十「パーセント」ニ相當スル保證金ヲ納入シ且違約金（第十九條）ヲ課セラレ若ハ保證金ヲ契約（第九條備考二）ニ依ル延滯利息及延滯支拂金ニ充當シテ右利息及支拂金ヲ償却シ又ハ保證金トシテ提供シタル有價物ノ價格低下ノ結果保證金額減少シタル都度極東漁業廳ノ命令アリ次第當該決定ノ通告ヲ受ケタル時ヨリ七日ノ期間內ニ保證金ヲ定額ニ達スル迄補塡スヘシ保證金ハ借受人カ總テノ契約義務ヲ完全ニ履行シタルコトヲ條件トシテ借受期間終了後借受人ニ之ヲ還付ス

第十一條　借受人ハ其ノ借受海上一般漁區、右漁區ノ設備及作業ニ付法律ノ定メタル一切ノ税金公課及手數料ヲ自己ノ負擔ヲ以テ支拂フヘシ

第十二條　借受人ハ本條件第一條ニ依リ貸付ケラレタル地區ノ境域內ニ於テ漁區ノ生產的收容力ヲ超エサル範圍內ノ漁業用築造ヲ爲シ漁業ノ實際的必要ノ限度內ニ於テ被使用者ノ居住及便益等ニ供スヘキ建物ヲ設ケ且借受漁區ノ境域內ニ於テ現存築造物ヲ一ノ場所ヨリ他ノ場所ニ移轉スルコトヲ得但借受人ハ棧橋其他小規模ノ季節的補助築造物ノ造營ヲ除キ、特ニ極東漁業廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ最大滿潮線ヨリ起算シタル二十米突沿岸地帶ニ於テ建築工事ヲ爲スコトヲ得ス

備考

借受人ハ其ノ借受一般漁區ニ於テ本契約存續期間罐詰工場ヲ建設及經營スルコトヲ得但シ借受人ハ罐詰工場ヲ建設及經營セムトスル自己ノ希望ニ關シ建設開始迄ニ罐詰工場設計圖ヲ添ヘ極東漁業廳ニ通知スヘシ

第十三條　借受期間經過後漁區カ借受人ノ借受ニ歸セサル場合ニ於テハ漁業用築造物其ノ他漁區ニ設ケラレタル建物ハ右築造物及建物カ任意ノ合意ニ依リ新借受人ニ讓渡サレサルトキハ借受期間終了後一年ノ期間內ニ之ヲ取毀チ及搬出スルヲ要ス借受人ハ右期間內ニ其ノ借受地區ニ於ケル自己ノ漁業用具材料其ノ他ノ財產ヲ取拂フヘシ右期間內ニ借受人カ地區ヨリ搬出セサル築造物漁業用具材料其ノ他ノ財產ハ右ニ付何等補償ヲ爲スコトナク國家ニ歸屬スルモノトス

借受人カ地區ニ於テ設ケタル築造物一切ハ借受人ノ契約違反ノ爲契約ノ效力カ其ノ期限前ニ停止セラレタル場合ニ於テモ同シク無償ヲ以テ國家ニ歸屬スルモノトス

借受契約期間終了後新ニ何人モ海上一般漁區ヲ借受ケサル場合ニハ漁業築造物及其ノ他ノ建物一切ハ右期間終了後一年ノ期間內ニ所有者自己ノ負擔ヲ以テ之ヲ取毀チ且地區ヨリ搬出スヘシ建物ハ所定ノ期間內ニ之ヲ取毀チ且漁區ヨリ搬出セサルトキハ借受人ニ對シ補償スルコトナク無條件ヲ以テ國家ニ歸屬ス

第十四條　借受人ハ漁業、稅關、衞生、防火、技術其ノ他ノ官吏ノ適法ノ命令一切ヲ履行スヘシ

備考

借受人ハ漁業用施設例ヘハ棧橋、物置、納屋氷室、勞働者宿舍其ノ他ノ漁業用建物及築造物並地面ヲ淸潔ニ保ツヘシ魚類切開ノ際生スル廢棄物及腐敗シタル魚類ハ搾粕、紛末又ハ油脂ニ製造スルカ滅却スルカ若ハ當該漁區域內又ハ其境界外ノ監視官吏ノ指定シタル場所ニ於テ地中ニ埋沒スルカ或ハ陸岸ヲ距ルコト二海里ヨリ少ナカラサル海上ニ搬出スヘシ腐敗シタル魚類ヲ食用ノ爲製造スルコトヲ禁ス

第十五條　借受人ハ企業及國家ヨリ借受タル財產ニ關スル報告ニ付キ現行及將來公布セラルヘキ法律及政府ノ命令一切ニ服從スヘシ詳言セハ

（イ）借受人ハ特別ノ帳簿ニ正確ナル漁獲狀況即チ漁獲魚類ノ數量及種類、魚類ノ種類別ニ依ル加工魚類及其ノ製品ノ搬出ニ付秩序的ニ記入シ且帳簿ノ其ノ他ノ記入欄一切ニ記入ヲ行フヘシ右帳簿ハ漁期間ヲ通シテ之ヲ地區ニ保存シ漁季終了後監視官吏ニ交付スヘシ但、監視官吏不在ノ場合ニハ毎年十二月一日迄ニ極東漁業廳ニ提出スヘシ

（ロ）漁業及稅關監視出張員ノ要求アリ次第借受漁區ト船舶トノ間ヲ往復ノ爲漁區ニ面シ碇泊セル船舶及網ノ臨檢ノ爲、及漁區附近ニ在ル小川ノ渡船ノ爲運送機關ヲ提供スヘシ

（ハ）自己ノ漁區內ニ通譯ヲ置キ、借受人本人不在ノ場合ハ代理人ヲ置クヘシ右代理人ハ「ソヴイエト」機關ノ證明セル正規ノ委任狀ヲ携帶スルヲ要ス

（ニ）借受人ハ漁業監視官吏ノ要求アリ次第之ニ實費ヲ超エサル價格ヲ以テ食料品ヲ提供スヘシ

（ホ）借受人ハ漁業及稅關監視出張員ノ要求アリ次第右出張員ニ對シ自己ノ漁區ニ於テ、其ノ宿舍ニ宿泊セシムヘシ

第十六條　借區者ハ何時ニテモ極東漁業廳ヨリ委任ヲ受ケタル者又漁業監視出張員ニ對シ漁獲高並、魚類及製品ノ搬出高ノ實際記帳ノ檢査、此記帳ノ寫取ヲ爲サシメ又ハ總テノ漁業用築造物宿舍、倉庫及漁區內ニ碇泊スル漁業用竝運搬用船舶ノ臨檢ヲ爲サシムヘシ

第十七條　外國々旗ノ下ニ航行スル借受人ノ所有船若クハ其ノ傭船ハ開港ノ外航海證書ニ記載ナキ地點ニ碇泊スルコトヲ得ス

小船舶ノ碇泊ハ租借漁區內ニ於テノミ之ヲ許可ス

三馬力以上ノ發動機ヲ有スル小船舶ハ毎回漁業

監視出張員ノ特別許可ニ依リ借受人ノ一漁區ヨリ同一借受人若ハ他ノ借受人ノ他ノ漁區ヘ航行スルコトヲ得

漁舟ハ三馬力以下ノ發動機ヲ有スルモノト雖何等ノ許可ナク一漁區ヨリ他ノ漁區ヘ航行スルコトヲ得

極東漁業廳ノ發給シタル別個ノ特別許可（魚類財產ノ運搬等）ニ依リ爲サルル作業ニ關聯スル場合ニアリテハ小船舶ノ漁區間航行ハ直接極東漁業廳ニ於テ之ヲ許可スヘシ

備考

一、「ソヴイエト」聯邦ノ領水内ニ於テ漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ハ日本官憲ノ發給セル健康證明書竝ニ漁業權證明書（租借契約書若ハ其ノ證明付寫）及日本駐在當該「ソヴイエト」聯邦領事官ノ發給セル航海證明書ヲ有スル船舶ニ依リテノミ自己ノ一漁場ヨリ他ノ自己ノ一漁場ヘ竝ニ自己ノ一漁場ヨリ日本若クハ直接第三國ヘ赴クノ權利ヲ有ス

其他各船舶ハ現行竝ニ將來發布サルヘキ沿岸航海ニ關スル「ソヴエイト」聯邦ノ法律ニ遵フヲ要ス

二、借受漁區ヨリ日本ヘノ魚類生產物ノ輸送ニ從事スル各船舶ハ輸出ニ對スル漁業監視官吏ノ許可書ヲ船内ニ有スルヲ要シ船内ノ魚類及水產物輸出ノ爲第三國ニ赴カントスル船舶ハ右ノ外右ノ國ニ輸出ノ爲定メラレタル手續ヲ履行スルヲ要ス

第十八條　借受人ハ極東漁業廳ヨリ文書ヲ以テシタル許可ヲ受クルニ非サレハ本契約ニ依リ取得セル權利若ハ其ノ一部ヲ第三者タル自然人或ハ法人ニ移轉シ又ハ漁區ノ經營ニ關スル共同者ヲ招致スルヲ得ス但シ契約上ノ權利ノ讓受人ハ連帶責任ヲ負ヒ且共同經營者ノ招致モ各參加者カ契約履行ノ全部ニ對シ部分的責任ニ非スシテ連帶責任ヲ負フヘキ條件ノ下ニ於テノミ許可セラルルコトアルヘシ

第十九條　借受人カ左記各條ニ列擧スルモノヲ除キ本契約ニ依リ負擔セル義務ノ何レカヲ履行セサルトキハ極東漁業廳ハ借受人ニ漁區報償金年額ノ二十分ノ一ヲ超エサル額ノ違約金ヲ課スルコトヲ得契約第十七條第二項ノ違犯ニ對シテハ二百留借受人ニ小型發動機船一隻及各件ニ付キ二百留ノ額ノ違約金ヲ課ス極東漁業廳ノ當該許可無クシテ漁獲標準高以上ヲ漁獲シタルトキハ保證金ヲ無條件ニ國庫收入ニ振替フル方法ヲ以テ保證金額ニ相當スル違約金ヲ徵收シ、被ラシメタル損害ヲ補償セシメ且借受人ノ財產ヲ以テ國家ノ被リタル損害ヲ賠償セシメタル上契約ヲ破棄ス、右財產ハ其處在及性質ヲ問ハサルモノトス前記第一條違反（禁止漁具使用）ノ場合ニハ漁具及漁獲物ヲモ沒收シ無償ニテ之ヲ國家ニ歸屬セシム

備考

借受人ハ極東漁業廳ノ決定接受ノ日ヨリ一月ノ期間内ニ於テ違約金賦課ニ付在極東農務人民委員部漁業全權ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得、事件ヲ農務人民委員部全權ノ審査ニ付シタルコトハ借受人ノ保證金補塡ノ義務ヲ免除スルモノニアラス（第十條）

（ハ）監視官吏ノ許可ナク船舶ヲ以テ輸出サルヘキ魚類（第十七條備考二）

一漁期中同種ノ違反ヲ三回繰返シタルカ、裁判ニ依リ組織的若クハ惡意的契約不履行ト認定セラレタルカ又ハ同樣ノ漁業規則違犯ト認定セラレタルカ、極東漁業廳ノ許可ナク陸上漁場ニ所定以上ノ地域ヲ使用シタルカ、禁止サレタル漁具ヲ使用シタルカ（第一條）、漁場ニ外國人ノ番人ヲ殘置シタルカ、漁區報償金ノ納入ヲ一月以上延滯シタルカ（第九條）、保證金ヲ期限内ニ定額ニ補塡セサルカ（第十條）、漁獲ノ記帳ヲ二回不正確ニ行ヒタルカ（第十五條）、第七條（二）項ニ違反シタルカ第十七條第一項ニ違反シタルカ若ハ極東漁業廳ノ許可ナクシテ借受ヲ第三者ニ移轉シ又ハ共同經營者ヲ招致シタルトキハ保證金ヲ無條件ニ國庫收入ニ振替フル方法ヲ以テ保證金額ニ相當スル違約金ヲ徵收シ、被ラシメタル損害ヲ補償セシメ且借受人ノ財產ヲ以テ國家ノ被リタル損害ヲ賠償セシメタル上契約ヲ破棄ス、右財產ハ其處在及性質ヲ問ハサルモノトス前記第一條違反（禁止漁具使用）ノ場合ニハ漁具及漁獲物ヲモ沒收シ無償ニテ之ヲ國家ニ歸屬セシム

最終ノ揚網ノ結果其ノ漁區ニ付定メラレタル漁獲標準高ヲ超過シタル場合ハ特別重量稅ノミヲ課ス但シ右超過額ハ其ノ漁區ニ付定メラレタル漁獲標準高ノ五「パーセント」ヲ超エサルコトヲ要ス

左記魚類モ亦之ヲ沒收シ無償ニテ國家ニ歸屬セシム

附ス

（イ）船舶内ニテ製造セラレタル貯藏用魚類（第七條（ハ）項）

（ロ）帳簿ノ記帳額以上ト判明シタル魚類（第十五條）

第二十條　借受人ハ漁業、魚類ノ蕃殖及保護、漁獲高ノ標準制定、生產物ノ加工、外國ヨリ設備品及供給品ノ輸入右ノ關係ヨリ行フ漁業監督並漁業ニ關スル其ノ他ノ一切ノ事項ニ付現行及將來定メラルヘキ法律決定行政命令並右ニ基キ發布セラレタル規則及訓令ニ服從スヘシ

第二十一條　本契約ノ存續ハ第八條ニ揭ケタル期間經過前左ニ依リ之ヲ停止スルコトアルヘシ

（イ）當事者ノ合意

（ロ）第三條及第十九條ニ豫想シタル場合

第二十二條　借受人ハ極東漁業廳ノ定メタル期間、、、、、、、、内本契約調印ノ上借受漁區ヲ極東漁業廳ヨリ受取ルヘシ、極東漁業廳ハ同一期間内ニ漁區ヲ借受人ノ利用及管理ノ爲提供スヘキモノトス契約ハ之カ認可ニ關スル極東漁業廳ヨリ書面ノ通知接受後五日ノ期間内ニ公證手續ニ依リ正式ノモノト爲スヲ要ス農務人民委員部ノ認可ヲ要スル契約ハ其ノ調印ノ日ヨリ二月ノ期間内ニ農務人民委員部ヨリ異議ノ表示ナキトキハ認可セラレタルモノト見做サルヘシ

備考

借受人ハ契約ノ認可ナキ場合ニ於テ極東漁業廳ニ對シ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス且遲滯ナク用益シタル期間ニ對シ相當ノ報償金ヲ支拂ヒテ漁區ヲ返還スヘシ

第二十三條　當事者ノ法律上ノ住所左ノ通リ

極東漁業廳　ハバロフスク市

借受人、、、、、、、、、、

右住所宛ニ交付シタル文書ハ總テ受理セラレタルモノト見做ス

借受人ハ住所變更ニ關シ其ノ都度適時極東漁業廳ニ通知スヘシ

第二十四條　本契約ニ關シ當事者間ニ發生スルコトアルヘキ總テノ爭議ハ、、、、、、、、、、市ノ裁判所ニテ解決セラルヘキモノトス

第二十五條　本契約ニ關スル印紙稅及其ノ他ノ費用ハ借受人之ヲ支拂フヘシ

第二十六條　本契約ノ一通ハ公證人役場ニ於テ之ヲ保存シ借受人ニ其ノ一通ヲ交付ス右契約又ハ其ノ證明アルカ又ハ其ノ漁業作業地ニ之ヲ保存シ漁業監視官吏ノ命令次第之ヲ提示スルヲ要ス

第二十七條　前記條件ニ基キ下名、、、、、、、、、、ハ魚類ノ漁獲及處理ノ爲在極東農務人民委員部全權ノ認可シタル漁區表中第、、、、、、、、、、存在スル漁區ヲ報償金、、、、、、、、、、ヲ以テ、、、、、、、、、、受ニノ保障トシテハ、、、、、、、、、、漁期間借受ケタリ借受ニノ保、、、、、、、、、、納入シ極東漁業海獸獵業廳寄託ト、、、、、、、、、、シテ出納部、、、、、、、、、、條ニ記入セル保證金、、、、、、、、、、哥之ニ充ツ

本契約ハ、、、、、、、、、、市ニ於テ、、、、、、、、、、之ヲ締結セリ

昭和四年度極東蟹漁區貸付條件（修正濟）

漁區ノ貸付ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國漁業經濟ニ關スル規則第三條及第三十八條乃至第四十五條（千九百二十七年法令集第一〇二號第六八四條）並農務人民委員部及勞働人民委員部ノ認可シタル千九百二十七年十一月二十八日付露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國農務人民委員部貸付財產ヲ構成スル一般共和國的意義ノ漁場及漁業事業場貸付規程ニ基キテ之ヲ行フ

第一條　各蟹漁區ノ延長ハ直線ヲ以テ計算シ五、三〇粁突（五露里）トス而シテ蟹漁區間ノ距離モ亦同シク直線ヲ以テ計算シ一〇、六〇粁突（一〇露里）以上タルヲ要ス借受人ハ自己ノ費用ヲ以テ陸岸ニ於テハ特別ノ標柱及見易キ標識ヲ以テ又海上ニ於テハ燈臺船若クハ見易キ浮標ヲ以テ漁區ノ境界ヲ定ムヘシ

第二條　蟹ノ漁獲ハ右借區水面域内ニ於テ蟹漁用底刺網ノミヲ以テ行フコトヲ得各網ハ長サ五四、五〇米突（二五露間）以下幅三、〇五米突（一〇呎）以下トシ網目ノ寸法ハ豫メ水ニ浸シタル後結節ヨリ直次ノ結節迄ヲ計算シ二二、八六糎（九「チュイム」）以上ナルヲ要ス

第三條　蟹漁獲ノ爲五四、五〇米突ノ網ヲ特別ノ配列ニ連結スルコトヲ得但シ各連網ハ三十五繩以上タルヘカラス而シテ一線上ニ配列シタル連網間ニ於テハ五四、五〇米突（二五露間）以上又並行連網間ニ於テハ一〇九米突（五〇露間）碁盤目形配列ノ場合ニハ二一八米突（一〇〇露間）以上ノ距離ヲ保ツヲ要ス各漁區ニ於テ使用スル網ノ總數ハ二千六百二十五箇ヲ超ユルヲ得ス又水中ニ於テハ同時ニ八百七十五箇以上ヲ使用スルヲ得ス

第四條　蟹網ハ干潮時水深二一、八〇米突（十露間）以上ヲ有シ漁區（鮭鱒及鰊）ニ於ケル軀網ヨリ沖合一、〇六粁突（一露里）以上ノ地點ニ沈設ス可シ

第五條　蟹漁區區域內ニ於テハ前記ノ漁具ヲ除キ「トロール」網、建網又ハ曳網若クハ何等カ他ノ蟹又ハ魚類ノ漁撈具ヲ所有スルコトヲ禁ス

第六條　蟹漁ハ三月一日ヨリ早カラス之ヲ開始シ且「オホツク、カムチヤトカ」區ニ於テハ十月十五日以前及沿海區ニ於テハ十一月一日以前ニ漁獲ヲ停止シ總テノ漁網ヲ撤去スルヲ要ス

借受人ハ漁具並ニ爾餘ノ財產ヲ次ノ漁季迄「ソヴイエト」聯邦市民ナル番人監視ノ下ニ漁區ニ殘置スルコトヲ得

第七條　漁獲セル蟹ノ製造、網ノ保管及乾燥、水上浮揚具ノ岸地ヘ引揚ノ爲借受人ハ海岸延長三二七米突（一五〇露間）奥行八七、二〇米突（四〇露間）ノ地區ヲ使用スルコトヲ得右地區ハ借受人ニ於テ其租借ニ係ル蟹漁區水面ニ沿フ陸岸ノ境域內ニ於テ之ヲ撰擇スルコトヲ得ルモノトス但シ右地區ハ河口ヨリ二、一二粁突以上ノ距離ヲ有スヘシ

蟹漁區內ニ於テ其借受人カ其ノ租借ニ係ル一般漁區ヲ有スルトキハ借受人ハ（鮭鱒鰊）漁業及蟹漁業ノ爲同一地區ヲ使用スルコトヲ得但シ漁區租借期限終了後ニ於テ該漁區ヲ新ニ他人カ租借スルトキハ該漁區ノ舊借受人ハ漁期開始前ニ蟹漁業ニ使用シタル總ノ建物及器具ヲ右漁區ヨリ搬出ス可キモノトス然ラサル場合ニハ前記建物及漁具ハ無償ニテ國家ニ歸屬スヘシ

借受人ハ蟹漁業ノ爲其撰擇シタル地區ニ關シ遲滯無ク漁業監視官吏ニ屆出ツ可シ

第八條　蟹ノ乾燥肉及蟹卵ノ製造ハ之ヲ禁止ス

第九條　蟹罐詰ノ製造ハ陸上地區內ニ於テ之ヲ爲スヘシ船舶內ニ於ケル蟹ノ製造ハ之ヲ禁止ス

第十條　製造ノ爲漁獲セラレタル蟹ハ總テ其漁獲後二十四時間以內ニ煎煮ス可シ該時間ヲ經過シタル場合ニハ右蟹ヨリ罐詰ヲ製造スルコトヲ禁ス蟹ハ滅却スヘシ

第十一條　借受人ハ蟹ノ處理ノ際生スル廢棄物ヲ以テ肥料ヲ製造スルノ權利ヲ有ス、肥料ヲ製造セサル場合ニハ廢棄物ハ總テ滅却スヘシ

第十二條　漁區ノ勞働者ノ食用ノ爲釣具ヲ以テスル魚類ノ漁獲ヲ許可ス但シ之ヲ製造スルコトヲ禁ス

第十三條　借受人ハ其租借漁區內ニ於テ蟹罐詰、、、、函以內ヲ製造スル權利ヲ有ス

備考

一函ノ內容ハ一封度罐四十八個、半封度罐九十六箇又ハ四分ノ一封度罐百九十二箇トス（英封度）

第十四條　本條約ニ依リ借受人ニ許與セラレタル權利ハ排他的ノモノニシテ如何ナル官廳、機關或ハ私人ト雖モ貸付漁區ノ境域內ニ於テ漁具ヲ以テスル魚獲並蟹ノ加工ヲ爲スヲ得ス

第十五條　本條約ノ存續期間ハ、、、、、、ヨリ、、、、迄ト定ム

第十六條　借受人ハ海上漁區ニ對スル報償金ヲ均分シテ半年分宛（即チ借受年ノ一月二日及七月一日）國立銀行ニ前納スルヲ要ス但シ第一借受年ノ上半期分料金ハ契約調印迄ニ其ノ全額ヲ國立銀行ニ納入スルヲ要シ金額納入ニ關スル受領證ハ契約調印ノ際之ヲ提示スルヲ要ス

借入漁區ニ於テ罐詰工場ヲ經營スル借受人ハ蟹魚類及海產物ヲ以テ實際ニ製造シタル罐詰各一函ニ付左ノ率ニ依リ金錢ヲ以テ特別報償金ヲ支拂フモノトス

（一）蟹ニ對シテハ一函ニ付四十哥
（二）紅鮭ニ對シテハ一函ニ付二十哥
（三）鱒ニ對シテハ一函ニ付九哥
（四）鮭、銀鮭及鱒ノ助ニ對シテハ一函ニ付十六哥

、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

右ノ外日本人タル借受人ハ漁區報償金年額ノ二十八「パーセント」ニ相當スル抵代稅ヲ支拂フヘシ右納入金ハ漁區報償金支拂ノ爲定メタル期限ニ半年分宛均分シテ之ヲ納ムヘシ

契約ニ依ル定期支拂金ノ納入延滯ニ對シテハ借受人ヨリ契約所定ノ基本的支拂期日ヨリ實際ニ支拂ヲ了シタル日迄ノ實際的支拂未濟額ニ付月三「パーセント」ノ割ヲ以テ延滯利息ヲ徵收ス延滯利息ノ算定ニ當リ十五日迄ノ納入延滯ハ之ヲ半月ト見做シ十五日以上ハ滿一月ト見做ス

備考

一、借受人ハ延帶利息ノ支拂ニ依リ契約第二十六條ニ揭クル借受人ノ契約違反ニ對スル效果ヲ免ルルコトナシ

二、極東漁業廳ハ延滯利息及違約金ニ關スル徵收金並契約ニ關スル延滯支拂金ヲ保證金中ヨリ差押フルノ權利ヲ有ス右ノ場合ニ於テハ借受人ハ差引勘定ニ關スル通告後七日ノ期間內ニ保證金ヲ補塡スルヲ要ス但シ延滯支拂額ニ對スル延滯利息ハ借受人カ保證金ヲ補塡スル時迄之ヲ計上シ及徵收ス

第十七條　借受人ハ契約ニ依リ負擔シタル義務ヲ正確ニ履行スルコトヲ保障スル爲競賣ノ際漁區報償金ノ年額五十「パーセント」ニ相當スル保證金ヲ納入シ且違約金（第二十六條）ヲ課セラレ若ハ保證金ヲ契約（第十六條備考二）ニ依ル延滯利息及延滯支拂金ニ充當シテ右利息及支拂金ヲ償却シ又ハ保證金トシテ提供シタル有價物ノ價格低下ノ結果保證金額減少シタル都度極東漁業廳ノ命令アリ次第當該決定ノ通告ヲ受ケタル時ヨリ七日ノ期間內ニ保證金ヲ定額ニ達スル迄補塡スヘシ保證金ハ借受人カ總テノ契約義務ヲ完全ニ履行シタルコトヲ條件トシテ借受期間終了後借受人ニ之ヲ還付ス

第十八條　借受人ハ其ノ借受蟹漁區、右漁區ノ設備及作業ニ付法律ノ定メタル一切ノ稅金、公課及手數料ヲ自己ノ負擔ヲ以テ支拂フヘシ

第十九條　借受人ハ本條第七條ニ依リ貸付ケラレタル地區ノ境域內ニ於テ漁區ノ生產的收容力ヲ超エサル範圍內ノ漁業用築造ヲ爲シ漁業ノ實際的必要ノ限度內ニ於テ被使用者ノ居住及便益等ニ供スヘキ建物ヲ設ケ且借受漁區ノ境域內ニ於テ現存築造物ヲ一ノ場所ヨリ他ノ場所ニ移轉スルコトヲ得但シ借受人ハ棧橋其ノ他小規模ノ季節的補助築造物ノ造營ヲ除キ特ニ極東漁業廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ最大滿潮線ヨリ起算シタル二十米突沿岸地帶ニ於テ建築工事ヲ爲スコトヲ得ス

備考

借受人ハ其ノ借受蟹漁區ニ於テ本契約存續期間罐詰工場ヲ建設及經營スルコトヲ得但シ借受人ハ罐詰工場ヲ建設及經營セムトスル自己ノ希望ニ關シ建設開始迄ニ罐詰工場設計圖ヲ添ヘ極東漁業廳ニ通知スヘシ

第二十條　借受期間經過後漁區カ借受人ノ借受ニ歸セサル場合ニ於テハ漁業用築造物其ノ他漁區ニ設ケラレタル建物ハ右築造物及建物カ任意ノ合意ニ依リ新借受人ニ讓渡サレサルトキハ借受期間終了後一年ノ期間內ニ之ヲ取毀チ及搬出スルヲ要ス借受人ハ右期間內ニ其ノ借受地區ニ於ケル自己ノ漁業用具材料其ノ他ノ財產ヲ取拂フヘシ右期間內ニ借受人カ地區ヨリ搬出セサル築造物漁業用具材料其ノ他ノ財產ハ右ニ付何等補償ヲ爲スコトナク國家ニ歸屬スルモノトス

借受人カ地區ニ於テ設ケタル築造物一切ハ借受人ノ契約違反ノ爲契約ノ效力カ其ノ期限前ニ停止セラレタル場合ニ於テモ同シク無償ヲ以テ國家ニ歸屬スルモノトス

借受契約期間終了後新ニ何人モ蟹漁區ヲ借受ケサル場合ニハ漁業築造物及其ノ他ノ建物一切ハ右期間終了後一年ノ期間內ニ所有者自己ノ負擔ヲ以テ之ヲ取毀チ且地區ヨリ搬出スヘシ建物ハ所定ノ期間內ニ之ヲ取毀チ且漁區ヨリ搬出セサルトキハ借受人ニ對シ補償スルコトナク無條件ヲ以テ國家ニ歸屬ス

第二十一條　借受人ハ漁業、稅關、衞生、防火、技術其ノ他ノ官吏ノ適法ノ命令一切ヲ履行スヘシ

備考

借受人ハ漁業用施設例ヘハ棧橋、物置、納屋氷室、勞働者宿舍其ノ他ノ漁業用建物及築造物並地面ヲ清潔ニ保ツヘシ蟹處理ノ際生スル廢棄物及腐敗シタル蟹ハ滅却スルカ若ハ肥料ニ製造スヘシ腐敗シタル蟹ヲ食用ノ爲製造スルコトヲ禁ス

第二十二條　借受人ハ企業及國家ヨリ借受ケタル財產ニ關スル報告ニ付キ現行及將來公布セラルヘキ法律及政府ノ命令一切ニ服從スヘシ

詳言セハ

（イ）借受人ハ特別ノ帳簿ニ正確ナル漁獲狀況即チ漁獲蟹ノ數量及種類、製造並ニ蟹及其ノ製品ノ搬出ニ付秩序的ニ記入シ且帳簿ノ其ノ他ノ記入欄一切ニ記入ヲ行フヘシ右帳簿ハ漁期間ヲ通シテ之ヲ地區ニ保存シ漁季終了後監視官吏ニ交付スヘシ但シ監視官吏不在ノ場合ニハ毎年十二月一日迄ニ極東漁業廳ニ提出スヘシ

（ロ）漁業及稅關監視出張員ノ要求アリ次第借受漁區ト船舶トノ間ヲ往復ノ爲漁區ニ面シ碇泊セル船舶及網ノ臨檢ノ爲、及漁區附近ニ在ル小川ノ渡船ノ爲運送機關ヲ提供スヘシ

（ハ）自己ノ漁區內ニ通譯ヲ置キ、借受人本人不在ノ場合ハ代理人ヲ置クヘシ右代理人ハ「ソヴイエト」機關ノ證明セル正規ノ委任狀ヲ携帶スルヲ要ス

（ニ） 漁業監視官吏及税關吏ノ要求アリ次第右官吏ニ對シ自己ノ宿舍內ニ於テ宿泊ヲナサシムヘシ

（ホ） 借受人ハ漁業監視官吏ノ要求アリ次第之ニ實費ヲ超エサル價格ヲ以テ食料品ヲ提供スヘシ

第二十三條 借受人ハ何時ニテモ極東漁業廳ヨリ委任ヲ受ケタル者並漁業及税關監視出張員ニ對シ蟹ノ漁獲高並蟹及其製品ノ搬出高ノ實際記帳ノ調査、此記帳ノ寫取ヲ爲サシメ又ハ總テノ漁業用築造物、宿舍、倉庫及漁區內ニ碇泊スル漁業用並運搬用船舶ノ臨檢ヲ爲サシムヘシ

第二十四條 外國々旗ノ下ニ航行スル借受人ノ所有船若クハ其ノ傭船ハ開港ノ外航海證書ニ記載ナキ地點ニ碇泊スルコトヲ得ス

小船舶ノ碇泊ハ租借漁區內ニ於テノミ之ヲ許可ス

三馬力以上ノ發動機ヲ有スル小船舶ハ每回漁業監視出張員ノ特別許可ニ依リ借受人ノ一漁區ヨリ同一借受人若クハ他ノ借受人ノ他ノ漁區ヘ航行スルコトヲ得

漁舟ハ三馬力以下ノ發動機ヲ有スルモノト雖何等ノ許可ナク一漁區ヨリ他ノ漁區ヘ航行スルコトヲ得

極東漁業廳ノ發給シタル別個ノ特別許可（魚類財產ノ運搬等）ニ依リ爲サルル作業ニ關聯スル場合ニアリテハ小船舶ノ漁區間航行ハ直接極東漁業廳ニ於テ之ヲ許可スヘシ

備考

一、「ソヴィエト」聯邦ノ領水內ニ於テ蟹漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ハ日本官憲ノ發給セル健康證明書並ニ漁業權證明書（租借契約書若ハ其ノ證明付寫）及日本駐在當該「ソヴィエト」聯邦領事官ノ發給セル航海證明書ヲ有スル船舶ニ依リテノミ自己ノ一漁場ヨリ他ノ自己ノ一漁場ヘ並ニ自己ノ一漁場ヨリ日本若クハ直接第三國ヘ赴クノ權利ヲ有ス

其他各船舶ハ現行並ニ將來發布サルヘキ沿岸航海ニ關スル「ソヴィエト」聯邦ノ法律ニ遵フヲ要ス

二、借受漁區ヨリ日本ヘ蟹生產物ノ輸送ニ從事スル各船舶ハ輸出ニ對スル漁業監視官吏ノ許可書ヲ船內ニ有スルヲ要シ船內ノ蟹及水產物輸出ノ爲第三國ニ赴カントスル船舶ハ右ノ外右ノ國ニ輸出セラレタル手續ヲ履行スルヲ要ス

第二十五條 借受人ハ極東漁業廳ヨリ文書ヲ以テシタル許可ヲ受クルニ非サレハ本受約ニ依リ取得セル權利若ハ其ノ一部ヲ第三者タル自然人或ハ法人ニ移轉シ又ハ漁區ノ經營ニ關スル共同者ヲ招致スルヲ得ス但シ契約上ノ權利ヲ移轉シタル場合ニ於テハ借受人及其ノ權利ノ讓受人ハ連帶責任ヲ負ヒ且共同經營者ノ招致モ各參加者カ契約履行ノ全部ニ對シ部分的責任ニ非スシテ連帶責任ヲ負フヘキ條件ノ下ニ於テノミ許可セラルルコトアルヘシ

第二十六條 借受人カ左記各條ニ列擧スルモノヲ除キ本契約ニ依リ負擔セル義務ノ何レカヲ履行セサルトキハ極東漁業廳ハ借受人ニ漁區報償金年額ノ二十分ノ一ヲ超エサル額ノ違約金ヲ課スルコトヲ得契約第二十四條（第二項）ノ違犯ニ對シテハ借受人ニ小型發動機船一隻及各件ニ付二百留ノ額ノ違約金ヲ課ス極東漁業廳ノ當該許可無クシテ漁獲標準高以上ヲ漁獲シタルモノニ對シテハ漁區報償金年額ノ半額ニ相當スル違約金ヲ徵收シ蟹ノ剩餘漁獲及製造量ハ之ヲ沒收シ無償ニテ國家ニ歸屬セシム

最終ノ揚網ノ結果其ノ漁區ニ付定メラレタル漁獲標準高ヲ超過シタル場合ハ特別重量稅ノミヲ課ス但シ右超過額ハ其ノ漁區ニ付定メラレタル標準高ノ五「パーセント」ヲ超ユルコトヲ得ス

左記蟹及水產物モ亦之ヲ沒收シ無償ニテ國家ノ處分ニ附ス

（イ） 船舶內ニテ製造セラレタル貯藏用ノモノ（第九條）

（ロ） 帳簿ノ記帳額以上ト判明シタルモノ（第二十二條（イ）項）

（ハ） 監視官吏ノ許可ナク船舶ヲ以テ輸出サルヘキモノ（第二十四條備考二）

一漁期中同種ノ違反ヲ三回繰返シタルカ、裁判ニ依リ組織的若クハ惡意的契約不履行ト認定セラレタルカ又ハ同樣ノ蟹漁業規則違犯ト認定セラレタルカ、極東漁業廳ノ許可ナク陸岸漁場ニ所定以上ノ地域ヲ使用シタルカ、禁止サレタル漁具ヲ使用シタルカ（第二條）、漁場ニ外國人ノ番人ヲ殘置シタルカ、漁區報償金ノ納入ヲ一月以上延滯シタルカ（第十六條）、保證金ヲ期限內ニ定額ニ補塡セサルカ（第十七條）、漁獲ノ記帳ヲ二回不正確ニ行ヒタルカ（第二十二條（イ）項）

第二十四條第一項ニ違反シタルカ、漁區內ニ契約記載以外ノ漁具ヲ存置シタルカ（第五條）、乾燥蟹肉及蟹卵ヲ製造シタルカ（第八條）、若ハ極東漁業廳ノ許可ナクシテ借受ヲ第三者ニ移轉シ又ハ共同經營者ヲ招致シタルトキハ保證金ヲ無條件ニ國庫收入ニ振替フル方法ヲ以テ保證金額ニ相當スル違約金ヲ徵收シ、被ラシメタル損害ヲ補償セシメ且借受人ノ財產ヲ以テ國家ノ被リタル損害ヲ賠償セシメタル上契約ヲ破棄ス右財產ハ其處在及性質ヲ問ハサルモノトス

前記第二條違反（許可セラレサル漁具ノ使用）ノ場合ニハ漁具及漁獲物ヲモ沒收シ無償ニテ之ヲ國家ニ歸屬セシム

契約第三條末項（漁具ノ數）違反ノ場合ハ漁區報償金年額ノ半額ニ相當スル違約金ヲ徵收シ、剩餘漁具及右ヲ以テ漁獲セラレタル漁獲物ハ之ヲ沒收シ無償ニテ國家ニ歸屬セシム

左記ノ諸項違反ノ場合ニ於テハ借區者ニ違約金ヲ課スルノ外左ノ物件ヲ無條件ニテ沒收シ無償ニテ國家ニ歸屬セシム

個々ノ配列中ニ於テ發見セラレタル餘分ノ網並法定距離ヲ保タスニ配列セラレタル網（第三條）水深小ナル場合或ハ建網トノ距離少キ場所ニ沈設セラレタル網（第四條）

漁區內ニ於テ發見セラレタル許可セラレタルモノ以外ノ漁具（第五條）

乾燥蟹肉及蟹卵（罐詰ニ製造セラレタルモノト雖モ）（第八條）

漁區內ニ於テ發見セラレタル製造魚類（第十二條）

備考

借受人ハ極東漁業廳ノ決定接受ノ日ヨリ一月ノ期間內ニ於テ違約金賦課ニ付在極東農務人民委員部漁業全權ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得、事件ヲ農務人民委員部全權ノ審査ニ付シタルコトハ借受人ノ保證金補塡ノ義務ヲ免除スルモノニアラス（第十七條）

第二十七條 借受人ハ蟹漁業、蟹ノ蕃殖及保護、漁獲高ノ標準制定、生產物ノ加工、外國ヨリ設備品及供給品ノ輸入右ノ關係ヨリ行フ漁業監督並蟹漁業ニ關スル其ノ他ノ一切ノ事項ニ付現行及將來定メラルヘキ法律、決定、行政命令並右ニ基キ發布セラレタル規則及訓令ニ服從スヘシ

第二十八條 本契約ノ存續ハ第十五條ニ揭ケタル期間經過前左ニ依リ之ヲ停止スルコトアルヘシ

（イ） 當事者ノ合意

（ロ） 第二十六條ニ豫想シタル場合

第二十九條 借受人ハ極東漁業廳ノ定メタル期間、、、、、、、、內ニ本契約調印ノ上借受蟹漁區ヲ極東漁業廳ヨリ受取ルヘシ、極東漁業廳ハ同一期間內ニ漁區ヲ借受人ノ利用及管理ノ爲提供スヘキモノトス

契約ハ之カ認可ニ關スル極東漁業廳ヨリ書面ノ通知接受後五日ノ期間內ニ公證手續ニ依リ正式ノモノト爲スヲ要ス農務人民委員部ノ認可ヲ要スル契約ハ其ノ調印ノ日ヨリ二月ノ期間內ニ農務人民委員部ヨリ異議ノ表示ナキトキハ認可セラレタルモノト見做サルヘシ

備考

借受人ハ契約ノ認可ナキ場合ニ於テ極東漁業廳ニ對シ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス且遲滯ナク用益シタル期間ニ對シ相當ノ報償金ヲ支拂ヒテ漁區ヲ返還スヘシ

第三十條 當事者ノ法律上ノ住所左ノ通

極東漁業廳　ハバロフスク市

借受人　、、、、、、、、、

右住所宛ニ交付シタル文書ハ總テ受理セラレタルモノト見做ス

借受人ハ住所變更ニ關シ其ノ都度適時極東漁業廳ニ通知スヘシ

第三十一條 本契約ニ關シ當事者間ニ發生スルコトアルヘキ總テノ爭議ハ、、、、、、、市ノ裁判所ニテ解決セラルヘキモノトス

第三十二條 本契約ニ關スル印紙稅及其ノ他ノ費用ハ借受人之ヲ支拂フヘシ

第三十三條 本契約ノ一通ハ公證人役場ニ於テ他ノ一通ハ極東漁業廳ニ於テ之ヲ保存シ借受人ニハ第三ノ一通ヲ交付ス右契約又ハ其ノ證明アル寫ハ漁業作業地ニ之ヲ保存シ漁業監視官吏ノ命令次第之ヲ提示スルヲ要ス

第三十四條 前記條件ニ基キ下名、、、、、、、ハ蟹ノ漁獲及處理ノ爲在極東農務人民委員部全權ノ認可シタル蟹漁區表中第、、、、、號、、、、ト稱シ、、、、、、ニ存在スル蟹漁區ヲ報償金、、、、、、ヲ以テ、、、、、、、、、、蟹漁期間借受ケタリ借受ノ保障トシテハ、、、、、、納入シ極東漁業海獸獵業廳寄託トシテ出納部、、、、ニ一九、、年、、、、、、付第、、、條ニ記入セル保證金、、、、留、、、、、哥ヲ之ニ充ツ

本契約ハ、、、、、、市ニ於テ一九二、、年、、、、之ヲ締結セリ

外國領海水産組合法

（明治卅五年三月法律第三十五號公布　明治四十二年三月改正）

第一條　條約又ハ許可ニ依リ外國領海ニ於ケル水産動植物ノ採捕其ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル帝國臣民ハ本法ニ依リ水産組合ヲ設置スルコトヲ得

第二條　組合ノ區域ハ利害關係アル營業區域又ハ住所區域ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第三條　組合ヲ設置セムトスルトキハ其ノ區域内ニ於ケル同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ外務、農商務兩大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ二種以上ノ營業者相集リテ組合ヲ設置セムトスルトキハ各種營業毎ニ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第四條　組合ノ區域内ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ營ム者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ但シ營業上特別ノ情況ニ依リ外務、農商務兩大臣ニ於テ加入ノ必要ナシト認ムル者ハ此ノ限ニ在ラス

第五條　削除　（明治四十二年三月法律第十七號削除）

第六條　第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス　（明治四十二年三月法律第十七號改正）

參考

第五條　組合ノ設置アリタルトキハ組合、組合聯合會又ハ組合員ノ名ヲ以テスル外他人ノ名義ニ依ルト他人ニ雇ハルル者トヲ問ハス組合ヲ組織セル營業者ト同一種類ノ營業ニ從事スルノ目的ヲ以テ組合ノ營業區域ニ渡航シ又ハ船舶若ハ漁具ヲ廻送スルコトヲ得ス但シ前條但書ニ依リ加入セサル者ハ此ノ限ニ在ラス

第六條　第四條ノ規定ニ違背シタル者ハ五十圓以下ノ過料ニ第五條ノ規定ニ違背シタル者ハ五千圓以下ノ過料ニ處ス

第七條　前條ノ過料ニ付テハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

參照

非訟事件手續法第二百六條、民法第八十四條第千百七條及ヒ民法施行法第二十二條及ヒ商法第十八條第二項、第二百六十一條、第二百六十六條及ヒ商法施行法第十一條第二項、第二十七條、第三十九條第二項、第五十四條、第六十條第二項、第七十五條第三項、第八十七條（第九十五條第三項）ニ定メタル事件ニ付テハ非訟事件手續法ヘキ者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トス、（本條ニ準用シタル條項ハ民法ニ依ルヘキ者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トス）

同第二百七條　過料ノ裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲ス前當事者ノ陳述ヲ聽キ檢事ノ意見ヲ求ムヘシ

當事者及檢事ハ過料ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

手續ノ費用ハ過料ニ處スル言渡アリタル場合ニ於テハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ負擔トシ其ノ他ノ場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス抗告裁判所カ當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタルトキハ抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ負擔ニ歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス

同第二百八條　過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令ハ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス過料ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス但執行ヲ爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス　（民事訴訟法第六編ハ强制執行ニ關スル規定ナリ）

第八條　組合及聯合會ニ關シテハ本法ニ規定アルモノノ外、重要物産同業組合法ノ規定ヲ準用ス但シ同法中農商務大臣ニ屬スル職權ハ外務、農商務兩大臣之ヲ行フ

附則

第九條　本法ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十條　本法施行以前ニ於テ條約又ハ許可ニ依リ外國領海ニ於ケル水産動植物ノ採捕其ノ製造又ハ販賣ノ業ニ關シ外務、農商務兩大臣ノ認可ヲ經テ設置シタル組合又ハ組合聯合會ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ抵觸セサルモノハ第三條ニ依リ設置シタルモノト看做ス

外國領海水産組合法施行規則

大正五年六月三十日農商務省令第十四號

第一條　外國領海水産組合法ニ依リ設置スル水産組合又ハ水産組合聯合會ノ名稱ニハ外國領海ノ名稱及水産組合又ハ水産組合聯合會ナル文字ヲ用フヘシ

第二條　住所區域ニ依ル組合ノ區域ハ道、府、縣ノ區域ニ依リ之ヲ定ムヘシ

但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條　組合又ハ聯合會ニ總會ヲ置ク但シ組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合會ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

組合ノ目的、業務、區域、組合員ノ營業ノ種類會議及會計ニ關スル定款ノ變更ハ組合會ニ於テ之ヲ議決スルコトヲ得ス

第四條　組合又ハ聯合會ハ總會、組合會及評議員會ノ決議錄ノ謄本ヲ作成ノ都度遲滯ナク外務、農商務兩大臣ニ差出スヘシ

第五條　組合又ハ聯合會ノ經費ノ豫算及徵收法ノ認可申請ハ事業年度二週間前ニ經費ノ決算及業務成績ノ報告ハ事業年度後一年内ニ之ヲ爲スヘシ

第六條　組合又ハ聯合會ノ設置ヲ認可シタルトキハ外務、農商務兩大臣ハ其ノ名稱、組合員ノ營業ノ種類、組合ノ區域及聯合會ヲ組織スル組合ノ名稱ヲ公告スヘシ

外務、農商務兩大臣ハ前項ニ揭ケタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事項、組合又ハ聯合會解散シタルトキハ其ノ旨ヲ公告スヘシ

第七條　組合又ハ聯合會ニ付テハ重要物産同業組合法施行規則第三條乃至第十四條、第十五條第二項第三項、第十六條乃至第二十一條、第二十二條第二項乃至第五項、第二十三條乃至第三十二條、第三十四條乃至第四十四條第四十九條ノ規定ヲ準用ス但シ農商務大臣若ハ地方長官ニ於テ又ハ農商務大臣若ハ地方長官ニ對シテ爲スヘキ事項ハ外務農商務兩大臣ニ於テ之ヲ爲スモノトス

附則

第八條　本則ハ大正五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九條　組合又ハ聯合會ニ付テハ重要物産同業組合法施行規則第五十四條ノ規定ヲ準用ス

露領水産組合定款

第一章　總則

第一條　本組合ハ露領沿海州、勘察加州及薩哈嗹州ニ於ケル彼我水産業者間ノ圓滿ヲ期シ弊害ヲ矯メ風紀ヲ正シ水産業ノ改良發達ヲ圖リ組合員共同ノ利益ヲ擧クルヲ目的トス

第二條　本組合ノ業務左ノ如シ

一　組合員及其ノ從業者ノ保護救濟ニ關スル事項

二　組合員ノ紛議調停ニ關スル事項

三　組合員ノ從業者ノ風紀矯正ニ關スル事項

四　漁場ノ調査、水産動植物ノ蕃殖ニ關スル事項

五　漁業製造ノ方法及販路ノ調査ニ關スル事項

六　組合員ノ彼我官憲ニ對スル諸願届其ノ他ノ手續等代辨ニ關スル事項

七　彼我水産業者ノ便宜ニ關スル事項

八　其ノ他組合員共同ノ利益ヲ增進スルカ爲メ必要ナル施設ニ關スル事項

第三條　本組合ノ區域ハ露領沿海州、勘察加州及薩哈嗹州ノ區域ニ依リ其ノ區域内ニ於テ水産動植物ノ採捕其ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル者ヲ以テ組織ス

第四條　本組合ハ露領水産組合ト稱ス

第五條　本組合ハ本部ヲ東京市ニ置キ支部ヲ必要ノ地又ハ特種ノ習慣アル區域ニ置ク

第六條　本組合ニ使用スル印章ハ左ノ如シ（略ス）

第二章　組合員ノ加入及脫退

第七條　組合員タラントスル者ハ其ノ營業ノ種類及住所、氏名ヲ記載シタル書面ニ加入金參百圓ヲ添ヘ組長ニ申出ツヘシ但シ脫退又ハ組合員タルノ資格ヲ失ヒタル者再ヒ加入スルトキハ加入金ヲ免除スルコトヲ得

組長前項ノ申出ヲ承諾シタルトキハ之ヲ組合員名簿ニ登錄シ其ノ旨ヲ本人及各支部ニ通知スヘシ

第八條　組合ヨリ脫退セントスルトキハ其ノ旨組長ヘ申出テ承認ヲ受クヘシ

組長前項ノ申出ヲ承認シ又ハ組合員タルノ資格ヲ失ヒタルモノアルトキハ組合員名簿ヨリ其ノ氏名ヲ削除シ之ヲ本人竝ニ各支部ニ通知スヘシ但シ加入金ハ之ヲ還付セス

第三章　組合員ノ權利義務

第九條　組合員ハ總會ニ出席シテ表決ヲ爲スノ權代議員ヲ選擧スルノ權及役員代議員ノ被選擧ヲ有ス

第十條　組合員ハ帝國、露國ノ法令及之ニ基ク帝國、露國官憲ノ命令ヲ確守シ苟クモ組合又ハ組合員ノ信用名譽ヲ毀損ス可ラサルモノトス

第十一條　組合員ハ定款及組合會ノ決議ヲ遵守シ他組合員ノ權利ヲ尊重シ竝ニ組合經費ヲ納付スルノ義務ヲ負フ

組合經費又ハ過怠金ヲ滯納シタル者ニ對シ催告ヲ發シタル後三十日以内ニ納入セサルトキハ其完納ニ至ル迄組合員タルノ權利行使ヲ停止スルコトヲ妨ケス

定款又ハ組合會ノ決議ニ違反シタル者ニ對シテハ評議員會ノ議決ヲ經テ相當期間組合員タルノ權利行使ヲ停止スルコトヲ得

第十二條　組合員營業ノ種類又ハ住所氏名ヲ變更シタルトキハ十四日以内ニ其旨組長ニ屆出ツヘシ

第四章　役員ノ選任並ニ業務ノ執行

第十三條　本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組　長　一　名
副組長　一　名
評議員　四　名

組長及副組長ハ組合會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選擧ス但シ必要アルトキハ組合員ニ非サル者ヨリ之ヲ選擧スルコトヲ得。

第十四條　組長ハ組合ヲ代表シ組合事務ヲ統理ス

副組長ハ組長ヲ補佐シ組長差支アルトキハ之ヲ代理ス

評議員ハ組合事務ヲ監査シ及組長ノ諮詢ニ應スル事ヲ得

組長副組長共ニ故障アルトキハ評議員ノ互選ヲ以テ其代理者ヲ定ム

第十五條　役員ノ任期ハ三箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

役員任期ノ滿了ニ因リ退任シタルトキハ後任者ノ就任ニ至ルマテ其職務ヲ行フ

第十六條　役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ通常組合會ヲ待ツコト能ハサル場合ニ限リ臨時組合會ニ於テ補缺選擧ヲ行フ

組合會ニ於テ役員ノ解任ヲ議決シタルトキ及其ノ招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第二十四條　代議員ノ定數ハ二十五名トシ總會ニ於テ組合員中ヨリ選任ス

第二十五條　代議員ノ任期ハ三箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

補缺選擧ニヨリ當選シタル代議員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第二十六條　通常組合會ハ毎事業年度一回一月乃至三月中ニ組長之ヲ開ク

第二十七條　臨時組合會ハ左ノ場合ニ組長之ヲ招集ス

一　組長必要ト認メタルトキ

二　代議員ノ定數五分ノ一以上カ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第二十八條　總會ノ招集ハ十日以前ニ、組合會ノ招集ハ七日以前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ各組合員又ハ各代議員ニ通知スヘシ但シ急ヲ要スル場合ハ前記ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

通知ノ方法ハ代議員ニ對シテハ書面又ハ電信ヲ以テ直接ニ通知シ組合員ニ對シテハ招集狀ヲ各支部ニ送附シ其配布方ヲ囑託ス

組合會ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ通知シタル事項ニ付テノミ議決ヲ爲スコトヲ得但シ臨時緊急ノ事項ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

第二十九條　總會ニ於ケル各組合員ノ表決權ハ平等トス

總會ニ於ケル表決權ノ行使ハ各組合員ニ限リ之ヲ代理セシムルコトヲ得但シ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出スコトヲ要ス

第三十條　總會ニ於テハ組合員二分ノ一以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス同一事項ニ付招集シタル第二回以後ノ總會ニ於テハ組合員三分ノ一以上出席スルトキハ會議ヲ開クコトヲ得

第三十一條　組合會ニ於テ代議員定數ノ二分ノ一以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

前項ニ定メタル員數ノ代議員出席セサルトキハ出席シタル代議員ノ過半數ヲ以テ假決議ヲナスコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各代議員ニ對シテ其假決議ノ趣旨ノ通知ヲ發シ更ニ一ケ月内ニ第二回ノ組合會ヲ招集スルコトヲ要ス第二回ノ組合會ニ於テハ出席シタル代議員ノ過半數ヲ以テ假決議ノ認否ヲ決ス

第三十一條　總會ニ於テハ出席組合員五名以上、組合會ニ於テハ出席代議員三名以上ノ同意ヲ以テ議案ヲ提出スルコトヲ得

第三十二條　總會又ハ組合會ノ議決ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

組合會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ組長ハ書面ニ依ル代議員ノ表決ヲ以テ組合會ノ決議ニ代フルコトヲ得

第三十三條　組合員又ハ代議員ハ一身上ノ利害關係アル議事ニ付其ノ表決ニ加ハルコトヲ得ス

第三十四條　總會又ハ組合會ノ議長ハ組長之ニ當ル但シ組長事故アルトキハ副組長之ニ代ル組長副組長俱ニ事故アルトキハ出席員ノ互選ヲ以テ議長ヲ定ム

第三十五條　評議員會ハ組長之ヲ招集ス

評議員ノ三分ノ一以上カ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキハ組長之ヲ招集スヘシ

第三十六條　評議員會ノ職務權限左ノ如シ

一　組長ヨリ組合會ニ提出スル議案ヲ審査シ組長ニ對シ意見ヲ述フルコト

二　組合ノ財産及業務ノ狀況ヲ監査シ每事業年度一回之ヲ組合會ニ報告スルコト

三　組長ノ諮詢ニ應スルコト

四　其ノ他定款ノ規定ニ依リ其ノ職務權限ニ屬スル事項

第三十七條　第三十條、第三十一條、第三十二條、第三十三條、第三十四條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第三十八條　總會、組合會及評議員會ノ議長ハ決議錄ヲ作リ左ノ事項ヲ記載シ議長及出席者二人以上之ニ記名捺印スヘシ

一　開會ノ日時及場所

二　組合員ノ數又ハ代議員若ハ評議員ノ定數

三　出席者ノ員數

四　議事ノ要領

五　議決シタル事項

六　贊否ノ數

第三十九條　議事ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第六章　會計

第四十條　本組合ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十一條　本組合經費ノ豫算及賦課徴收方法ハ通常組合會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム經費ノ決算ハ組合會ノ承認ヲ經ヘシ

追加豫算ヲ提出シ臨時ニ經費賦課徴收ノ必要生シタルトキハ臨時組合會ニ附議スルコトヲ妨ケス

第四十二條　本組合ハ第七條ノ加入金及其ノ他ノ積立金ヲ以テ基本財産トシ代議員定數三分ノ二以上ノ同意ヲ得タル議決ヲ經ルニアラサレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

第七章　違約處分

第四十三條　定款又ハ組合會ノ決議ヲ以テ制限若ハ禁止シタル事項ニ違反シタル者ハ評議員會ノ議決ヲ經テ五千圓以下ノ過怠金ヲ課ス

水產動植物ノ採捕其ノ製造及販賣並ニ鹽專賣ニ關スル帝國又ハ露國ノ法律、命令其ノ他規則ニ反シ處罰ヲ受ケタル者ハ仍前項ニ依リ處分ス

第四十四條　組合經費ノ納入ヲ怠リタル者ハ金壹

慣アル支部ノ細則ハ其部所屬組合員ノ議定セルモノヲ基礎トシ評議員會ノ決議ヲ經テ組長之ヲ定ム

第五章　會議

第二十二條　會議ハ總會、組合會及評議員會ノ三種トス

總會ハ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

組合會ハ代議員ヲ以テ之ヲ組織ス

評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十三條　總會ハ左ノ場合ニ組長之ヲ開ク

一　組長必要ト認メタルトキ

二　組合員三分ノ一以上カ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第二十四條　代議員ノ定數ハ二十五名トシ總會ニ於テ組合員中ヨリ選任ス

第二十五條　代議員ノ任期ハ三箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

補缺選擧ニヨリ當選シタル代議員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第二十六條　通常組合會ハ每事業年度一回一月乃至三月中ニ組長之ヲ開ク

第二十七條　臨時組合會ハ左ノ場合ニ組長之ヲ招集ス

一　組長必要ト認メタルトキ

二　代議員ノ定數五分ノ一以上カ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第二十八條　總會ノ招集ハ十日以前ニ、組合會ノ招集ハ七日以前ニ會議ノ目的タル事項、日時及

千圓以下、第十二條ノ屆出及、第二十一條ノ細則ニ於テ定メタル規程ノ屆出ヲ怠リタル者ハ金壹百圓以下ノ過怠金ヲ科ス

第四十五條　過怠金ノ處分ヲ受ケタル者ハ十日以內ニ之ヲ納付スヘシ

第四十六條　從業者ノ行爲ハ營業主タル組合員ノ行爲ト見做シ其ノ責ニ任セシム

第八章　定款ノ變更

第四十七條　定款ノ變更ハ總會ノ決議又ハ組合會ニ於テ代議員定數三分ノ二以上ノ同意ヲ得タル決議ニ因リ之ヲ爲スモノトス但シ第一條、第二條、第三條、第二十二條乃至第四十二條ノ規定ヲ變更セントスルニハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第九章　解散

第四十八條　本組合解散シタル場合ニ於テハ組長及副組長ヲ以テ其清算人トス組長又ハ副組長ニ缺員アルトキハ評議員ノ互選ヲ以テ清算人ヲ定ム

第十章　附則

第四十九條　本定款ハ大正六年四月一日ヨリ實施ス

露領水產組合露領出漁規程

（昭和四年四月二十一日臨時組合會決議）

第一條　組合員ノ出漁ハ昭和四年度以降總テ本則ノ定ムルトコロニ據ル

第二條　組合員ハ其出漁ニ關シ「ソ」聯邦官憲ヨリ受クル必要書類ノ外每年組合ヨリ交附スル漁區租借證明書ヲ受有スヘシ

前項ノ證明書ヲ受有スル者ニアラサレバ出漁スルコトヲ得ス

第三條　前條ノ漁區租借證明書ハ漁區ヲ租借セル組合員ニ對シ其ノ請求ニ依リ之ヲ交附ス但シ當該漁區ノ租借漁區割並其他ノ未納金ヲ組合ニ納入セサルモノハ此ノ限ニ非ラス

第四條　漁區租借證明書ハ出帆港ニ於ケル稅關官署ニ之ヲ提示シ其查閱ヲ受クヘシ

漁區租借證明書又ハ其複本ハ當該漁區及當該漁區ニ往復スル船舶ニ之ヲ保持シ帝國官憲ヨリ要求アリタルトキハ直チニ之ヲ提示スヘシ

前項ノ複本ハ請求ニ依リ組合ヨリ之ヲ交付ス但シ一漁區ニ付二通以上ノ複本ヲ必要トスルトキハ別ニ之ヲ請求スヘシ

第五條　租借漁區割ハ各漁區ノ租借料ヲ基準トシテ每年之ヲ定ム、但シ一留ヲ一圓ト看做ス

第六條　租借證明書ハ交附ヲ受ケタル年ノ十一月末日迄ニ組合ニ之ヲ返還スヘシ

第七條　本規程第二條ノ規定ニ違反シタルモノニ對シテハ組合定款第四十三條ノ規定ヲ準用ス

第八條　本規程ニ規定シ又ハ規定セサル事項ト雖露領出漁ニ關シ帝國官憲ヨリ命令又ハ指示アリタルトキハ之ニ從フヘク組合ニ於テ決議アリタルトキ亦同シ

露領漁業被使用者救恤規則

（農林省指令水第四二八四號）

東京市麴町區丸ノ內二丁目二番地ノ一
露領水產組合

昭和四年六月二十五日附發第三四八號申請露領漁業被使用者救恤規則並同施行細則ノ件承認ス

昭和四年七月三日

農林大臣　町田忠治
外務大臣　男爵　幣原喜重郎

露領漁業被使用者救恤規則

第一條　本則ハ露領ニ出漁スル組合員及露領ニ於テ漁業ニ從事スル其ノ被使用者ニ適用ス

第二條　組合員カ露領漁業ノ爲メ雇傭スル被使用者ニシテ其ノ被雇傭期間中ニ一時勞働能力ヲ失フトキ、事故ノ爲癈疾ト爲リ又ハ死亡スルトキハ本則ニ據リ組合ニ於テ其ノ救恤ヲ爲ス

第三條　組合員ハ被使用者ヲシテ前條ノ救恤ヲ受ケシムル爲被使用者ノ本邦出發前ニ被使用者一人ニ付金二圓ヲ組合ニ納附スヘシ

前項ノ納付金ハ警察官署ノ檢證ヲ有スル被使用者名簿ト共ニ之ヲ組合ニ差出スヘシ

名簿所載ノ被使用者ニ異動ヲ生シタルトキハ直チニ警察官署ノ證明ヲ受ケ其旨組合ニ屆出ツヘシ

第四條　組合員ハ被使用者カ傷病ノ爲メ又ハ看病ノ爲若ハ傳染病豫防ノ爲隔離セラレ、一時其ノ勞働能力ヲ失フトキハ勞働不能ト爲リタル日ヨリ回復ノ日迄手當ヲ支給スヘシ、但シ雇傭期間後二週間ヲ過クルモ回復セサルトキハ打切手當ヲ支給スルコトヲ得

前項打切手當ノ額ハ醫師ノ診斷ニ基キ組合之ヲ定ム

第一項ニ依ル手當ハ勞働不能ト爲リタル時ノ賃金ノ三分ノ二迄減スルコトヲ得

第一項ニ依ル打切手當支給後癈疾ト爲リ又ハ死亡シタルモノニシテ其ノ原因カ勞務ニ在ルモノナルトキハ第六條又ハ第七條ノ規定ヲ適用ス

第五條　前條ノ手當ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ之ヲ支給スヘカラス

（一）甚シキ酩酊ノ爲メ勞働能力ヲ失ヒ又ハ甚シキ酩酊ニ因リ招キタル行爲ノ爲メ勞働能力ヲ失ヒタルトキ

（二）休業手當ヲ受クル目的ヲ以テ故意ニ自己ノ健康ヲ害シタルトキ

（三）療養ノ爲メ與ヘラレタル休業時間ヲ療養ノ爲メ使用セス又ハ自己ノ健康狀態ヲ人爲的ニ惡化シタルトキ

第六條　被使用者カ勞務ニ因ル傷病ノ爲メ癈疾ト爲リタルトキハ組合ハ左ノ區別ニ依リ一時扶助料ヲ支給スヘシ

區別	一時扶助料
（一）終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ	五百圓以上
（二）終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ	三百七十五圓以上
（三）從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ若ハ健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ	二百五十圓以上
（四）身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖モ引續キ從來ノ業務ニ服スルコトヲ得其ノ能率ヲ減スルモノ	三十五圓以上
（五）前記各號ニ該當スル場合ヲ除クノ外身體ノ一部ヲ傷害シ之ヲ失ヒタルモノ	十圓以上

第七條　被使用者カ傷病ノ爲死亡シ又ハ遭難ノ爲六ケ月以上行方不明ト爲リタルトキハ組合ハ其ノ遺族ニ對シ左ノ區別ニ依リ葬祭料及一時扶助料ヲ支給スヘシ

區別	勞務ニ因ルモノ	勞務ニ因ラサルモノ
（一）葬祭料	六十圓	三十圓
（二）遺族一時扶助料		
（イ）死亡シタルトキ	五百圓以上	百圓以上
（ロ）遭難ニ因リ行方不明ノトキ	五百圓以上	百圓以上

第八條　被使用者又ハ其ノ遺族ハ左ノ證據書類ヲ添附シ事實ノ發生後一ケ年以內ニ本則ニ據ル救恤ヲ組合ニ請求スヘシ

（一）第六條ノ何レカニ該當スルモノ

使用者又ハ其代理人ノ證明書及醫師ノ診斷書

（二）第七條ノ何レカニ該當スルモノ

使用者又ハ其ノ代理人ノ證明書及戶籍抹消ニ關スル謄本又ハ行方不明トナレル事實ノ證明書

前項ノ請求ハ使用者之ヲ代理スルヲ妨ケス

第九條　救恤ハ前條ノ請求ニ基キ之ヲ受クヘキ被使用者又ハ其遺族ニ對シ之ヲ爲スヘキモノトス

前項ノ遺族トハ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹ニシテ被使用者ノ死亡又ハ行方不明ノ當時同一戶籍內ニ在ルモノ及同一戶籍內ニ在ラサルモ被使用者ノ死亡又ハ遭難當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル配偶者ヲ謂フ

第十條　本則ニ依リ救恤ヲ爲スヘキ事實ヲ組合ニ於テ認定スルモ遺族ナキ場合ハ葬祭料ノ範圍內ニ於テ使用者ヲシテ之カ葬祭ヲ行ハシムルモノトス

第十一條　本則第三條第一項ノ規定ニ依ル納附金ヲ組合ニ納入セサル者及同條第二項ニ依ル被使用者名簿ヲ僞造シタル者ニ對シテハ組合定款第四十三條ノ規定ヲ準用ス

本則第三條第三項ノ屆出ヲ怠リタル者ニ對シテハ組合定款第四十四條後段ノ規定ヲ準用ス

第十二條　本則第四條ノ規定ニ依ル手當ヲ支給セサル者ニ對シテハ組合定款第四十四條前段ノ規定ヲ準用ス

第十三條　本則ニ關シ主務官廳ヨリ命令アリタルトキ若ハ本則ノ變更ヲ命セラレタルトキハ組合、組合員及其ノ被使用者ハ之ヲ遵守スヘキモノトス

第十四條　本則施行ノ爲組合ニ露領漁業被使用者救恤基金ヲ設ケ遭難救濟基金中ノ三十萬圓竝本則第三條ニ依ル組合員ノ納附金ヲ以テ之ニ充ツ

被使用者救恤基金ハ特別會計トシ其ノ收支ハ每年一回組合會ニ之ヲ報告スヘシ

第十五條　本則施行ニ關スル細則ハ評議員會ノ議ヲ經テ組長之ヲ定ム

附則

第十六條　本則ハ監督官廳ノ承認ヲ受ケタル日ヨリ之ヲ施行シ遭難救濟金給與規則ハ同日ヲ以テ之ヲ廢止ス

本則施行前從前ノ遭難救金給與救則ニ據リ救恤ヲ爲スヘキ者ニ對シ未タ其ノ給與ヲ爲ササルモノニ付テハ本則ノ規定ヲ適用ス但シ其ノ原因カ昭和三年以前ノ事故ニ依ルモノハ仍從前ノ遭難救濟金給與規則ニ據ル

露領漁業被使用者救恤規則施行細則

（昭和四年七月　日　農林外務兩大臣承認）

第一條　露領漁業被使用者救恤規則第三條第一項ニ依ル納付金ハ別記第一號樣式ニ依ル納付書ヲ添ヘ之ヲ組合ニ差出スヘシ

同條第二項ノ被使用者名簿及同條第三項ノ被使用者異動屆ハ別記第二號及第三號樣式ニ依ルヘシ

第二條　露領漁業被使用者救恤規則第三條第一項ニ據ル納付金ヲ納入シタル組合員ニ對シ組合ハ別記第四號樣式ニ依ル救恤引受書ヲ交付ス

第三條　組合員ハ露領漁業被使用者救恤規則第四條ニ據リ支給シタル手當並ニ同則第五條ニ據リ手當ヲ支給セサリシ事由ニ關シ每年十一月末日迄ニ別記第五號樣式ニ依ル報告書ヲ組合ニ差出スヘシ

第四條　露領漁業被使用者救恤規則第八條ニ依ル救恤請求書ハ別記第六號樣式ニ依ルヘシ

前項ノ請求書ニハ本則第二條ニ依ル救恤引受書ノ寫ヲ添付スヘシ

第五條　露領漁業被使用者救恤規則第九條ノ規定ニ依ル遺族ノ順位左ノ如シ

第一　同一戸籍內ニ在ル配偶者

第二　同一戸籍內ニ在ラサル配偶者

第三　子

第四　父、父ナキトキハ母

第五　祖父、祖父ナキトキハ祖母

第六　兄弟姉妹

前項第三號ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

一　男ハ之ヲ女ヨリ先ニス

二　男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡出子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子ト雖之ヲ私生子ヨリ先ニス

三　前二號ニ掲クル事項ニ付相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第一項第六ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ニ付前項第一號及第三號ノ規定ニ依ル

附則

第六條　本則ハ露領漁業被使用者救恤規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

露領漁業被使用者救恤規則第三條第一項ニ據ル納付金ハ昭和四年度ニ限リ七月十五日迄延納スルコトヲ得但シ本則施行後出發スルモノハ此ノ限ニ在ラス

本則ニ規定ナキ事項ハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ施行ス

第一號樣式

納付書

昭和　年度露領漁業ニ使用ノ別紙名簿記載ノ被使用者　名ニ關スル露領漁業被使用者救恤規則第三條ニ據ル納付金　圓也別紮ヲ以テ納入致候條御査收相成度候也

昭和　年　月　日

使用者　組合員　某　○

露領水產組合組長殿

第二號樣式

被使用者名簿

一、使用者氏名　組合員　某　○

二、被使用者ヲ使用ス漁區番號　第　號

同　名稱

同　位置

三、被使用者ノ乘船出帆港　港

四、被使用者ノ乘船出帆豫定月日

昭和　年　月　日

五、同　歸還豫定月日

昭和　年　月　日

六、檢證ヲ受クル警察官署

七、被使用者

被使用者氏名	同上現住所	同上本籍地	同上身分	同上生年月日	同上職名

右職別內譯如左

職別	員數
、、	名
、、	名
、、	名
、、	名

備考

（イ）身分ノ欄ニハ戸主家族ノ別、家族ナルトキハ戸主ノ氏名及戸主トノ續柄ヲ記入スルコト

（ロ）職名ハ漁夫、雜夫其他ノ職名ヲ記入スルコト

第三號樣式

被使用者異動屆

昭和　年　月　日附提出ノ名簿所載ノ被使用者中都合ニ依リ左記ノ通解約補充致候ニ付此段及御屆候也

昭和　年　月　日

使用者　組合員　某　○

露領水產組合組長殿

解約者氏名	同上現住所	同上本籍地	同上身分	同上年月日	同上職名

補充者氏名	同上現住所	同上本籍地	同上身分	同上生年月日	同上職名

第四號樣式

救恤引受書（番號第　號）

一、使用者氏名　組合員　某

一、被使用者並ニ其總員數

昭和　年　月　日附何々警察署檢證ニ係ル被使用者名簿記載ノ被使用者　名

一、引受期間　自昭和　年　月　日至昭和　年　月　日

一、引受ノ目的　露領漁業被使用者救恤規則ニ據ル救恤金　圓也

一、納付金領收月日　昭和　年　月　日領收

右露領漁業被使用者救恤規則ニ據ル救恤當組合ニ於テ正ニ引受候也

昭和　年　月　日

露領水產組合　印

第五號樣式

一時勞働能力喪失者救恤報告書

左記者ハ一時其勞働能力ヲ失ヒタルモ夫々註記ノ通休業手當ヲ支給致候此段及御報告候也

追テ手當ヲ支給セサリシモノ並ニ其事由附記致置候

昭和　年　月　日

使用者　組合員　某　○

露領水產組合組長殿

計名						

一時勞働能力喪失者ニ對シ支給シタル休業手當調

計名	勞働能力喪失者氏名	勞働能力喪失ノ原因	勞働能力喪失始期	勞働能力喪失終期	支給額	備考
			自月日	至月日	圓	

備考

勞働能力喪失ノ原因ノ欄ニハ傷病、看病、傳染病豫防ノ爲メノ隔離等ノ別ヲ記入スルコト

一時勞働能力喪失者ニ對シ支給シタル休業手當ノ由

計名	勞働能力喪失者氏名	勞働能力喪失ノ原因	勞働能力喪失期間		支給セサリシ事由	備考
			自月日	至月日		
			自月日	至月日		
			自月日	至月日		
			自月日	至月日		

備考

勞働能力喪失ノ原因ノ欄ニハ救恤規則第五條ノ（一）（二）（三）ノ別ヲ記入スルコト

第六號樣式

救恤請求書

昭和　年　月　日附　號引受書ヲ以テ救恤ノ引受相受候被使用者中左記者ニ對シ御救恤相成度證據書類相添ヘ此段及請求候也

昭和　年　月　日

被使用者(又ハ遺族)　某　○

右代理人　使用者　組合員　某　○

露領水産組合組長殿

記

（イ）一時扶助料ノ支給ヲ受ケントスル場合

救恤ヲ受ケントスル者ノ氏名	癈疾ノ程度	癈疾ノ原因	癈疾トナリタル時期場所及其後ノ經過

（ロ）葬祭料及遺族一時扶助料ノ支給ヲ受ケントスル場合

死亡又ハ行方不明者ノ氏名	同上原因勞務ニ因ルモノト否トノ別	同上月日	同上場所	備考

極東露領漁場無税輸入品目表

第三六三號

日「ソ」漁業條約第九條ニ基キ極東地方漁場ヘ外國ヨリ關税、免許及國内消費税ヲ免除シテ輸入ヲ許可スヘキ品目表ヲ玆ニ逡達スルノ光榮ヲ有シ候此機會ニ於テ貴下ニ對スル全幅ノ敬意ヲ受納セラレンコトヲ懇願仕候

一九二九年六月三日

外務人民委員部代官　シマノフスキー

日本國總領事殿

一九二九年四月十九日關税々率委員會認可。

一九二八年一月二十三日モスクワニ於テ締結セラレタル日ソ漁業條約第九條ニ準據

第一類　漁場用設備及材料

一、冷凍設備用機械道具（冷却裝置各種及豫備部分品）
二、罐詰製造設備
三、傳導設備
四、煮釜
五、鹽汁及粕ノ煮焚器具
六、廢物利用器具
七、搾取器具
八、旋盤、鉋台、搾孔臺及研磨臺
九、釘打用及針金接續用器具
一〇、電燈及附屬品
一一、發電機
一二、軌道設備（トロツコ、レール、轉車臺、十字形車輻及其他）
一三、蒸汽及其他ノ發動機
一四、汽罐
一五、蒸汽起重機、杭打機、其附屬品及豫備部分品
一六、卷揚機、捲轆轤各種
一七、逡力調革各種、革紐、逡力調革接續具、逡力調革塗油
一八、オリーブ油
一九、消火器及其部分品、消火器用藥品
二〇、喞筒各種
二一、潜水器、其附屬品及豫備部分品
二二、汽船及發動機船、其附屬品及豫備部分品
二三、三羽船及磯船（組立タルモノ及分解セラレタルモノ）
二四、航海用機械及道具、望遠鏡
二五、氣壓計
二六、測量器械
二七、檣、櫂、鐵製及木製蛇機、錨、艀、滑車各種、帆
二八、轆機及筋木、步道板
二九、浮標（ドリフト）
三〇、船舶用漆喰
三一、杭、細木及竹
三二、コルク
三三、救命環及同種ノ器具
三四、水量硝子器
三五、硝子切
三六、麻及ゴム製ホース
三七、ランプ及提燈各種、ホヤ、火管、燈心
三八、燃燒球？
三九、石腦油、燈用石油、ガソリン、シタウフ油、シリンドル油、機械油
四〇、石炭、木炭、コークス
四一、厨房用及鑄鐵製煖爐、附屬煙突
四二、水道管、傳水管？、接續用鞘筒、水道栓？
四三、白熱燈用火管
四四、魚類及蟹漁獲用網、網絲、網修繕用絲、麻苧絲、マニラ張索
四五、作業用ナイフ
四六、トロール網用間隔板

四七、魚扠及槍
四八、重鉛及浮子各種
四九、釣針各種
五〇、籠各種
五一、作業用刷毛及箒
五二、筵、蓙、俵
五三、金網製手綱
五四、イクラ製造用亞鉛網
五五、防水布、帆布、防水布桶、イクラ用亞細亞木綿及唐雲、絹網、黃麻及木綿製袋
五六、大網、小網、紐
五七、雜巾、機械拭麻屑
五八、網用澁精
五九、網染料、染粉、ペンキ、鉛丹
六〇、アスフアルト紙、ペルガメント紙、板紙
六一、糊（膠？）
六二、マグネシユーム鹽
六三、スタント（粉末防腐劑）
六四、ウロトロピン、グリセリン、硼砂
六五、硝石
六六、パラフイン
六七、硫酸及其他冷凍用藥品
六八、イクラ用油
六九、醋精
七〇、鹽
七一、鋼、鐵、(波狀—亞鉛引ノモノ共—ノモノヲ含ム)、銅、バビト鉛、錫
七二、針金各種
七三、白鑞及白鑞着粉
七四、鎹、釘、螺釘、鐵栓、止螺旋、坐金、折釘、鋲
七五、大工、指物及鍛冶用手道具各種、袋物及帆縫用針
七六、機械及器具用揷塡物各種、クリンゲリト
七七、バケツ各種、木箱、樽板、樽、鐵製、鋼製及鈗力製ノ盥？
七八、索具及鎖
七九、石綿各種
八〇、ステアリン蠟燭
八一、寸燐
八二、計量器
八三、砥石類
八四、金剛砂紙
八五、石灰、煉瓦、セメント
八六、窓硝子
八七、酸類＝鹽酸、硫酸及硝酸
八八、カーバイト
八九、樹脂
九〇、煎麻油
九一、ペンキ刷毛
九二、普通石鹼

第二類　本表第一類中ニ記載ノ企業勞働者及從業員供給品

第一部　作業用被服

一、機械勞働者及海岸從業員用勞働服——一漁期一人ニ付一組
二、桐油布製雨外套——一漁期一人ニ付一着
三、簑及笠——一漁期一人ニ付五組
四、編物及更紗木綿製シヤツ及ヅボン、長靴下、短靴下——一漁期一人ニ付二組
五、防水服——一漁期一人ニ付一組
六、革製長靴——一漁期一人ニ付一足
七、ゴム製長靴、或ハ代用品——一漁期一人ニ付一足
八、足袋（ゴム底又ハ普通底、布製ノモノ）——一漁期一人ニ付三足
九、下駄——一漁期一人ニ付二足
一〇、草履及草鞋——一漁期一人ニ付三〇足
一一、防水胸掛——一漁期一人ニ付一枚
一二、ゴム製指袋——一漁期一人ニ付一個
一三、手套及手袋（普通毛皮製ノモノヲ含ム）——一漁期一人ニ付三着

第二部　食料品

一四、白米——一漁期一人ニ付一〇〇瓩
一五、精白粟——一漁期一人ニ付五〇瓩
一六、肉罐詰——一漁期一人ニ付一〇罐
一七、鷄卵——一漁期一人ニ付一〇〇個
一八、茶——一漁期一人ニ付〇、五瓩
一九、砂糖（黑及赤砂糖ヲ含ム）——一漁期一人ニ付四瓩
二〇、青物並ニ生、鹽漬、浸漬、乾燥及罐詰ノ野菜各種——一漁期一人ニ付一六瓩
二一、昆布——一漁期一人ニ付三瓩
二二、生、鹽漬、乾燥、罐詰及浸漬ノ果實——一漁期一人ニ付八瓩
二三、肉及鹽漬肉——一漁期一人ニ付四瓩
二四、小麥製煎餅（砂糖着ノモノ及砂糖無キモノ）——一漁期期一人ニ付二瓩
二五、饂飩及素麵——一漁期一人ニ付一瓩
二六、醬油——一漁期一人ニ付一リツトル
二七、植物性及動物性油及脂肪——一漁期一人ニ付二瓩
二八、味噌——一漁期一人ニ付十罐
二九、煉乳——一漁期一人ニ付十罐
三〇、酢——一漁期一人ニ付二分ノ一リツトル
三一、日本酒——一漁期一人ニ付一リツトル
三二、酒粕——一漁期一人ニ付一瓩
三三、日本煙草又ハ紙卷煙草各種——一漁期一人ニ付一瓩
三四、日本乾鯡又ハ其他乾魚——一漁期一人ニ付一五〇
三五、生家禽、生豚及生羊

第三部　藥劑、食器及其他ノ物品

三六、藥劑、繃帶材料及病人看護用品――關稅稅率委員會認可品目表ニ依ル
三七、事務所用品（紙、墨、筆）――全體ニテ一漁期一人ニ付〇、二五〇瓩
三八、勞働者用食器各種、鉢、鋼製及鑄鐵製杓子鍋ブリキ製及エナメル製藥罐、木椀、素燒ブリキ製及陶器製茶碗、コップ及柄付湯呑、皿及其他食卓用及臺所用食器、箸、ナイフ及匙米研桶
三九、敷布、枕覆、手拭、綿入蒲團――一漁期一人ニ付二枚

日露漁業問題の沿革

一、緒言

日本國とソヴエート共和國間の經濟關係の密接であることは云ふ迄もないが、其中でも最も重大であり殊に我國にとつては其の內容如何が、直ちに國民經濟の盛衰に關はる程重要意義を有するは極東露領の漁業問題である。即ち曩にモスクワで商議された日露漁業交涉が我國にとり如何なる條件に於て解決せらるるかといふ事は此問題に比較的無關心なる多數邦人が考へたやうに單に露領漁業に從事しつゝある一定數の邦人當業者丈の利害問題ではなかつたのである。又單に此解決の衝に當つた政府當局だけの問題でもなかつたのである。實にそれは露領漁業權が我が帝國の國權であり且つ露領漁業が我國產業並に食糧政策上必要缺くべからざる重要意義を有し其役割は今後益々重きを加へつゝある意味に於て、實に國家そのものゝ當面する重大問題であり、國民全體の關係する必須案件であつたのである。從つて此問題に誤らざる視點を据え、此問題の現在置かれてある眞位置を理解すると共に進んで此問題の正當なる知識を持つことは、國民としての權利であり、同時に義務である。

二、ポーツマス條約締結前

オホツク海、ベーリング海方面に於ける邦人漁業の歷史は可なりに古く、それは舊幕時代、松前藩が蝦夷地に割據する以前に遡る事が出來る。

然るに近藤重藏、錢屋五兵衞、高田屋嘉兵衞等の時代を過ぎて日本人の北境方面に對する知識と興味は漸く盛んとなり、明治時代に入つて北洋漁業の如きも可なり注目されるに至り、明治八年（一八七五年）五月七日締結の樺太千島交換條約第六款第二項には「日本國船及商人、通商航海の爲にオホツク海及東カムチヤツカの海港に來り、又は其海岸に沿ふて漁業を營み、すべて露西亞最懇親の國民同樣なる權利及特典を得ること」といふ明文の設定を見るに至つた。しかしこの明文があつたにしても露國が世界的强大國として東洋の一小國に臨むでゐた當時の日露兩國の客觀的情勢は、伊達、栖原の如き舊漁業家が假令北洋漁業に相當の活動を示してゐたとはいへ、全體として日本の露領漁業を十分に伸張する自由を與へなかつた。現に明治十四年（一八八一年）露國の極東提督は「サガレン東海岸、オホツク海、カムチヤツカ並に附屬諸島に於ける外國人の漁業取締規則」を發布して日本人の漁業に制限を加へ、其後數囘に亘つて北樺太、沿海州等に於ける漁業規則の改正を行つて來てゐる。日本人の露領漁業に對する取締の峻嚴を緩和する爲日本政府は明治二十八年（一八九五年）露國政府に向け原案を提出して日露漁業協約の締結を提議したが、遂に有耶無耶のうちに默殺されてしまつた。

ところがこの日本の露領漁業を國家的權利として保證するに至つたのは明治三十七、八年（一九〇四、五年）日露戰役の結果に成るポーツマス講和條約第十一條「露西亞國は日本海、「オコーツク」海及「ベーリング」海に瀕する露西亞國領地の沿岸に於ける漁業權を日本國臣民に許與せむが爲日本國と協定をなすべきことを約す」と更にこの條約の基礎に立つて明治四十年（一九〇七年）七月二十八日サンクトペテルスブルクにて調印（同年九月十一日公布）の日露漁業協約とであつた。

三、日露漁業協約要項

日露漁業協約は條約本文全十四條及附屬議定書其他から成り其要項左の如し。

第一條　露西亞帝國政府ハ本條約ノ規定ニ依リ河川及入江（インレツト）ヲ除キ日本海、オコーツク海、ベーリング海ニ瀕スル露西亞國沿岸ニ於テ膃肭獸及臘虎以外ノ一切ノ魚類及水產物ヲ捕獲、採取及製造スルノ權利ヲ日本國臣民ニ許與ス。前記入江ハ本協約附屬議定書第一條ニ之ヲ列擧ス。

第二條　日本國臣民ハ魚類及水產物ノ捕獲及製造ノ目的ヲ以テ特ニ設ケラレタル水陸兩面ニワタル漁區ニ於テ魚類及水產物ノ捕獲及製造ニ從事スルコトヲ得ベシ。

前記漁區ノ貸下ハ其短期タルト長期タルトヲ問ハズ總テ競賣ノ方法ニヨツテ之ヲ爲シ日本國臣

民ト露西亞國臣民トノ間ニ何等ノ區別ヲ設クルコトナク、該事項ニ關シ日本國臣民ハ本協約第一條ニ特定シタル各方面ニ於テ漁區ノ貸下ヲ受ケタル露西亞國臣民ト同一ノ權利ヲ享有スベシ。

前記競賣ノ爲ニ指定シタル時日及場所並各種漁區ノ貸下ニ關シ必要ナル細目ハ競賣施行ヨリ少クトモ二箇月前浦鹽斯德駐在日本國領事ヘ公然通牒セラルベシ。

特別ノ免許狀ヲ備フル船舶ニ在ル日本國民ハ鯨鱈其他特定漁區內ニ於テ捕獲スルコト能ハサル一切ノ魚類及水產物ノ漁獲ニ從事スルコトヲ得ベシ。

第三條　本協約第二條ノ規定ニ依リ漁區ノ貸下ヲ受ケタル日本國臣民ハ其ノ漁區ノ限界內ニ於テ漁業ニ從事スルガ爲貸與セラレタル岸地ヲ自由ニ使用スルノ權利ヲ有スベシ。

前記日本國臣民ハ該岸地ニ於テ漁船及漁網ニ必要ナル修繕ヲ加ヘ、漁網ヲ曳キ、魚類及水產物ヲ陸揚シ竝漁獲物及採取物ヲ鹽漬シ、乾燥シ、製造シ又ハ貯藏スルコトヲ得ベシ。且ツ此等ノ目的ヲ以テ建物、倉庫、小屋及乾燥場ヲ自由ニ築造シ、又ハ移轉スルコトヲ得ベシ。

第四條　本協約第一條ニ特定シタル各方面ニ於テ漁區ノ貸下ヲ受ケタル日本國臣民及露西亞國臣民ハ漁業ヲ爲シ且捕獲物ヲ製造スル權利竝漁業ニ必要ナル動產及不動產ニ對シ賦課シ又ハ賦課セラル、コトアルベキ一切ノ公課ニ關シテ均等ノ取扱ヲ享クベシ。

第五條　露西亞國政府ハ沿海州及黑龍江州ニ於テ捕獲又ハ採取セラレタル魚類及水產物ニ對シ、此等ノ魚類及水產物ガ日本國ニ輸出セラルベキモノナルトキハ其製造セラレタルト否トヲ問ハズ何等ノ稅ヲ課スルコトナカル可シ。

第六條　本協約第一條ニ特定セラレタル各方面ニ於テ日本國臣民ガ魚類及水產物ノ漁獲又ハ製造ノ爲使用スル人員ノ國籍ニ關シテハ何等ノ制限ヲ設クルコトナカルベシ。

この漁業協約の上に我露領漁業は確固たる保障を得、爾來二十餘年我政府の指導並びに當業者の經營努力其宜しきを得、年と共に我露領漁業は隆昌を來し、其生產價格約四千餘萬圓に達し、內に在つては我國民保健的食糧品の供給を豐富ならしめ、外に對しては隣邦支那を始め遠く歐米諸國に輸出するもの三千萬圓、殊に本業の爲從事する船舶二十數萬噸直接之に從事する者二萬餘人に達した。この數字的事實こそは本業が單に一定數の我露領漁業家の私的事業に非ずして、實に其の盛衰興廢は直ちに懸つて國家經濟の消長に影響する處極めて甚大なるものあるを何より雄辯に實證してゐる。

四、露國革命後の變則的出漁時代

前記日露漁業協約は其第十三條を以て「日露漁業協約は十二年間效力を有すべく、每十二箇年の終りに於て兩締約國相互の合意に依り之を更新又は改訂すべきものとす」と協定してあるが、この最初の協定期卽ち十二年目は、大正八年に到來した。然るに當時露國は革命戰の渦中にあり、日本政府と露國革命政權とは全く敵對的關係に置れてあつたため之を改訂する機會なく、爾來日露漁業問題は兩國間に蟠る重大懸案の一つとなつて來たのである。

然るに大正十一年十一月永く不安定を續けて來た極東ロシヤが名實共にロシヤ社會主義聯邦ソヴイエト共和國に歸屬し、勞農政權に統一されたことは吾人の大に之を慶祝した處で、就中之を喜んだのは、過去數年間露國政情不安定のため、少なからぬ不安と幾多の不便の裡に漁業を繼續して來た我露領漁業者であつた。彼等は大正十年、十一年の如き微力なる反ソヴエート極東地方政權の下に出漁するは禍根を他日に殘す虞れがあるとて自治的出漁を決行して程である。

然るに勞農政權の統一せる大正十二年に於ては自治的出漁を中止し、露領水產組合では代表として橋口九十馬、田中丸祐原の兩氏を浦鹽に派遣、時の極東漁獵廳當局と漁業協商を遂げ、漁區二百六十八ケ所の貸下契約をなし百十五萬金留を極東漁獵廳に納入した。時偶々後藤子の招聘に因り來朝中の駐支全權ヨツフエ氏は、後藤子の斡旋と露水組合の誠意を認めて特に極東政廳より査證官ホルツマン一行の派遣方を斡旋されたので、當業者は日露の國交未恢復中であつたにも拘らず、何等の支障もなく出漁することが出來たのである。そこで露水組合ではソヴイエト當局の好意を多とし過去に於ける自由出漁及大正十、十一年は勿論十年以前の凡ての未解決問題を査定の上總決算を爲さんと欲し、十二年十月代表委員を浦鹽に派遣の上アンドリヤノフ氏と共同査定に從事せしめ、一

方組合として將來に於ける出漁の安全と、大正十一年以前の總決算を條件として、遂に二百七十五萬金留を負擔することを快諾し内、百萬圓はヨツフエ渡し、左の條件を以て漁區二百三十四ケ所三ケ年間の暫定契約を結んで平和裡に出漁の出來る便利を得たのである。暫定契約の内容左の如し。

一、露國ハ一九二四年ヨリ一九二六年ニ至ル三ケ年間ノ期間ヲ以テ、漁區租借契約ヲ締結スベキコトヲ保證スルコト。

二、長期貸下ニ附スベキ漁區ハ既設ノモノト將來開設スルモノタルトヲ問ハズ、日本漁業家ノ申込ニ依リ決定ス。而シテ此等ノ漁區ニ對シテハ一九二三年（大正十二年）ノ例ニ準ジ包括的契約ヲ爲スコト。

三、右漁區ニ對スル借區料ハ一九二三年度ノ例ニ依リ決定スルコト。

四、日本漁業家ガ支障ナク漁場ニ出發シ其經營ヲ終了スルコトヲ得ンガ爲一九二三年ノ例ニ依リ函館市ニ査證發給ノ權限ヲ有スル官吏ヲ駐在セシムルコト。

五、漁場勞働者ニ對スル査證、書類ノ證明及發給其他ニ對スル料金ハ一九二三年ノ例ニ依リ徴收スルコト。

六、魚類養殖ノ目的ヲ有スル五分税ハ借區料中ニ含ムコト。

此圓滿解決は組合の努力並びに組合代表の折衝其宜しきを得たに因ること勿論であるとはいへ、又一方ロシヤ側が我露領漁業の立場に對し好意的諒解を持つた事、大正十二年の租借契約が標準になつて居たことに一半の原因を歸せねばならぬ。そしてこのことは當業者の記憶すべき點であらう。

五、日露基本條約に依る漁業權再確保

露西亞無産階級革命後其政情激動の爲、兩國間に各十二年を以て期間とせる漁業協約更新期既に到るも容易に改訂の機運を見出さず、殊に露領極東地方政局の極度の不安定は、我が漁業權の擁護と漁業開發の上にも種々の動搖を與ふるに到つたが、大正十四年一月二十日北京に於ける芳澤、カラハン日露兩國全權の折衝の効空しからず、日露新條約は締結されるに到り、國交は再び常軌に復し、我露領漁業權も亦正式に保障せらるゝに到つた。即ち同條約第二條に於て『ソヴイエト社會主義共和國聯邦は一九〇五年九月五日ポーツマス條約が完全に効力を存續することを約す』と規定され、又同條第三條に於て『兩締約國の政府ハ本條約實施の上は千九〇七年の漁業協約の締結以後一般事態に付發生したることあるべき變化を考量し右漁業協約の改訂をなすべきことを約す。右漁業協約の締結に到る迄の間はソヴイエト社會主義共和國聯邦政府は日本國民に對する漁區の貸下に關し千九百二十四年に確立せられたる實行方法を維持すべし』と規定してゐる。要するにポーツマスに於て獲得せられたる我國權としての露領漁業權は、其當然の歸結として北京に於ても亦明確に再保證せられた譯である。

思ふに漁業問題は、日露交渉の直接の對象となつた諸重要問題中の重要問題であつた。若し此問題にして兩國の諒解を遂げ得なかつたとすれば會議は恐らく圓滿締結を見なかつたかも知れない。舊帝政時代の凡ゆる對外條約破棄を中外に宣明した勞農當局をして兎に角其基礎に於てポーツマス條約を認知さした事は、我外交當局の成功であつたと言ふことが出來る。

六、日露漁業協約改訂交渉

日露基本條約の規定に從ひ、該條約の基礎に立つて大正八年來の懸案たる日露漁業協約を改訂する爲の兩國會商は大正十四年（一九二五年）十二月二十二日からモスクワ外務人民委員會會議室にて開始された。會議開始當時に於ける兩國代表の顏觸れは左の如くである。

日本側

田中大使（全權）　山崎參事官
酒匂書記官　西書記官
島田通譯官　宮川通譯官
松村局長　越田技師
井出事務官　中谷顧問

露國側

アラロフ（全權）　ラチス（副全權）
ラシケーヰッチ　アンドリヤーノフ
ハプキン　エルガムイシエフ
カザーコフ　クルイシエフ
チチエフ　チエルバーエフ
ポポフ

會議の人的構成は其後會議の進行、紛糾停頓等の諸形勢に應じて日本側もソウエート側も幾度か變遷を見た、即ち本邦側では顧問格たる露水組合代表の中谷、橋口兩氏が大正十五年八月組合の命を受け前後して莫府を引揚歸國せる外、同年十一月二十二日には松村水產局長も本省の召還命令に應じて歸朝し、大濱漁政課長之に代つて赴莫し、其他山崎參事官の歸國轉任を始め幾他の變動があつた。中谷氏等に代つて露水組合から派遣された佐々木平次郎氏が昭和二年七月二日同年度出漁問題の顚末並に改訂交渉の經過報告のため歸朝し、新情勢に應ずる組合の新決議を携へて八月六日再び莫斯科會議に出席した事等も其中の主なる一つである。ソウエート側では之又首席全權のアラロフ氏がカラハン氏に更はつた外會商の顏觸れはストモニアコフ氏に更代し更に同氏が幾度か轉々した。

大正十四年十二月二十二日第一回顏合せ以來昭和三年一月二十三日條約調印に至る迄の會議經過については何しろ二箇年一箇月も費されてゐる長交渉の事である。本會議、專門委員會議、非公式懇談會、及び本交渉とは別箇であるが然し切り離して考へることの出來ない出漁問題の臨時的接衡と數へて來れば、其會合の開かれた度數だけでも數百回を下るまじく、一々詳細に說いてゐる煩に堪へないし、それは又一般讀者に大して興味のあることでもない。そこで本稿には、會議の眼目となつた重要問題の意義及性質、兩國主張の相異點並に最後の解決點、端的にいへば交渉内容の檢討を別項に示すこととしたい。

七、漁區決定の問題

唯こゝに書き洩らしがたい一要項は條約の規定に關聯した漁區決定の問題である。これは別項交渉内容檢討の條において觸れるソウエート國營企業の優先的無競賣の漁區獲得權並にコオペラチヴ團體の競賣參加權の問題と關連してゐる。即ちソ聯邦國營企業團體は新に締結された條約において無競賣にて漁區の貸下を受け、條約締結當時における漁獲標準高總計一千萬布度なるに鑑み其二割即ち二百萬布度の漁獲標準を有する各種漁區を國營に於て取得す。コオペラチーヴは漁獲標準十萬布度の範圍において競賣に參加することを得べし」云々の意味を規定してゐる。然らば國營の無競賣にて優先的に取得する漁區、又コオペラチーヴの競賣に參加して取得する漁區はどれとどれであるか、果してそれは現在まで本邦漁業家が多大の犧牲と努力を拂つて事實上租借經營し來り、今後も尙それを繼續すべく諸種の設備を行つてゐる優良漁區を含まないであらうか、問題は此點にかゝつてゐる。勿論このことに關するソウエート側の獨裁專擅を防ぐため、該條約締結前、即ち後藤子の莫斯科に於ける居中斡旋當時、日本側は「日本人の利益重大なるを認め、これを毀損せざることを考慮す」といふソ側の覺書は取つてある。又條約文中「貸下漁區選　方法」の項に於ても、ソ聯邦政府は國營企業に貸下げらるべき漁區を選定するに當り、「中略」關係日本國臣民の有することあるべき正當なる希望及一九二七年即ち漁業條約締結商議の際國營企業の經營せる漁區は當時經營のため貸下げられたる一切の漁區の二割を超えざりしに日本國臣民の經營せる漁區は其八割を超えたる事實を相當考慮して前記選定に關する最終の決定に先ち日本國政府と協議すべし」と規定され、且つ「國營企業は露國個人に競賣により貸下げられたる漁區を經營せず」云々の外、國營並にコオペラチーブの專擅を防止牽制する數項の議定がなされてはある。從つて我漁業當業者のいだく危惧は必しも何等の保障をも有しない譯ではない。然しである。ソウエート側では、極東漁業には十年間の遠大なる計畫を樹て、現在日本人の露領漁業に占めてゐる優越的地位卽ち（邦人八割、露國二割）を覆して、自ら之に取つて代らうとする執拗なる希望を懷いてゐる。そしてそれは今次漁業會議の議案の中にも、別項に示す通り具體的に表示され、頑强に要求し來つたところであり且つ昭和二年第一回漁區競賣に當つて國營が我日魯漁業會社經營の優良漁區 No.243 を自らの手に收め、逸早く投網して問題を起した事實、昭和三年度出漁期を前に控へて彼等が、邦人經營の優良漁區中

鮭鱒　二四三號　二二六號B　二二六號
蟹　四一號　四二號　三六號A　三六號

の七漁區の明渡しを莫斯科に於て我代表に要求したる事實に見ても相當深い根據があり從つて單に邦人側の杞憂に過ぎないとは云へないのである。否ソウエート側は如何にかして邦人現有優良漁區を自らの手に奪取することを希求してやまないのである。

偖て斯くの如き要求を持ち、斯くの如き關係にあるソウエート側に對して、邦人現有漁區を確保するといふことが、我當局並に當業者の最も重要な關心となり、要求となつて、漁區決定問題の結果如何がそれだけ重視されるに至つた譯である。

殊に此問題については當局よりも寧ろ當業者が利害關係密接なるだけに躍起となつて運動をつゞけた。

露領水産組合は昭和二年八月佐々木代表を再度莫斯科會議に參加せしむるに先だつて既に細目協定問題に對する次の如き要領の決議をなし國の內外に於て始終一貫此要求を推し通して來たのである。

一、邦人の現有漁區は舊協約の規定及當業者對露行政廳との取極めに依り合法的に獲得せるものたり、國營主義を採用せる共產政府の下に競賣を施行せらるゝことは以上の現有勢力を減縮するの危險性を多分に包藏するの虞れあり殊に本年度西南區第一回競賣の實例は其の脅威を實證す因て協約會議に於て何等かの取極めに依り漁區の現有勢力を確保すること

一、露國國營漁場が日本案第二條但書に依りて其の漁場を確定するとせば日本現有漁區を奪取せしめざること

當業者の要求は、卽ち現有漁區の確保であり、其方法は、此問題の解決を漁業條約の調印前に實現することであつた。これは遷延二年にわたる漁業條約調印の一日も速かならんことを焦慮してやまぬ彼我の交涉當局が、條約の規定の然らしむるところとして漁區の決定問題を後に延ばして一先づ調印を取纏めんとするのに對して、當業者が只管反對に反對をつゞけ、「漁區問題の協定を調印前に」の標語で押し進んで來たのであつた。昭和二年十月十一日、田中カラハン兩氏間に漁業條約假調印成るの報導が莫斯科表から到着したが、之に對する我當業者の反對運動は農林當局を動かし、更に外務當局をも動かして假調印を無效に歸せしめんとするに至つた。この事實は當業者の覺悟の程を物語るものといへやう。

然るに此假調印後全く行詰りの狀態にあつた漁業交涉は、同年末後藤子の渡露斡旋によつて漸く打開の道を見出し、前記の如く「日本人の利益重大なるを認め……」云々の覺書一札を取つて漁區協定を後廻しとし、一月二十三日二箇年と一箇月振りに兩國代表者間に正式調印を見るに至つたのである。

而して昭和三年度の漁區問題は出漁後に至つて兩國の互讓により遂に解決を見るに至つた。

偖て次項において交涉內容の檢討を試みることとする。

八、漁業條約の檢討

漁業條約改訂會議劈頭、兩國代表により相互の立案に成る條約案が提出されたが、それは漁業區域において、又漁業權の行使方法就中漁區の貸下方法において、又漁業勞働者の雇傭乃至は勞働法規において、工場の建設及經營において、租稅公課、手數料において、條約更新期限において、それらの凡ゆる重大なる要項において極めて大きな相違點があり、而してそこから派生される細部の諸條項にいたつては、當然の結果として、實に夥しい相違に滿たされてゐた。それは全く別個の內容の二つの案であつた。一つの問題の解決案としてはあまりに共通點もしくは近接點の乏しいものであり過ぎた。この相違點が議案の立案者である日露兩國政府の、根本に於ける態度の相違見解の背遲から生れたものであることはいふまでもない。卽ち我政府當局の議案はポーツマス條約の基礎に立つて、部分的に不利不便の點を改訂し曖昧なる點を明かに爲さむとする態度を以て立案せられてゐるに反し、露國案はポーツマス條約による舊漁業協約に大斧鉞を下し、凡ゆる重要なる改更をそれに加へて、今日邦人漁業家の占めてゐる優越的地位に自ら取つて代らうとする意圖が含まれてゐた。この根底に於ける二つの態度二つの利害と、その具體的表現である條約案の重大なる相違を知ることなくしては、今次の日露漁業條約改訂交涉が何が故に、決裂又決裂、停頓又停頓を續け、滿二箇年と一箇月といふ世界外交史上稀に見る長期の難交涉となつたかを理解することは困難である。換言すれば日露漁業條約改訂交涉は、世人が漠然と考へてゐるやうに理由なくして、もしくは兩國會商當事者の交涉拙劣の故に徒らに遷延したのではなくして、實に根本的に背遲した二つの態度、二つの利害を唯一つのものに協定せんとする困難の故に、それが招徠されたものであつた。

今兩者の條約原案の重要相違點について些か檢討しそれが如何なる解決に到達したかを調べてみやう。

1、漁業區域について

先づ條約第一條の漁業區域に於て、我國の原案は、「ソ聯邦は本條約の規定により河川及入江（インレツト）を除き、日本海、オコツク海、ベーリング海に瀕するソ聯邦沿岸に於て、鹽鷄獸及鰕虎外の一切の魚類及水產物を捕獲、採取、製造及賣買する日露兩國民に許與す」とあり、大體舊條約を共儘踏襲せるに對し、露側原案は「ソ聯邦はアナデイル河、リマンの南部入口ゲガ岬よりボウオロトニー岬に至る延長において、黑龍江リマン並に河川及入江を除き、日本海、オコツク海又ベーリング海の大陸沿岸に於て魚類を捕獲製造するの權利を日本國民に許與す」（傍點は記者附記）となし漁業區域を舊條約よりも縮小制限し、且つ漁業除外區域たる河川及入江についても附屬議定書に於て自國に有利な多くの變更を加へてゐた。これは然し結局日本側の正當なる要求貫徹によつて舊協約の規定通りに協定され、唯舊協約締結當時調査未濟なりしオホツク北岸の入江三個を新しい除外區域として列擧中に加ふる事となつた。

ロ、漁業權行使について

第二條漁業權行使方法に就ては、日本案が舊協約と大體一致せるに反し、露案は、從來日露人同等の權利、資格を以て漁區競賣に參加し、租借經營して來たものを、「ソ聯邦は國營企業及產業コオペラチヴに經營せしむる爲本條約の實施地域に於ける個々の漁區を競賣に依らずして交付するの權利を保留す」といふ重大なる除外例、換言すれば露國國營漁區並にコオペラチヴの優先的參加權を要求することによつて、日本側を愕かした。これは舊協約の根本的變改であつて、事實上邦人漁業家二十年の血と汗の結晶たる露領優良漁區は、悉く少くとも大部分露國國營漁業機關乃至コオペラチヴ團體に奪ひ取られ、後には始んど經營の價値無き貧弱な不良漁區だけ手に殘るといふ結果を招くのである。從つてこれは我露領漁業を破壞し、

死に陷れんとする暴案である。假令他のいづれの條項を承認するとしても、この條項だけは到底露國案を認むるに忍びないことは極めて明瞭である。果然本案は我交涉代表の決定的に反對し否認してやまざるところとなつた。殊に本案と直接利害の連なる我漁業當業者は、彼等を會議に於て代表する露水組合派遣委員中谷、橋口、眞藤諸氏と呼應して猛烈なる反對運動を捲き起した。そして本案の撤回を要求し、若し容れられずば會議の決裂敢て辭せずとした。ところで一方此案は革命によつて國家の經濟機關を國有化し、產業國營を實現しつゝある露國にとつては、主義上意義をもつてゐる。おいそれと引つこめるわけにゆかない。より多少の修正を加へ讓歩をなすとも何等かの形で通過せしむる方法を講じなければならない。かうした相互の情勢の下に、本問題は漁業會議の諸案件中、最も困難な、最も重大な難問題となり本問題を中心に、會議は幾度か暗礁に乘り上げ、頓挫した。他の諸案件が片づき新聞紙に調印準備成る、條約締結さる等の電報が一再ならず渦げられたが、然し最後まで恰も會議の癌腫の如く殘されたのも此問題であつた。辛ふじて兩國の主張が折合つて漁業條約が旣に調印を見た今日、此難問も亦勿論一應の解決を見たとは事實であるが、しかも現在に至るも尙それが完全な形で解決を見たとは云ひえいのである。何故なら國營漁區の箇々の選定問題は解決されずに殘されてゐるからである。ところで問題の一應の解決、換言すれば新漁業條約の上に本案件は如何なる決定を見、如何に現はされてゐるかを調べてみやう。左は其要項の拔萃である。（條約文其儘の拔萃に非ず）

一、ソ聯邦の國營企業は直接たると間接たるとを問はず漁區競賣に參加せず、又ソ聯邦私人の借受けたる漁區を經營せず

二、ソ聯邦の「ツエントロ、ソユーズ」（コオペラチヴの中央機關）は條約有效期間中條約水面に於ける漁業經營を爲さず、從つて競賣に參加せず

三、ソ聯邦の各種コオペラチヴは競賣に參加し得ることとなりゐるも、其獲得し得べき漁區に制限あり、又各種コオペラチヴの漁區獲得方法、卽ち競賣に參加し得るや否や等は凡て右商議の決定に依るべきものとす

四、ソ聯邦國營企業は競賣に參加せざる代りに各種類の漁區の二割に相當する漁區をその自營の爲競賣に依らずして借受くることを得、其期間は一般漁區の貸下期間と等しく最永五年とす。

魚類の主要なるものは鮭鱒なるが、鮭鱒漁區に付ては條約締結當時に於ける漁獲標準高總計が約一千萬布度なるに鑑み、其二割卽ち二百萬布度の漁獲標準高を有する漁區を無競賣にて借受け得。國營が無競賣にて借受くべき漁區は、各種類の漁區を共經濟的價値に從ひ數個の等級に分ち此等各等級に屬する漁區の二割（漁獲標準高に於て）に相當するものに付選定す。而して右選定に當りては日本國臣民の有する正當なる希望を考慮に入れる可きは勿論にして最終の決定をなすには、日本政府と協議することを要す之によつて之を見れば露國側の最初の提案は、當然の歸結とは云へ、滿身瘡痍、著しい程度に修

正され、其要求は縮小されてゐるのである。

八、工場設置問題

次に兩國の議案中極めて開きが大きく、且つ重要難問の一つとなつたものは、漁業地域內に設立され、若しくは今後設立さるべき工場（主として罐詰用）の問題であつた。卽ち日本案は之を舊條約そのまゝの踏襲によつて、租借したる岸地を自由に使用するの權、漁獲物の鹽漬、乾燥、製造、貯藏の自由、從つて如上の目的のため、建物倉庫、小屋、乾燥場の自由築造並に移轉の權利を主張し、漁獲物の製造に該當する罐詰工場の設立を當然其中に含むものとして取扱つたに對し、露國側は、前記製造の自由を前文で認めながら、建物倉庫の上に「一時的の」なる制限的名稱を付し、且つ附屬議定書第六條に於て、

漁業條約の規定は日本國臣民に對し、水產物を採取し又罐詰工場を設置するの權を許與せざるに鑑み、ソウエート政府は日本國臣民に對し、此種事業のため利權を許與する問題を考慮するの用意あり、日本國臣民が漁業經營の爲め借受けたる漁區に於て右日本國臣民は他人との關係に於て前記利權を取得するにつき優先的權利を享有すべし

と立案し、罐詰工場設置を、石油や森林と同じく全く利權讓渡の形式と條件において許與する事を要求した。殊に露國は、「雇傭勞働者二十名以上を使用し且つ機械力を用ふる工場經營は之を個人に許與せず」との國內法規を楯に取つて相當頑强に自說を固持したので、同問題も亦、『難關』の一つとなり、交渉を紛糾錯雜せしむる一石となつたが、之も我交渉當局並に漁業當業者の强硬なる反對によつて、大體左記趣旨の如く解決を見るに至つた。

一、競賣により借受けたる漁區に、その借區期間內經營する工場については單に事前に規定の屆出をソ聯邦側になせばよい

二、條約締結當時日本國臣民が條約適用地域內に現に有する罐詰工場を引續き經營せんとする場合は原則として特別契約を締結することを要するも關係日本當業者が之を欲せざる時は、其關係漁區を競賣により取得し、單に屆出をなすことにより經營を繼續することが出來る。

ニ、勞働者問題について

漁業區域問題、國營漁業の優先權問題、罐詰工場設置問題と並むで、同じく會議の死命を制するかと疑はれたほど重大な難障となつたものは、勞働者雇傭問題乃至勞働條件の問題であつた。これは日本が資本主義的國家であり、且つ練熟せる漁業勞働の技術を持つてゐるに反し、露國は勞働者と農民の共和國であり、社會主義的勞働法規を有し、且つ漁業勞働技能に於て幼稚であるといふ對蹠的關係から生み出されたもので、それだけに最後の解決迄には相當の紛糾を見るに至つたのである。卽ち日本案が

日本國臣民が魚類及水產物の捕獲、採取製造又は賣買の爲使用する人員の員數及國籍に關しては何等の制限を設くる事なかるべし

と例によつてポーツマス條約の基礎に立ち漁業者自身の自由に委してゐるに對して、ソヴエート側は、日本案と殆んど同文の前文に次の如き但し書を附して、重大なる制限を加へてゐる。

但し漁業に從事するソ聯邦の人民たる勞働者の數は、本條約附屬議定書第七條に記載したる條件の下に於ける一定率を下ることを得ざるものとす。（本文第六條）漁區租借人は岸及海の作業に使用する勞働者の一定數を左記計算によりソ聯邦人民より雇入るゝ義務あるものとす

	海岸の作業	海上の作業
條約施行第一年	一五%	一〇%
同　第二年	二〇%	一五%
同　第三年	三〇%	二〇%
同　第四年	四〇%	二五%
同　第五年以降	五〇%	三〇%

ソ聯邦人民たる勞働者の前記割合が勞働者の適當なる員數を借區人に提借する事能はざる結果三分の一以上供給せられざる時は、當該年度に對し定められたる割當數は翌年度に對し、引續き有効たる可く而して割當數は順次次年度に繰越さざるものとす。日本國企業者に提供せられたる勞働者の適格は、借區人の參加することを得る勞働人民委員部の專門委員會に依り決定せらるべきものとす。（附屬議定書第七條）

卽ちソヴエート案に從はんか、初年度に於て岸地作業勞働者總數の一割五分、海上勞働者一割をソウエート市民中より雇傭する義務を負ひ、しかも此雇傭人員は第五年目まで年々一定パーセンテージによつて遞增し、第五年目以後は岸地勞働者の半數、海上勞働者の三割はソウエート市民を使用しなければならない事となり、其結果は彼等の要求する勞働條件及待遇と彼等の有する勞働技術とが前者は極めて高級なる事により、後者は著しく幼稚なる事により、來れも我國從來のそれと正反對し、斯業經營の上に由々しい大事を惹起する事必定である。殊にソウエート側は、勞働する現場がソウエート領土なる事により、一九二一年制定の勞働法乃至一九二六年六月發布の季節的勞働法の適用を我漁業勞働の上に迫つてゐるので、之等の社會主義的勞働法規を我資本主義的雇傭關係の上に適用されるとすれば、企業の採算を立てること全く困難に陷つて了ふの外はないのである。卽ち此問題に關するソウエート側の提案は自國勞働者雇傭の强制、自國勞働法の適用の二方面に亘つて、何れも我露領漁業の基礎を脅かす性質のものだけに、我當局並に當業者は之に對しても猛烈に突つぱつて反對した。其反對理由は主として我露領漁業が北京條約で確實に共存續を保證された國權に基くものであつて從つて夫は自主性乃至は自立性を持つてゐるから、他國勞働法規の適用を受くる理由がないといふ原則的見地と、社會主義的勞働法規の適用及び未熟なる露人勞働者の强制的雇傭は我資本主義的雇傭關係と衝突し、且つ極度に練達せる技術を要する露領漁業には不適當であるといふ實際的技術的見地との上に置かれた。之については單に漁業資本家のみならず、函館に本部を置く漁撈長同志會の如き、又東京を本據とする水產勞資總聯盟の如きも如上の反對理由に加へて、邦人漁夫の失業防止といふ大幟をかざし、反對運動に進出した。

然るに迂餘曲折の結果此問題も大體において日本側の主張通りに解決された。殊に舊協約通り被雇傭者の國籍は無制限となりソウエート勞働者雇傭の義務は負ふ必要がなくなつた。卽ち新條約は其第四條屆傭者の條項において、

一、國籍の無制限

魚類及水產物の捕獲、採取及製造に從事する日本國臣民の被雇傭者の國籍に付何等の制限を設くることとなし

と制定し、ソ聯邦民雇傭は單にソ側の希望として乃至兩政府間の別個の協定事項として左の如く取扱はれたに過ぎない。

日本國臣民は出來る限り、且日本勞働者に對すると均等なる條件の下に露國勞働者を使用するの問題は、兩國政府間に於て協議すべきものとす。

次に勞働法の適用については、之を日本人企業の特殊性に適應するやう多くの更改を加へ、例外を設けて卽ち事實上別個の法規にまで改變して之を適用される事となつた。其要點を示せば、

一、日本人被雇傭者は（一）、日本に住所を有し、日本に於て雇傭せられ、季節的漁業に從事し、日本に歸還すること（二）特別の風俗習慣を有すること、（三）日本及漁區間の往復及全雇傭期間內の食料に付雇主より保障せられてゐること、（四）九一制度等による分配を受け又醫療其他の救助を無料にて供給せらるゝことの特質を有する事實に鑑み、勞働に關する現在及將來の法律規則適用については以上の特殊なる事實に適應する方法を講ずること。

ホ、條約更新期について

兩國の提案に可なり著しい開きがあり、最後迄容易に折合ふことの出來なかつた問題の一つは、條約有効期限の問題であつた。舊協約は十二年目每に更新することになつてゐるがソウエート側は之を三分の一の四年に短縮して原案を提出したのであつた。が結局最後の解決は、第一回の有効期間を八年とし、それ以後は舊協約通り十二年目每に更新するといふことで解決した。

以上述べ來つた諸問題は、今次の漁業條約改訂交渉において、兩國の主張に極めて著しい開きがあ、從つて交渉の難問題となつた諸項目であるが、此外にも尙、（一）船舶の廻航並に運搬問題について、（二）滯在移轉及出國の問題について、（三）漁業用物件並に漁獲物の輸出入問題について、（四）漁網、殊に改良網使用問題について、（五）租稅、公課、手數料について、（六）製魚區に於ける製造權問題について、（七）漁業關係法令發布について、其他の枝葉末節の問題について、兩國の利害の背馳、見解の相違、提案の開きから會議は紛糾し錯綜し、停頓決裂にすら瀕したことも一再に留まらなかつたが、根氣强い長交渉の末、それらの一つ一つは議定され遂に調印に導かれることとなつた。

漁業協約改訂交渉の踏んで來た足跡を、全體として見返る時、根本的にはそれが國情相反し利害を異にする二つの國が、唯一つの解決點に到達せんとするものであつたところに言語につくしがたい無數の難關の聳つてゐたことを發見する。而して實際的には日本側が本稿の始めにも指摘した通り、ポーツマス條約乃至舊漁業協約の基礎に十分に足を踏ん張つて部分的に不利不便の點曖昧なる

點に付き協約を改訂せんと計つたに對して、ソヴエート側は舊協約の踏襲を欲せず、其重要事項の殆んど全部にわたつて根本的改變を加へ、例へば自國が新たに日本に讓渡する利權契約の如き形態に於て新條約を締結せんとしたところに、交渉の困難が彌が上に重加されたのであつた。ソウエート側のこの態度は漁業區域の縮小、國營企業の優先的參加、罐詰工場問題、自國勞働者の雇傭の强制、勞働法適用等を始め凡ての重要懸案たりし諸問題の上に極めて顯著である。從つてこの難交渉の歩むで來た道程において、より多く讓歩し、より多く修正されたものが、日本でなくて、ソ聯邦であつたとしても少しも不思議はない。何故なら今次會議の基礎たりし大正十四年締結の基本條約第二條において、ソ聯邦は我漁業權が國權たることを公然と認め、「ポーツマス條約が完全に效力を存することを約」してゐるからである。勿論右基本條約は「一九〇七年の漁業條約締結後一般事態に付發生したることあるべき變化を考量し右漁業協約の改訂をなすべきことを約」してゐる。然しながらこの變化の考量は舊協約存續を根本において認めての上のことである。斷じて新しい基礎の上に立つてゐるのではない。この認識がソウエート側に缺けてゐた。少くとも大いに不足してゐた。そこに交渉の困難の倍加された原因がある。

然し兎に角紛糾した長期の難交渉は、二箇年と一箇月振りに解決を見た。

因みに露側は五月七日本條約批准を終り直ちに批准書を日本へ向け發送し日本側も五月二十二日批准を了し同月二十三日批准交換ありて本條約は同月二十八日より發效した。

九、罐詰工場特別契約成立

又本條約附屬議定書丙の規定に依て邦人罐詰工場の特別契約に關する商議は昭和三年七月十日以來本邦關係當業者代表者眞藤氏とソ聯邦利權本部との間に進行中であつたが豫定期限の七月二十八日迄に終了せざりしを以て九月十五日迄延期し商議を繼續したが大體協定成立し條文整理印刷等の關係で多少遲延し十一月三日正式調印を了した。此の契約に依り從來邦人が租借した漁區で罐詰工場の經營に關係のある優良漁區四十二箇所は十箇年の長期租借が出來ることになつた。

昭和四年の日露漁業問題

漁區貸下條件の紛議

一、序言

日露兩國政府當局並に當業者の二箇年一箇月に亘る苦心と努力の結果生み出された日露漁業條約(一九二八年一月二十三日締結)は過去約十年にわたつて不安定狀態をつゞけ來れる日露兩國の漁業問題に決算的締め括りをつけ、同時に今後兩國漁業條件を合理的に規定することによつて、兩國間に起り得る一切の紛爭の種子を未發に刈り取つたものと思惟された。この意味で兩國民間に多大の喜びを以つて迎へられた。ところがこの期待は裏切られた。この裏切られた原因が條約文そのものの缺陷に歸せらる可きか、それともこれを運用する兩國關係當事者の責任に求めらる可きかといふことは一つの問題であつて、それはいづれ本稿の發展につれて闡明されてくるであらうが、兎に角條約の締結によつて紛爭發生の要因は事實上芟除されなかつた。日露新漁業條約の完全なる效力の上に出漁を行ふ最初の年たる一九二九年に於て、現に見らるゝ如く兩國の漁業問題に關する紛爭は、過去の如何なる年に於けるよりかも喧騷と深刻を極め、重要なる事態を捲き起してゐる。島德藏氏一派の日魯漁區競落問題、此事の後始末に關連する對露交渉問題、露國々營企業の邦人既營漁區先取並に漁撈開始問題、露國個人漁業家の邦人既營乃至出願漁區奪取問題、日露漁業勞働交渉問題、露領水產組合の自治出漁問題等何れも其問題の性質に於て重要性を持ち、其交渉の內容に於て錯雜し、一般國民に多大のセンセーションを與へながら、しかも問題の本質を把握することを困難ならしめてゐる。

そこでこれらの諸問題が如何なる過程をとつて發生し、現在如何なる狀態に置かれて在るか、それは又如何なる意義に於て把握されねばならないか、それをこゝに偏見に囚はれることなく、飽くまで事實に即して記述してみたいと思ふ。

二、露國の發表と露水組合

日露漁業條約は其第二條第二項に於て、漁區の競賣が毎年二月浦潮に於て行はるべきこと、又之が指定の日取、場所及漁區貸付に關する必要なる細目を競賣の二箇月前浦潮駐在日本領事館に通知すべきことを規定してゐる。

露側による一九二九年度漁區貸下細目の決定に先だち、露領水產組合では、邦人當業者の希望を取まとめ、一九二九年度新規開設希望漁區として次の三百餘ケ所を選び、一九二八年十一月九日ハバロフスクの極東漁獵廳に提出した。

一、鮭鱒漁區　二百四十四ケ所
一、蟹漁區　五十九ケ所
一、鰊漁區　一ケ所
計　三百四ケ所

而して露領水產組合は(一)新規開設希望漁區の件、(二)一九二八年度團體查證料清算の件、(三)一九二三年より過去四年間の均等稅清算の件、(四)一九二八年度超過漁獲に關する不當調查書の件を始め其他諸案件について、露國當局と交渉打合の爲、一九二八年十一月三十日組合評議員平塚常次郎、中瀨捨太郎兩氏をハバロフスクに派遣し種々折衝せしめたが、露側は十二月二十三日前揭漁業條約第二條第二項の規定による漁區貸下條件の細目を兩氏に內示し、越えて十二月二十六日これを正式に日本出先官憲に通告した。その要點は、

一、一九二九年度漁區競賣は一九二九年二月二十八日浦潮極東漁獵廳沿海區事務所に於て行ふこと

二、競賣には露國市民及機關並に諸外國臣民を參加せしむること

三、最終漁期を九月七日とすること

四、日本人既營漁區中鮭鱒百七十三、蟹九ケ所又新規開設出願漁區中鮭鱒八十八ケ所、蟹十三ケ所、合計二百八十三ケ所を漁區競賣に附すること、それを各管區別に示せば左の如し。

鮭鱒漁區

管區	既營	新規	露人	其他	計
沿海區	一三	一八	—	一一	四二
サガレン區	三	三	—	六	一二
オホツク區	三二	六	—	九	四七
ギジキン區	三	五	一	二	一一
イーチヤ區	三一	一一	一	一五	五八
西カムチヤツカ區	五六	—	四	—	六〇
東カムチヤツカ區	六	一七	—	一五	三八
カラギン區	二八	一二	—	—	四〇
オリユートル區	一	一六	一	一七	三五
計	一七三	八八	七	七五	三四三

蟹漁區

管區	既營	新規	露人	其他	計
イーチヤ區	一	五	—	—	六
西カムチヤツカ區	八	一	—	二	一一
オリユートル區	—	七	—	—	七
計	九	一三	—	二	二四

五、露國々營企業の爲日本人既經營漁區三十ケ所を要求せること。

六、漁獲制限高を奇數年度と偶數年度に分ち前者三百五十萬プード、後者四百五十萬プードとし著しく低下せること。

七、漁類繁殖保護稅の要求

露領水產組合では一月七日本部に於て本問題に關する特別準備審查委員と評議員の聯合委員會を開催し、本年度出漁に關する露國側提案に對する對策について協議した。右の結果、今回露國側から提示して來た前揭今年漁區貸下條件は、漁業條約に對して明に不當にして、殊に漁獲制限高、新漁區開設、邦人既營漁區の奪取、國營漁區選定等は何れも露國一流の利己主義から強いて横車を押さんとするものであるから日本の漁業權益擁護の立場から斷然之を排斥しなければならない旨決議し、前記諸條項について次の如き議決をもたらした。

一、漁獲制限高を偶數年度と奇數年度に區別したのは條約の明文に照らし明らかに不法である。

二、新漁區の開設に關し何等日本側の意嚮を參酌ぜず、又國營漁區新漁區を開設しないで既設の邦人漁區を含ましめ、且つ右に關し日本側と協議しなかつた如きは不當である。

三、借區料の二割八分の抵代稅以外は一切課稅しないことに決定してゐるにも拘らず、今回繁殖保護稅五分の賦課を要求して來たのは不法である。

四、漁業條約は日露兩國人丈けの漁業參加を認めてゐるに拘らず、競賣入札に一般外國人を參加せしめるのは不當である。

五、入札保證金は借區料の半額であつたものを今回理由なしに六割五分に引上げ且つ追徵の制度を要求し來れるは不當である。

六、冷凍、冷藏船以外の製魚を禁したのは出漁者の利益を根本的に無視したものである。

七、漁撈及陸揚の際に於ける機械使用は條約の明文にあるに拘らず、今回これを禁止したのは不法である。

八、漁期は從來沿海區は十月十三日までその他は九月二十八日までゞあつたのを今回悉く九月七日までに短縮したのは重大なる損害を與ふるものである。

この決議を提げて堤、佐々木露水組合正副組長及び露水評議員特別準備審査委員の一行は山本農林大臣、阿部同次官、長瀬水産局長、外務省に田中外務大臣、武富通商局長等を連日歴訪し、前記露國の貸下條件の修正についてモスクワ政府と嚴重交渉方を陳情するところがあつた。

三、日露兩國の輿論

又一方日本の諸新聞は、露領水産組合の決議の意志を反映して、盛んに反ソヴエート的論調を掲げ、報知新聞の如き一月十三日の紙上に初號見出しで、日本政府部内に日露國交斷絶説が起つた旨報導して一流のセンセーショナル・ジヤーナリズム振りを發揮してゐる。それらの中最も代表的な日本新聞の論調として一月十一日東京日々新聞の社説の中から摘記すれば左の如し。

『來月の漁區競賣を以て愈々日露新漁業條約の實施期に入らんとす。露國側に條約の明文をなみして横車を押さんとする態度が見え日露兩國の親善關係に一抹の暗雲が認められるのは遺憾千萬である。新漁業條約の批准前この條約はポーツマス條約による我既得權を毀損するものとして樞密院内に難詰的の空氣があつた事が想起されるが、露國の漁業當局が今の様な無理押を續けるとするならば樞密院の憂慮以上の不利益が呪ふべき實現とならねばならぬ。條約改訂會議中露國側は「日本人の利益盡大なる事を認め、之を毀損せざる事を考慮す」旨の一札を當時の後藤子に入れてゐながら、實際に行ふところは其逆に出で重大なる日本人の利益を毀損して顧みない、露國の一札を眞正直に受入れ、漁區獲得問題を根本的に解決しなかつた我當局の好漢振は兎に角として後藤伯に與へた覺書を知らぬ顔で濟ます露國の國際信義問題はどう型をつけたら良いか、條約成立直後露國がその國營漁業の爲に日本人の優良漁區三十ケ所を引揚げた事が、右覺書を裏切つたものでないとは辯に雄なる赤露當局と雖も容易に云へない事であらう。』

即ち日本の露領漁業當業者の團體たる露領水産組合及び日本諸新聞は、日露漁業條約實施第一年の漁業たる本年度出漁に際し露國側の發表せる漁國貸下條件を目して、日露漁業條約の規定に違反せるものであり、日本の漁業權益を毀損せしむるものであるとの見地から絶對反對を表明し、政府の外交的折衝によつて之を擊退する一方、國内の反露的輿論を煽ることに努めたが、之に對し露國側は如何なる論調を以て答へたか、

一月二十六日の露國政府機關紙「イズウエスチヤ」紙は次の如き要領の批判を掲げ其見解に於て日本側と根本的對立を示してゐる。

『東京タツス通信員は、日本の露領漁業家團が山本農林大臣を訪問して、日本政府が露領漁業問題に對しより強硬なる態度を採らんことを要望した旨報道してゐる。露領水産組合は今年出漁に關するソヴエート政府の發表に非常なる不滿を懷き、此發表は日本の露領漁業條約は、本年度漁業の上に完全な適用を見ること、なつてゐる。此條件は極めて最近日露兩國の見解の一致によつて締結されたものであるとは云へ、日本漁業家の或者は曾て露領勘察加沿岸に於て、殆んど無差別的管理によつて

「日本漁業權の侵害者」たり、「漁業當業者の利益の破毀者」たるソヴエート政府に對し反對運動を起し、漁業當業者に向つて日露親善に關するインテレスの變更を要求してゐる。日本諸新聞中の或者は明らかに反ソヴエート的新聞運動を開始してゐるのであるが此運動が明らかに次の三つの契機と結びついてゐる事實は注目に値する。即ち

一は日本の對支政策失敗であり

二は國内に於ける政爭の昂進であり

三は就中重要性を持つてゐるが日本の露領出漁期接近の事實である。

此反ソヴエート的運動に於てそれらの中の最も反動的な部分は、日本の輿論を其の對支政策失敗から、反ソヴエート宣傳に轉向せんとすら試みつゝある。而してかゝる轉向は目下に迫れる日本の議會に於て政府與黨が反對黨の攻撃に對する衝突を緩和する上に多少とも必要とするところである。野黨機關紙は又日露關係の分野に於ける政府の何等かの惡材料に關する世評を我鳴り立てゝ之によつて益々政府を窮地に導かうと努めてゐる。然しより以上の眞實性はこれら政治的遊戲の背後に、大して大きくは無いが、然し力強い執拗な露領漁業家の團體が立つてゐて、目睫に迫れる本年出漁條件の問題に關し今一度露國と爭はうと試みつゝあることである。昨年一月調印され、五月に批准を了した日露漁業條約は、本年度漁業の上に完全な適用を見ること、なつてゐる。此條件は極めて最近日露兩國の見解の一致によつて締結されたものであるとは云へ、日本漁業家の或者は曾て露領勘察加沿岸に於て、殆んど無差別的管理によつて

漁業を經營せる優勢時代に復歸せしむるため漁業條約規定の適用を破棄せしめやうと試みつゝあるものである。日本新聞の一部に見る策動は露領漁業會社のかゝる要求の實現のために庇護の役目を努めんとするものである。一部日本新聞の進出は日露關係の問題に於て日本政府を自己の貪婪な政治、經濟的利益の爲め動きの取れないブレーキたらしめやうと努めてゐる。然し日本政府はこのブレーキに締めつけられないであらう。彼等のかうした策動が過去において日露關係の正當なる發展に何等の影響をも持ち得なかつたやうに。日露漁業條約の破棄を企圖しつゝある露領水産組合の策動については、それが何等の效果をも持ち得ないであらうこと、而して日露漁業條約は完全に其效力を存續するであらうことを信じて疑はぬ。』

即ちこの二つの問題は、一つの問題をめぐる兩國の見解が如何に相互に反撥し食ひ違つてゐるか兩國おのおの日露漁業條約の規定違反を相手方に指摘しながら、如何に深刻に對立してゐるか、從つて此問題の解決が如何に多くの困難と結ばれてゐるかを語つてゐる。

四、露水組合の權益擁護運動

直接此問題の衝にあたる露領水産組合では組合員相互間の個々の利害の不一致から其内部に於て多少の異論あるを免れなかつたが、大體においては問題の發生以來、最も强硬に日本漁業權益の擁護に努め來り、此目的遂行の重要性と困難性とに鑑み、實行委員會を組織して、委員會に問題一切の遂行權を附託するに至つたが、一月二十八日の會合に於て選任されたる實行委員は堤、佐々木正副組長を始め平塚常次郎、中瀬捨太郎、井出智、本川藤三郎の四評議員の外左記十氏を加へた十六氏であつた。

橋口九十馬、眞藤慎太郎、小山富三、須田孝太郎（以上東京支部）‖野口一三郎、近藤久吉（以上新潟支部）‖稜信一郎、佐渡傳二（以上富山支部）‖山内大次郎、生方政芳（以上北海道支部）

漁業條約實施第一年に際し露側の態度は條約に悖るものなり、依つて吾人は我政府を督勵し國家の既得權益擁護の爲飽まで露側を反省せしめ以て目的の貫徹を期すといふのが實行委員會組織に當つての組合の決議であつた。

それと共に一方組合は一月二十九日付を以て舊組合長であり、清沛内閣當時の農商務大臣たり、現に貴族院研究會の領袖たる前田利定子を組合顧問に推薦し、政界方面に對する陣容を固めることも忘れなかつた。

組合は問題の交涉一切を政府當局に一任した。外務當局は在モスクワ酒匂代理大使に訓令して露國政府當局と折衝せしめた。

いづれも同じく國益擁護の見地に立つとは云へ、より複雜な立場を持する政府就中外務當局がより單純なしかも直接利害の立場にある組合の如く、しかく露國に對して排撃的、猪突的態度に出得なかつたことは已むを得ないところであらう。

が兎に角外務當局は、前掲本年漁區貸下條件中露國側が日魯漁業條約の規定に違反せりと思惟されること等を理由として依然滿足の意を表せず、露國の態度を誠意なきものとして更に追求的交涉の不發表、既營漁區の國營への奪取等について露國政府當局と接衝した結果、露國政府は二月十五日に至り、浦潮外交部より同地駐劄本邦總領事館へ向け次の如く通告して來た。

一、新漁區百十五區の追加發表を要望せるに對しては次の五十二ケ所（鮭鱒四十六蟹六）を追加發表す

鮭鱒練漁區

沿海區	二	オホツク區	六
イーチヤ區	七	西勘察加區	十
カラギン區	十八	オリユトロ	
		ワナリン區	三
蟹漁區			
沿海區	四	イーチヤ區	一
西勘察加區	一		
合計	五十二區		

二、露國々營が回收を要望せる舊漁區三十ケ所の中個人經營の拾二ケ所に對しては回收要望を撤回する。從つて會社（日魯）經營十八ケ所に對しては尚回收を要求す。

三、漁獲制限高は昨年通りに修正するやう極東漁獵廳に訓令する。

即ち露國側では前記の如き讓歩を示したが邦人當業者は露國の追加發表せる漁區が、要望總數の半數以下に過ぎざること、其大部分が比較的不良漁區たること、國營要望漁區中日魯のそれを除外せること、漁獲制限高の緩和についても單にハバロフスク極東漁獵廳に訓令するだけでは從來の實例即ち地方官憲の非妥協態度に徵して樂觀を許さないこと等を理由として依然滿足の意を表せず、露國の態度を誠意なきものとして更に追求的交涉の

綫開を必要と認め、殊に新規開設要望漁區については第二回追加發表を要望し、外務當局亦これについて露政府との間に交渉を進めることゝなつた。

然るに一方二月二十八日と發表されたる本年度漁區競賣期日は目睫に迫り、之に對する參加不參加問題は果然邦人漁業家の當面する重要問題となつた。之について露領水產組合は二月中旬今年出漁方針として

一、既營漁區に對しては競賣に據らず貸下げを要求すること

二、新規開設漁區に對しては競賣に參加すること

の二項を決議したが、然し組合內の見解は次の點で必ずしも一致を見るに至らなかつた。といふのは舊漁區の經營者は前記一の要求が露側に容れられない場合新漁區の競賣に參加しない手段を取る可しと云ふ事を主張し、新漁區のみの出願者は昨年度の結果に懲り、何等の保證を與へられぬ間は新漁區競賣不參加に同意し難しと爲し、此まゝ推移する時は邦人當業者の足並が亂れ內部の不統一を暴露する結果を招致する惧をすら釀成した。

之と前後して露國側は種々條件の緩和を決定し、本邦側に通告して來たが其主なるものを摘記すれば

一、新規開設漁區二十箇所の第二回追加發表、其監視區別內譯は

鮭鱒棟漁區

沿海區	一	オホツク區	二
イーチャ區	一	西勘察加區	二
カラギン區	八	オリユトロナワリン區	一
蟹漁區	二	イーチャ區	二
オリユトロナワリン區	一		
合計	二十區		

二、閉鎖漁區中六ケ所を新に開設許可

三、國營の回收要望漁區中四ケ所の回收要望を取消す

四、貸下條件として五分稅を廢止す

五、借區料前納金六割五分とせるを五割に讓歩す

六、船內加工を許可す

七、最終漁期九月七日を十月十日まで延期す

八、罰則を輕減す

九、奇數偶數年度別漁獲制限を撤去す

十、國營企業の露國個人漁業家援助を差控へる

かくの如く露國は新規漁區以下各種の貸下條件について著しく讓歩的態度を示し來つたが、國營要望漁區(日魯既經營)其他については斷固として強硬態度を持し、相讓らなかつた。

競賣期日を一週間後に殘して二月二十日開催された、露領水產組合臨時總會は、依然紛糾を示した。即ち露側の讓歩によつて出漁條件をより有利にした組合員中の或者、就中函館、富山、新潟支部員等は、かくの如く出漁條件の緩和を見た上は、二十八日の競賣に參加するを妥當とし、且つ餘りにも時期切迫して開かれたる組合會議の遲延を一部幹部の策動によるものなりとして怨嗟の聲を放つ者すら出で一方外務當局も懸案事項は極力露側と交涉を進めることとし、條約の規定を尊重して二十八日の競賣に參加するやう組合側に勸說したが、組合の大勢を決する組合幹部の强硬態度採用方針に押されて、翌二十一日に持ち越した組合會に於て「漁區競賣に關する諸條件が未解決なる爲來る二十八日の競賣には參加せぬ」ことを決議し、政府に此旨陳情するところあつた。船便其他日程の關係上二十八日までに浦潮上陸は困難となつたので外務當局としても組合の方針を承認し、二十一日夜駐露酒匂代理大使に向け競賣期日を二週日の間延期するやう交涉方を訓電し、同大使も此方針によつて露政府當局と交涉したが、邦人側の不參加決議に反感を挑發された露側は既に一旦公表せる競賣期日の延期不可能なる旨を回答せるもの〻如く、日本人の不參加が明白となつた今日露側が果して競賣延期交涉に同意するや否やに多大の注意を向けた日本人側の期待は裏切られた。豫定の如く二月二十八日極東漁獵廳長官ゴロフスコイ立會の下に、浦潮に於て同日午後一時より三時間に亙り露國側個人漁業家十三名によつて入札が行はれたのである。

五、露國の單獨競賣斷行

此露國單獨競賣施行の結果入札漁區數百九ケ所の中

一、邦人既營漁區鮭鱒十七ケ所、蟹一ケ所

二、新漁區、鮭鱒五十四ケ所、蟹六ケ所

三、露人既營漁區　九ケ所

合計八十七ケ所が十一名の露人によつて價格九十六萬二千七百二十二留の高値で落札された。落札者及落札値段左の如し。

一、ルイボブロズクト二ケ所　二〇、八八〇留

二、コズロフ　五ケ所　五〇、八〇一留

三、ボリツシエ・レッキー・コオペラチーヴ　一ケ所　一五、〇〇〇留

四、ルイボ・ブロズクト　三十三ケ所　四〇四、四〇〇留

五、ルビンシテイン　四ケ所　二四、〇〇一留

六、ナデツキイ　一ケ所　二三、六五〇留

七、レスノワ　二ケ所　九、四四〇留

八、リユリ商會　十六ケ所　二〇二、六〇〇留

九、ウオロコフ組合　七ケ所　五二、五〇〇留

十、プリム・ルイブ・セリソユーズ　八ケ所　八〇、一五〇留

十一、シンケウイチフリプコ　八ケ所　七九、三〇〇留

「此情報を得た日本側當業者は諸懸案未解決のまゝ單獨競賣を斷行せる露側の態度を不當なりとし、既得權益擁護の立場から飽くまで之を排擊するの態度をもつて露國の單獨競賣無效を宣し、日本政府當局も亦、日本側の參加無く、出漁條件未解決のまゝ施行され單獨競賣の無效と條約違反とを指摘して嚴重露側に抗議し善後處置を講ずることゝなつた。

時偶々開會中の日本議會に於ても日露漁業問題は與黨代議士佐々木平次郎氏、民政黨代議士阪東孝太郎氏等によつて政府に質問されたが、男爵坂本俊篤氏は三月五日の貴族院豫算委員會に於て、二月二十八日の露國單獨競賣に關連して次の質問を政府に提起してゐる。

漁業關係

「私は日露漁業問題について外務當局に御伺ひ致したい、露國沿岸の我漁業權は申すまでもなく光輝あるポーツマス條約に淵源を致してゐるので あつて此權益は飽くまで擁護せなければならぬのであります。昨年の幕莫斯古に於て御批准に相成りまして幾多の面倒の搦んで居つた此條約が成立致しました事は當局の御苦心に對して吾々の大いに感謝するところであります。然るに最近浦潮斯德方面に於て即ち二月二十八日此日に於きましては漁區の競賣が行はれたのではありますが、此競賣法は果して公正に行はれたのであるや、果して然らずとせば之を無效として我權益を擁護するの途を講ぜらるゝや先づ此二點について今回日露兩國の間に此條件に對して行はれましたる折衝と同時にお尋ね致したい」

之に對して外務次官森恪氏は政府委員として次の如き答辯を與へてゐる。

「此條約が成立するまでに到りましたことは只今坂本委員の仰せられました重要性を帶びたものでありまして其條約によつて今回の先月行はれました二十八日の競賣が行はれたのであります が、之に對しまして露西亞の今日の國情が中央政府の意思が十分地方官憲に徹底して居らないのではないかと見られるやうな節も多々感ぜられたのであります。ところが第一回競賣の無效を宣する日本側では當然の結論として再競賣をも認めず懸案解決を先決條件なりとして依然再競賣不參加を聲明し、三月十二日在浦潮長尾露水噸とか日露兩國の此漁業歷史について好ましからぬ樣な結果の生ずる虞あるやうな點を防いで置きたいといふ考で折衝を致したのであります。然るに此二十八日までには不幸に致して帝國政府の意志が十分先方に徹底致さなかつたと見えまして兎にも角にも露國側で此二十八日に競賣を行つてしまつたのであります。併ながら此競賣は明らかに帝國政府の信じまする所によりますと條約違反の點が多い。而して其競賣も公正に行はれたものであると信ずる譯に參らないやうな感じを與へる點が多々あるのであります。で政府は目下此點に對しまして條約上既得權益に基いて、當然の權利に基いて目下露國政府と交涉致して居ります。大體斯樣な關係を申上げまして御答に代へる次第であります」。

莫斯科に於ける日露兩國政府代表は連日交涉の結果、露國は問題發生當初よりの懸案たりし

一、新漁區若干を更に追加發表すること

二、漁獲制限高は昨年度通りたること

の二件を發表し、更に二十八日の露人競落漁區中日本人既營の十三ケ所を撤回し讓歩振りを示した。

日魯漁業條約は本競賣後二週間以內に再競賣實施を規定して居り、露國は此規定によつて三月十五日に第一回競賣に於ける有效競落七十四漁區を除く以外全部の新舊發表漁區を此再競賣に付することとした次第である。ところが第一回競賣の無效を宣する日本側では當然の結論として再競賣をも認めず懸案解決を先決條件なりとして依然再競賣不參加を聲明し、三月十二日在浦潮長尾露水噸

託宛此の旨通知し、我外交當局も亦單獨競賣による競落漁區の取消と第二回競賣の延期を交渉したが、之に對しては露國政府は飽くまで強硬態度をもつて反對し、若し日本側の參加無くば第二回單獨競賣の施行を辭せずとし、イヴウエスチヤ紙は

日本漁業家の競賣不參加は漁業條約を廢棄し、以て監視無しの自由出漁を決行せんと企圖するものである。

と批難し、兩國の對立と紛爭は漁期の切迫につれて時と共に高調し、解決難を加へて來たが此形勢の下に露國側は聲明通り三月十五日午後一時から浦潮に於て邦人不參加のまゝ再競賣を決行した。參加者の顏觸れは大體前回通りロシヤ人のみで入札パケットは九通に及んだが競賣委員會は審議の上競賣漁區の多數なるにも拘らず入札參加者が少數であるといふことを理由として入札受付を續行することゝし、パケットは開封せず其まゝ一括封印した。

六、日本人の競賣參加へ

かくて徹底的に行詰つてしまつた今年度露領出漁問題就中日本人の競賣參加問題に微かながら解決への轉機を與へたものは、三月十五日の再競賣直後に於ける露國の妥協的態度であつた。露國政府は我交涉當局へ向け、二月二十八日の競賣に於て露國個人漁業家に落札したる漁區中、日本當業者の出願にかゝる新漁區四十一ケ所、舊漁區四ケ所を露國當業者をして日本側に還付せしむるやう斡旋すべし」と申し入れた。之れ日本側をして單獨競賣の有效を認めしむるもので、その點、交換條件的意味の妥協案であつた。此妥協案に對し日本側當業者は、種々對策凝議の結果

一、二十八日の競賣は無效を主張して來た關係上露國政府の斡旋する云々の申出のみにては不安であるが、邦人の出願關係漁區を無條件還付するやう保證を取り二十八日の競賣無效主張を讓歩すること

二、日本當業者は漁業約の規定により露領漁區の獲得權を有してゐるものであるから、露國側より漁區還付に際し、賠償等を要求することあるも惡例を後日に殘すことになるから絕對に之を排除すること

等を骨子として妥協案を政府當局に提議交涉を進むることゝなつた。

其後駐日露國大使トロヤノフスキイ氏も本問題解決のため積極的に乘り出し、三月二十七日外務省の菅通商二課長、島田書記官と會見、妥協案を協議した結果次の如き諒解に到達し、こゝに邦人側の漁區競賣參加の道が開かれた。

一、漁區貸下條件中罰則に關する規定は追つて適當に修正すること、其他は大體從來の實例によること

二、既設漁區を不當閉鎖したる中一ケ所を除く外續開すること

三、漁獲標準高基本數は昭和二年度によること

四、二月二十八日露側によつて施行したる競賣は之を次回に再開すること

五、次回競賣に於て入札に附すべき漁區は第一人の落札したる八十餘漁區を除きたる全漁區とすること

六、次回競賣に於て日露兩國人參加するも我方の要望漁區は一區乃至二漁區を露人において入札するかも知れざるも、大體我方の要望漁區は落札せらるべきものとす。

七、三月十五日露側より入札したる九通は多分九ケ所の漁區と見做す其他は露側は二月二十八日の競賣に於て落札したる漁區を以て最早滿腹し、この上消化する能力無き故、日本側は競賣に參加するも極めて安全である。

八、萬一不落漁區ある場合は條約の規定により再競賣を施行すること

九、次回競賣に於ける各漁區の最低評價は條約の規定を基準と見做すこと

三月二十七日我政府當局から右の如き諒解事項を示され、且つ何等危惧する處なく競賣に參加せよと慫慂された露領水產組合では、露國々營企業の要望漁區問題其他未解決問題は彼我政府間の別途交涉に殘して、前記の條件を承認し、且つ條約實施第一年度に於て萬遺漏なきを期するため外務農林兩省からの參加立會を要望して愈々四月五日浦潮に施行さる可き三百六十五箇所の露領漁區競賣に參加する事に決し、入札監督の爲外務省から島田書記官、農林省から越田技師、當業者代表佐々木平次郎、平塚常次郎の兩氏を始め一行總勢三十名は三月三十一日敦賀出帆、四月二日浦潮に到着し、極東ソヴエート執行委員會次長マモノフ氏始め露側要路者の歡待を受け、只管四月五日の競賣日を待つた。尙こゝに書き添へて置きたいことは競賣に先だち佐々木平次郎氏が日本漁業當事者一同を代表して、競賣施行委員長宛左の如き書面を手交し、諒解を求めたことである。

……(前略)豫て貴下の了解を得候漁區貸下條件の修正並に漁獲標準高の增加問題の許容に關しては競賣執行後迅速に日本漁業者の爲め有利に解決せられ以て兩國親善關係の增進に資すべき誠意を示されんことを懇請致候、日本漁業者代表等は前記貸下條件の修正及漁獲標準高增加問題は必ず競賣直後解決せらるゝことゝ深く信賴し誠意を以て競賣に參加するものに有之候」……

島派の日魯漁區奪取事件

一、四月五日競賣の結果

昨年末に始まつて本年四月上旬の漁區競賣直前に至る日魯兩國の本年出漁問題紛糾の經緯は前揭の通りである。偖て競賣は豫定通り四月五日午前十一時から浦潮極東漁獵廳沿海區事務所に於て開始された。

入札開封は引續いて午後一時半から始められ、豫定の如く順調に進んで行つた。所が終りに臨んで意外なる椿事が突發した。といふのは日本側落札二百四十七漁區中既存優良漁區と稱せらるゝ日魯漁業會社の七十七漁區、西出商事株式會社の一漁區合計七十八漁區をば所謂「覆面の怪物」宇田貫一郎氏の手に落し去つたのである。而も其入札價格たるや二百九十五萬六千四百四留、實に前年度借區料の約四倍と云ふ高値であつた。一同は唯

唖然たるの外は無かつた。

當日入札締切の數分前、悼たゞしげに馳付けた一露人が悠揚と大封筒をさし出して入札した。此露人こそ宇田覆面郎の代人コルサコフで、その封筒そのものこそ近來稀に見る國家的否國際的規模と視野に於ける醜い紛擾の禍因を孕んでゐたものであつた。

後日宇田氏一派は種々と强辯したれども、日本

〔不當入札差額〕

二、三二一、二、五九七留	
三六、三八五	
二、三四八、九八二	
六五七、七一五	
三、〇〇六、六九七	
一〇、一一〇留	
一一、一四〇	
二五、五二〇	
六、五一〇	
四、五〇〇	
三、五〇〇	
四、五〇〇	
三、五〇〇	
三〇、二六〇	
三〇、一二〇	
二九、一二〇	
三二、五二〇	
三二、五二〇	

では「不當入札」は終に通り名になつて了つた。何故に一般が之を不當入札なりと言ふか？三年度の借區料は合計八三〇、四二三留なるに對して、宇田氏の四年度借區料は三、八三七、一二〇留で其差實に三百萬六千六百九十七留、依つて之が五箇年間の累計千五百三萬三千四百八十五留をば徒に露國に納入せねばならぬ破目になつたからである。左の數字は之を雄辯に語つてゐる

〔四年度借區料〕(宇田)

二、九五六、六〇四留	
四一、一四六	
二、九九七、七五〇	
八三九、三七〇	
三、八三七、一二〇	
六、二一六留	
六、八七七	
一五、八七〇	
三、九六八	
三、三〇七	
二、六四五	
三、三九五	
二、六四五	
四、五五七	
八、一〇〇	
三、六三一	
七、九三五	
七、〇六五	

〔三年度借區料〕

六四四、〇〇七留	
四、七六一	
六四八、七六八	
一八一、六五五	
八三〇、四二三	
九八七留	
九八イ	
一〇五	
一〇五ア	
一三〇ア	
一三〇デ	
一三五ェ	
一三五ェム	
一六一ア	
一六一グ	
一六一デ	
一六二	
一六三	

鮭、鱒漁區の部

(漁區番號)	(昭和三年)(落札價格)留	(本年宇田)(落札價格)留
九七	一、五二二	二、五一〇
九七ア	四、六二九	七、五一〇
九七ウェ	四、六二九	七、五二〇
九七ジェ	五、一五八	八、五二〇
九七ゼ	三、五七一	五、七二〇
九七カ	三、五七一	一〇、一六〇
九七オ	三、三〇七	五、三五〇
九八ベ	二、六四五	四、二五〇
九八ウェ	二、九一〇	四、六六〇
九八ェ	一〇、九七七	七、五七〇
九七ジェ	七、九三五	一〇、〇〇〇

一六八	五、八三〇留	三五、一二〇留	二一六カ	七、〇六四留	四一、一四〇留	三五、一二〇留	二一六カ
一六九	五、一一五	三〇、一六〇	二一六エリ	九、二五八	四三、一四〇	三〇、一六〇	二一六エリ
一七一ジェ	四、二三二	三一、一六〇	二一六エム	九、〇二〇	四一、一四〇	三一、一六〇	二一六エム
一七一カ	六、五四〇	四二、一一〇	二一七ア	三、九三八	七〇、一二〇	四二、一一〇	二一七ア
一七一エル	一四、四	九二、一一〇	二一九	一〇、五一五	九二、五一〇	九二、一一〇	二一九
一七一エム	七、二〇二	四二、六二〇	二二六	九、三九〇	九三、一一六〇	四二、六二〇	二二六
一七一エヌ	六、六七三	四三、一二〇	二二九	二三、八〇五	一一、五五〇	四三、一二〇	二二九
一七一エヌ	六、六七三	三五、一六〇	二四一ジェ	四、六一二	四一、一五〇	三五、一六〇	二四一ジェ
一七一エリ	六、九三七	四二、六二〇	二四一ア	二、二三四	七〇、一七〇	四二、六二〇	二四一ア
一七一デ	？	？	二四一エ	一〇、九七七	六三、八六〇	？	二四一エ
一七三	一三、〇九三	五七、一二〇	二四一ウェ	一九、八三八	九三、一二〇	五七、一二〇	二四一ウェ
一七四	一〇、三八三	四一、一二〇	二四五エ	一一、六〇〇	二八、六六〇	四一、一二〇	二四五エ
一七八	九、〇六〇	四一、七六〇	二四五カ		九、六六〇	四一、七六〇	二四五カ
一八四	八、五六四	四一、一四〇	二四五イ		四〇、六四〇	四一、一四〇	二四五イ
一九一	九、九〇一	三五、一六〇	二四五ゼ		四〇、六四〇	三五、一六〇	二四五ゼ
一九三	一〇、八三〇	三五、一六〇	二四五ジェ		四〇、六四〇	三五、一六〇	二四五ジェ
一九四	八、一三四	三五、一二〇				三五、一二〇	
一九五	七、七〇五	三八、五〇〇				三八、五〇〇	
一九五ウェ	八、〇六八	三七、一二〇				三七、一二〇	
一九八ア	一七、二五〇	四〇、六六〇				四〇、六六〇	
一九八ベ	八、三一四	三五、一四〇				三五、一四〇	
一九八デ	五、八五〇	三八、一二〇				三八、一二〇	
二〇二	一一、八三八	七一、二〇〇				七一、二〇〇	
二一五	一〇、七八〇	四五、六六〇				四五、六六〇	
二一六ア	二三、八〇五	一〇、五五〇				一〇、五五〇	
二一六ベ	七、〇二六	六八、五六〇				六八、五六〇	
二一六エ	七、六八九	四八、一六〇				四八、一六〇	
二一六エ	四、八三六	四八、八〇〇				四八、八〇〇	
二一六エ	八、六八五	四一、一七〇				四一、一七〇	
二一六ジェ	七、四五三	四四、一一〇				四四、一一〇	

二、陰謀組の正體

蟹漁區の部

（漁區番號）

（昭和三年落札價格）		（本年宇田入札價格）			
一四、四〇〇留	七、〇六四留	六六、一二〇留	四一、一四〇留	三五、一二〇留	二一六カ
一四、二七〇	九、二五八	六六、一二〇	四三、一四〇	三〇、一六〇	二一六エリ
一四、六五〇	九、〇二〇	七〇、一七〇	四一、一四〇	三一、一六〇	二一六エム
一四、二七〇	三、九三八	六六、一二〇	七〇、一二〇	四二、一一〇	二一七ア
一四、四〇〇	一〇、五一五	六四、一二〇	九二、五一〇	九二、一一〇	二一九
一三、一五〇	九、三九〇	四〇、六四〇	九三、一一六〇	四二、六二〇	二二六
九、四〇〇	二三、八〇五	四〇、六四〇	一一、五五〇	四三、一二〇	二二九
九、二五〇	四、六一二	四〇、六四〇	四一、一五〇	三五、一六〇	二四一ジェ
九、二七〇	二、二三四	四〇、六四〇	七〇、一七〇	四二、六二〇	二四一ア
	一〇、九七七		六三、八六〇		二四一エ
	一九、八三八		九三、一二〇		二四一ウェ
	一一、六〇〇		二八、六六〇		二四五エ
			九、六六〇		二四五カ
	四、五〇〇		四〇、六四〇		二四五イ
	六、八〇〇		四〇、六四〇		二四五ゼ
			四〇、六四〇		二四五ジェ

この入札の結果が競賣立會の並居る本邦代表者を寢耳に水の驚きをもつて吃驚させたことはいふまでもない。飛電は當の日魯を始め露水組合、日本政府當局を極度に面喰はした。「嚇、宇田何者ぞ！」と日魯の堤氏が激語したのも無理からぬことであつた。今までソヴエート政府を敵手として爭つて來た彼等は、突如として內部に湧いて出た「覆面の士」「陰謀組」と眞正面から對立してしまつた。此の影響は大きかつた。しかもそれは何よりも先づ日本の株式市場に時ならぬスペキレーションの、大渦を捲き起した。即ち漁區競賣日の翌日四月六日近頃平穩の兜町市場に於て日魯漁業株の短期に亂手を振る者が現れ、忽ち同株は立會停止となつた。間もなく立會つた長期の取引も一氣に十七八圓方の崩落を演じ、日魯株の賣叩きによつて陰謀組の占めた利鞘約三百萬圓と傳へられた。陰謀組を賣方とし、日魯を買方とする株式戰は其後旬日に亘り鋭い睨み合を以つて持續され、遂に買方は賣方に對して高率の逆日歩を附するに至つた株式市場は常に何者よりも賢明であると云はれてゐるが、此株式市場に於ける陰謀組の一大スペキレーションは、一般人をして當初此の事件の原因を單に日魯株攪亂による利鞘稼ぎの爲と信ぜしめた。

ところが間もなく陰謀組の覆面が取れ、その頭目には其名本邦財界に隱れもない島德藏（元日魯社長）氏の如き切れ者を頂き、參謀乃至幕下に元日魯專務中山說太郎、同篠本支部長中瀨捨太郎、乾の番頭西川末吉、中山の片腕宮川豐吉元日魯社員藤井猪之介、元露領漁業家兒島侃二等

資力と漁業智識と謀略とを兼ね備へた一團が控へ、然も彼等はその所屬する財力關係から久原遞相、田中首相乃至政友會と種々の因緣關係を持ち久原遞相の如き今次の事件に直接關渉してゐるとすら傳へられた事によつて、今次の事件が最初豫想された以上に計畫的な大事件であり、解決の容易ならざるを思はせた。即ち最初比較的簡單に片づくと思つてゐた一般は、陰謀組が意想外に强力で、資本金四千萬圓の日魯とすら眞正面から堂々と取組むだけの力を持つてゐることを知るに及んで、一面國家的權益を掻き亂す彼等の行動に顰蹙しながら、近來稀に見る大芝居に臨んだやうに、事の成行に益々片唾を呑んだのである。

三、事件の遠因近因

偖てこの島德を頭目とする一派の漁區奪取計畫は如何なる遠因近因により、如何なる徑路をとつて造り上げられたか。漁區奪取由來記を左に揭げてみる。

明治四十年といへばポーツマス條約の基礎に日魯漁業協約の締結された年で今から二昔もそれ以上も過去に屬する當時北洋漁業の中心地函館に一井商會といふ漁業團體が出來た。出資者は現在の久原遞相、中山說太郎氏が久原の代理として同商會を牛耳つた。最初朝鮮や樺太方面へ出漁したが旨く行かなかつた。で、それ以前露領勘察加地方に出漁して好成績を擧げつゝあつた堤清六氏に倣つて一井商會もこの方面に轉ずることゝなつた。同時に其名を日魯漁業會社と改めた。其際久原一派は手を引いて、島德藏氏が之に代つた。社長が島、專務が篠本鼎、庶務課長が宇田貫一郎、何れも今度の事件の立役者である。やゝ立後れの氣味で勘察加方面も好い漁場が得られず、會社は金に詰つて增資した。島氏が堤氏を說いて株を持つて貰つたのは此時である。それから一、二年經つと島氏はその全持株一萬株を一株百圓で堤氏に讓渡し、日魯から去つた。此時の事を島氏は堤氏に乘せられたのだと云つてゐるし、堤氏は島氏に乘せられたのだと云つてゐる。どちらが本當か分らないが、いづれにしてもこれを轉機に會社の實權が島から堤に移つたことは事實である。此會社は其後堤商會及輸出食品會社と合同し、今日の日魯漁業會社となつた。貸金の關係上三井から櫃野禮助（現日魯專務）目貫禮三の二氏が會社へ入つた。會社が名實共に堤一派の手に渡り異端的位置に追ひ落された事に卿むところある篠本、宇田兩氏は目貫新重役と殿り合にわたる深刻な喧嘩をした。爾來兩人は堤派を深く恨むだ。

中山說太郎對堤に絡んで、別にも一つ事件がある。

今から四、五年前中山說太郎氏は出資者を得て冷藏船四隻を建造し氷室商會を造つた。が旨く行かなかつた。其結果債權者の橫濱船渠會社に强要されて、冷藏船を競賣に附したところが、日魯の手に渡つた。最初自分の手で下拵へをやつた日魯が世に時めくだけでもいゝ氣持がしないところへもつて來て、造つて間もない冷藏船も勤機は兎に角結果において日魯に取られてしまつたのである。中山は堤一派に對して復讐を企てた。

其手段として機會ある毎に日魯漁業株を買占めそれが五六萬株に達した。それで資各十分と見て中山一派は重役の割込を交涉した。だが日魯では體よく之を斷つた。中山一派の日魯に對する敵意は益々强く煽られた。

島德、中山、篠本、宇田と陰謀組の顏觸れを見てくる時何れも皆多かれ少かれ日魯に對して怨みを懷く面々である。彼等によつて日魯漁區奪取の筋書が書かれた。積年の怨みを晴らし同時にしたゝま懷ろを利するために、さて如何に書かれたかを次に檢索しやう。

四、陰謀の筋書

陰謀の具體化は兒島侃二氏の東上によつて始まる。氏は一團の幕下に參ずる一人であり今度の事件で直接浦潮に使者として旅立つて露人を代理人とし宇田名儀で漁區を競落するために缺くべからざる役割を演じた。元露領漁業家である。帝國ホテルに滯在中の中山說太郎氏からの不意の長距離電話に、匆惶東上して二月十八日東京驛に着いた兒島氏は、これも今度の黑幕に參ずる一人藤井猪之助氏の迎を受けて直ちに帝國ホテルに赴いた。中山、藤井兩氏は開口一番『君このホテルには日魯の重役眞藤愼太郎君も同宿してゐるから絕對に室外に出ないで呉れ給へ』と釘を打つたが、全く監禁されたやうな印象を受けたと兒島氏は後で人に語つてゐる。

中山氏は次のやうに語る。

『君に上京を願つたのは片々たる私用私件のためでなく、邦家のため奮起をお願ひしたいと思ふからです。君も御承知の通り日本も今日既に人口食

糧問題で行詰を生じ放棄して置いたら將來國家を亡ぼすやうな由々敷い慘狀を惹起する虞れがある。所で之が解決方法としては地理的にも絶濟的にも將た又國際關係に見るも極東西伯利の富源開發に據るの外はなく、其中でも我露領漁業權を確保し露領漁業の一大發展を實現する事は最も手近かな且つ緊切な方法であろうと思ふ。然るに現在之が經營に當つてゐる主要團體たる日魯漁業の遣り口を見るに徒に大言壯言して我國權擁護と露國々營企業排撃を叫びながら裏に廻つては國營に資金を融通し乃至は之と提携したりするやうな不信義をやつてゐるではないか。過般の漁業條約調印にあたつて一般の期待を裏切つたばかりか、拔騙的術策を弄し不信義を敢てしてゐる。一口に言へば私利私慾のため公益を無視し國利民福を犧牲に供するといふ遣り口である。殊に函館に於ては會社の勢力を背景にして妄に市政に關與し市長問題等無暴なことばかり遣つて市民の怨嗟を買ひ重大な使命を持つ國家的事業會社を公益の敵たる狀態に陷ちしめてゐる。こんな徒輩にかゝる大事業を任して置いては國家の一大損失で、將來私利のため所有漁區全部を露國の國營企業に賣つけるやうな場合すら無いとは斷言出來ない。で眞に漁業權を擁護して露領漁業を確立するには先づ日魯の手から漁區を奪取せねばならぬ。彼等はこの貴重な國權を行使する資格を缺いてゐる。そこで僕達は一大決心を以て漁業條約の完全なる適用第一年たる今度の浦潮漁區入札に日魯の舊漁區全部を僕たちの手に競落し經營はさして急がなくとも經營權を完全に確保して置きたい。又一方では宮川氏と

計り日魯株を百十餘圓に先賣してゐるから計畫せる漁區競落實現の曉には六十圓位に暴落する事請合である。その時莫大な利潤となり一年間不經營から生ずる缺損の如き立ちどころに埋まつて了ふ等である。今漁業問題が紛糾してゐるから露水組合は不參加を決議するかも知れない。若しそうだとすると僕たちは無競爭で漁區を落札し得ることゝなる。でこの際君にお願ひしたいことは是非一つ浦潮に赴いて入札の方の仕事を擔當して貰ひたいことだ。ロシヤ大使館との連絡は中瀨君が擔任してゐるから時々情報を齎らして吳れるし、旅券手續は政府筋を辿り極めて簡易に交附して貰へる。殊に大使館の査證などは中瀨君の手から最も迅速に受けられる。浦潮に滯朝鮮銀行の爲替とする場合は日魯側に漏洩する處があるから正金銀行で哈爾賓に送金取組み同地でチエルウオネツに換へて、大使から國境守備隊宛の添書を貰つて行く時は無檢査で露支國境を通過出來る、チエルウオネツは二重底のトランクに入れて持ち込む計畫である。尤も哈爾賓から露國の國境に入り込むまでの仕事は中瀨君が之を擔當し同地から君が浦潮へ向ふと同時に中瀨君は東京に引返し、やがて組合代表に化けて渡浦するといふ目論見だ。報酬として利益の三分の一は君と藤井其他で適當に分配し給へ……』

又た一團の藤井猪之介氏は、陰謀の種蒔かれ芽生えつゝあつた過程について兒島氏に次の如く語つた。

『自分は二月七日促されて上京した。當時中山氏は旣に中瀨、リユリー（露人漁業家リユリー商會主）氏等と共に、この計畫を進めてゐた。當時の計畫はリユリー名儀にて日魯舊經營漁區全部を奪取することゝなつて居り、謀は着々實行の手段に向つて進みつゝあつたが、併し一面考へてみるにリユリーは莫大な債務者である關係上斯かる人物との提携はあまりに大きな危險を負擔せねばならぬといふことになり、遂にこの方は沙汰止みとなつた。そして之に代るに寧ろ適當な日本人名義で競落する方が有利且安全であるといふに議一決し、その人選を中山氏から僕に託された。そこで僕は第一の適任者として君に白羽の矢を立てたのだ。中山氏は純然たる他人を一味徒黨に連判させることは果して名策かと憂慮して大分難色があつたが、結局同意して君の上京を促すに至つた譯だ。個人旣經營の漁區は一ケ所も侵さぬことゝし蟹漁區十五、鮭鱒五十數ケ所計七十數ケ所を獲得する方針である』といつて藤井氏は漁區表の採點せるものを手に擴げて示しながら言葉を續けた。

『目的が達せらるれば株式の鞘で大儲が出來るから萬一組合が干渉して今年の出漁が出來ぬ場合は休業しても差支へない。經營資金調達の了解はすでに出來あがつてゐる。又日魯が漁區の讓受を交涉してくる場合には法外な値段を以てさへすれば之又調談不能に終る外なかるべく、どのみち日魯の運命は風前の燈火である。橫暴を極めた積惡の報が來る譯だ。目的達成の曉は個人小漁業家は勿論一般は自分等の擧に痛快を叫ぶこと請合である。浦潮の競賣所に君は姿を現はしては好くない。無名の露西亞人に札を托して入札せしめること

とゝしたい。唯だ無名と云つても大金を托さなければならぬので相當信用ある露人を選ぶ必要あり結局元パンカラ漁場コールキン氏の支配人をしたコルサコフ氏を定めた譯である……』

中瀨氏は毎日一回ホテルにやつて來て帷幄に參與したと云ふ。二月廿一日組合總會で愈々不參加と態度決定を見、政府から露國に延期交涉を開始することゝなつた時、中瀨氏は同夜半ホテルに現はれ其顚末を報告したので延期競賣に參加しても詮方ないとして一黨の策戰が變更さるゝに至り、兒島氏は禁足同樣のホテルから解放されることゝなつたので、日本橋區通一丁目松葉屋に轉宿せんとしたところ、中瀨氏曰く『あそこには組合の井出氏が泊つてゐるからイカン』と注意され、定宿の下谷仲徒士町辰見屋に赴くことゝなつたが、轉宿の折中山氏が當座の小遣として五百圓提供したけれども、自分は之を辭退し其代り當方から『愈々決行する場合は自分も生命がけの仕事だから成功報酬は素よりだが、內拂として十萬圓前渡されたし』と申出たに對し、中山氏『十萬圓は困るが五萬圓位なら好い』と折合はずその座はそのまゝ別れた。

ところで一團と袂を別つた兒島氏は一先づ前記の辰見屋に落着いたが寢耳に水の如く突如として打明かされた謀略の性質の重大さと自分に課せられた役割の重さとにとつおいつ考へぬいた末、何等かの方法で事件をうまく解決するためには先づ積年の親友であり北洋俱樂部理事にして露領漁業問題に造詣深き小山富三氏に相談するに如かずとなし、ホテルを去つた日の夕、府下中野打越の小

山氏宅を訪れて前述の如き策謀の仔細を物語つた。

そして兒島氏は之が對策として日魯による陰謀團の買收說を提言し『中山說太郎氏周圍の有象無象は皆利にさとい連中故、此際日魯として五萬か十萬を投出して彼等を買收し、ドタン場で鼻を明かすことが一番の良案かと思ふ。今若し表向き自分が彼等から脫退すれば反逆變心者扱ひされるばかりでなく、どうせ膳立ての出來た陰謀の事故彼等は斷念する氣遣ひなく他の何人かを任命するに至ること必要である。そうなれば先方の內情も分らず却つて險呑だから自分としては此際寧ろ進んで石鹼賣込のことなどで平素好意を以て迎へてくれる日魯の平塚氏に內情を明かしてみたい希望を持つてゐる。貴君のお考へ如何?』と問はれて小山氏も事件の重大性、平塚、眞藤諸氏との交誼にかんがみて此提言に同意し、十時過ぎ平塚氏と會見し、善後策につき種々獻言したが、當時平塚氏は中山氏一派をテンデ眼中に置かず、『彼等に金などとある筈はない、宣傳に過ぎぬ、又會社でそんな買收費など支出すれば重役背任罪となるからどうも困る』と頭から受付けず、兒島氏に對しては『兎も角そんな大事を打明けて吳れた君の好意は感謝するが何も彼等の据膳を辭退する必要などない、十萬でも五萬でも前渡金を取れるだけ取つたが得ではないかハハハハ』と事もなげに笑にまぎらして了つた。

其後二月廿八日兒島氏から小山氏の許へ、退京に際し至急面談したき旨ウナ電二通着いたが小山氏は時間の關係上遂にこれを果し得ず、兒島氏よ

り着せる二通の書面（一通は三月七日付博多發信）にも、一黨の計畫は出金難のため挫折し、氏自身も參劃を斷念したやうな意味が述べられてあつた。だが其後小山氏から兒島氏に發信しても全く囘答無く、稀らしい長旅行の樣子なので小山氏は稍不審を抱いてゐた。其筋の警戒網にかゝらぬ藤井氏の行衛にも多くの不安が繫がれて居つたが、一般に中瀨氏についてのみ警戒されて居た。

所で策謀組は中瀨をして專ら大使館との折衝に當らしむると同時に、反面には出漁問題に就て西南區組を軟化せしむる方策を立てゝ切崩しに着手し、この結果は過ぐる總會に於ける坂本氏の漁區競賣參加促進演說となり、又た新潟支部提案の中瀨氏資格停止決議案に當然贊成すべく期待された東京支部の署名拒否となり、甚しきに至つては中瀨支持禮讚者さへ飛び出すに至つたのであつた。此等のことは當時頗る奇異の印象を與へたが、焉んぞ知らん中瀨一派の策動の結果であつたとは。

四月一日漁區入札のため浦潮に向ふ新高丸の平塚氏から小山氏宛『コジマシドコニイルカ』と來電があつたので、直ちに『ソノゴフミヤツテモヘンジコヌシヨウカイノウエウラジオニヘンヤル』一方兒島氏宛『シユジンマダカエラヌカ、ウラジオニイルノカ』と照會したに對し『マダカエラヌシコクニイル』と返電があつたので、浦潮扶桑舍平塚氏宛『コジマキユウシユウシコクリヨコウチユウ』と打電した。九州と附加したのは兒島氏が三月上旬博多から音信を寄越してゐたためであつた。が、何ぞ計らん、敵は九州四國に無くて平塚氏と同じ浦潮に居た。而かも日魯の地位を覆へさ

うとする恐るべき陰謀の使者として、露人の面を假りて競賣の渦中に在つたらうとは！

五　漁區競落後の策動

宇田貫一郎名義の漁區競落に當面した日本政府は、直ちに在浦潮渡邊總領事に向け「露國側で宇田の入札を確認せば投機を奬勵することゝなる。依つて露國の內政に干渉しない範圍に於て此意味の諒解を求め、愼重審議の上善後處分を請じて貰ふやう」訓電した。之と關連して宇田入札の效力が露國によつて確認されるや否やといふことが日本側の問題となり、事の成行はこの一點にかゝるかの如く思惟されたが、もともと露國の代表的な意見は「競賣確認の公表を妄りに延期することは一般漁業者に迷惑を懸くるばかりでなく、法規上から見ても出來ぬ事になつてゐるから發表したのである、宇田某が日魯漁業會社の既存漁區を競落しやうがしまいが、日本臣民として漁業條約と漁區貸下規定に基き適法に入札した以上は露國としては何等關知する所でない」といふにあつたから露國としては豫定の如く四月九日午後三時に至つて宇田落札を正式に發表し、越えて四月十八日、落札者は租借料前半期分百四十七萬四千四百九十一留、抵代稅三十二萬八千八百五十七留合計百八十萬三千三百四十八留を納入して七十八漁區は完全に宇田一派の手中に落ちた、宇田派は獨立の漁業會社を創設し、本年度より愈々漁業經營に入る旨を發表し、函館市東濱町の目貫の場所には、大日本漁業株式會社創立事務所函館支部なる看板が堂々と掲げられた。一派の中山說太郎氏や宇田貫一郎氏等が當時發表したところによれば、我々は日本國民を競賣に參加せしむるといふ日魯漁業條約の規定によつて本年漁區競賣に參加し、最も合法的に七十八漁區を競落したのである、そして今資本金二千五百萬圓の新漁業會社を設立して漁業經營に著手するが、株は緣故募集だから五月十五日までには設立登記を終へる筈である。漁區の租借料について不當とか不正とか宣傳されてゐるが然し決して高くない。本年は時期が遲いから罐詰製造が出來ぬとしても漁獲高六十萬石を生產する目的があるから此代金を廉く評價しても約一千萬圓に上るのである。だから其一割內外を稅金として納入するといふことは、國際間の商業道德であり、而かも營業者としては斷じて苦痛でない、由來日本漁業者は露西亞官憲の足許に付込んで只奪りのやうな低廉な價格で前後八年間も漁區を獨占して居たのである……今度宇田一派の入札によつて露西亞側の好感は素晴らしいものである。獨り漁業のみならず一般日露國交の上から見て、彼我兩國民の利益は舊に倍することゝ思ふ」と以上が彼等一派の代表的意見であつた。

六、露領水産組合の對策

宇田派と直接利害對立するものは彼等によつて七十八漁區を奪取られた日魯漁業會社及び、事實上日魯を中心勢力とする當業者の組合露領水產組合であつた。從つて此二團體は最初から宇田派に對しても最も強硬に反對し排擊しつゞけてきた。

殊に露領水產組合では宇田氏が組合員に非ざること、其の入札行爲が經濟的採算に出發せるにあらざること、且つ事業實施に格別準備無く、而も之を投機に利用し、株式市場を惑亂せること、露側と通謀の形跡あること等を理由に宇田氏の入札を全然不純の動機に出づるものとし、四月九日先づ田中外相及山本農相に請願書を提出したのを手始めに越へて十一日、十二日と再請願書を提出すると共に、十一日には駐日露國大使トロヤノフスキイ氏に對しても「露領水產業者現有權尊重に關し訴ふる書」を提出して考慮を促した。其十一日の再請願書は露領水產業者の代表意見とも見るべきものであるが故に、左にその大要を掲載する。

再請願書

一、露國官憲は果然今回の入札を確認したるを以て對外的には遺憾乍ら不當競落の效力を發生せしむる結果と相成候

二、願るに露領水產利權は我が國運を傾倒したる日露戰爭の結果獲得したる一種の戰利品に候へば其性質は我が滿洲に於ける南滿鐵道に準ずべく實に國家の犧牲と國民的努力の結晶を含蓄するものに有之候

三、隨つて漁獲事業其者に關しては日魯兩國間の條約と之に伴ふ入札其他の手續の履行を要すと雖も漁業權其者に至つては我國當然の權利にして企業手續の末節に依り權益の本質を動搖せしむべきものにあらず露國は我國に對し終始之が尊重と保全の義務を負はざるべからざるものと信じ候

四、言ふ迄もなく露領水產業は最も困難なる海外企業の一にして斯業の發達と保全を期するが爲には我が企業陣容の統一を保持して以て我が既得權益を擁護するを第一の要件とせざるべからず候、就中露國の國情政策近時の如き狀態に及びては吾が企業戰線の統一は當に當事者の利益を保護する必須の手段たるのみならず實に國家の權益なる漁業權其者の確保上不可缺の要義と心得居候

五、然るに今回宇田某氏の潛行的入札は當に下名等當業者の既得權を蹂躙したるのみならず、實に對露企業戰線の統一を破壞し延て吾が漁業權其者の本質を危殆に投じたるものに御座候

六、抑々右宇田氏は當組合員に之れ無きのみならず其入札行爲は潛行的、其競落價格は破天荒の高額にして到底經濟的採算に出發するものにあらず且つ同氏が事業實施に付格段の準備施設の見るべきなく然かも之を投機に利用し吾が株式市場を惡亂したる事實に徵する時は該入札が果して如何なる目的に出でたるかは御推察に苦まざる儀と存候

七、況んや右の入札が露國側と相策應せるやの疑惑を氷解し能はざるを以て該競落は全然不純の目的に出で斯業本來の趣意目的に違背する反逆的行爲と解さゞる能はず候

八、故に假令露國側が形式上其合理性を確認すと雖ども吾國當局に於て其行爲を承認せんか將來連年第二第三の宇田氏を出現せしめ爲に露領水產業は根底より其安定を奪はるゝ次第に御座候

九、殊に斯の如き不正入札が露國側と通謀の下に行はれんか吾が漁業權は事實に於て空無に歸し當局多年の御盡瘁も日露戰爭の收獲も全然其價値を幻滅せざる能はざるに立至るべく候

十、故に今回に於て其禍根を芟除し斯業の安定を保障せざるに至ては國家のため由々しき結果を招來するを憂ふるものにして御座候何となれば內に於ては之を投機に惡用し外に向つては漁區料金を釣上げて徒に露國の利益を圖りて吾が國益を毀損し終には吾が漁業權の本質を蹂躙する者輩出せざるべしと保障し能はざるが故に御座候

十一、就ては將來のため法規を改正して斷じて其再發を防ぐと共に當面現在の問題としては或は露國に迫りて其競落を取消さしめ或は當局の權威に依りて事業の施行を禁止する等何等か適當なる御解決相願ひ度此段重ねて及請願候也以上

又、露領水產組合は、前記宇田派の聲明に對して次の如き反駁を加へた。

「彼等が如何に杜撰なる算定によつて一般を欺かんとしつゝあるかを見よ。今鮭、鱒漁區六十八ヶ所のみに就て見るも、貸下條件の漁獲制限高は二百五十四萬四千四百布度即ち約廿八萬石である。假に追加漁業制限高を認めらるゝとしても卅萬石を越へ得ない、即ち其生產價格は六百五十萬圓以上にはなり得ないのである。又た從來不當なる廉價で獨占して居たと言ふけれども之亦た素人欺しの言草である。即ち漁區には評定價格が原則的に定められてあつて若し評定價格より易い場合には不落とさるゝことに條約で決定せられてゐる。不當な廉價とは認ふるも甚しい。

更に彼等が眞實に經營するの意思なきは何等準備ないのが證據である。例へば蟹漁區九ケ所をば法外にも五十二萬六百九十留と云ふ高値で落札して置きながら一函の準備もなく、鮭、鱒漁區六十九ケ所に對しては少くも漁夫五千人、漁船三百五十隻、ランチ七十隻、漁網百四十、鹽魚製用鹽五十萬俵が必要であるのに、漁期目睫に迫れる今日にありて果して如何なる方法を以て之を調辨するのであるか？　而かも國際商業道德を云爲するに至つては、露國と通謀して吾が國權を破壞せんとするにあらずして何ぞ……」と。

露領水產組合は四月二十一、二日に亘つて臨時總會を開き(一)本年出漁問題に關する件(二)非組合員の漁區競落問題に關する件を附議決定し協議の結果同組合の權利行使並に權利擁護のため即時決議と聲明書を作成し更に出席全員より緊急動議として提案となつた左の決議を可決して宇田派の一味を組合から追ふた。

決議案

中瀨拾太郎氏及藤井猪之助氏の組合員たるの權利行使を三ケ年停止す。

理　由

組合員中瀨、藤井兩氏は本年度出漁問題に關聯し組合定款並に細則に違反し組合員に不利益を與へたるを以て定款第十一條により處分するものとす

聲明書

過般の競賣に於て敢行せられたる非組合員の漁區競落問題を不問に附する時は今後之に倣ふ者續出し遂には外國領海水產組合法の精神を滅却し該法により設立したる當組合の存立の意義減殺さるゝのみならずポーツマス講和條約に依り獲得せる漁業權益は爲に空無に歸し海外に於ける重要產業は萎靡衰退するに至るべし依つて政府に對し速に此種禍根の芟除に關し要望し吾露領漁業權の擁護を

期す

更に本總會に於て制定した組合規定は次の如きものであるが、要するに組合に加入せざれば漁區入札を困難ならしむる取極めであつて、同組合の島一派競落漁區の對策としてはその規定によつて宇田氏其他の組合加入を誘致し、而して組合加入の上は、組合の規定適用又は決議等によつて宇田壓迫を試みんとしたものと察せられた。

露領出漁規程制定の件

第一條　組合員の出漁は昭和四年度以降總て本則の定むるところに據る

第二條　組合員は其出漁に關し「ソ」聯邦官憲より受くる必要書類の外毎年組合より交付する漁區租借證明書を受有すべし

前項の證明書を受有する者にあらざれば出漁することを得ず

第三條　前條の漁區租借證明書は漁區を租借せる組合員に對し其請求に依り之を交付す但し當該漁區の租借漁區割並に其他の未納金を組合に納入せざるものは此限に非ず

第四條　漁區租借證明書は出帆港に於ける稅關官署に之を提示し其査問を受くべし

漁區租借證明書又は其複本は當該漁區及當該漁區に往復する船舶に之を保持し帝國官憲より要求ありたる時は直に之を提示すべし

前項の複本は請求に依り組合より之を交附す但し一漁區につき二通以上の複本を必要とする時は別に之を請求すべし

第五條　租借漁區割は各漁區の租借料を基準として毎年之を定む、但し一留を一圓と見做す

第六條　租借證明書は交附を受けたる年の十一月末日迄に組合に之を返還すべし

第七條　本規程第二條の規定に違反したるものに對しては組合定款第四十三條の規定を準用す

第八條　本規程に規定し又は規定せざる事項と雖露領出漁に關し帝國官憲より命令又は指示ありたる時は之に從ふべく組合に於て決議ありたる時亦た同じ

更に聲明書に伴ふ實行委員として擧げられた十二名は、即日活動を始め先づ廿二日午後農林外務兩省を訪ふて決議文を提出せるを手始めに活動を續け、更に廿六日には水産組合の名によつて露領漁業權益擁護聲明書を發表し越へて四月卅日青山會館で權益擁護演說會を開催し氣勢をあげた。

實行委員

委員長井出智、副委員長本川藤三郎

東京支部＝竹村浩吉、宮川孝太郎、眞藤藤吉郎

新潟支部＝野口一三郎、近藤久吉、大串長次郎

富山支部＝針山清三、佐渡傳二、荻布宗太郎

北海道支部＝江原俊輔、生方政芳、山内大次郎

之より先き組合長堤清六氏は廿二日を以て辭任し暫く副組長佐々木平次郎氏が代理することゝなつた。

此事件は本邦財界、政界、一般社會、言論界等各方面に近來稀なるセンセーションを呼び越したが、地域的に最も大なる反響を與へたのは北洋漁業の策源地であり、漁業の興亡によつて經濟の死命を制せらるゝ函館であつた。即ち函館では四月十五日市民大會を開催して宇田氏名儀落札漁區の舊經營者への返還に關して斷乎要求を貫徹することを決議し、代表委員六十七名の一行は十八日上京、十九日午前十一時首相官邸に山本農相を訪問して決議文を手交してより二十五日、田中首相の終諸を得るまで連日連夜の奮闘を續けたのであつたが、幾許ならざるに故郷函館では、島派擁護團體が現はれて之と對峙する等の悲喜劇も演ぜられた。

七、漁區問題對策と妥協成立の經緯

本事件に對して捲き起された本邦側の輿論は種々雜多であつたが之を大別する時、(一)宇田派の行動を絶對に否認し排撃する者(二)國内資本家同志の自由競爭として積極的乃至消極的に認容する者の二種に分つことが出來る。そして此二つの見解の對立は一般社會においてのみならず、政界乃至爲政者の間にも見出された。例へば事件發生後山本農相の如き「宇田派の抑壓が法律的に困難なら、行政的手段で之をやつてみせる」といふ意味を語つて宇田派に對する絶對否認的强硬態度を示してゐる。又久原遞相を始め外務、農林等の二三幹部の如く、山本農相說に反對し、政府としては宇田對日魯を妥協せしむる以上に之を壓迫し、强請せしむることの不可を認めた一派があつたが之は後者を代表するものである。而して當の日魯や露領水産組合を始め、函館市民代表、言論機關の大半が宇田派排撃と、行政的乃至外交的手段による宇田競落漁區の效力取消を要求したにも拘らず事實上之は行はれなかつた。而して政府部内に於ても前

記山本農相に代表さるゝ主張の如きは忽ち影を消して、勿論宇田派の行動を積極的には是認しないまでも、之を政治的に壓迫することの不可と、對内的妥協によつてのみ問題の解決を計らうとする主張が次第に勝を制して來た。

四月十一日山本農相は一派の首腦島德藏氏を大阪から招致したゝめ、之に先つて成された農相の强硬聲明と關連して島氏は農相の一喝に縮み上り漁區放棄を決心したとか、若しくは日魯に對する讓歩的妥協が成立したとか傳へられたが、何れも揣摩臆測に過ぎず、事實は一般の豫想を裏切つて四月下旬に至るも形勢依然混沌、否な却つて逆轉の姿であつた。即ち島派では日魯殘留財産の讓渡を數日中に交渉すべしと揚言し、一方日魯漁業會社では同月廿二日の重役會議で、殘留漁區のみに依る經營方針を決定し而かも悠に一割五分の配當をなし得べしと聲明して兩々相讓らず、問題は終に政界丞、内閣に迄波及して硬軟兩派の軋轢を見るにすら至つたが、四月十七日杉山茂丸氏の田中首相への苦言が或は因をなしたか、愈々山本農相は民間有力者の手によつて兩者を妥協せしむべく決心の臍を固めた。即ち廿二日森恪氏と檀野日魯專務の會見に火蓋を切り、鄕男、田中首相の會見、露水組合實行委員の農林外務兩省への陳情等から、兎に角政界財界の隱れたる有力者杉山茂丸氏を起たしめて妥協の氣分を醞釀せしむることゝなつた。杉山氏は直に鄕男と協議の結果、先づ日魯を反省せしむる必要ありとして大要次の如き强硬なる要求をば日魯監査役高橋光威氏を介して提出したのであつた。

一、國權の保護の下に經營する會社の幹部として從來の不德なる行爲を天下に謝し少くも責任ある重役數名は辭職して誠意を示すべし

二、漁區の喪失は自社の不注意に依ることゝて奪取運動を中止し現有八十一ケ所の漁區だけを經營する方針を確立すること

三、配當は從來の如き高配當は斷然中止して一割臺に配當制限を行ふべし

杉山氏は日魯漁業は堤會長を始め諸重役の遣方が良くない、現に株價吊上げのため宮川一派に六萬株、八百餘萬圓の價値のものを取られ、八千代生命あたりに日魯株擔保で三百萬圓も投じてゐる……と尠からずその不德に不滿を抱いてゐた。

廿二日の重役會議は兎も角も之を可決して、廿三日早曉堤氏は杉山氏を訪問し、謝罪の證左として三浦取締役を退職させた旨を報告し尚ほ自己の進退を一任する旨を陳べて解決方を懇請した。其後幾多の曲折はあつたが、終に會社側は杉山氏の提案に基き、四月廿七日日魯社長以下重役全部辭職して進退を一任して來たので社長は直に山本農相、田中首相と協議した結果、既定方針の如く社長制を廢止して取締役の合議制とする案の下に左の重役の顔觸れを決定して堤氏に申渡した。依つて會社側では互選の形式を以てその通り決定したのである。

專務取締役(留)	檀野禮助
同　(新)	平塚常次郎
常務取締役(新)	眞藤愼太郎
取締役(留)	鍋島態道
同　(留)	高橋熊三

外に取締役一名は六月定時總會で三菱より補充の豫定

常任監査役	阿部秀太郎
同	エフ・エス・ブース
相談役	堤　清六

日魯漁業の方は之で一段落を告げたが、島派との交渉には森前外務政務次官、藤田日本商工會議所會頭及宮尾東拓總裁の三氏を推すことに決定したと傳へられた。

島派は依然强硬な態度を捨てぬかの如く見受けられたゝめに、一般は容易に前途を逆睹することが出來なかつた、殊に一派の謀將中山氏藤井氏の如き新會社創立準備と共に今年出漁計畫を立て漁業鹽其他必要品の買付を進めつゝあるかの如き宣傳に努めつゝあつたが四月廿七日頃の情報に依れば豫てから噂された島派の内訌は愈々事實であるといふことが次第に確められてくるに至つた。即ち島德藏氏の懷刀たる日魯の元專務篠本鼎氏は自分が今回の漁區奪取計畫には最初から何等相談に與からず問題が勃發してから始めて知つたばかりでなく其算定又頗る杜撰であることに不滿を抱き居り且又たそれが憂慮の種であつた爲に親分島氏の一大事とばかり躍氣となつて陰謀反對運動を開始した。而かも氏が舊日魯時代に經營した當時の經驗を列擧して、斯かる借區料では到底採算が不可能であると說明した結果、島氏も終に動かされて既に中山藤井氏等の意見を用ゐなくなつてゐる。又軍用金一部の出資者たる乾の西川氏は形勢次第に惡化して株も思ふやうに利益が上らず、高

まるものは國賊呼ばりの聲ばかりでなく、篠本氏の如き實際家の反對に益々動かされ縱し島氏の意嚮は怎うであつても自分だけは妥協すると言つて策動し始めた。要するに斯んな大芝居を打つたのも唯だ利益のためである。而も事今日に至つては自分達が損せぬ程度で妥協すべく專ら妥協點を見出すに苦んでゐると云ふのである。かくて一派の內部には對立が日に日に目立つて來た。

越えて五月八日、第二回目の島氏の東上となつた。

山本農相は五月九日官邸に島、宇田、石井三氏を招致して妥協案を考慮すべきを勸告し、その勸告を容れた島氏は直ちに一味の西川、中山氏等を說き、先づ妥協することに一致せしめ、その條件について協議を進めたが容易に纏らない。途方に暮れた揚句農相秘書官井坂氏に伴はれて同夜遲く杉山氏を訪ひ、杉山氏より問題の重要性を說明され、併せて島氏の立場をよくするために白紙となつて鄕男、杉山氏と共に宇田名義の競落漁區が日魯の手に歸るやう政府に對して努力すること及び島氏の最も懸念する丸損となるかの點については鄕男も杉山氏も十分考慮してゐることを說かれたので直に鄕男を訪ひ、鄕男に萬事を委ねて一味の間にて協議した妥協案——日魯より島氏に對し權利拋棄の代償として百五十萬圓の現金と七十八ケ所の漁區に於ける利益の百分の二を提供し島氏を日魯の社長とするを鄕男に提示した。

是に於て從來不鮮明だつた島氏の態度も明確となり、問題は急轉した。鄕男は直に島氏の案に基いて私案を練り十日午前二時杉山氏は直に日魯漁業の緊急重役會を開かせ鄕案を審理せしめたがその內容に於て日魯の現狀に如何にするも適合せざるものがある。終に十日午後四時まで重役會を開いて協議の結果、日魯としては應諾し兼ねるとの決議を杉山氏に齎らしたのであつた。が時機は切迫してゐるのである、而かも一度び放拋せんか、兩者共に實は取つてゐるのである。十日調停後更に杉山鄕兩氏から示された妥協案に對して、十一日午後七時派の妥協成立し七十八漁區は對露魯に戻り月餘に及んだ大紛爭も漸く表面的の解決を告げた。

妥協案の內容

一、日魯會社と島一派は日魯漁區の事に對し政府との交涉を一切鄕男、杉山氏に一任する

二、杉山茂丸氏の仲介に依りて日魯會社及島派は衷心より抗爭の意志を斷絶し共に帝國漁權の回復に努力すること。

三、金錢經營の關係は鄕杉山兩氏の査定により適當の方法を定め双方損失なき樣に兩氏の指揮に從ふ。

四、重役增減の必要ある場合は鄕、杉山兩氏に一任し株主と協議の上双方共にその指命に服從する事。

その後細目に就ては連日關係者間に於て協議の結果、五月廿九日午後七時、左記覺書を作成双方調印して交換した。

覺書

鄕、杉山兩氏の仲裁により露領漁區解決のため、日魯會社を甲とし、島、宇田、西川氏等を乙として覺書を作成各自一通を保存す。

一、宇田氏の獲得せる漁區を拋棄し日魯の經營となすこと。

二、甲は乙が極東銀行より借用せる露貨三百五十萬留を本年八月十八日までに左記條項によりて乙に貸付るものとす。

(イ) 甲は本年六月三日までに露貨百五十萬留を乙に貸付、乙は上記露貨を極東銀行に支拂ふ事、但し、乙より極東銀行神戶支店に提供せる擔保物件は乙の所得とす。

(ロ) 甲は本年八月十八日までに露貨二百萬留を乙に貸付、乙は上記金額を極東銀行に支拂ふものとす。但し、乙の極東銀行神戶支店に提供せる擔保物件は乙の取得とす。萬一甲が右期日迄に露貨二百萬留を乙に貸付くること不能の場合には甲は露貨一留弗邦貨六十錢の割にて金百廿萬圓を乙に貸付くるものとす。前項の場合には乙は極東銀行に對し有利に解決するやう努力すること。

三、乙は右借入金に對し連帶責任をもつて甲に右金額借用證を差入るゝこと但し右借入金に對しては乙は後記第五條記載の利益金より五ケ年賦拂ひをもつて返還するものとす。

四、乙が漁區を拋棄するを露國政府に於て之を承認せざるため宇田氏の權利として存續する場合には、乙は借入金を甲に即時に返還するものとす。

五、乙が漁區經營に關し準備に要したる諸經費は甲乙協定の別記覺書の金額を基準とし將來甲が同七十八ケ所漁區經營により得たる純利益中より五ケ年間に順次これを乙に支拂ふものとすこの場合の純利益とは總收入金より漁區經營に處する運轉資金の利息年(八朱)及總支出金を控除したる純利益をいふ。

六、取締役一名監査役一名を鄕、杉山兩氏より甲に推薦すること。

七、乙が同漁區經營のために五月十一日までに準備したる代償物ある部分は甲の負擔とす。

斯く覺書が交換され、さしもの事件も國內問題に關する限り、完全に解決したと報道されたにも拘らず、競落漁區の事實上の權利者と言はれる中山、西川兩氏は、當初の妥協條件たる(一)利益を折半すること。(二)重役二名を島派から日魯へ入れることの二件の復活を固執して讓らず、露國官憲に對して宇田漁區の競落原價による繼承運動と打つて出で、結果は日露兩國政府の宇田放棄漁區問題交涉を停頓させ、延ては島派對日魯妥協案の正式調印難を結果するに至つたのである。

之に對して、落札名儀人たる宇田氏は六月五日外務省を訪問し

中山、西川とは金錢上の債務關係はあるが、入札については中山派に何等の權利は無いことを陳辯し之は露國側へも通達されたが、中山派の橫槍に對しては妥協發表後とて當の島派(妥協派)も日魯側も大いに憤慨し、國內の輿論亦極度に排斥的に出で一方政友會の長老岡崎邦輔氏及び代議士小泉策太郎兩氏の斡旋もあつて六月六日に至り中山西川兩氏は其背任的行爲の非を謝し、露國政府に對する漁區引受の申入れを取消すべきことを申出で漸く解決の運びとなつたが、七日に至り兩氏は俄然前日の申出を覆して細目協定の條件に對する異論を固執し、問題は再び紛糾に陷らんとする形勢に立至つたので、其處置に困じたる島氏は鄕男を訪ひ事情を具陳して打合せを行つた後杉山茂丸氏を訪ひ之が對策につき種々協議を遂げた結果最早事情今日に及んでは中山西川兩氏の行動は全く手の付け樣なきを以て日魯會社は中山、西川兩氏を全然除外して速に之が調印を行ふことに決定した。よつて島氏は漁區落札名儀人宇田貫一郎氏を代理として滯京せしめ、對日魯妥協調書の正式調印を急ぐこととなつた。

最初相策謀して日魯既營漁區の奪取計畫を立て、僥倖にも之に成功した島一派も、所詮は利に集り、利を漁る外眼中國家無く社會無き利福者の集團であつた。だからそのグループの利害が一朝一夕の同食ひ違つて來るともう恥も外聞も忘れて昨日の同志と醜く啀み合ひ、血で血を洗ふ爭も辭せない醜體を天下に曝らすに至るのである。勿論この一派を始め其他多くは惡質にこごれて何等解決の曙光を見出すに至らず今日まで遷延してゐる。尤も懸案解決遲延の責任は全部露側にのみ歸すべきに非ず四月五日の競賣に於て突風の如く捲き起された前揭宇田漁區競落事件の未曾有の國內的紛糾が、爾餘の對露交涉案件にも暗影を投じ問題の解決を遷延せしむる一因を作したことは認めなければならぬ。それは何れにしても旣に漁期到來してゐる今日、重要案件の殆んど全部が未解決に屬し前途全く豫測を許さぬ狀態にあることは深憂に値する事實である。

左に重要案件の內容並に交涉經過を記述してみらした唯一の收獲であり、吾人が今度の事件から學び取るべき唯一の敎訓ではあるまいか。

日露漁業交涉の現狀

一、最近の交涉諸案件

昭和四年度露領出漁問題に關する對露交涉諸案件中、四月五日の漁區競賣とは切離して折衝を續け、もしくは新に折衝を開始することゝなつたものに、

一、露國々營要望漁區問題

二、露人單獨競落漁區取戻問題

三、妥協後の宇田漁區對露交涉問題

四、勞働條件及社會保險施設に關する問題

五、自治出漁問題

等がある。之等は何れも本邦露領漁業の死命を制する重要問題であつて、是非共本年露領出漁期前に圓滿解決すべきであるにも拘らず、第一の問題を始め其他多くは惡質にこごれて何等解決の曙光を見出すに至らず今日まで遷延してゐる。尤も懸案解決遲延の責任は全部露側にのみ歸すべきに非ず四月五日の競賣に於て突風の如く捲き起された前揭宇田漁區競落事件の未曾有の國內的紛糾が、爾餘の對露交涉案件にも暗影を投じ問題の解決を遷延せしむる一因を作したことは認めなければならぬ。それは何れにしても旣に漁期到來してゐる今日、重要案件の殆んど全部が未解決に屬し前途全く豫測を許さぬ狀態にあることは深憂に値する事實である。

左に重要案件の內容並に交涉經過を記述してみ

る。

二、國營要望漁區問題

前々節に比較的詳細に記述した露國の一九二九年度出漁條件中、本邦側において最初から強硬に反對を續け、露側に於ても亦絶對獲得を期することによつて交渉全く決裂に瀕し、難問中の難問となつてゐるものは露國々營要望漁區交渉である。

元來此國營漁區先取問題は昨年締結を見た日露漁業條約會議に於ても最後まで難關として殘り、恰も該會議の癌の如く屢々交渉を決裂停頓に陷らしめたものを、時偶々訪露中の後藤新平子が斡旋の勞を執り、

ソ聯邦全權委員は日本人漁業の大なる經濟的意義を認め漁業條約に從つて日本人の合法的なる利益の侵害せられざるやう適當なる考量を加ふる用意あることを聲明す

なる覺書一札を取つて漁區決定を後日の解決に殘し、條約調印の運びとなつたものであつた。尤も決定の方法については漁業條約中に、

一、國營の先取漁區は漁獲標準高の二割を越えざること

一、漁區先取決定のためには日本政府と協議を要すること

と明瞭に規定し在り此規定に準據して露國は漁區選定の權利を行使する事になる譯である。之について露國は本年度漁業に於ける要望漁區として邦人既營漁區中から三十箇所を選定し、我政府に承認を求めて來たが、何れも邦人漁業家にとつては其經營上重要價値を持つ優良漁區なので、我國では決定的に之に反對しつゞけて來た。で前々節記載の如く露側はその中の個人小中漁業家に屬する分數漁區の選定要望を中止して來たが、日魯漁業會社の經營にかゝる十八漁區については强硬に之が獲取を固執してゐる。問題の漁區名左の如し。

一八六ウエ	ムイソウオイ	第一	西勘察加
一八六ベ	キクチンスキー	第五	同
一九八ウエ	ボリシエレツキー	第廿	同
一九八ゲ	同	第廿一	同
二一七ベ	オパリンスキー	第四	同
二一七	同	第一	同
二二六ア	ヤウインスキー	第七	同
二二六ベ	同	第八	同
二四一ベ	カムチヤトスキー	第六	東勘察加
三一〇ウエ	ウイウインスキー	第六	カラギンスキー區
三一〇ジエ	同	第十	同
三一〇イ	同	第十二	同
三一〇カ	同	第十三	同
三一三	オリユトルスキー	第三	オリユトルスコ、カリンスキイ
三一三ベ	同	第五	同
蟹三六ア	ボリツシエレツキー		西勘察加
同四一	ヤウインスキー		同
同四二	オゼルノイ		同

計 十八箇所

此國營漁區問題が更に一段の惡化を加へたのは宇田漁區競落問題で、本邦側が内争に沒頭してゐる時、露國の國營大漁業機關、アコ會社は此懸案の一つに對して出漁準備を進め、剩へ四月二十日頃から、公然漁撈を開始したことが明かになつたのであつた。之について農林省水産局長は四月三十日付を付て露領水産組合長に宛て次の如き通告をなしてゐる。

露國々營企業が本年より經營すべき漁區の取得については日露漁業條約の規定に基き豫て日露兩國政府間に於て協議中の處同企業は未だ兩國政府間の合意成立せざるにも拘らず擅に漁區送込をなし、中には既に投網せる者ありとの通報に接せり、右は漁業條約違反の行爲なるを以て目下我政府よりソ聯邦政府に對し抗議中なるに付右企業と取引關係あるものあらば右の趣を通達し手違等の生ずることなき樣注意相成度此段及通達候也

右の通達の中にもある通り、露國側の未解決漁區投網が明かになるや外務省は酒勾代理大使に訓電して露國の條約違反行爲を指摘し露國政府に對し嚴重抗議を提出せしむると共に、一方吉田外務次官は五月一日田中外相に代つて駐日露國大使トロヤノフスキイ氏の來省を求め、露國々營機關の不法行爲停止に關して速に露國政府が適宜の處置を講ずるやう斡旋方を交渉したのである。

酒勾代理大使によつて日本側に齎らされた露國側の此抗議に對する回答は、此問題(國營漁區)問題については日露兩國政府に於て係爭中であつたが、其後日本政府は宇田問題に沒頭して他の交渉を其まゝとし打切の狀態となつたから、最早日本政府には反對の意思なきものと認め、而已のみならず既に漁期が切迫したから、餘儀なく出漁するに至つたのであるといふにあつて、可なり人を食つたものであつた。日本側としては露國の行動は明らかに漁業條約最終議定書第一部乙第三項の規

定に違反するので依然强硬に抗議を續け、且つ之が對策として前記十八漁區に代る所謂代漁區を選定して租借を要求したが、單に十八漁區の返還要求に應ぜざるのみか、此代漁區交渉についてもそれが漁業條約に規定なしとの理由で耳を借さなかつた。尤も前記本邦側抗議の立脚點たる漁業條約最終議定書第一部乙(三)に於ける

「國營企業に貸付けらるべき漁區を選定するに當りては露國政府は(中略)右選定に關する最終の決定をなすに先ち、日本國政府と協議すべし。」の協議なる文字については兩國の解釋一致せず、即ち本邦側が協議の條約英原文 Confer なる語は當然協議の上同意を必要とするの意味なりと解釋し主張するに反し、露國側は單に協議さへすれば好いので、同意を得る得ないは決定的な問題でないと言つてゐる。然しこれに對する日本側の解釋の正當を立證する一つの根據は、此國營漁區選定に關し日露漁業條約第二條第二項に於て

「前項に對する例外として兩締約國政府の合意ありたる漁區は、競賣によらずして之を貸付くることを得るものとす」

とあることでこの點に關し露側がたつて强辯する時は條約を無視することゝなるといふ意味で、相當重大視されてゐる。

兎まれ、國營漁區問題に對する露側の獨斷に業を煮やした邦人當業者は之が對抗策として此の十八漁區を始め其他被奪取漁區へ合法的方法によらぬ自治出漁の止むを得ざる事を認め、露領水産組合は之が斷行を決議するに至つたが、此自治出漁については國營要望漁區以外の問題とも關連してゐるので項を改めて後述する事とし、玆には六月上旬に至り露國が國營奪取漁區の取戻交渉を決定的に拒否し來り、本交渉は遂に決裂狀態に陷つた事情を略述するにとゞめる即ち六月四日酒勾代理大使に對し、交渉の相手たる外務人民委員次長カラハン氏は

本件に關しては駐日露大使トロヤノフスキイ氏に訓電して貴國政府の田中外相並に吉田次官に對し絶對に讓歩の餘地なき旨を傳へてあるからよりの交渉があつても全然考慮の餘地はない。

と告げ、酒勾氏が日露關係の大局から說いて圓滿妥協を勸說するところあつたにも拘らず、日本の要求を斷然拒絶したので、遂に交渉決裂に陷り、此報告を受取つた日本政府當局でも、これは前記の如く日露漁業條約の明文に照らして飽くまで露國側の非違なりとして對策を協議し、田中駐露大使も此問題に關する對露交渉を其の使命の一としてて、六月中旬莫府に歸任したが、露國側の强硬態度を變更せしむるに由なく、日本側でも露水組合及び當の日魯漁業會社では再び露領自治出漁斷行を唱へ、當局に向つて盛んに陳情に努め、山本氏を農相とする農林當局では著しく自治出漁承認に傾いたが、問題の紛糾を惧れる外務當局は既定方針通り飽くまで合法的手段による問題の解決を希望して讓らず、其中漁期は懸案漁區の全部に到來して、露側はそれらに洩れなく投網し、漁撈を開始するに至つた。

一方六月末より七月初頭にかけ日本に政變行はれ、永い間對露漁業問題交渉の衝に當つて來た田中内閣は、濱口氏政黨新内閣に更代したので、對露漁業問題交渉にも一轉機が現れるかの印象を與へ、且つ日魯漁業會社乃至露水組合幹部の所屬政黨と田中内閣との關係が密接なるに比し、民政黨新内閣とは對蹠的に疎なるに見、漁業問題に於ける日本政府の强硬方針は益々失はれてゆくものと一部には思惟するものもあつたが、濱口新内閣としても國營漁區問題に於ける這間露側の態度は飽くまで條約違反であると解する點に於て、前内閣と變化はなく、幣原外相は七月三十一日に至り、露國政府に向け、國營企業奪取の十八漁區問題は日露漁業條約に違反するもので、日本政府は全然之に同意しがたき旨文書の形で抗議を提出するところあり、例へ今年は露國側が之を不法經營するとしても、之は日本政府合意の結果に成るものに非ざる旨を明らかにしたから、此問題は本年出漁に於て何等解決を見ず、全く今後の解決にかゝることゝなつた。

三、露人單獨競落漁區取戻問題

此問題は云ふまでもなく二月二十八日、三月十五日の露國單獨漁區競賣並に三月十五日競賣の延長たる四月五日競賣によつて齎らされたもので、即ち之等數次の競賣において露國の個人漁業家は日本人の既經營乃至新規開設出願漁區多數を其の手に競落し去り、之に對し、邦人漁區家は始め單獨競賣の無效を主張し來つた立場から、之に反對しつゞけて來たが、四月五日競賣參加直前に於ける日露の妥協により二月二十八日の競賣が認められ、露人競落邦人既經營乃至新規出願漁區問題は

兩國間の別途の交渉として解決を要することゝなつた。

此種漁區は最初四十一箇所を數へたが本年四月佐々木露水副組長が浦潮滯在中露國當事者と折衝を重ねた結果、內十箇所は露人競落値の一割增で讓り受けるといふとこまで交渉が進み、殘る漁區については浦潮駐在長尾囑託が露側と交渉を繼續し來つたが、露人側は競落値の一割增の外更めて報償金として露貨最高一萬七千留、最低六千留を要求して讓らず、しかも其後更に前言を翻して漁區「一七一」號及「一七五」號については各三萬二千留の巨額を要求する等首尾一貫せぬため、交渉は徒らに遷延し、其後約二箇月に亘る交渉にも拘らず、僅かに畠山合名會社の「二二六オ」鮭鱒漁區、小杉氏の「二二二」號蟹漁區、計二箇所の協定がついたのみであつたが其後邦人の取戻希望漁區となつたものは左の二十八區である。

漁區番號	競落者	競落價格	取戻希望者	競賣施行日
四四	ブリムルイブセリヂ	六、三五〇留	山本房藏	二月廿八日
一一七	リユーリ	九、〇〇〇	西野商會	同
一五八	ルビンンテイン	八、〇〇一	清一郎	同
一六一	同	二三、〇〇〇	狹布宗太郎	五月四日
一七一ア	ルイブソユーズ	一〇、二〇〇	日魯漁業會社	二月廿八日
一七一ベ	同	一〇、六八〇	同	同
一八三ア	リユーリ	一七、一〇〇	同	同
一九五ゲ	同	七、二〇〇	同	同
一九九	〔ポリシエレツコエコオ〕〔ベラチーブ〕ルイボブロドクト	一五、〇〇〇	同	同
二〇四		一四、八〇〇	眞藤藤吉郎	同
二一二		二二、八〇〇	日魯漁業會社	同
二二三ア	コズロフ	六、六六六留	西野商會	同
二三六ウエ	同	七、七七七	同	同
二四一イ	同	一四、七七七	日魯漁業會社	同
二四一カ	同	一二、八〇三	同	同
三一三デ	ルイボブロドクト	六、六〇〇	同	同
三一三ゲ	同	一二、八〇〇	同	四月五日
蟹三五ベ	リユーリ〔シヤポチニコフ〕〔シヤチリコンパ〕	一五、三〇〇	日魯及田代三吉	二月廿八日
一七一	同	三、〇一〇	柴田清作	四月五日
四六	ルイボブロドクト	六、〇〇〇	山本房藏	同
一七一ゼ	同	——	日魯漁業會社	二月廿八日
一七五	ウオルコフ組合	七、五〇〇	同	同
二一一	同	七、五〇〇	小山富三	同
二一一ア	同	七、五〇〇	同	同
二一一デ	リユーリ	一七、二〇〇	須田孝太郎	同
二三五	同	一六、二〇〇	同	同
二三六	同	九、〇〇〇	同	同
二四三	同			
計 二十八漁區				

此二十八區に關する取戻交涉は種々難關に逢着し、容易に解決を見なかつたが五月二十七日浦潮長尾代表より露領水產組合に到著せる情報によれば

一七一區(井出氏經營希望)四六區(林兼商店希望)はさきに七千四百留の報償金を要求してゐたが、遂に二千留に讓歩したので取戻交涉まとまり、一七一ゼ、一七五の兩區(日魯希望)も報償金三萬二千留を要求してゐたが四千二百留と日貨千圓にて返還を承認するに至つた。然し殘餘の漁區二十餘ケ所については條件折合はぬためと漁期到來のため、一時交涉を放棄するの外なき狀勢となり、多數の關係小漁業家は淚を呑んで本年度經營を斷念すると共に、關係有志十數名により、不法入札被奪取漁區返還要求團を組織し、七月二十日須田孝太郎、小山富三の兩氏は駐日露國大使館にトロヤノフスギイ大使を訪問して、左記要旨の書面を提出するところあつた。

大正八年日露漁業協約更新期に際會して以來昨年迄前後八ケ年は、大正八年以前の漁區數を基礎に出漁せしが其の間七割以上の優良漁區は悉く我資本漁業家の併合する所となり個人露人漁業者は殆んど進出の機會を與へられずして今日に到れり。玆に於て個人企業家たる吾人は從來喪失し來りし權利をば新漁區開設によつて獲得し以て甦生の曙光に接すべく、新漁區開設をソ聯邦當局に出願するやソ側當局も亦吾人の意の存する處を諒とし、遂に數回に亘りて七十餘ケ所の希望漁區開設を見るに到れり。然るに一、漁獲制限の調整、二、漁區貸下規定の修正希望等懸案事項の解決を待つて入札に參加すべく我政府當局を通じてソ側に入札延期を要望せるに、何故かソ側は之に耳を藉さず二月廿八日を以て遂に單獨競賣を施行し而も其結果吾人の爲に開設を發表されし新漁區四十一ケ所は露人によつて奪取さるゝの運命に逢着せり。斯くの如きは當初ソ側が吾人小企業者に好意を寄せられし精神に矛盾撞着せる事の甚だしきものにして徒らに吾人が緘默を守るは日ソ經濟提携を結實せしむるの所以にあらず。終に當該漁區關係者は我當局を通じて之が反省を求め漁區返還を促せり。而も吾人は再び期待を裏切られたり。即ちソ側が該漁區中返還せるは僅かに六漁區の

み、加之、課するに法外なる讓渡料を以てせり。是に於て世上動もすれば露國は宇田問題の內部的紛爭に乘じて背任的行動を敢てせるものなりと誹謗するものあるも、吾人は事實に徵して之を否定するを得ざるなり。本年度の漁期既に半ば終れり。縱し今日直ちに之が返還を受くるも之によつて吾人が贏ち得るものありや否や。是に於て吾人が切實に希望す露領水產組合の對露三大要望は——二月廿八日被奪取漁區——宇田奪取七十八漁區——國營編入八十八漁區等にして貴國と折衝するにありき。然るに宇田漁區問題は當該關係者日魯が、露國營漁區に對しても日魯又單獨みられざらんとする所のものは他なし。若し露國當局にして小企業家に對する好意と同情とを今尙持續せるとせば明年は長期としてもられんこと之なり。

又前記個人漁業家有志は本問題に關し、單に露國側の注意を喚起するばかりでなく、日本側政府當局並に一般社會の關心をも高めるため、七月末日から八月上旬へかけ、內閣、外務、農林諸當局を始め各政黨本部、新聞社等にも聲明書を送つて輿論の喚起に努めた。從つて本問題も亦日露漁業の未解決問題として將來に殘された譯である。

四、宇田放棄漁區の對露交涉

五月十一日島派對日魯の漁區問題紛爭に關する原則的妥協案成立し、島派は宇田名儀競落七十八漁區を放棄して日魯の經營に委することゝなつたが、これについては宇田競落價格の引下げを條件とするので、是非共露國政府當局と折衝するの必要あり、該漁區問題はいよいよ對內的から對外的に移されることゝなつた。

兩國の妥協成立と關聯して五月中旬日本政府は在モスクワ酒勾代理大使に訓電し莫斯科政府との間に下交涉を開始したが、宇田氏が最初既定の方針たる漁區契約の解約を申し込んだのに對しては露國政府は解約が借區料拂込金の返還を必要としてゐるので五月一日正式に之を拒絕し、日本側は宇田氏の露國政府納入金二百九十九萬七千七百五十留を第二段の策たる契約放棄に進み、之に對しては露國側も大體承諾の意を表したので、問題は如何なる形式により放棄漁區を日魯の經營に移すかといふ點と、借區料をどの程度まで値下げするかの二點に移された。

然るに六月三日に至り、對日魯妥協細目條件に不滿を懷く中山、西川兩氏は、飽くまで問題の漁

區經營を主張しすでに政府當局によつて外交々渉に移されてゐるにも拘らず、突如露國側に向ひ宇田氏の放棄した漁區は全部宇田氏と同一條件で自分たちの手に引受けると申し出で、露國側としては成可く高い借區料をとつた方が利益であるところから自然日露兩國の外交々渉にも支障を來してゐる旨モスクワより通告され來たので、日本政府でも長瀬水產局長武富通商局長との間に至急協議を遂げた結果、

中山一派に漁區經營の意志なきこと並に右は單に國內問題としての爭ひに留まり目下交涉中の漁區放棄問題とは切離して取扱ふべきものである。旨を露國側に通達し、至急放棄に應諾せられたき樣申し入れることゝなり、其旨酒匂代理大使に訓電した。

之と前後してトロヤノフスキイ大使も外務省に吉田次官を訪問し、中山派の橫槍に對する日本政府の態度につき質問し、且つ此種紛爭事件發生の豫防取締等についても要求したので、吉田次官は之に對し、政府の既定方針には何等變更なき旨傳へたので大使も之を諒とし、且つ露國政府が高價なる借區料を得んがため、中山等の交涉に應ぜんとしつゝあるかの如き風說の全然事實無根にして露國政府としてはかゝる不信の行爲をなすが如きこと全然なき旨傳達して辭去した。一方又中山氏等も彼等の行動の不評と露國の態度の動かしがたき事實に屈し、露國政府に對する漁區讓受申し出での撤回をなすに至り、こゝに再度の紛糾も全く解決するに至つた。

かくて該漁區問題交涉の中心は借區料を如何なる程度に決定するかの點に落ついたが、之について露側は宇田氏の契約額三百萬留說を主張し、日魯側は最初の入札價格たる八十萬留の一割增程度を主張し、其間の開き莫大なるため交涉は再び行惱むに至つたが、日本側としては宇田氏の三百萬留を以てしては契約放棄の效果なく、殊に日本側の今日までの交涉の主眼が借區料の引下げにある以上露側のいひ分は何としても承認しがたい事情にあるので、更に交涉をつゞけたが、依然中間値段について折合はず、露側としては借區料の問題は極東漁獵廳所管に屬するので、これが交涉を兩國政府の手から極東漁獵廳對日魯漁業の直接交涉に委ねる事を希望し、此旨六月十五日酒匂代理大使から外務省に入電があつたので、日魯の眞藤常務は外務省に武富局長を訪ひ之が對策を協議するところあつたが、結局ハバロフスクで極東漁獵廳と同地出張中の日魯近江代表との間に改めて借區料の協定交涉が行はれることになり六月十八日に至り兩者の歩み寄りで、借區料百卅五萬留に協定がつき今年一年間の暫定契約が締結され本問題は解決した。

五、勞働條件並に社會保險施設交涉問題

日露漁業條約締結交涉において國營漁區問題と共に最後まで重要問題となつたのは漁業勞働に關する兩國の意見の重大なる疏隔であつたが、それも兩國双互の妥協歩み寄によつて原則的に解決され、漁業條約第十三條並に同條約議定書乙の規定に集約せられてゐる。ところで右二つの規定は、それに基いて本年から漁業勞働者の保護及規律に關し日本側にて作製したる條件につき露國勞働人民委員部の同意を得て實施することゝなつてゐるので、此問題も亦是非共今年出漁前に兩國當事者によつて解決されねばならぬ。別言すれば條約によつて原則を決定された漁業勞働は、今次の交涉によつて具體的細目的に規定されねばならないのである。

之に就て露領水產組合は勞働時間、給料社會保險施設等につき研究を遂げ、原案を作製して主務官廳たる農林省に提示し內諾を得た上、露國側と交涉することゝなり、組合評議員井出智氏が交涉委員に選ばれて六月七日東京驛發、會商地ハバロフスクに出發した。

同月十二日頃ハバ府到着の上前記の如く露國勞働人民委員部代表に提示し、接衝さるる可き日本側案の主要事項は、

一、勞働時間は全漁期を通じて千四百四十時間とすること

二、被傭者の賃金は全漁期を通じ原則として平均九十圓とし九一割增制をとる、食費旅費一切は傭主負擔

三、被傭者に對する醫料其他必要なる救恤は凡て傭主に於て適當なる施設をなす

即ち大體從來の勞働條件よりも待遇低下しないことを基礎としたもので、社會保險に關する施設は露水組合において取扱ふ方針であるが、何分にも相手が世界に於て最も進歩的な社會主義的勞働法を施行しつゝある露國の事とて、果して何等の

困難なく交涉解決するやは大なる疑問とされたが、果然、露國勞働當局と露水代表井出氏との交涉は捗々しく進まず、露國側の情報によれば、日本側に協定の誠意なく、單に表面を繕ふため、代表を派遣して、徒らに漁期の終了を待つものであるとの誤解すら生ずるに至つたので、七月十一日露水組合佐々木副組長は井出代表に交涉促進方を打電したが、兩國の主張に大きな開きあるためか交涉は依然停頓し、井出代表は一旦歸國したき旨本部に申送つた爲、本部も之を諒とし井出氏は八月十八日ハバロフスクを引揚げ、廿一日浦鹽出帆の天草丸に便乘、同廿三日歸國するに至つた、因みに露水組合は之とは別途に漁業從業員の救恤規則を制定し、農林當局の認可を得て實施の段取に入つた。

六、自治出漁問題

前記の如く日本漁業家の今年度露領出漁問題は未曾有の紛糾を示し、而かも彼等の死活を決する重要懸案は何等解決の曙光すら見ずして累積せるに、一方之とはかゝわりなく、露領出漁期は旦夕に迫り、此まゝ拱手傍觀する時は遂に漁期を逸して莫大なる損害を招く形勢となつて來たので、五月二十一日露領水產組合實行委員會は出漁に關し斷乎たる處置に出でたき旨決議して當分閉會することになつたので、露領水產組合では此際已むを得ざるものとして、懸案諸漁區に對する出漁容認書を發給して自治出漁を斷行する旨の聲明を發し、日露漁業問題の波紋の上に、更に大なる一石を投じた。

實行委員會の決議及組合の聲明書左の如し。

實行委員會決議

我國の交涉に對し「ソ」官憲は何等の誠意を示さず政府また我等の願意を容るゝに出なく今や漁期切迫す、依て我が實行委員會は日ソ新條約の精神に則り、合理的に出漁せざるべからざるに至れり、この際組合は斷乎として機宜の措置に出で責任を以て漁業權の擁護と維持とを期すべし。

自治出漁聲明書（說明略す）

一、國營要望漁區邦人經營容認の件

一、被奪取漁區邦人經營容認の件

一、宇田競落漁區邦人經營の件

出漁容認條件

（一）出漁容認漁區

（イ）國營要望漁區中邦人が前年度まで經營せる十八箇所。

（ロ）二月廿八日及四月五日の競賣で奪取された漁區中邦人が今尙ほその奪還を希望せる漁區約卅七箇所。

（ハ）宇田競落漁區七十八箇所

（二）右の借區料及抵代稅

（イ）國營要望漁區は、前年度借區料の一割五分增。

（ロ）被奪取漁區は組合の查定價格。

（ハ）宇田競落漁區は關係組合員の入札價格により保證金及上半期借區料を抵代稅と共に出漁前に、下半期借區料及抵代稅を六月卅日迄に組合に納入し、組合は右徵收金を特別會計と別途適當の機關に預託し他日ソ側との交涉完了の上引渡すものとす。

（三）出漁容認書

出漁者は組合に於て發給する出漁容認書を受有すること、出漁容認書の發給に就ては組合の出漁規定を準由す。

其他は凡て他の一般漁區と同樣とす。

たゞさへもデリケートな對露交涉の眞つ只中に拋出された自治出漁の聲明が、又復た新らたな大波紋を描きだしたのは、當然過ぎる程當然であつた。官憲も勘からず狼狽した。聲明發表の翌廿二日、農林省永瀨水產局長は露水組合の佐々木副組合長を招致してその反省を求めた。が、氏は組合の苦境を述べ此際自治出漁の止むなき理由を說明して當局の諒解を求め、更に廿三日には佐々木副組合長、井出新潟支部長、橋口東京支部長は田中外務、山本農林兩相を訪うて自治出漁の聲明書を手交してその認容を求めた。露國出先官憲は驚いて外務當局にその眞意を叩いた。外務當局が之に對して否認聲明的の回答を與へたのは言ふ迄も無い。だが組合としては何れの漁區に對しても無暗に出漁させるのでないから何も中止命令を受くる理由は無いと飽くまでも強硬な態度に出で既に一部には出漁容認書を發給したのである。

露領水產組合の自治出漁聲明は露國側に對して極めて大なるセンセーションを與へた。露國政府の態度は急速に硬化した。即ちそれは露國政府の意を受けたトロヤノフスキイ大使の日本政府に對する抗議的質問提起となつたのみならず其他邦人當業者に對する種々の壓迫となつて現れた。露領出漁の邦船無電裝置解除、井出露水代表の入露查證拒絕（之は後に解決した）等はその一例である。

又露政府機關紙「イズウェスチヤ」は、五月二十三日の社説において次の如き批判を掲げた。

「去る廿二日露水組合が自由出漁に關して發表した聲明書に對する日本外務省の聲明は極めて滿足すべきものであるが、同時に濫に日露漁業條約を攻擊し且つ我が露領沿海に於て平和中に漁業に從事せんとする誠實なる日本漁民の出漁を妨ぐるが如き事に對し適當なる手段を講ぜられんことを吾人は日本政府に切望する。露領水產組合がその聲明書中に於て勞農政府に加へたる非難は當を得たものでなく、又國營漁場として保留した十八漁區は條約に基いて保留せるものである。日本漁業家と漁區を落札した露國個人企業家との漁區讓渡交涉及宇田貫一郎氏が正式に落札せる七十八漁區の權利讓渡の件も露領水產組合側の態度によつて妨害されて居るのは遺憾である」と。

露西亞側の反感は一時漁業問題交涉の前途を全く暗澹たるものとしたが酒匂代理大使から、我が當業者の自治出漁の聲明は全く駐日露國大使が漁區問題に關して發した聲明に對する當業者の一時的感情に驅られた反影であつて、帝國政府は斷じて之を許さず、飽迄も國際的情誼に基いて圓滿解決を期するものであると辯明したため漸く帝國政府の誠意を認めて來たと傳へられ、穩健論者はやつと愁眉を開いた。

然し實際において漁業交涉は、國營漁區問題にまれ、露人單獨競落問題にまれ、宇田漁區問題にまれ、決定的には何等好轉せず、依然として解決の前途全く暗澹たるものがあり、當業者の不安は益々昂進するのみとて、日本政府當局の自治出漁不同意にも拘らず露領水產組合は强硬に其決意を捨てず、再三、再四、出漁斷行を主張して來たが彼等の決意を合理化してきたところのものは、露國々營の自由出漁決行、四月十日付農林省から露水組合に達した通牒、出漁期の遲滯等で露領水產組合と一致して日魯漁業會社も自治出漁決行の意志を表明して起ち之等當業者は政府當局に對し頻りに自治出漁の已むをえぬ事情を陳情し諒解を求むるところあつた。此結果六月中旬に入り農林當局は當業者の自治出漁斷行も事情止むを得ずとし、山本農相も閣議に此事を報告した趣であるが外務當局は過般農林當局と協議の結果、政府として決定せる自治出漁反對說を固持し、懸案解決の爲歸任せる田中大使の着莫も一兩日の中故今暫らく自重して大使の報告と、兩國代表による交涉の促進を待つことを主張したため、政府の方針も其樣にと決定し一方宇田拋棄漁區問題の交涉も前記の如く大體順調に進轉し六月十八日に至り日露兩國の步み寄りにより百三十五萬留で一年間有效の暫定的借區契約を締結し合法的に出漁するに至つたので、組合の非常的手段による出漁方針は採用されるに至らなかつた。

七、結論

以上が現在に亘る本年度露領漁業問題紛糾の經緯である。吾人は大體之を經過的時間的に見て前揭の如く全篇を三節に分ち、出來るだけ具體的、實際的資料に即して客觀的敍述を試みた。最後に今日迄の交涉經過について、簡單なる批判を添へたいと思ふ。

昨年締結された日露漁業條約は日露兩國の漁業關係を合理的に解決し、將來への規準を造り與へたものであつた。この規準が造り與へられたにも拘らず何故に今年度出漁問題はかくも痛烈に、かくも深刻に紛糾したであらうか。この原因を吾人は次の如く解釋したい。

一、漁業條約は漁區貸下條件並に、國營先取漁區の決定を原則的には解決したが、具體的細目的に決定して居らず、從つて此點が紛爭の重點となつたこと

二、本年は日露漁業條約實施第一年に相當し、漁區租借其他今度の決定は今後永い將來に亘つて先例を開き拘束力を持つが故に、兩國共今年度の決定を細大共極めて重視したこと

三、裏海ヴォルガ方面の不漁と極東漁業の有望性に鑑み極東漁業に對する露國の進出目覺しく、殊に國營漁業十年計畫、今春立案の新五年計畫等によつて日本の占むる優越的地位に取つて代らんとする露骨なる意圖を示せること

四、本邦當業者の油斷と國內法規の不備に乘じ島德藏一派の陰謀的漁區競落事件が突發せること

以上が其根本原因である。昨年末に極東漁獵廳により發表されたる露國の本年度漁區貸下條件が多數の新規開設出願漁區不發表において、漁獲標準高の苛辣なる制限において又國營要望漁區の內容において其他種々の點において著しく邦人當業者に不利不當で、そのことが紛糾の直接動因を作つたのも、全く前記の事情に基くものである。が此露國の貸下條件は邦人當業者の頑强なる反對により日を追ふて緩和され、讓步されるに至つた。

然し國營要望漁區問題については遂に殆んど讓步しなかつたばかりか、就中日魯經營十八漁區については最後まで頑張り通し、剩へ、本邦政府の合意無くして自由出漁を敢行し、紛糾を更に大きくした。これは「協議」なる語について露國が橫紙破り的强辯をするまでもなく、明かに條約違反である。漁期切迫と懸案未解決に業を煮やした邦人當業者は國營の自由出漁に對抗するため、自治出漁の非常手段斷行を決定したが、之は當業者の立場として已むを得ぬ事情を內包し、且つ或程度まで正當防衛的意味を持つてゐるとは言へ、然し露水組合の出漁聲明に見る如く、宇田放棄漁區の未解決をも其理由に擧げ、之が對象としてゐる點はやゝ我田引水の嫌なしとしない。何故なら宇田漁區問題は全然國內的性質の紛爭であつて、之が對內的に完全なる解決を見たのは事件發生以來二箇月以上を浪費して居り、問題の外交的解決の遲延は其殆んど全部が國內紛爭の遲延に因由してゐるからである。殊に中山一派の其後の策動の醜體に至つては何人も之を唾棄しなければならぬ。これらの點をも綜合して政府當局特に外務當局が當業者の自治出漁に同意せず、飽くまで問題の合法的解決に精進し、今や七十八漁區について解決點への曙光を見出すと共に、國營漁區の不當奪取に對しては飽くまで條約の正文に立脚し、正當なる主張の貫徹を期しつゝある態度に同意を表するものである。

夫はいづれにしても日露兩國は飽くまで漁業條約の規定を遵守し、苟も條約違反の態度に出づることなく、共通の富源對象たる極東漁業を相提携して開發し用益しなければならぬ。然らざれば極東の水域に於ける兩國の紛爭は、遂に跡を絕つことがないであらう。

日露漁業問題日誌

昭和三年十一月

九日。露領水產組合は哈府極東漁獲廳に新規漁區三百四箇所の出願手續を了る。

廿四日。露水組合佐々木、平塚兩代表出漁の件に就き農林省に陳情す。

卅日。露水組合代表平塚常次郎、中瀨拾太郎の兩氏漁業問題交涉のため哈府に向ふ。

十二月

廿六日。漁獵廳は浦鹽日本領事館に對し二月廿八日漁區競賣施行の件並に漁區を正式に通告す。

昭和四年一月

八日。邦人漁業家現有漁區確保のため今日より有志露水組合に參集し對案を練る。

十一日。露水組合幹部農林省に阿部次官を、外務省に森次官を訪ひ露國側の條約違反を指摘して具體的解決を請願す。

十二日。露水組合幹部山本農相を訪ふ、同日午後再び農相官邸に陳情。

十七日。極東漁獵廳ゴロフスコイ長官の不發表及閉鎖漁區に對する辯明報道され我が當業者憤る

十九日。駐日露國大使館にては連日對策凝議の結果、追加發表により緩和するに決せりと傳へらる。

廿五日。露水組合臨時總會を召集し越へて廿八日對露方針を決定し十名の實行委員を選任す。

廿九日。露水組合實行委員、外務農林兩省に出頭總會にて可決せる國權擁護の決議文を提出陳情す。

二月

五日。露水組合は既存漁區の確保と新漁區の獲得に就て更に當局に請願す。

七日。露水組員員藤井猪之介氏帝國ホテル內、中山事務所に召致され島一派の陰謀に參加す。

十五日。在哈府山口總領事公電、鮭鱒四十六漁區蟹六漁區の追加發表。

十八日。兒島侃二氏中山氏に召致され帝國ホテルに島一派と會見、以來ホテルに抑留さる。

廿日。露國側更に第二次追加漁區を發表す（鮭、鱒十五、蟹五區）

廿一日。外務省駐露酒匂代理大使に、競賣延期交涉を訓電す露水組合は前日來開會の緊急總會に於て對露交涉解決迄漁區競賣入札不參加に決す

廿八日。露西亞側我が要求を容れず浦鹽にて單獨入札執行、

三月

五日。貴族院豫算總會にて男爵坂本俊篤氏漁業問題につき質問を提起し政府委員として森外務次官之に答ふ。

七日。同日附博多發兒島氏より小山氏宛の書面によれば資金難のため陰謀計畫停頓……

十五日。浦鹽にて露國の單獨再競賣執行さるゝも未開封のまゝ延期。

廿五日。露水組合臨時總會、中瀨拾太郎氏駐日露大使を通じ單獨出漁交涉を試みたりとて論難百出、中瀨氏露水組合評議員を辭す。

廿七日。外務省露國大使と漁業問題交涉或程度の妥協成り當局より露水組合に競賣參加を慫慂す

三十日。漁區競賣參加のため三十餘名より成る本邦派遣員一行(露水組合代表は佐々木平塚二氏)敦賀出發浦鹽に向ふ。

四月

五日。浦鹽にて露領漁區三六五箇所の競賣入札施行、果然宇田の七十八漁區問題突發す、物情騷然……

七日。外務省は渡邊浦鹽總領事に對し漁區競賣落札の正式發表留保交涉方を訓電す。

八日。問題の人物宇田貫一郎氏屬然農林省に出頭漁區經營の意思ありと釋明す。

九日。露國當局、落札確認を發表し、日魯株釣瓶落し……。同日露水組合日魯漁業は漁區不當落札問題に付外務農林兩省に請願書を提出す。

十日。四月五日の入札に際し露人側に落札せる十二ヶ所返還さるゝに決す。

十一日。山本農相、島德藏氏を召致して反省を促す、島德意氣軒昂。

十二日。四月五日の入札不落一般漁區二十ヶ所の再競賣浦鹽にて施行、競落邦人十七ヶ所、一露人二ヶ所合計十九ヶ所、一露水組合、山本農相に露領漁區問題の解決に關し陳情書を提出。

十五日。日魯株大暴落、一日にて十五圓安の恐慌相場現出、一函館市民大會開催、代表六十七名の白襷隊上京猛烈な活動を始む。

十八日。高橋光威氏田中首相に對し漁業問題に就て進言す、杉山茂丸氏も昨日首相に警告せりと傳ふ。

廿日。山本農相調停に乘出す、但し民間有力者に一任と決意、杉山茂丸、鄕誠之助兩氏との噂頻り也。—露水組合代議員會招集。

廿一日。露水組合員總會招集—島派二千萬圓の會社新設を聲明し鼻息荒し。

廿二日。露水組合員總會にて中瀨藤井兩氏の懲罰委員を選出す。——愈々杉山茂丸氏出馬堤淸六氏を招き意見を交換す。——堤氏露水組合長を辭任す。

廿三日。日魯漁業支配人三浦良治氏引責辭職、堤氏之を誠意の證左として杉山氏に一切を託す。—西川氏妥協問題に就き島氏と協議のため下阪す。

廿四日。杉山氏日魯改革案を山本農相に提出して裁定を乞ふ、森格、藤田謙一氏杉山氏を訪問、今後兩氏は島派掛りとなる。

廿七日。日魯漁業重役辭任、新陣容成る、政友會化せりとの世評あり。

卅日。露國國營アコ投網事件につき農林省水產局長より露水組合に通牒あり。

五月

一日。日露漁業島派との妥協條件に就て緊急重役會議召集。

三日。日魯重役會議の結果妥協問題逆轉—高橋光威氏同社監査役を辭す。

八日。島氏上京、帝國ホテル中山事務所撤去。

九日。山本農相島氏を召致し妥協を勸告す。島氏杉山、鄕氏に會見、鄕氏に私案を手交す。

十日。鄕男の杉山氏に手交せる私案により、日魯重役會議開かる、日魯應ぜず、更に杉山、鄕兩氏より絕對案を兩者に手交す。

十一日。午後七時半、日魯島派の妥協成立す。

十三日。宇田問題は對外問題に移る。農林省對露交涉に就て凝議す。

十四日。田中首相、トロヤノフスキー氏と凝議す

十八日。田中、山本、小川、久原四相鳩首凝議、酒勾代理大使に督勵の訓電を發す。

廿一日。露水組合未解決漁區に自治出漁斷行を聲明す。

廿三日。露水組合幹部、外務農林兩相を訪ひ、自治出漁の諒解を求む。

廿七日。露、外務人民委員部は宇田氏が落札漁區を放棄せば日本政府の交涉に應じて改めて同漁區貸下手續を取るべしと聲明せる旨公電あり。

廿八日。柴田淸作、山本房藏、日魯漁業の被奪取漁區四箇所返還さる。

廿九日。島、日魯妥協覺書を調印交換す。

六月

一日。露國側宇田氏の解約申込を拒絕すとの報あり—田中大使歸任出發。

四日。島派—中山、西川等の醜運動曝露す。

六日。國營漁區十八ヶ所問題に付外務人民委員次長カラハン氏は酒勾代理大使に對し日本側の要求を拒絕せる旨電報あり。

十三日。トロヤノフスキー大使漁區問題で吉田外務次官を訪ふ。

十四日。田中大使莫府着任。

十五日。宇田漁區をハバロフスク政廳對日魯の直接交涉に移す。

十八日。七十八漁區の借區料百三十五萬留にて妥協成立。

七月

三日。露水組合の露領漁業被使用者救恤規則農林外務兩大臣の承認を經て正式成立。

九日。露水組合で日露漁業交涉懸案解決のため常任委員として平塚、井出、須田、江原四氏を選任す。

十一日。露水組合佐々木副組長より在哈府井出代表に、漁業勞働交涉促進方を訓電す。

十三日。田中駐露大使とカラハン氏間に罐詰工場漁區本年度租借料原則的決定の旨入電あり。

二十日。小山富三、須田孝太郎兩氏懸案の露人單獨競漁區問題につきトロヤノフスキイ大使に陳情書提出。

三十一日。國營奪取十八漁區問題につき幣原外相より田中大使に訓電して露國政府に抗議書提出カラハン氏篤と考慮して回答の旨返事あり。

八月

一日。對露漁業問題特に漁獲高制限問題、五分稅寄附問題等につき本邦露領漁業家の不統制曝露傳へられる。

二十三日。露水組合井出代表、漁業勞働交涉挫ぬため哈府を引揚げ本日敦賀歸着。

二十八日。露水組合評議員會で井出代表より漁業勞働交涉經過報告さる。

邦人の露領漁業狀態

明治四十年日露漁業協約の締結によつて正常なる基礎の上に据えられた我露領漁業は、翌四十一年條約發效後最初の出漁において既に租借漁區數一百十九を占め、總漁獲高は鮭の四萬六千九百三十八石を筆頭に、八萬七千九百六十五石に達したが、明治四十一年以來現在に至る二十二年間の邦人租借露領漁區數を示せば左の如し。

◇邦人租借漁區數累年表

年次	漁區數
明治四十一年	一一九區
同 四十二年	一八三區
同 四十三年	一五七區
同 四十四年	一二四區
大正一年	一二四區
同 二年	一二五區
同 三年	一二〇區
同 四年	一二四區
同 五年	一二〇三區
同 六年	一二一八區
同 七年	一二四五區
同 八年	一二四七區
同 九年	一三一五區
同 十年	一二二八區
同 十一年	一二七二區
同 十二年	一二六八區
同 十三年	一二四二區
同 十四年	一二五七區
昭和一年	一二五七區
同 二年	一二五五區
同 三年	一二五五區
同 四年	普通租借漁區一二六一 特別契約漁區 四二三〇三區

注意——上表は名儀上の租借漁區であつて此中には不經營漁區が若干含まれてゐる。例へば明治四十一年には邦人租借漁區は百十九區であつたが實際に經營したものは百十七區であり、翌四十二年には名儀上租借漁區は百八十三區であつたが、實際經營漁區は百七十八であつた。

◇邦人實際經營漁區、經營者、從業員數累年比較

年次	經營漁區數	經營者數	全從業者數
明治四十一年	一一七區	五四人	三、五七〇人
同 四十二年	一七八	八七	三、七一四
同 四十三年	一五二	八五	四、九三八
同 四十四年	一二四	一〇四	七、六一六
大正一年	一一三	九三	九、七五一
同 二年	一二一	九八	一〇、六七六
同 三年	一二六	九〇	一〇、〇三一
同 四年	一三〇	八五	一〇、七一七
同 五年	二〇一	七五	九、九二九
同 六年	二一三	六九	一〇、四五八
同 七年	二二四	六八	一〇、九〇六
同 八年	二四六	七七	一三、六〇〇
同 九年	二四六	八〇	一三、二六八
同 十年	二二四	七五	一二、五五六
同 十一年	二六四	九一	一六、八五二

同 十二年	二三九	八四	一七、〇七四
同 十三年	二二五	六六	一五、八一六
同 十四年	二二八	六四	二〇、三七九
昭和一年	二四三	五五	一八、九一九
同 二年	二三二	六四	二〇、五五三
同 三年	二三五	四七	二〇、八九九
同 四年	三〇三	四五	二五、〇〇〇

即ち右表の經營漁區數は、邦人租借名儀に拘らず不經營漁區を除いた實際經營漁區數である。

次に明治四十一年以後現在に至る極東露領主要魚族たる鮭鱒鰊漁獲高の地方別計數は左の如し。

◇邦人鮭鱒鰊漁獲高累年表

年次＼地方別	沿海區	サハレン區	オホツク區	カムチヤツカ 西海岸	カムチヤツカ 東海岸	計
明治四十一年	四、八二〇石	四、四四八石	一、一三七石	六一、〇七七石	一八、〇三五石	八九、五一七石
同 四十二年	九、八七〇	四、一二八	一、六七三	一一四、八四九	三一、九二六	一六二、四四六
同 四十三年	一三、〇〇九	六、一九八	一、二三七	一八三、一五七	三七、二二一	二四〇、八一二
同 四十四年	一八、九三五	四、七七九	一五、一五三	三一三、四七四	五四、二五六	四〇六、五九七
大正 一年	一三、一三四	一、六一九	九、一三五	一五三、一三三	四八、一四五	二二五、一六六
同 二年	一〇、二三六	一、六九二	八、六〇八	二四九、〇九四	九六、七五四	三六六、三八二
同 三年	一一、〇八四	九五七	一六、七六七	三四八、九〇七	八一、七三二	四五九、四四七
同 四年	九、五六八	二五九	一三、九三八	三一三、九二三	七一、九三六	四〇九、六二四
同 五年	六、二六一	六七九	三二、五七八	四一五、三八〇	二五、三〇一	四八〇、一九九
同 六年	四、二一〇	二、五八五	二六、六八七	三六三、九七二	四六、四八六	四四三、九四〇
同 七年	五、九三六	二、九二五	四二、四一四	三〇〇、二三八	六〇、九〇六	四一二、四一九
同 八年	六、八一六	二、一六九	四〇、六〇三	二九九、〇六〇	一一一、七四〇	四五三、五七二
同 九年	四、九一八	七、五〇四	四三、六四一	四二四、九八一	六八、二六三	五四九、三〇七
同 十年	五、三九二	—	六三、二六七	三六七、六四〇	四一三、二三六	五七九、五三五
同 十一年	七、五二五	—	八六、六六〇	五〇九、三五四	七七、三四四	六八〇、八八三
同 十二年	五、五二四	—	四八、七八八	二四三、九三三	八七、一七一	三八五、四一六
同 十三年	五、七七四	—	三一、一二一	五六一、五六八	四五、七六四	六四四、二三七
同 十四年	八、六〇三	—	二三、三九二	一四九、一四五	六九、一八五	二五〇、三二五
昭和 一年	六、七一〇	二、九一〇	一七、八二五	五三一、五四一	七三、三一〇	六三二、二九六
同 二年	八、八四五	一、二八〇	九、五〇一	一八二、六四五	九五、二四七	二九六、六二二
同 三年	五、三〇二	五四八	二六、六三六	六〇三、〇五五	一一五、四三五	七五〇、九七六
同 四年						

以上の漁獲物は、鮮魚のまゝ冷凍船にて送り出されるものと、鹽漬されるものと、罐詰に製造されるものと三種あるが、近年罐詰工場の增設と共に罐詰に製造されるもの增加し、それは左の如く著しい趨勢を以て發展してゐる。

◇邦人鮭鱒罐詰製造高累年表

明治四十一年	—
同 四十二年	—
同 四十三年	七〇〇函
同 四十四年	三、三〇〇函
大正 一年	二三、一〇〇函
同 二年	七五、〇七四函
同 三年	七五、〇〇〇函
同 四年	一一九、七〇〇函
同 五年	二二二、三九〇函
同 六年	二七一、七六九函
同 七年	三八二、四八一函
同 八年	六六一、七三八函
同 九年	五三四、四九〇函
同 十年	七〇三、三九一函
同 十一年	七〇九、五五四函
同 十二年	六七二、七六〇函
同 十三年	九〇六、六三六函
同 十四年	七三九、一三二函
昭和 一年	一、二四四、七二五函
同 二年	一、二二〇、九六九函
同 三年	一、二五〇、三三八函
同 四年（概算）	九五〇、〇〇〇函

即ち最初七百函から出發して、昭和元年以後は一百二十萬函以上の鮭鱒罐詰を製造するに至つた。そしてこれは今日我國內市場に於て、國民保健上の重要食糧品となつてゐるばかりでなく、隣邦支那を始め近く歐米市場に年々大部分を輸出されて、我主要輸出品の一となつてゐるのである。

次に鮭鱒と並んで露領漁場に於ける我重要漁獲物となつてゐる蟹罐詰の製造額を、本邦內の他の地域に於けるそれと比較して示せば左の如し。

◇露領並に本邦蟹罐詰生産高比較

地方別＼年次	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年（概算）
露領	八八、五四二函	一一〇、五一四函	一四九、五六九函	一三三、三三二函	一〇六、〇〇〇函
北千島	七、八五八	八、四三二	八、三三七	五、九四一	
根室、南千島	一三、三二五	三三、七三八	二九、一七七	四〇、一七四（根室、南千島・北見・利尻）	三一、〇〇〇（根室、南千島・北見・利尻）
北見	三二、三二一	一一、〇七二	—		
利尻	四、五三七	七三三	—		
樺太	二六、二六三	一五、八六六	三、七八八	三、七一三	一七、〇〇〇
工船	一二三、一九九	二二〇、七四一	三三二、三三六	三一一、一五八	三三九、〇〇〇
合計	二八五、六一九	四〇一、〇八六	五二三、一九七	四八三、三二四	四九三、〇〇〇
單價	三八円	三九円	三〇円	四〇円	
金額	一〇、八五三、五三二円	一五、六四二、三五四円	一五、六九五、九一〇円	一九、三三六、五六〇円	

即ち露領に於ける蟹罐詰生産高は、本邦領土內各地方に於ける生産合計額よりも遙かに超過して多額を占めてゐる。次に本邦蟹罐詰の輸出國別表を示せば左の如し。

◇本邦蟹罐詰輸出國別表

國名	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年
合衆國	一六五、八五六函	一八二、一〇六函	二一七、七五六函	二八四、七〇四函
布哇國	四、六六五	二、九一九	六、二〇七	三、八八二
英國	三五、七一六	六九、七四五	一二二、一二五	一六三、一二〇
濠洲	四、八八五	九、三一三	一三、八二二	一八、二一二
佛國	一、一二九	一〇三	八一五	一〇、四四七
カナダ	—	一、六七三	三、二五〇	五、三九三
獨逸	—	四、五四四	四、三六一	三、九四九
丁抹	—	四、二五二	九、二四一	七、九三四
瑞典	—	三〇〇	一、五五二	一四一
其他	六、一六六	三、四二六	一〇、三三四	一一、一三〇
合計	二一八、四一七	二七八、三八一	三八一、四六九	五〇八、九一二
單價	四一円	四二円	三三円	四〇円
金額	八、九五五、一〇七円	一一、六九二、〇〇二円	一二、五八八、四七七円	二〇、三五六、四八〇円

次に露領陸上と勘察加公海に於ける蟹工船の蟹罐詰生産高とを比較して示せば左の如し。

◇蟹罐詰陸上工船比較表

年次	露領陸上	其他ノ陸上	工船	合計
大正三年	—	一〇八、七五四函	—	一〇八、七五四函
同四年	—	六三、九六七	—	六三、九六七
同五年	—	一五六、〇六五	—	一五六、〇六五
同六年	—	一七四、五三九	—	一七四、五三九
同七年	—	一三八、八一四	—	一三八、八一四
同八年	—	八四、八七九函	—	八四、八七九函
同九年	四、八三九	七三、四一〇	二八七	七八、五三六
同十年	二〇、三七九	七九、五一六	四、〇三〇	一〇三、九二五
同十一年	一六、三五二	一〇六、四一三	八、三三二	一三一、〇九七
同十二年	四〇、七二九	一三八、二〇一	三五、六九〇	二一四、六二〇
同十三年	三七、五九八	八三、三〇三	四〇、一九五	一六一、〇九六
同十四年	八八、五四二	八四、八七八	一一二、一九九	二八五、六一九
昭和一年	一一〇、五一四	五九、八三八	二三〇、七四二	四〇一、〇八六
同二年	一四九、五六九	四一、三〇二	三三二、三二六	五二三、一九七
同三年	一三一、三三二	四九、八二七	三一一、一五八	四八三、三一六
同四年	一〇六、〇〇〇	四八、〇〇〇	三三九、〇〇〇	四九三、〇〇〇

露領漁場に於ける本邦漁業の著しい發展はそれに相應した莫大な船腹を要求してゐるが、その船舶及總噸數の累年增加趨勢は左の如し。

◇露領租借漁區使用船舶數及總噸數

年次	漁區數	船舶隻數	噸數
明治四十一年	一一七	一八四隻	—
同四十二年	一七八	二一〇	三二、一七二
同四十三年	一五二	二七五	四三、九七七
同四十四年	二一四	三六九	七八、八六三
大正一年	二一三	三六六	九五、〇七六
同二年	二三一	三六〇	一〇九、〇六五
同三年	二二六	三三〇	一〇四、〇四八
同四年	二三〇	三一五	一一七、〇〇五
同五年	二〇一	三七七	一三四、一七三
同六年	二一三	三五五	一一六、一四六
同七年	二二四	三六六	一三二、五一二
同八年	二四六	三二三	一一五、三五六
同九年	二四六	三三六	一六〇、八五九
同十年	二二四	二八一	一四七、八七八
同十一年	二六四	三〇七	一九六、四四二
同十二年	二二九	二三七	一四〇、八一二
同十三年	二一五	三四八	三〇五、一九五
同十四年	二二八	四二三	四〇四、八五五
昭和一年	二四三	四九八	五三八、七三六
同二年	二三二	四一六	四七三、九二九
同三年			

上表に明かなる如く明治四十二年には二百十艘、三萬二千噸であつたが、今日では五百隻五十萬噸以上といふ著しい發展を跡づけてゐる。そしてこゝに書き洩らしがたいのは、以前には殆んど大分部帆船を使用されてゐたが今日では一變して殆んど汽船のみを使用されるやうになつた事である。即ち明治四十二年の如き、帆船百九十九艘噸數二萬四千噸に對し、汽船は僅かに十一艘七千九百四十八噸を示したに過ぎなかつたが、爾來年々この比較は帆船に代る汽船の增加によつて兩者位置を代へ、昭和二年には既に帆船七十二艘一萬七千二百八十三噸に對し、汽船三百四十四隻、噸數四十五萬六千六百九十六噸を示すに至つた。之は帆船に對する汽船の優越から見て當然の歸結であると言はなければならぬ。

昭和四年露領租借漁區表

摘要——（本表中ニハ競賣租借ニヨラサル邦人特別契約漁區竝ニ普通契約漁區及露國々營漁區ヲ含ム尙露國側漁獲標準高ハ本稿〆切マテ不明）

鮭鱒鰊漁區ノ部

沿海區

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
二七	オリムピアドスキー第一	アリムピアド岬附近クヅネツオワ河口南二、五粁（二露里一五〇露間）	ルイボ、プロドウクト	一年	八、八〇〇留		
六四	同第二	同河口北二、六七粁（二露里二五九露間）	同人	同	八、八〇〇		
三〇ベ	スウエトルイ第三	ソスノフ岬北方スウエトラヤ河口北四、七七粁（四露里半）	同人	同	一一、六〇〇		
三七エ	ネリミンスキー第八	ネリマ河口南一一、六六粁（十一露里）	山内大次郎	五年	四、一四〇	三、二七五ツェントネル 一九、九七七布度	
三七ゲ	同第三	同河口南九、五四粁（九露里）	東邦水產株式會社	同	五、〇〇〇	三、一九五 一九、四八九	
三七デ	同第四	同河口南四、七七粁（四露里半）	同社	同	七、五〇〇	四、〇〇〇 二四、四〇〇	
三八	同第一	同河口南二、四二粁（二露里一四〇露間）	同社	同	八、二〇〇	四、〇〇〇 二四、四〇〇	

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
一七八	—	ネリマ河口 二、一二籽(二露里)	—	—	假		
三八ベ	同 第六	同 河口 東北一〇、〇一籽(九露里二四五露間)	東邦水產株式會社	五年	四、二〇〇	一、九六五 一一、九八六	國營希望漁區 ヴエントホル有度
三八グ	同 第九	同 河口 東北 一五、九籽(十五露里)	ルイボ、ブロドウクト	三年	一二、八〇〇		
三八エ	同 第十一	同 河口 東北 二〇、二四籽(十九露里)	山内大次郎	五年	四、六二〇	二、九五〇 一七、九九五	
三八ヂ	同 第十	同 河口 東北 二四、三八籽(廿三露里)	東邦水產株式會社	同	四、八〇〇	三、二七五 一九、九七七	
一六〇	—	ルウゴワヤ河口 北 一、〇六籽(一露里)	—	—			
一六一	ルウゴウオイ	同 河口 北四、六四〇(四露里一八八露間)	ルイボ、ブロドウクト	一年	一六、六〇〇		
三八ジエ	グロセウイチスキー	グロセウイチ灣南入口岬南 南 二六、五籽(二十五露里)	山下敏夫	五年	四、〇二六	一、六〇〇 九、七六〇〇	國營希望鰊漁區
三八ユ	同 第五	同 岬 南 二〇、六七籽(十九露里半)	ルイボ、ブロドウクト	一年	一〇、八〇〇		
—	—	ボツチ河口 南二一、五籽(十露里四二四露間)	—	—			
—	—	同 河口 南 九、五籽(八露里四七一露間)	—	—			
三九ヲ	アドジエミンスキー 第六	クレストウオズドウイジエンスキー岬 北八籽(七露里二七三露間)	プリム、ルイブ、セリヂ	一年	五、三〇〇		
—	—	アドジエミ河口 北 (三五〇露間)	—	—			
三九ヨ	アドジエミンスキー 第三	同 東北 四、七七籽(四露里半)				三、二七五 一九、九七七	國營希望鰊漁區
三九エル	同 第四	同 河口 東北 六、八九籽(六露里半)					同
四九オ	ウスベンスキー	ウスベニエ岬 北 一、〇六籽(一露里)				一、六〇〇 九、七六〇〇	國營希望鰊漁區
三九ベ	コツビンスキージ四	コツビ河口 南 四、七七籽(四露里半)	ルイボ、ブロドウクト	五年	一二、八〇〇		

四〇ア	同 第五	同 河口 北 五、八三籽(五露里半)	同	人	一年	一一、六〇〇	
三九カ	インノケンチエフスキー	インノケンチエフスカヤ灣内プウチ河口 南 一、六籽(一露里半)	同	人 同		八、六〇〇	
四一ベ	同 第三	同 河口 北 四、四二〇(四露里八四露間)	八島庄太郎	五年		三、三五〇	
四三 第二	ギドジユイスキー	ギドジユ河口 南 四、二四籽(四露里)	同	人 同		五、五〇〇	
四四	同 第三	同 岬 南 二、一二籽(二露里)	ブリム、ルイブ、セリヂ	一年		六、三五〇	
四五	オフロウイ	マパツアン岬 西南 四、二四籽(四露里)	同	人 同		五、五〇〇	
四六 第一	マパツアンスキー	同 岬 南 二、一二籽(二露里)	株式會社林兼商店	五年		六、〇〇〇	
四六ア	同 第四	同 岬 北 一、〇六籽(一露里)	八島庄太郎	同		四、五〇〇	
四九	ケクウルノフスキー	ケクウルヌイ岬 西南 一、〇六籽(一露里)	同	人 同		四、五〇〇	
五一	ファリシウイ	ファリシクヤ灣内	ブリム、ルイブ、セリヂ	同			
五五	シランチエフスキー	シランチエフ灣内デユアンカ河口 西北二露里	リスノフ	一年		二、一〇六	
五七	レセプスキー	レセプス、ダツタ岬 西北 四〇〇露間	—	—		—	
五六	ナムシユクスキー	同 岬 北 一二露里	—	—		—	
五七ベ	ダツチンスキー	レセプス、ダツタ岬 北一六、九六籽(一六露里)	シヤボシニコフシヤチク	一年		四、五一〇	
五七ア	グウクダマンスキー	ナムシユウク岬 北 二、一二籽(二露里)	八島庄太郎	五年		六、五〇〇	
五八	チユムイドウイスキー	チユムイドウア灣内チユム河口 北 八、四八籽(八露里)	シヤボシニコフ、シヤチク	一年		四、八〇五	
五九	アウカンスキー	アウカン河口 南 二、一二籽(二露里)	同	人 同		三、八一〇	
五九グ	スタルコフスキー 第一	スタルカ灣水道入口 東南 二、一二籽(二露里)	佐々木平次郎	同		三、一〇〇	

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
五九デ	スタルコフスキー第二	スタルカ灣入口 西北 二、一一一粁（二露里）	佐々木平次郎	一年	三、一〇〇	九八ヴエ・トルネ 六、〇〇八	
五九ヌ	同　第三	同　入口 西北 四、二四粁（四露里）	同	同	三、一〇〇	九八五 六、〇八〇	
六三	トルジエンニユフスキー	トルジエンニコフ灣内					
六一	チヤプチヤンスキー	チヤプチヤナ河口 南 二、一一二粁（二露里）	山下敏夫	同	二、五三七	無入札	
六〇	シジマンスキー	ベトウシ岬附近シジマン河口 南 二、一一二粁（二露里）	同	同	三、〇一〇	同	
一七一	同	同　河口 北 二、一一二粁（二露里）	柴田清作	同	二、〇五〇	同	
五九ジエ	シウチンスキー	シウーチ岬 北 五、三三粁（五露里）	山内大次郎	同	三、一〇〇	九八五 六、〇〇八	
一八二	シジマンスキー第二	トオ岬 南 ウイアニ島ニ對ス					
五九ゼ	クレストフスキー	クレストワヤ灣入口 北 二、一一二粁（二露里）	佐々木平次郎	同	二、一〇〇	九八五 六、〇〇八	
五九エリ	モソロフスキー第一	モソロワ河入江入口 南 二、六七粁（二露里二五九露間）	山内大次郎	五年	二、〇五〇	九八五 八二〇 五、〇〇二	
六二	シトウアンスキー	シトウアン灣内					
—	—	ヤデイヘ河口 四粁（三露里三八六露間）	リスノフ	一年	二、二〇六	國營希望鰊漁區	
—	—	ヤクボフスキー岬 南 一五〇露間				同	
—	—	ルインダ灣アスタシエフ岬 北 一〇〇露間				同	
一七四	—	プラストウン灣西岸				同	
一七三	—	同　灣　東岸				同	

計　五十八漁區

內　一、競賣發表漁區　四五　（イ）邦人租借漁區　二三　（ロ）露人　同　一九　（ハ）無入札漁區　三
二、國營希望漁區　一三　（ロ）鰊漁區　一〇

—	—	モヒヤ岬					
—	—	ウアンダ岬					
七三	フエドチエフスキー	アヌウチン海峽砂嘴東岸ニ沿ヒ	長谷川藤三郎	五年	二、五一〇	一、二〇〇、七三二、〇〇〇	國營希望鰊漁區
七四	アヌウチンスキー第一	同　南 四、二四粁（四露里）	同	同			同
七五	同　第二	同　南 七、四二粁（七露里）	同	同			同
七六	同　第三	同　南 一〇、六六粁（十露里二八露間）	長谷川藤三郎	同	二、四〇四	一、〇〇〇、六一〇、〇〇〇	無入札
七七	同　第四	同　南 一二、七二粁（十二露里）	同	同			無入札
七八	同　第五	同　南 一四、八四粁（十四露里）	同	同			無入札
七九	同　第六	同　南 一六、九六粁（十六露里）	長谷川藤三郎	同	一、六五〇	六五五、三、九九五	無入札
八〇	同　第七	同　南 一九、二粁（十八露里五六露間）	同	同			同
八〇ベ	同　第十	同　南二二、二粁（二十露里）アスランベコフ海峽北 四二四粁（四露里）	同	同			同
八〇ア	ベレンガイスキー第一	ノビリスキー灣北方砂嘴東岸ニ沿ヒ 北 三、一八粁（三露里）	佐々木平次郎	同	二、一〇〇	一、二二〇、七、二二〇、〇〇〇	同
—	同	ランガリー河口 北 三、一八粁（三露里）	同	同			同
—	—	ベレンガイ河口 南 二、六五粁（二露里半）	同	同	三、一〇〇	一、一〇〇、六、七一〇、〇〇〇	同
—	ヤンゴルスキー	ヤンゴラ河口 南 二、六五粁（二露里半）	同	同		一、一〇〇、六、七一〇、〇〇〇	同

計　十四漁區

內　一、競賣發表漁區　一二　（イ）邦人租借漁區　六　（ロ）無入札漁區　六
二、國營希望漁區　二（鰊漁區）

オホトスキー區

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
不明	コリスキー	不明					
不明	ペロフスキー	不明					
九〇ア	ギユンチンスキー第一	ギユンチ河口 南 六、四粁(六露里一八露間)					
九二グ	ウリインスキー第二十二	ウリヤ河口 南一三、七粁(十二露里四六二露間)					
九二ベ	同 第二十	同 河口 南 一一、七粁(十一露里一八露間)					
九二ブ	同 第十	同 河口 西南 八粁(七露里二七三露間)					
九三	同 第二	同 河口 南 六、四粁(六露里一八露間)					
九六	同 第五	同 新河口 東北 四、七七粁(四露里半)	宮川幸太郎	同	五、一〇〇	二五、九八六	留
九七	同 第六	同 新河口 東北 六、八九粁(六露里半)	同	同	四、〇〇〇	二五、九八二	ツエントル布度
九七ア	同 第七	同 新河口 東北 九、〇一粁(八露里半)	日魯漁業株式會社	一年	九、〇〇〇	二五、九八六	國營希望漁區
九七ベ	同 第八	同 新河口 東北 一一、一三粁(十露里半)	同	同	四、二一〇	二五、九八二	無入札
九七ウエ	同 第九	同 新河口 東北一三、二六粁(十二露里二五四露間)	宮川幸太郎	五年	三、五〇〇	二五、九八二	同
九一ジエ	同	同 新河口 東北一五、三七粁(十四露里半)	同	同	五、〇〇〇	二二、〇二一	同
九七デ	同 第十二	同 新河口 東北一七、四九粁(十六露里半)	同	同	三、六〇〇	一五、九八二	同
九七グ	同 第十一	同 新河口 東北一九、六一粁(十八露里半)	田中仙太郎	同	三、六〇〇	一五、九八二	同
九七エ	同 第十三	同 新河口 東北 二一、七三粁(二十露里半)	田中仙太郎	同	六、〇〇〇	三〇、五〇〇	同
九七オ	同 第二十三	同 新河口 東北一三、八五粁(二十二露里半)	日魯漁業株式會社	一年	七、〇〇〇	一五、九八二	國營希望漁區
九七カ	同 第二十四	同 河口 東北 二五、九七粁(二四露里半)	同	同	五、〇〇〇	一五、九八二	同
九七ジエ	同 第十五	同 西マレカン河口 東北 二、一二粁(二露里)	同	同	一〇、〇〇〇	二五、九八六	同
九七ゼ	同 第十六	同 河口 東北 四、二四粁(四露里)	同	同	四、六〇〇	一九、五二〇	同
九七イ	同 第十七	同 河口 東北 六、三六粁(六露里)	同	同	三、六〇〇	一三、四八一	同
九八カ	ウラクスキー	ウラク河口 西南 二六、五粁(二十五露里)	同	同	二、四〇〇	一二、九九三	同
九八セ	同 第十	同 河口 西南 二四、三八粁(二十三露里)	同	同	二、一〇〇	一二、九九三	同
九八イ	同 第十一	同 河口 西南 二二、六粁(二十一露里一六〇露間)	日魯漁業株式會社	一年	一〇、〇三〇	三三、四八九	同
九八ジエ	同 第九	同 河口 西南 一九、〇八粁(十八露里)	日魯漁業株式會社	一年	一二、〇〇〇	三三、四八九	同
九八エ	同 第八	同 河口 西南 一六、四三粁(十五露里半)	同	同	一二、〇〇〇	五六、九七四	國營希望漁區
九八ア	同 第三	同 河口 西南	同	同			同
九八デ	同 第七	同 河口 西南 (十二露里半)	同	同			同
九八グ	同 第六	同 河口 西南 (八露里半)	同	同			同
九八ウエ	同 第五	同 河口 西南 六、八九粁(六露里半)	同	同			同
九八ベ	同 第四	同 河口 西南 四、七七粁(四露里半)	同	同			同
九八エム	同 第六	同 河口 東北 (四露里)	同	同			同
九八エリ	同 第六	同 河口 東北 (六露里)	同	同			同
九九ベ	オホトスキー第七	オウタ新河口 西南 (十露里)	同	同			同

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區科	漁獲標準高	備考
九九ア	オホトスキー第七	ウオタ新河口　西南　（八露里）	—	—	留	ツエントネル布度	國營希望漁區
一〇〇	同　第一	同　新河口　西南　（六露里）	—	—	—		同
一〇五	同　第六	クフトイ河口　東北　六、三六粁（六露里）	日魯漁業株式會社	一年	一二、〇〇〇	一一、八〇〇 七一、九八〇	
一〇五ア	同　第八	同　河口　東北　八、四八粁（八露里）		五年			
一〇五オ	ウリベインスキー第十一	ウリベヤ極西河口　西　二三、八五粁（廿二露里半）	保阪慶藏	同	四、〇〇〇	二、七九〇 一七、〇一九	
一〇五エム	同　第九	同　極西河口　西　一九、六一粁（十八露里半）	同　人	同	四、〇〇〇	一、〇〇〇 六、一〇〇	
一〇五エリ	同　第八	同　極西河口　西　一七、四九粁（十六露里半）	同　人	同	四、〇〇〇	九〇〇 五、四九〇	
一〇五カ	同　第七	同　極西河口　西　一五、三七粁（十四露里半）	東邦水産株式會社	同	五、六〇〇	四、九一八 二九、九九九	
一〇六ベ	インスキー　第四	イニヤ舊河口　西七、四六粁（七露里一八露間）	ルイボ、プロドクト	同	五、六〇〇		
一〇六ウエ	同　第五	同　舊河口　西五、三三粁（五露里一四露間）	同　人	同	五、八〇〇		
一一二イ	モトイクレイスキー第二	タウイスク灣内フミテフスキー半島スタニユウコウイチ岬　西　三粁（二露里四一五露間）	野口一三郎	一年	二、〇一二	一、七〇〇 一〇、三七〇	
一一二エ	同　第三	同　灣内　同　半島トノカリ岩　西　三粁（二露里四一五露間）	同　人	同	三、五一二	一、七〇〇 一〇、三七〇	
一一二ゼ	同　第六	オナツエウイチ岬　西南　一三、七八粁（十三露里）	—	五年	—		無入札
一一二カ	同　第七	同　岬　北　一粁（四七一露間）	野口一三郎	三年	二、五五〇	一、二〇〇 七、三二〇	
一一二ア	同　第一	同　岬　北　五、三粁（五露里）	同　人	五年	二、四〇〇	一、一五〇 七、〇一五	
一一二ベ	同　第二	同　岬　北　七、四二粁（七露里）	同　人	同	二、〇二〇	一、一五〇 七、〇一五	
一一二ウエ	同　第三	同　岬　北　九、五四粁（九露里）	同　人	同	二、二五〇	一、一四七—五 六、九九九	
一〇九グ	ヤンスキー第三	ヤナ河口　東　四、七七粁（一四露里半）	同　人	同	二、五五〇	一、一〇〇 六、七一〇	
一〇九デ	同　第三	同　河口　東　六、八九粁（六露里半）	—	同	—		無入札
一〇九ベ	同	同　河口　東　九、〇一粁（八露里半）	—	同	—		同
一〇九カ	同　第四	同　河口　東　一一、一五粁（十露里二五九露間）	—	同	—		同
一〇九イ	同　第七	同　河口　東　一五、三七粁（十四露里半）	ルビンシテイン	同	一〇、〇〇〇		
一一一ウエ	ヤムスキー第三	ヤムスカヤ灣　北　一一粁（十露里一八八露間）	同　人	三年	六、〇〇〇		
一一一ゼ	同　第八	同　灣　北　一三粁（十二露里一三二露間）	同　人	同	六、〇〇〇		
一一三ベ	イレチスキー第三	イレツキー岬　西南　六、三六粁（六露里）	—	五年	—		無入札
一一三ハ	トウマンスキー	トウマナ河口　南　四、九六粁（四露里三三九露間）	—	一年	—		同
一一三エ	同　第二	同　河口　北　二、九六粁（二露里三九六露間）	—	同	—		同
一一三カ	カナナギンスキー	カナナガ河口　南　四、七七粁（四露里半）	—	同	—		同
一一三エリ	同　第一	同　河口　西南　二、九六粁（二露里三九六露間）	—	同	—		同
一一三エム	同　第二	同　河口　北　二、六五粁（二露里半）	—	同	—		同
一一三エヌ	同　第三	同　河口　北　四、九六粁（四露里三三九露間）	—	同	—		同

計　六十五漁區

内　一、競賣發表漁區　五五　（イ）邦人租借漁區　三〇　（ロ）露人租借魚區　五　（ハ）租借後放棄漁區　四　（ニ）無入札漁區　一六

二、國營希望漁區　一〇

ギジギンスキー區

一一三テ	ナヤハンスキー	ナヤハン河口　西南　八、五一粁（八露里一四露間）	—	三年	—		無入札
一一三ヤ	ギジギンスキー	ギジカ河口　西南　二五、四四粁（二十四露里）	荻布宗太郎	五年	二、〇一〇	一、四八〇 九、〇二八	
一一四	同　第二	同　河口　西南　二三、四七粁（二十二露里七〇露間）	同　人	一年	一、四〇〇	一、二〇〇 七、三二〇	

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
一一四ア	同　第三	同　河口　西南　二一、〇九粁（十九露里四四八露間）	同　人	同	一、二〇〇	ツエントネル布度 二、〇〇〇	
一一三ユウ	同　第一	同　河口　西南　一六、九六粁（十六露里）	吉武源太郎	同	二、〇〇〇	二、二〇〇	
一一四ベ	同　第四	同　河口　西南五、九粁（五露里二八三露間）	同　人	五年	二、〇〇〇	二、〇〇〇	
一一三ウ	アウエコフスキー	アウエコワ河口　南　一五、九粁（十五露里）	—	同	—	一、二〇〇	
一一四ウエ	同　第一	同　河口　南　二、一三粁（二露里）	吉武源太郎	一年	一、五〇〇	七、三二〇	無入札

計八漁區

内　競賣發表漁區　八　（イ）邦人租借漁區　六　（ロ）無入札漁區　二

イーチンスキー區

一一四デ	レスノイ第五	レスナヤ舊河口　南　四、七七粁（四露里半）	—	一年	—	—	無入札
一一五ア	パランスキー	パラナ河口　北　一七、〇七粁（十六露里五〇露間）	リユーリー	同	五、四〇〇		
一一五	同　第一	同　河口　北　一一、一三粁（十露里半）	同　人	同	五、四〇〇		
一一七	同　第三	同　河口　北　六、三六粁（六露里）	同　人	同	九、〇〇〇		
一一八	同　第四	同　河口　北　（四露里）	株式會社松田商會	自一九二六至一九三六	七、六〇〇	一五、〇〇〇布度	特別契約漁區
一一九	同　第五	同　河口　北　（二露里）	同　社	同	一〇、二〇〇	二〇、〇〇〇〃	同
一二一	同　第七	同　河口　南二、六粁（二露里二二六露間）	リユーリー	三年	六、三〇〇		
一二一ア	同　第十	同　河口　南　七、九六粁（七露里二五四露間）	—	五年	—		無入札
一二四ア	コフタンスキー第一	コフタン河口　北　六、三六粁（六露里）	—	一年	—		同
一二五	ウオヤムボルキンスキー第三	ウオヤム、ボルカ河口　東北　七粁（六露里三〇三露間）	—	同	—		同
一二六	同　第二	同　河口　東北　四、七七粁（四露里半）	—	同	—	—	不落
一二八ア	同　第五	同　河口　西南　四、七七粁（四露里半）	—	同	—	—	同
一二八ベ	同　第六	同　河口　西南　七粁（六露里三〇三露間）	—	同	—	—	無入札
一二九	チギリスキー第十	チギリ河口　東北　九、五四粁（九露里）	—	同	—	—	同
一二九ア	同　第八	同　河口　東北　六、三六粁（六露里）	—	同	—	—	同
一二九ベ	同　第七	同　河口　東北　四、二四粁（四露里）	—	同	—	—	同
一三〇ア	同　第四	同　河口　西南　六、三六粁（六露里）	—	五年	—		
一三〇デ	同　第九	同　河口　西南　一二、七二粁（十二露里）	—	三年	—		
一三〇ジエ	ウトコロフスキー第一	ウトコロフカ河口　南　八、四八粁（八露里）	日魯漁業株式會社	五年	四、四〇〇	一、〇〇〇 六、一〇〇	
一三二ア	同	同　河口　南　五、三粁（五露里）	株式會社林兼商店	一年	一、三〇〇	一、二〇〇 七、三二〇	
一三〇ゼ	同	同　河口　南　一〇、五粁（九露里四五二露間）	同　社	一年	三、一〇〇	一、一一〇 六、七七一	
一三二	コウランスキー第二	コウラン河口　南　三、一八粁（三露里）	—	三年	—	—	無入札
一三三ア	ハリユゾフスキー第一	ハリユウゾワ河口　北　六、三六粁（六露里）	—	五年	—	—	
一三三ベ	同　第二	同　河口　北　四、二四粁（四露里）	—	一年	—	—	同
一三三ウエ	同　第三	同　岬　南　一〇、六粁（十露里）	佐々木平次郎	同	二、一〇〇	一、五〇〇 九、一五〇	
一三四ア	モローシエチヌイ第三	モローシエチナヤ河口　北　一六、九六粁（十六露里）	—	同	—	—	無入札
一三四ウエ	同　第五	同　河口　北　五、八三粁（五露里半）	—	三年	—	—	同
一三四デ	同　第七	同　河口　南　三、一八粁（三露里）	—	同	—	—	同
一三四エ	同　第八	同　河口　南　六、三六粁（六露里）	—	五年	—	—	同
一三五	同　第九	同　河口　南　九、五四粁（九露里）	—	一年	—	—	同
一三五エム	ソーボチヌイ第十五	ソーボチナヤ河口　北　四九、六四粁（四十六露里四一五露間）	日魯漁業株式會社	同	六、〇〇〇	二、一三〇 一二、九九三	
一三五エヌ	同　第十六	同　河口　北　四六、六粁（四十三露里四八一露間）	—	三年	—	—	無入札

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
一三五ベ	ソーポチヌイ第十八	ソポチナカ河口 北 三〇、二八粁（二十八露里二八三露間）	—	一年	留 —	ツエントネル布度 —	無入札
一三五エリ	同 第十四	同 河口 北 二七、一粁（二十五露里二八三露間）	—	同	—	—	同
一三五カ	同 第十三	同 河口 北 二一、八粁（二十露里二八三露間）	—	五年	—	—	同
一三五ウエ	同 第六	同 河口 北 一七、五六粁（十六露里二八三露間）	—	同	—	—	同
一三五ゲ	同 第七	同 河口 北 一三、五七粁（十二露里四〇〇露間）	—	同	—	—	同
一三五エル	同 第十九	同 河口 北 一一、七三粁（十一露里三三露間）	—	同	—	—	同
一三五デ	同 第八	同 河口 北 九、〇八粁（八露里二八三露間）	—	同	—	—	同
一三五エ	同 第九	同 河口 北 六、四三粁（六露里三三露間）	日魯漁業株式會社	一年	七、〇〇〇	二、七九〇 一七、〇一九	
一三五ア	同 第三	同 河口 北 四、四三粁（四露里八九露間）	—	五年	—	—	無入札
一三七	同 第二	同 河口 南 六粁（五露里三三〇露間）	日魯漁業株式會社	同	四、一〇〇	二、九六〇 一八、〇五六	
一三五ジエ	同 第十	同 河口 南 八、一三粁（七露里三三四露間）	本川藤三郎	同	三、一五〇	三、四四〇 二〇、九八四	
一三五ゼ	同 第十一	同 河口 南 一一、三六粁（十露里三五八露間）	小杉正二	同	四、〇〇〇	三、四四〇 二〇、九八四	
一三七デ	イーチンスキー第二十	イーチヤ河口 北 一六、九二粁（十五露里四八一露間）	同	同	三、〇〇〇	一、〇〇〇 六、一〇〇	
一三七ウエ	同 第十六	同 河口 北 一四、八七粁（十四露里一四露間）	梶榮次郎	同	三、八六〇	一、一〇〇 六、七一〇	
一三七ゲ	同 第十七	同 河口 北 一一、〇九粁（十露里二三一露間）	同	同	三、一〇六	二、一三〇 一、九九三	
一三七ア	同 第十二	同 河口 北 八、六四粁（八露里）	同	同	四、〇〇六	二、九五〇 一七、九九五	
一三七エ	同 第二十一	同 河口 北 六、四二粁（六露里二八露間）	西出商事株式會社	同	五、四七五	三、九三〇 二三、九七三	
一三九	同 第二	同 河口 北 四、二粁（三露里四八一露間）	東邦水産株式會社	同	四、五〇〇	三、四四〇 二〇、九八四	特別契約漁區
一四四	同 第七	同 河口 南 （五露里三〇〇露間）	八島庄太郎	自一九二八 至一九三八	但、一九二八 六、七八五	三八、〇〇〇 布度	國營希望漁區
一四五	同 第八	同 河口 南 （七露里六〇露間）	—	—	—	—	
一四六	同 第九	同 河口 南 一〇、四五粁（九露里四二九露間）	田代三吉	五年	六、五〇〇	三、四四〇 二〇、九八四	國營希望漁區
一四七	同 第十	同 河口 南 （十二露里一三〇露間）	—	—	—	—	同
一四八	同 第十一	同 河口 南 （十五露里四七四露間）	—	—	—	—	同
一四八ア	同 第十三	同 河口 南 （十八露里五八露間）	—	—	—	—	同
一四八ベ	同 第十四	同 河口 南 （二十露里一五〇露間）	—	—	—	—	同
一四八ウエ	同 第十五	同 河口 南 二五、八六粁（二十四露里一九八露間）	東邦水産株式會社	五年	六、二〇〇	三、四四〇 二〇、九八四	
一四八セ	同 第十九	同 河口 南 二八、一一粁（二十六露里二五九露間）	濱田庄平	同	四、七〇〇	三、四四〇 二〇、九八四	
一四八ゲ	オブルコウインスキー第九	オブルコウイナ河口 北 一七、四四粁（十六露里二二六露間）	藤木治郎平	同	六、〇〇〇	三、四四〇 二〇、九八四	
一四八イ	同 第十四	同 河口 北 一五、八七粁（十四露里四八五露間）	荻布宗太郎	同	三、八一〇	二、四〇〇 一四、六四〇	
一四八デ	同 第十	同 河口 北 一二、八九粁（十二露里八〇露間）	水橋商事株式會社	同	四、一〇〇	二、二九〇 一三、九六九	
一四八エ	同 第十一	同 河口 北 一〇、六二粁（十露里九露間）	濱田庄平	同	三、〇一〇	二、九五〇 一七、九九五	
一四九ア	同 第八	同 河口 北 七、七三粁（七露里一四六露間）	日魯漁業株式會社	同	五、二〇〇	二、九六〇 一八、〇五八	
一四九	同 第一	同 河口 北 五、〇八粁（四露里三九六露間）	高橋喜六	同	三、〇一〇	二、九五〇 一七、九九五	
一五〇	同 第二	同 河口 北 三、九八粁（三露里二八三露間）	藤木治郎平	同	五、〇〇〇	二、九五〇 一七、九九五	
一五三	同 第五	同 河口 南 四、〇二粁（三露里三九六露間）	小杉正二	同	四、一〇〇	二、九五〇 一七、九九五	
一五四	同 第六	同 河口 南 七、五二粁（七露里四七露間）	ルイボ、プロドウクト	同	八、八〇〇		
一五五	同 第七	同 河口 南 九、七四粁（九露里九四露間）	小杉正二	同	三、八〇〇	二、二九〇 一三、九六九	

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
一五五ァ	同 第十二	クルトゴロワ河口北 一二、一二五粁（十一露里二七八露間）	汐海昌	同	四、五七〇 留	二、二九〇 ソエントネル 一三、九六九 布度	
一五五デ	クルトゴロフスキー第八	同 河口 北 九、二一粁（八露里二九七露間）	水橋商事株式會社	同	四、三〇〇	二、二九〇 一三、九六九	
一五五ゲ	同 第九	同 河口 北 六、七五粁（六露里一八三露間）	荻布宗太郎	同	四、二〇〇	二、九五〇 一七、九九五	
一五六	同 第一	同 河口 北 三、九九粁（三露里三八二露間）	同 人	同	四、六〇〇	二、九五〇 一七、九九五	
一五八	同	同 新河口（一九二八年發生シタル）南 六、〇五粁（五露里三五三露間）海上漁區第一五九號北方二、一二粁（二露里以上）	ルビンシテイン	一年	八、〇〇一		
一五九	同 第四	同 河口 南 八、一七粁（七露里三五三露間）	株式會社林兼商店	五年	九、一二〇	四、五八五 二七、九六八	
一六〇	同 第五	同 河口 南 一〇、七粁（十露里四七露間）	同 社	同	八、一二〇	三、六八五 二二、四七八	
一六一	同 第十	同 河口 南 一二、八六粁（十二露里六六露間）	ルビンシテイン	三年	二、三〇〇		
一六一ウェ	コルパコフスキー第十五	コルパコワ河口 北 一六、〇三粁（十五露里六一露間）	荻布宗太郎	五年	五、四〇〇	三、七七〇 二二、九九七	
一六一ァ	同 第十一	同 河口 北 一三、七七粁（十二露里四九五露間）	日魯漁業株式會社	一年	一三、〇〇〇	三、六九〇 二二、五〇九	
一六一ゲ	同 第十六	同 河口 北 一一、四七粁（十露里四一〇露間）	同 社	同	一三、〇〇〇	三、六九〇 二二、五〇九	
一六一デ	同 第十七	同 河口 北 九、〇二粁（八露里二五四露間）	同 社	同	一三、〇〇〇	三、一一一 一八、九七七	
一六二	同 第一	同 河口 北 六、六七粁（六露里一四六露間）	同 社	同	一七、〇〇〇	七、三八〇 四五、〇一八	
一六三	同 第二	同 河口 北 四、五一粁（四露里一二七露間）	同 社	同	一四、五〇〇	五、二八〇 三二、二〇八	
一六七ァ	同	同 河口 南（四露里半）	同 社	自一九二八至一九二八	（但、一九二八）九、六一四	三八、〇〇〇 布度	特別契約漁區
一六七	同 第六	同 河口 南（六露里半）	同 社	同	（但、一九二八）七、〇一〇	四二、〇〇〇〃	同
一六八	同 第七	同 河口 南 一〇、〇一粁（九露里二二一露間）	同 社	一年	一三、九〇〇	四、一〇〇 二五、〇一〇	
一六九	同 第八	同 河口 南 一二、三七粁（十一露里三三四露間）	同 社	同	一三、九〇〇	四、一六〇 二五、三七一	
一七〇	同 第九	同 河口 南 一四、七四粁（十三露里四五二露間）	佐渡傳二	五年	五、二〇〇	三、四四〇 二〇、九八四	
一七一ェ	同 第十三	同 河口 南 一八、九一粁（十七露里四一九露間）	同 人	同	五、二〇〇	三、四四〇 二〇、九八四	
一七一ジェ	ブリユムキンスキー第二	ブリユムキナ河口 北 三、八六粁（三露里四一五露間）	日魯漁業株式會社	一年	一五、〇〇〇	五、七四〇 三五、〇一四	

計 九十漁區

内

一、競賣發表漁區 八〇　（イ）邦人租借漁區 四四　（ロ）露人 七　（ハ）租借後放棄漁區 二

二、特別契約漁區 五　（ニ）無入札漁區 二五　（ホ）不落漁區 二

三、國營希望漁區 五

西堪察加區

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
一七一ゼ	ブリユムキンスキー第三	ブリユムキナ河口 南 三〇粁（二露里四一五露間）	日魯漁業株式會社	一年	七、六〇〇	二、四〇〇 一四、六四〇	ルイボ、プロドウクト競落讓渡
一七一ィ	同 第四	同 河口 南 四、七七粁（四露里半）	八島庄太郎	五年	一〇、六〇〇	六、一五〇 三七、五一五	
一七一ガ	同 第五	同 河口 南 六、八九粁（六露里半）	日魯漁業株式會社	一年	一七、〇〇〇	五、五七〇 三三、九七七	
一七一エリ	ウオロフスコイ第十二	ウオロフスカヤ河口 北 三八、六九粁（三十六露里半）	同 社	同	一七、〇〇〇	五、五七〇 三三、九七七	
一七一エム	同 第十三	同 河口 北 三六、五七粁（三十四露里半）	同 社	同	一七、〇〇〇	五、五七三 三三、九九五	
一七一エヌ	同 第十四	同 河口 北 三四、四五粁（三十二露里半）	同 社	同	一七、〇〇〇	五、五七三 三三、九九五	
一七一オ	同 第十五	同 河口 北（三十露里半）	同 社	自一九二八至一九二八	（但、一九二八）一四、四八六	三四、〇〇〇 布度	特別契約漁區
一七一ペ	同 第十六	同 河口 北（二十八露里半）	同 社	同	（但、一九二八）一〇、五八〇	五三、〇〇〇 布度	同

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
一七一エル	ウオロクスコイ第十七	ウオロクスカヤ河口 北 二八、〇九粁(二十六露里半)	日魯漁業株式會社	一年	一七、〇〇〇 留	五、五七三 ソエントネル 三三、九九五	
一七一エス	同 第十八	同 河口 北 二五、九七粁(二十四露里半)	同 社	同	一七、〇〇〇	五、五七三 三三、九九五	
一七一テ	同 第十九	同 河口 北 二三、八五粁(二十二露里半)	同 社	同	一七、〇〇〇	五、五七三 三三、九九五	
一七一ア	同 第七	同 河口 北 二一、七三粁(二十露里半)	フセコ、プリムルイバク、ソユーズ	五年	一〇、二〇〇		
一七一ベ	同 第八	同 河口 北 一九、六一粁(十八露里半)	同 人	同	一〇、六八〇		
一七一ウエ	同 第九	同 河口 北 一六、六八粁(十五露里三六七露間)	シンケウチ、フリプコ	同	二〇、八五〇		
一七一ゲ	同 第十	同 河口 北 一四、五七粁(十三露里三七二露間)	同 人	同	二〇、八五〇		
一七一デ	同 第十一	同 河口 北 (十二露里半)	日魯漁業株式會社	自一九二六 至一九二六	(但、一九二八) 一三、〇九三	七六、〇〇〇 布度	特別契約漁區
一七二	同 第一	同 河口 北 (十露里半)	同 社	同	(但、一九二八) 九、九一九	五六、〇〇〇″	同
一七四	同 第三	同 河口 北 六、八九粁(六露里半)	同 社	一年	二〇、三〇〇	八、六八〇 五二、九四八	
一七五	同 第四	同 河口 北 四、七四粁(四露里二三五露間)	同 社	同	一二、六〇〇	四、五〇〇 二七、四五〇	ルイボ、プロドウクト、競落讓渡
一七三	同 第二	同 河口 北 二、〇九粁(一露里四八五露間)	同 社	同	二三、〇〇〇	九、一八〇 五五、九九八	
一七八	テジマアチスキー第一	テジマアチ河口 南 二、六五粁(二露里半)	同 社	同	一九、五〇〇	五、五八〇 三四、〇三八	
一七九	同 第二	同 河口 南 四、七七粁(四露里半)	西出商事株式會社	五年	一二、九八〇	八、七〇〇 五三、〇七〇	
一七九ア	同 第三	同 河口 南 六、八九粁(六露里半)	同 社	同	一〇、〇〇二	五、五七〇 三三、九七七	
一七九ベ	同 第四	同 河口 南 九、〇九粁(八露里二八七露間)	同 社	同	九、三七八	五、五七〇 三三、九七七	
一七九ウエ	同 第五	同 河口 南 (十露里半)	日魯漁業株式會社	自一九二六 至一九二六	(但、一九二八) 四、三六五	三四、〇〇〇 布度	特別契約漁區
一七九デ	ケフチンスキー第二	ケフタ河口 北 (五露里二〇〇露間)	同 社	同	(但、一九二八) 四、八六七	三四、〇〇〇″	同
一七九カ	同	同 河口 北 三、一八粁(三露里)	西出商事株式會社	五年	一〇、二〇〇	五、五七五 三四、〇〇七	日魯競落
一七九エ	同 第三	同 河口 南 二、六五粁(二露里半)	石丸好助	同	一一、三六〇	八、〇三〇 四八、九八三	
一七九ゼ	コーリスキー第四	コーリ河口 北 六、八九粁(六露里半)	同 人	同	一一、〇二六	五、五七〇 三三、九七七	
一八〇	同 第一	同 河口 北 (四露里半)	—	—	—	—	國營希望漁區
一八二	同	同 河口 南 (四露里半)	—	—	—	—	同
一八二ア	同 第五	同 河口 南 (六露里半)	日魯漁業株式會社	自一九二六 至一九二六	(但、一九二八) 四、〇八三	四〇、〇〇〇 布度	特別契約漁區
一八二ベ	プイムプチンスキー第五	プイムプタ河口 北 (四露里半)	同 社	同	(但、一九二八) 四、九六〇	三四、〇〇〇″	同
一八三ア	同 第四	同 河口 南 二、六五粁(二露里半)	リユーリ	五年	一七、一〇〇		
一八四	同 第二	同 河口 南 四、七七粁(四露里半)	日魯漁業株式會社	一年	一九、五〇〇	四、九二〇 三〇、〇一二	
一八五	同 第三	同 河口 南 六、八九粁(六露里半)	同 社	同	一九、五〇〇	六、一五〇 三七、五一五	
一八五ア	プイムプチンスキー第六	プイムプタ河口 南九粁(八露里二四五露間)	田代三吉	五年	一二、二〇〇	五、〇〇〇 三〇、五〇〇	
一八六ア	ムイソウオイ第四	ムイソワヤ河口 南 二粁(一露里四四三露間)	日魯漁業株式會社	一年	八、二〇〇	四、五〇〇 二七、四五〇	
一八六	同	同 河口 南 四、二四粁(四露里)	東邦水産株式會社	五年	一一、〇〇〇	五、五七〇 三三、九七七	
一八六ウエ	同 第一	同 河口 南 (四露里半)	—	—	—	—	國營希望漁區
一八六ゲ	同 第二	同 河口 南 (六露里半)	—	—	—	—	同
一八六ベ	クイクチンスキー第五	クイクチク河口 北 (六露里半)	—	—	—	—	同
一八七	同 第一	同 河口 北 (二露里)	—	—	—	—	同
一八八	同 第二	同 河口 南 (四露里半)	—	—	—	—	同

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高（ツエントネル 布度）	備考
一八九	クイクチンスキー第三	クイクチク河口 南 (六露里半)	—	—	—	—	國營希望漁區
一八九ア	ムヒンスキー第四	ムヒナ河口 北 (四露里半)	—	—	—	—	同
一九〇	同 第一	同 河口 北 二、六五五杆(二露里半)	西出商事株式會社	五年	一二、二七〇	七、三八〇 四五、〇一八	
一九一	同 第二	同 河口 南 二、六五五杆(二露里半)	日魯漁業株式會社	一年	一八、〇〇〇	六、五六〇 四〇、〇一六	
一九二	同 第三	同 河口 南 四、七七杆(四露里半)	齋藤定五郎	五年	九、一二〇	四、九二〇 三〇、〇一二	
一九三	ウトキンスキー第一	ウトカ河口 北 六、八九杆(六露里半)	日魯漁業株式會社	一年	二一、〇〇〇	七、三八〇 四五、〇一八	
一九四	同 第二	同 河口 北 四、七七杆(四露里半)	同社	同	一八、〇〇〇	六、七二〇 四〇、九九二	
一九五	同 第三	同 河口 北 二、六五五杆(二露里半)	同社	同	一九、四〇〇	六、五六〇 四〇、〇一六	
一九五ア	同 第四	同 河口 南 二、六五五杆(二露里半)	田代三吉	五年	六、五〇〇	五、五七〇 三三、九七七	
一九五ベ	同 第五	同 河口 南 四、七七杆(四露里半)	同人	同	六、〇〇〇	四、九二〇 三〇、〇一二	
一九五ウエ	同 第六	同 河口 南 六、八九杆(一六露里半)	日魯漁業株式會社	一年	一五、八〇〇	四、二六〇 二五、九八六	
一九五ゲ	ミトギンスキー第五	ミトガ河口 北 一二、二一杆(十一露里二五四露間)	リューリ	同	七、二〇〇		
一九六ア	同 第四	同 河口 北 一〇、〇七杆(九露里半)	田代三吉	五年	七、五〇〇	六、一五〇 三七、五一五	
一九六	同 第一	同 河口 北 六、八九杆(六露里半)	荻布宗太郎	同	四、八二〇	三、〇〇〇 一八、三〇〇	
一九七	同 第二	同 河口 北 四、七四杆(四露里二三五露間)	ルイボ、プロドウクト	一年	一二、八〇〇		
一九八	同 第三	同 河口 北 二、六二杆(二露里二三五露間)	同人	同	一四、八〇〇		
一九八ジエ	同 第六	同 河口 南 二、一二杆(二露里)	司人	同	一四、八〇〇		
一九八ア	同	同 河口 南 四、二四杆(四露里)	日魯漁業株式會社	同	一三、〇〇〇	四、二六〇 二五、九八六	

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
一九八デ	ボリシエレツキー第二十五	ボリシヤヤ河口 北 二八、〇九杆(二十六露里半)	同人	同	一八、五〇〇	四、二六〇 二五、九八六	
一九八エ	同 第二十七	同 河口 北 二五、四四杆(二十四露里)	本川藤三郎	五年	一一、六一一	八、〇三〇 四八、九八三	
一九八ベ	同 第十九	同 河口 北 二三、二二杆(二十一露里四五二露間)	日漁漁業株式會社	一年	二五、〇〇〇	五、五七〇 三三、九七七	
一九八ウエ	同 第二十	同 河口 北 (二十露里)	—	—	—		國營希望漁區
一九八ゲ	同 第二十一	同 河口 北 (十八露里)	—	—	—		同
一九九	同 第一	同 河口 北 一六、九六杆(十六露里)	ボリシエレツコエ、コオペラチーブ、エタワーリシチエストウオ	一年	一五、〇〇〇		
二〇〇	同 第二	同 河口 北 (十四露里)	日魯漁業株式會社	自一九二六至一九二八	但、一九二八 二七、七七二	一五〇、〇〇〇布度	特別契約漁區
二〇一	同 第三	同 河口 北 (十二露里)	同社	同	但、一九二八 二三、八〇五	一五〇、〇〇〇〃	同
二〇二	同 第四	同 河口 北 一〇、六杆(十露里)	同社	一年	三八、〇〇〇	二七、八七〇 一七〇、〇〇七	
二〇三	同 第五	同 河口 北 (八露里)	—	—	—		國營希望漁區
二〇四	同 第六	同 河口 北 六、三六杆(六露里)	ルイボ、プロドウクト	一年	一四、八〇〇		
二〇七	同 第九	同 河口 南 六、三八杆(六露里九露間)	東邦水産株式會社	五年	二〇、〇〇〇	五、三〇〇 三二、三三〇	
二〇八	同 第十	同 河口 南 八、四八杆(八露里)	同社	同	一二、〇〇〇	七、三七〇 四四、九五七	
二〇九	同 第十一	同 河口 南 (十露里)	日魯漁業株式會社	自一九二六至一九二八	但、一九二八 九、二五八	六〇、〇〇〇布度	特別契約漁區
二一〇	同 第十二	同 河口 南 (十二露里)	同社	同	但、一九二八 一三、五五〇	二五、六二〇〃	同
二一一	同 第十三	同 河口 南 一四、八四杆(十四露里)	ルイボ、プロドウクト	五年	二六、二〇〇		
二一二	同 第十四	同 河口 南 一六、九六杆(十六露里)	同人	同	二二、八〇〇		
二一三	同 第十五	同 河口 南 一九、〇九杆(十八露里)	同人	同	二八、八〇〇	四、六〇〇ツエントネル	

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
二一四	ボクシエレツキー第十六	ボリシヤヤ河口　南　（二十露里）	—	—	留 —	ツエントネル布度	國營希望漁區
二一五	同　第十七	同　河口　南　二三、二二粁（二十一露里四五二露間）	日魯漁業株式會社	一年	二三、〇〇〇	四、五九〇　二七、九九九	
二一六	同　第十八	同　河口　南　二五、四四粁二十四露里）	東邦水産株式會社	五年	一二、〇〇〇	三、七七〇　二二、九九七	
二一六ウエ	同　第二十二	同　河口　南　（二十六露里）	日魯漁業株式會社	自一九二八至一九三八	但、一九二八　五、二九〇	三四、〇〇〇布度	特別契約漁區
二一六グ	同　第二十三	同　河口　南　（二十八露里）	同　社	同	但、一九二八　四、四九七	三二、〇〇〇〃	同
二一六デ	同　第二十四	同　河口　南　（三十露里）	畠山合名會社	同	但、一九二八　三、三〇七	二四、〇〇〇〃	同
二一六カ	同　第二十六	同　河口　南　三三、九二粁（三十二露里）	日魯漁業株式會社	一年	一九、七〇〇	四、二六〇　二五、九八六	
二一六エム	同　第二十八	同　河口　南　三六、〇四粁（三十四露里）	同	同	一九、七〇〇	六、八九〇　四二、〇二九	
二一六オ	同　第二十九	同　河口　南　三八、一六粁（三十六露里）	畠山合名會社	同	一六、六〇〇	五、〇〇〇　三〇、五〇〇	ルイボ、プロドウクト、競落讓渡
二一六エヌ	オパリンスキー第十三	オパラ河口　北　二五、九七粁（二十四露里半）	東邦水産株式會社	五年	一五、〇〇〇	五、四一〇　三三、一八四	
二一六エリ	同　第十二	同　河口　北　二三、八五粁（二十二露里半）	日魯漁業株式會社	一年	一九、七〇〇	六、八九〇　四二、〇二九	
二一六エ	同　第八	同　河口　北　二一、七九粁（二十露里二七八露間）	同　社	同	一九、七〇〇	六、〇七〇　三七、〇二七	
二一六ジエ	同　第九	同　河口　北　一九、七二粁（十八露里三〇一露間）	同　社	同	一九、七〇〇	三、二八〇　二〇、〇〇八	
二一六セ	同　第十	同　河口　北　（十六露里半）	同　社	自一九二八至一九三八	但、一九二八　三、八三六	二〇、〇〇〇布度	特別契約漁區
二一六ア	同　第十一	同　河口　北　（十四露里半）	同　社	同	但、一九二八　六、六一三	四二、〇〇〇〃	同
二一六ア	同　第五	同　河口　北　一三、一二粁（十二露里一八八露間）	同　社	一年	一七、〇〇〇	三、二八〇　二〇、〇〇八	
二一六ベ	同　第六	同　河口　北　一一、一三粁（十露里半）	同　社	同	一七、〇〇〇	三、二八〇　二〇、〇〇八	
二一七ア	同　第三	同　河口　北　九、〇一粁（八露里半）	同　社	同	一八、〇〇〇	三、二八〇　二〇、〇〇八	
二一七ベ	同　第四	同　河口　北　（六露里半）	—	—	—	—	國營希望漁區
二一七	同　第一	同　河口　北　（四露里半）	—	—	—	—	同
二一八ウエ	ゴルイギンスキー第一	ゴルイギナ河口　南　（四露里半）	日魯漁業株式會社	自一九二八至一九三八	但、一九二八　二四、四六七	一三五、〇〇〇布度	特別契約漁區
二一九ア	コシエゴチンスキー第三	コシエゴチエク河口　北　（四露里半）	同　社	同	但、一九二八　九、一二六	六〇、〇〇〇〃	同
二一九	同　第一	同　河口　北　二、六五粁（二露里半）	同　社	一年	四八、〇〇〇	一〇、三三〇　六三、〇一三	
二二〇	同　第二	同　河口　南　（二露里半）	同　社	自一九二八至一九三八	但、一九二八　一四、八三五	六〇、〇〇〇布度	特別契約漁區
二二〇ア	同　第四	同　河口　南　（四露里半）	同　社	同	但、一九二八　六、四八〇	六、〇〇〇〃	同
二二四	ヤウインスキー第四	ヤウイナ河口　北　（六露里半）	同　社	同	但、一九二八　一七、八五四	八一、〇〇〇〃	同
二二五	同　第五	同　河口　北　（四非里半）	同　社	同	但、一九二八　二一、二九三	一〇八、〇〇〇〃	同
二二六	同　第六	同　河口　北　二、六五粁（二露里半）	同　社	一年	四二、五〇〇	六、八九〇　四二、〇二九	
二二六	同　第七	同　河口　南　（二露里）	—	—	—		國營希望漁區
二二六ア	同　第八	同　河口　南　（四露里）	—	—	—		同
二二九	オゼルノイ第三	オゼルナヤ河口　北　一一、一三粁（十露里半）	日魯漁業株式會社	一年	五〇、〇〇〇	一七、七〇〇　一〇七、九七〇	
二三〇	同　第四	同　河口　北　（八露里半）	同　社	自一九二八至一九三八	但、一九二八　一三、三五八	六〇、〇〇〇布度	特別契約漁區
二三一	同　第五	同　河口　北　（六露里半）	同　社	—	但、一九二八　一三、〇八九	六六、〇〇〇〃	同
二三二	同　第六	同　河口　北　（四露里半）	—	—	—		國營希望漁區
二三四	同　第八	同　河口　南　（二露半）	—	—	—		

漁區番號	名稱	位置		借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
二三五	オゼルノフスキー第九	同 河口	南八粁(七露里二七三露間)	リユーリ	一年	一六、二〇〇	ツエントネル布度	
二三六	同 第十	同 河口	南 一〇、一二粁(九露里二七三露間)	同人	同	一六、二〇〇		

計　百十七漁區

內　一、競賣發表漁區　七三　(イ)邦人租借漁區　五七　(ロ)露人租借漁區　一六
二、特別契約漁區　二五
三、國營希望漁區　一九

東堪察加區

二三八ベ	ナルイチエフスキー第一	ナルイチエワ河口	南 一〇、六粁(十露里)	—	一年	—		無入札
二三八ウエ	同 第二	同 河口	南 九、〇一粁(八露里半)	大淵三太	同	二、〇〇〇	二、〇〇〇	
二三八エ	同 第三	同 河口	西 六、八九粁(六露里半)	—	三年	—	一二、二〇〇	無入札
二三八ゲ	同 第三	同 河口	東 二、六五粁(二露里半)	—	五年	—		同
二三八デ	同 第四	同 河口	東 六、六九粁(六露里一五五露間)	—	一年	—		同
二三六ウエ	メドウエジイ第三	ボリシヤヤ、メドウエシカ河口	北 四、二四粁(四露里)	コズロフ	同	七、七七七—七七		
二三六ベ	同 第二	マラヤ、メドウユシカ河口	東 南四、二四粁(四露里)	西野商會	同	二、五〇〇	一、六四〇	
二三六ア	同 第一	同 河口	北 四、二四粁(四露里)	コズロフ	同	六、六六六—六六	一〇、〇〇四	
二三九ゲ	ジユパノフスキー第四	ジユパノワ河口	北 六、八九粁(六露里半)	西野商會	同	三、七五二	一、七〇〇	
二三七	同 第一	同 河口	北 九、〇一粁八(露里半)	ルビンシテイン	同	八、〇〇〇	一〇、三七〇	
二三七ア	同 第二	同 河口	北一三、二五粁十二露里半)	同人	同	八、〇〇〇		
二四〇セ	ストロジエフスキー第三	ストロジ河口	西南 四、七七粁(四露里半)	—	同	—		無入札
二三九ア	シウベルトスキー第二	シウベルト岬	西南 六、三六粁(六露里)	リユーリ	同	八、一〇〇		
二三九	同 第一	同 岬	西南 三、一八粁(三露里)	同人	同	一四、四〇〇		
二三九ベ	同	同 岬	東北 三、一八粁(三露里)	コズロフ	同	八、七七七		
二四一カ	カムチヤトスキー第二十三	カムチヤトカ河口	西南 五〇、一二粁(四十七露里一四一露間)	同人	同	一二、八〇三		
二四一イ	同 第二十二	同 河口	西南 四三、七六粁(四十一露里一四一露間)	同人	同	一四、七七八		
二四一ジエ	同 第二十一	同 河口	西南 三七、四四粁(三十五露里一六五露間)	日魯漁業株式會社	同	二一、〇〇〇	二、七九〇	
二四一デ	同 第十九	同 河口	西南 (二十九露里)	同社	自一九二八至一九二八	(但、一九二八)一三、八八七	六、六〇〇〇	特別契約漁區
二四一エ	同 第二十	同 河口	西南 二六、〇四粁(二十四露里二八三露間)	同社	一年	三四、七〇〇	一〇、八二〇	
二四一ア	同 第五	同 河口	西南 二三、五八粁(二十二露里一二二露間)	同社	同	四〇、五〇〇	一〇、八二〇	
二四一ベ	同 第六	同 河口	西南 (二十一露里)	—	—	—	六六、〇〇二	國營希望漁區
二四一ウエ	同 第七	同 河口	西南 一八、六七粁(十七露里三〇六露間)	日魯漁業株式會社	一年	五九、八〇〇	一六、二三〇	
二四一ア	同 第八	同 河口	西南 (十六露里)	同社	自一九二八至一九二八	(但、一九二八)五〇、〇〇〇	一三七、〇〇〇	特別契約漁區
二四二	同 第一	同 河口	西南 (十四露里)	同社	同	(但、一九三八)四七、〇三〇	一九〇、〇〇〇	同
二四三	同 第二	同 河口	西南 (十二露里)	—	—	—		國營希望漁區
二四一	同	同 河口	西南 (十露里)	—	—	—		同
二四三ア	同	同 河口	西南 (八露里)	日魯漁業株式會社	自一九二八至一九二八	(但、一九二八)三四、五〇〇	一六五、〇〇〇	特別契約漁區
二四五ウエ	同 第十一	同 河口	東北 (四露里)	同社	同	(但、一九二八)二二、四八三	一一〇、〇〇〇	同
二四五ゲ	同 第十二	同 河口	東北 (六露里)	同社	同	(但、一九二八)三一、八七三	一六五、〇〇〇	同

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
二四五エ	カムチヤトスキー第十三	カムチヤトカ河口 東（八露里）	日魯漁業株式會社	一年	二三、五〇〇留	二、〇〇〇ツエントネル布度	
二四五ウエ	同 第十四	同 河口 東南 一二、二粁（十一露里二五四露間）	同 社	同	一三、五〇〇	一二、二〇〇	
二四五ゼ	同 第十五	同 河口 東南 一四、三二粁（十三露里二五四露間）	同 社	同	一一、六〇〇	一、〇〇〇 六、一〇〇	
二四五イ	同 第十六	同 河口 東南 一六、四四粁（十五露里二五四露間）	同	同		一、〇〇〇 六、一〇〇	
二四五カ	同 第十七	同 河口 東南 一八、五六粁（十七露里二五四露間）	同	同			
二三一ベ	オゼルヌイ第三	オゼルヌイ灣内オゼルナヤ河口 西南 九、〇一粁（八露里半）	—	同	—		不落
二三一ア	同 第四	同 河口 西南 四、七七粁（四露里半）	西野商會	同	三、七五二	一、七〇〇 一〇、三七〇	
二三一ウエ	同 第五	同 河口 北 六、一八粁（五露里四一五露間）	—	同	—		無入札

計　三十八漁區

内　一、競賣發表漁區　二九　（イ）邦人租借漁區　一一　（ロ）露人租借漁區　九　（ハ）租借後放棄漁區　二

二、特別契約漁區　六　（ニ）不落漁區　一　（ホ）無入札漁區　六

三、國營希望漁區　三

カラギンスキー區

二五七デ	ナチキンスキー	ナチキンスキー岬 西南 一〇、六粁（十露里）	濱田庄平	五年	五、一〇〇	三、六〇〇 二一、九六〇	
二五七エリ	同 第五	同 岬 西南 六、三六粁（六露里）	同 人	同	三、六五〇	二、八七〇 一七、五〇七	
二五七ゲ	マロワヤムスキー	マロワヤム河海灣 北 一三、二五粁（十二露里半）	田代三吉	一年	二、八〇〇	一、七〇〇 一〇、三七〇	
二五七ベ	ウキンスキー第十	ウカ河口 東 一一、一三粁（十露里半）	針山清三	五年	一、五〇〇	九〇〇 五、四九〇	
二五八ア	同 第十二	同 河口 東南 九粁（八露里二四五露間）	田代三吉	同	三、二〇〇	二、〇〇〇 一二、二〇〇	
二五八	同 第一	同 河口 東南 六、八九粁（六露里半）	小熊幸治郎	同	三、〇〇〇	二、二九〇 一三、九六九	
二五九	同 第二	同 河口 東南 四、七七粁（四露里半）	田代三吉	同	三、二〇〇	一、八〇〇 一〇、八九〇	
二六一ア	同 第六	同 河口 西北 四、七七粁（四露里半）	鹿取久治良	同	五、二〇〇	三、四四〇 二〇、九八四	
二六一ベ	同 第七	同 河口 北 六、八九粁（六露里半）	同 人	一年	四、五〇〇	一、七〇〇 一〇、三七〇	
二六一ウエ	同 第八	同 河口 西北 九、一粁（八露里二九二露間）	大串長次郎	同	五、一五〇	一、六五〇 一〇、〇六五	
二六一ゲ	同 第十一	同 河口 西北 一一、一三粁（十露里半）	同 人	同	五、七六〇	三、三〇〇 二〇、一三〇	
二六一デ	同 第九	同 河口 西北 一三、二五粁（十二露里半）	花房並次郎	同	五、一〇〇	一、五〇〇 九、一五〇	
二六六	ホリユリンスキー第一	ホリユリ河口 西南 八、四八粁（八露里）	同 人	同	四、八五〇	二、四〇〇 一四、六四〇	
二六七	同 第二	同 河口 西南 六、三六粁（六露里）	大串長次郎	同	二、二〇〇	一、六五〇 一〇、〇六五	
二六八	同	同 河口 南 三、五粁（三露里一五〇露間）	同 人	同	二、二〇〇	一、六五〇 一〇、〇六五	
二七〇	同 第五	同 河口 北 四、七七粁（四露里半）	大橋一雄	同	五、二〇〇	一、六四〇 一〇、〇〇四	
二七〇ア	同 第七	同 河口 北 六、八九粁（六露里半）	片桐寅吉	同	五、一〇〇	一、七〇〇 一〇、三七〇	
二七〇デ	同 第八	同 河口 北 九、〇一粁（八露里半）	田中重一	一年	三、七六〇	一、六四〇 一〇、〇〇四	
二七〇エ	同 第十二	同 河口 北 一四粁（十三露里一〇三露間）	同 人	五年	四、五〇〇	一、六四〇 一〇、〇〇四	
二七三	ルサコフスキー第三	ルサコワ河口 北四五粁（四露里一二二露間）	鈴木佐平	同	三、五〇〇	一、七〇〇 一〇、三七〇	
二七四	同 第四	同 河口 北 六、八九粁（六露里半）	同 人	同	三、六〇〇	一、六四〇 一〇、〇〇四	

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
二七五	ルサコフスキー第五	北 九粁(八露里二四五露間)	ルサコワ河口	同	三、九三三 旬	一、七〇〇 有度 ワエントオル	
二七五ア	同 第八	北 一一、二粁 (十露里二四五露間)	同 河口	五年	三、七五四	一、七〇〇	
二七五ベ	同 第九	北 一三、二五粁(十二露里半)	同 河口	一年	三、七五四	一、七〇〇	
二七五グ	同 第十一	北 一七、四九粁(十六露里半)	同 河口	一年	三、七五四	一、七〇〇	
二七五デ	同 第十二	北 一九、六一粁(十八露里半)	同 河口	一年	四、〇〇四	一、七〇〇	
二七五カ	パンカリンスキー第十一	西南 九、〇一粁(八露里半)	パンカラ河口	一年	三、一三〇	二、三〇〇	
二七六	同 第一	西南 四、七七粁(四露里半)	同 河口	一年	三、一〇四	一、七〇〇	
二七八ア	同 第四	東北 四、七七粁(四露里半)	同 河口	一年	三、一〇四	一、七〇〇	
二七八ベ	同 第六	東北 六、八九粁(六露里半)	同 河口	一年	二、六〇〇	一、六四〇	
二七八ウエ	同 第七	北 九、〇一粁(八露里半)	同 河口	一年	三、五〇四	一、七〇〇	
二七八グ	同 第八	北 一一、一三粁(十露里半)	同 河口	一年	三、五〇四	一、七〇〇	
二七八デ	同 第九	北 一三、二五粁(十二露里半)	同 河口	一年	四、〇〇四	一、七〇〇	
二七八ゼ	同 第十	北 一五、三七粁(十四露里半)	同 河口	一年	二、三〇〇	一、六四〇	
二七八ジエ	ドランキンスキー第六	西 南六、八九粁(六露里半)	ドランカ河口	一年	二、一〇〇	一、六四〇	
二七八エ	同 第五	西南 四、七七粁(四露里半)	同 河口	一年	二、一〇〇	一、六四〇	
二七八ア	同 第三	東北 六、八九粁(六露里半)	同 河口	一年	二、六五〇	一、七〇〇	
二八一	同 第三	北 九、七粁(九露里七五露間)	同 河口	一年			
二八一デ	マカロフスキー第一	北 二、六五粁(二露里半)	カユム河口	一年	七、六〇〇	一、七〇〇	
二八二ア	同 第三	東北 四、七七粁(四露里半)	同 河口	一年	四、八五〇	一、七〇〇	
二八二ベ	同 第二	東北 六、八九粁(六露里半)	同 河口	一年	六、六〇〇	一、七〇〇	
二八二ウエ	同 第四	東北 九、〇一粁(八露里半)	同 河口	一年	二、〇一〇	一、六四〇	
二八二グ	同 第五	東北 一一、一三粁 (十露里半)	同 河口	一年	二、一〇〇	一、六四〇	
二八二エ	同 第六	東北 一三、二五粁 (十二露里半)	同 河口	一年	二、一〇〇	一、六四〇	
二九六ア	オツソルスキー第二	西 四、七七粁(四露里半)	オツソラ河口	一年	二、一〇〇	一、六四〇	
二八九	同 第一	西 二、二粁(二露里)	ロジノクジミンスキー岬	一年	四、八五〇	二、四六〇	
二九九	トウイムラトスキー第八	西南二七、五六粁(二十六露里)	トウイムライトスカヤ湯入口	一年	六、六〇〇	一、六四〇	
三〇〇	同 第二	北 二、一三粁(二露里半)	湯入口	一年	二、〇一〇	一、六四〇	
三〇二	同 第四	北 六粁(五露里三三〇露間)	湯入口	一年	二、一〇〇	一、六四〇	
三〇三	同 第五	北 九、〇一粁(八露里半)	湯入口	一年	二、一〇〇	一、六四〇	
三〇四	同 第六	北 一二粁 (十一露里一六〇露間)	湯入口	一年	二、一〇〇	一、六四〇	
三〇四ア	キチギンスキー第五	南 一二、七二粁(十二露里)	キチガ河口	一年			
三〇四ウエ	同 第九	南 一〇、六粁(十露里)	同 河口	一年	五、三〇〇	二、八四〇	
三〇四ベ	同 同	南 八、四三粁 (七露里四六二露間)	同 河口	一年	五、五〇〇	三、〇五〇	
三〇五	同 第一	南 六、三六粁(六露里)	同 河口	一年	三、五〇〇	一、六四〇	
三〇六	同 第二	南 三、五粁 (三露里一五〇露間)	同 河口	一年	五、六〇〇	二、八四〇	

漁業關係

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
三〇七ア	キチキンスキー第七	キチカ河口　北　四粁(三露里三八六露間)	長谷川藤三郎	一年	二、二五〇留	一、六四〇ツエントネル布度 一〇、〇〇四	
三〇七グ	ワルワヤムスキー第二	ワルワヤム河口　西南　二、六五粁(二露里半)	田代三吉	五年	二、五〇〇	一、六五〇 一〇、〇六五	
三〇七ウエ	同　第一	同　河口　北　二、六五粁(二露里半)	片桐寅吉	一年	二、五〇〇	一、七〇〇 一〇、三七〇	
三〇七ベ	同　第四	同　河口　東北　四、五粁(四露里一二二露間)	同　人	同	二、三五〇	一、七〇〇 一〇、三七〇	
三〇七エ	ウラワヤムスキー	ウラワヤム潟入口　南　四粁(三露里三八六露間)	田代三吉	同	二、〇〇〇	一、七〇〇 一〇、三七〇	
三〇七ゼ	同　第一	同　潟入口　北　四粁(三露里三八六露間)	同　人	同	二、五〇〇	一、七〇〇 一〇、三七〇	
三〇九ベ	ウイウインスキー第三	ウイウインスカヤ河口　西南　(四露里半)	—	—	—		國營希望漁區
三一〇	ウイウインスキー第一	同　河口　南　二、六五粁(二露里半)	日魯漁業株式會社	一年	四、一〇〇	一、九〇〇 一一、五九〇	
三一〇ベ	同　第五	同　河口　北　四、七七粁(四露里半)	—	同	—		無入札
三一〇ウエ	同　第六	同　河口　東北　(六露里半)		—	—		國營希望漁區
三一〇グ	同　第七	同　河口　東北　九、〇一粁(八露里半)	日魯漁業株式會社	一年	四、一〇〇	一、九〇〇 一一、五九〇	
三一〇エリ	同　第十四	同　河口　東北　一一、一一粁(十露里半)	同　社	同	四、一〇〇	一、九〇〇 一一、五九〇	
三一〇ジエ	同　第十同	同　河口　東北　(二十四露里半)		—	—		國營希望漁區
三一〇イ	同　第十二	同　河口　東北　(二十八露里半)		—	—		同
三一〇カ	同　第十三	同　河口　東北　(三十露里半)		—	—		同

計　七十一漁區

內　一、競賣發表漁區　六六　(イ)邦人租借漁區　五三　(ロ)露人租借漁區　五　(ハ)不落漁區　二　(ニ)無入札漁區　六

二、國營希望漁區　五

オリユトロ、ナワリンスキー區

三一一	パハチンスキー第一	パハチヤ河口　西南　九、〇一粁(八露里半)	ウオルコフ、バジヤキン、ルブコフ	一年	七、五〇〇		
三一一ア	同　第二	同　河口　西南　四、七七粁(四露里半)	同　人	同	七、五〇〇		
三一一ベ	同　第三	同　河口　西南　二、六粁(二露里二二六露間)	同　人	同	七、五〇〇		
三一一ウエ	同　第四	同　河口　東　四、七七粁(四露里半)	同　人	同	七、五〇〇		
三一一グ	同　第五	同　河口　東　六、八九粁(六露里半)	同　人	同	七、五〇〇		
三一一デ	同　第六	同　河口　東　九、〇一粁(八露里半)	同　人	同	七、五〇〇		
三一一エ	同　第七	同　第一河口　東　二、六粁(二露里二二六露間)	同　人	同	七、五〇〇		
三一二ア	オリユトルスキー第一	オリユトルカ河口　西　七、九五粁(七露里半)	日魯漁業株式會社	同	五、一〇〇	二、八〇〇 一七、〇八〇	
三一二	同　第二	同　河口　西　(二露里半)		—	—		國營希望漁區
三一三	同　第三	同　河口　東　(二露里半)		—			同
三一三ア	同　第四	同　河口　東　四、七七粁(四露里半)	ルイボ、ブロドウクト	五年	一一、六〇〇		
三一三ベ	同　第五	同　河口　東　(六露里半)		—	—		同
三一三グ	同　第十	同　河口　東　九、〇一粁(八露里半)	ルイボ、ブロドウクト	五年	一二、八〇〇		
三一三デ	同　第十一	同　河口　北　一一、一三粁(十露里半)	同　人	一年	六、六〇〇		
三二〇ベ	カワチンスキー第三	カワチヤ河口　西　六、八九粁(六露里半)		同	—		無入札
三二〇ア	同　第二	同　河口　西　四、七七粁(四露里半)	日魯漁業株式會社	同	四、一〇〇	三、六〇〇 二一、九六〇	
三二〇	同　第一	同　河口　東　二、六粁(二露里二二六露間)	佐々木平次郎	同	二、一〇〇	三、六〇〇 二一、九六〇	
三一三オ	アナンスキー第二	アナナ河口　西　六、八九粁(六露里半)	シンケウイチ、フリブコ	同	七、六〇〇		
三一三エヌ	同　第一	同　河口　西　四、六粁(四露里一六九露間)	ルイボ、ブロドウクト	同	七、八〇〇		
三一三エス	同　第三	同　河口　西　二、六粁(二露里二二六露間)	同　人	同	八、六〇〇		

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
三一三カ	アナンスキー	アナナ河口　東　二、五粁（二露里一七九露間）	ルイホ、プロドウクト	一年	八、六〇〇留	ツエントネル布度	
三二一	タバトスキー第一	タバタ河（チュレニエ湖口）北　一二、七五粁（十二露里一四露間）	リユーリ	同	一八、〇〇〇		
三二二	シリウボチヌイ第一	シリユボチナヤ河（潟）口　北　四、七七粁（四露里半）	日魯漁業株式會社	同	四、一〇〇	三、二〇〇 一九、五二〇	無入札
三二二ベ	同　第三	同　河口　東北　六、八九粁（六露里半）		同	—		同
三二二ア	同　第二	同　河口　東北　九、〇一粁（八露里半）		同	—		
三一七	ナタリンスキー第一	エワパム、ワヤム河口　東南　二、六粁（二露里二二六露間）	株式會社八木本店	同	三、五〇〇	三、六一〇 二二、〇二二	
三二五	アナスタシエフスキー第一	アナスタシヤ灣南岬　西南　一四、八五粁（十四露里）	同　店	同	三、五〇〇	三、四四〇 二〇、九八四	
三一五	デジネフスキー第一	オトウカ河口　北　二、六粁（二露里二二六露間）	竹村醇多	同	三、五〇〇	三、二八〇 二〇、〇〇八	
三一五ベ	オブウヒンスキー	オブウハ河口　西南二、六粁（二露里二二六露間）	株式會社八木本店	同	三、八〇〇	三、二六〇 一九、八八六	
三二三	トウマンスキー	トウマン河口　西南二、六粁（二露里二二六露間）		同	—	—	無入札、
三二四ア	ハドウイルスキー第二	ホドイルカ河口　西　六、八九粁（六露里半）	シンケウイチ、フリブコ	同	六、〇〇〇		
三二四	同　第一	同　河口　西　四、七七粁（四露里半）	同　人	同	六、〇〇〇		
三一三エム	マイノブイリギンスキー第二	マイノブイリギン河口　西　六、八九粁（六露里半）	同　人	同	六、〇〇〇		
三一三エリ	同　第一	同　河口　北　二、六粁（二露里二二六露間）	同　人	同	六、〇〇〇		
三一三テ	同　第二	同　河口　北　四、七七粁（四露里半）	ダリルイブブロム	同	九、〇〇〇		
三一三エル	同　第四	同　河口　北　六、八九粁（六露里半）	同　人	同	九、〇〇〇		
三一三ベ	同　第五	同　河口　北　九、〇一粁（八露里半）	シンケウイチ、フリブコ	同	六、〇〇〇		
三一九	アナドイルスキー第六	アナドイルスキー灣入口　南　九、〇一粁（八露里半）		同	—		無入札
三一四ア	同　第一	同　灣入口　西南　六、八九粁（ゼムリヤ、ゲツク（六露里半）		—	—		國營希望漁區
三一六ア	同　第三	同　灣入口　西南　二、六粁（ゼムリヤ、ゲツク（二露里二二六露間）		—	—		同
三一八ア	同　第五	同　灣入口　北　四、七七粁（四露里半）		一年	—		無入札
三一五ア	同　第二	同　灣入口　北　六、八九粁（ルスカヤ、コーシカ六露里半）		—	—		國營希望漁區

計　四十二漁區

內　一、競賣發表漁區　三六　（イ）邦人租借漁區　八　（ロ）露人租借漁區　二二　（ハ）無入札漁區　六

二、國營希望漁區　六

合計　五百三漁區

內　一、競賣發表漁區　四〇四　（イ）邦人租借漁區　二三八　（ロ）露人租借漁區　八三　（ハ）租借後放棄漁區　八

（ニ）不落漁區　五　（ホ）無入札漁區　七〇

二、特別契約漁區　三六

三、國營希望漁區　六三

蟹漁區ノ部

沿海區

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
七ア	ワレンチンスキー第一	ワレンチン岬　南五乃至一〇、三粁間（四露里三五八露間—九露里三五八露間）	八木本店	一年	四、八〇〇留	三、〇〇〇函	
七	リヤフリンスキー	リヤフレ河口　南、三乃至八粁間（二露里四三〇露間—七露里二七三露間）	シヤボシニコフ	同	四、五〇〇		
一	—	ルインダ灣	—	—	—		國營希望漁區
一一	オリムピアドスキー	オリムピアド岬　北　一〇乃至一五、三粁間（九露里二三一露間—十四露里二一七露間）	—	一年	—		無入札
一七	グロセウイチエフスキー	グロセウイチ灣南入口岬　南二五乃至三〇粁間（廿三露里二九二露間—廿八露里七五露間）	シヤボシニコフ	三年	七、三五〇		

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸下期間	借區料	漁獲標準高	備考
二〇	ウスペンスキー	アクウ河口 南 五粁間(四露里三五八露間)	同	人一年	四、八一〇圓		
二一	インノケンチエフスキー	インノケンチヤ灣南入口岬 南 五、三粁間(五露里)	林兼商店	同	三、四〇〇	二、五〇〇函	
	計七漁區						
	內 一、競賣發表漁區 六 (イ)邦人租借漁區 二 (ロ)露人租借漁區 三 (ハ)無入札漁區 一						
	二、國營希望漁區 一						

イーチンスキー區

二六	ウトコロフスキー	ウトコロフカ河口 西北 〇、五乃至五、八粁間(二三五露間—五露里二三五露間)	日魯漁業株式會社	一年	六、〇〇〇圓	三、〇〇〇噸	
二七	同	同 河口 南 一〇乃至一五粁間(一九露里二二六露間—十四露里七五露間)	同	同	六、〇〇〇	三、〇〇〇	
二九デ	モロシエチヌイ	モローシエチナヤ河口 南 七乃至十二露里間	同	自一九二六至一九二六	(但、一九二八)八、四〇〇〇	八、〇〇〇	特別契約漁區
二九ダ	ソーボチヌイ第四	ソーボチナヤ河口 北 四十六乃至五十一露里間	同	同	(但、一九二八)一一、〇四〇	八、〇〇〇	同
二九ウエ	同 第三	同 河口 北二二、七三乃至二七、〇三粁間(二十露里半—二十五露里半)	同	一年	一四、〇〇〇	(但、一九二八)七、〇〇〇	
二九ベ	同 第二	同 河口 北 五乃至十露里間	同	自一九二六至一九二六	(但、一九二八)一三、八〇〇	一〇、〇〇〇	特別契約漁區
二九	同	同 河口 南 五乃至十露里間	同	同	(但、一九二八)一〇、三五〇	七、五〇〇	同
二九カ	同 第七	同 河口 南 二十乃至二十五露里間	同	同	(但、一九二八)八、四〇〇	八、〇〇〇	同
三十	イーチンスキー	イーチヤ河口 南 四乃至九露里間	八島庄太郎	同		一〇、〇〇〇	
五一	オブルコウインスキー	オブルコウイナ河口 北 五乃至一〇、三粁間(四露里三五八露間—九露里三五八露間)	同	同		五、〇〇〇	同
三二	同	同 河口 南 五、三乃至一〇、六粁間(五露里—十露里)	日魯漁業株式會社	一年		一〇、〇〇〇	ルイボ、プロドウクト、競落讓渡
			同	同		七、六〇〇	五、〇〇〇

三二一	コルパコフスキー	コルパコワ河口 北二〇、六乃至二五、九粁間(十九露里二二六露間—二十四露里二二六露間)	株式會社林兼商店	同	一八、一〇〇	五、〇〇〇	
三二一ヲ	同	同 河口 北五、三乃至一〇、六粁間(五露里—十露里間)	日魯漁業株式會社	同	一五、〇〇〇	(但、一九二八)七、五〇〇	
三二一ヱ	同	同 河口 南五、三乃至一〇、六粁間(五露里—十露里間)	同	同	三五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	

計十四漁區

內 一、競賣發表漁區 八 (イ)邦人租借漁區 八
二、特別契約漁區 六

西勘察加區

三一	ブリユムキンスキー	ブリユムキナ河口 南 一、〇六乃至六、三六粁間(二露里—六露里間)	日魯漁業株式會社	一年	二五、〇〇〇圓	七、〇〇〇函	
三一ヲ	ウオロフスコイ	同 河口 南 一六、九六乃至二二、二六粁間(十六露里—二十一露里)	同	同	一九、〇〇〇	五、〇〇〇	
三二	同	ウオロフスカヤ河口 北 九、五四乃至一四、八四粁間(九露里—十四露里)	同	同	二三、〇〇〇	六、〇〇〇	
三三ベ	同	同 河口 南 二、一二乃至七、四二粁間(二露里—七露里)	同	同	一〇、〇〇〇	(但、一九二八)五、〇〇〇	
三三ヲ	ケフチンスキー	ケフタ河口 北 四、二四粁間(南一露里—北四露里)	同	同	二五、〇〇〇	七、〇〇〇	
三四	コーリスキー	コーリ河口 南 五乃至十露里間				國營希望漁區	
三四ヲ	ブイムブチンスキー	ブイムブタ河口 北 一、〇六乃至五、三粁間(一露里—五露里)	リユーリ一年		一五、三〇〇		
三五	クイクチンスキー	クイクチク河口 南 三乃至八露里間				國營希望漁區	
三五ヲ	ウトキンスキー	ウトカ河口 北 (二露里半乃至七露里半間)				同	
三五ベ	同	同 河口 南 五、三乃至一〇、六粁間(五露里—十露里)	リユーリ一年		一五、三〇〇		
三六ヲ	ボリシエレキー第三	ボリシヤヤ河口 北 十八乃至二十三露里間				國營希望漁區	

漁區番號	名稱	位置	借區者	借下期間	貸區料	漁獲標準高	備考
三六	ボリシエレツキー第一	ボリシヤヤ河口南二乃至七露里間					
三七	同第二	同河口南二六、五乃至三一、八粁間（二十五露里—三十露里）	日魯漁業株式會社	一年	二三、〇〇〇圓	六、〇〇〇函	國營希望漁區
三八	オパリンスキー第一	オパラ河口北一〇、六乃至一五、九粁間（十露里—十五露里）	同社	同	二五、〇〇〇	七、〇〇〇	同
三九	同第二	同河口南二、一二乃至七、四二粁間（二露里—七露里）	同社	同	一五、〇〇〇	四、〇〇〇	同
四〇	コシエゴチンスキー	コシエゴチエク河口南四二四乃至九、五四粁間（四露里—九露里）	同社	同	一五、〇〇〇	四、〇〇〇	同
四一	ヤウインスキー	ヤウイナ河口南五露里間					
四二	オゼルノイ	オゼルナヤ河口南二乃至七露里間					
四三	オゼルノフスキー	同河口南一七乃至二二、三粁間（十六露里二八露里間—二十一露里一八露里間）	リユーリ	一年	九、〇〇〇		
	計十九漁區						
	內一、競賣發表漁區一二	（イ）邦人租借漁區九	（ロ）露人租借漁區三				
	二、國營希望漁區七						

東勘察加區

四六	第一カムチヤトスキー	カムチヤトカ河口東南四乃至九露里間					
	計一漁區、國營希望漁區						

オリユトロ、ナワリンスキー區

五二	トパトスキー	チユレニエ湖入口北一〇、六乃至一六粁間（十露里二露里間—十五露里四〇露里間）	リユーリ	一年	一二、六〇〇圓		國營希望漁區

五三	シリユポチヌイ	シリユポチナヤ河口北一九、二乃至二四、五三粁間（十八露里五六露里間—二十三露里七二露里間）					
五八ア	ウイトゲンシテインスキー	ウイトゲンシテイン岬北五乃至一〇、三粁間（四露里三五八露里間—九露里三五八露里間）					
五四	ナタリンスキー	ナタリヤ岬北五、三三乃至一〇、四三粁間（五露里一露里間—九露里四一九露里間）	八木本店	同	七、五〇〇	五、〇〇〇	無入札
五五ア	アナスタシエフスキー第二	アナスタシヤ灣入口南岬西南一二、八乃至一八、一粁間	同	同			同
五五	同第一	同岬北三、二乃至八、五三粁間（三露里九露里間—八露里二三露里間）					
五六	デジネフスキー	デジネフ灣內オトウハ河口東北三、二三乃至八、五三粁間（三露里二三露里間—八露里二三露里間）	竹村醇多	同	七、〇〇〇	五、〇〇〇	同
五七	オプウヒンスキー	オプウハ河口西南三、二三乃至八、五三粁間（三露里二三露里間—八露里二三露里間）	八木本店	同	七、五〇〇	五、〇〇〇	同
	計八漁區						
	內競賣發表漁區八	（イ）邦人租借漁區四	（ロ）露人租借漁區一	（ハ）無入札漁區三			
	合計四十九漁區						
	內一、競賣發表漁區三四	（イ）邦人租借漁區二三	（ロ）露人租借漁區七	（ハ）無入札漁區四			
	二、特別契約漁區六						
	三、國營希望漁區九						

總計　五百五十二漁區

內譯　一、競賣發表漁區　四三八　（イ）邦人租借漁區　二六一　（ロ）露人　租借漁區　九〇　（ハ）租借後放棄漁區　八
二、特別契約漁區　四二　（ニ）不落漁區　五　（ホ）無入札漁區　七四
三、國營希望漁區　七二

邦人露領罐詰工場及特別並ニ普通契約配屬漁區表

工場番號	工場規模	工場所在地	工場所有者	工場配屬漁區番號	貸下期間	借區料	漁獲（製造）標準高	備考
五一	インノケンチヤ灣南入口岬南一、〇六粁	株式會社林兼商店	蟹	二一	一年	三、四〇〇圓	二、五〇〇函	

工場番號	工場規模	工場所在地		工場所有者	工場配屬漁區番號	貸下期間	借區料	漁獲(製造)標準高	備考
八	一	パラナ河口	北二露里	株式會社松田商會	一一八 一一九	自一九二八 至一九三八	七、六〇〇 一〇、二〇〇	一五、〇〇〇布度 二〇、〇〇〇函	
一〇	一	ウトコロフカ河口	南一〇乃至十五粁間	日魯漁業株式會社	蟹二七	一年	六、〇〇〇	三、〇〇〇函	
一一	一	ソーボチナヤ河口	北四十六露里半	同社	蟹二九ゲ 同二九デ	自一九二八 至一九三八		八、〇〇〇 八、〇〇〇	
一二	一	同河口	北七露里半	同社	蟹二九ベ	同		一〇、〇〇〇	
一三	一	同河口	南五露里二百露間	同社	同二九 同二九カ	同		七、五〇〇 八、〇〇〇	
一四	一	イーチヤ河口	南四露里半	八島庄太郎	一四四 蟹三〇	同	一〇、〇〇〇	三八、〇〇〇布度 五、〇〇〇函	
一五	一	オブルコウイナ河口	北七露里百四十六露間	日魯漁業株式會社	一四九ア	五年	五、二〇〇	一八、〇五六布度	
一六	二	クルトゴロワ河口	南十露里四十七露間	株式會社林兼商店	一六〇	同	八、一二〇	二二、四七八	
一七	二	コルパコワ河口	北六露里百四十六露間	日魯漁業株式會社	一六二	一年	一七、〇〇〇	四五、〇一八	
一八	二	ウオロフスカヤ河口	北三十露里半	同社	一七一オ 一七一ベ	自一九二八 至一九三八		三四、〇〇〇 五三、〇〇〇	
一九	二	同河口	北十二露里半	同社	一七一デ 一七二	同		七六、〇〇〇 五六、〇〇〇	
二〇	一	テジマアチ河口	南四露里半	西出商事株式會社	一七九	五年	一二、九八〇	五三、〇七〇	
二一	二	ケフタ河口	北五露里二百露間	日魯漁業株式會社	一七九ウエ 一七九デ	自一九二八 至一九三八		三四、〇〇〇 三四、〇〇〇	
二二	三	ブイムブタ河口	北四露里半	同社	一八二ア 一八二ベ	同		四〇、〇〇〇 三四、〇〇〇	
二四	三	ウトカ河口	北六露里半	同社	一九三	一年	二一、〇〇〇	四五、〇一八	
二五	三	ボリシヤヤ河口	北十二露里	同社	二〇〇 二〇一	自一九二八 至一九三八		一五〇、〇〇〇 一五〇、〇〇〇	
二六	二	同河口	南六露里九露間	東邦水産株式會社	二〇七	五年	二〇、〇〇〇	三二、三三〇	
二七	二	同河口	南十露里	日魯漁業株式會社	二〇九 二一〇	自一九二八 至一九三八		六〇、〇〇〇 二五、六二〇	
二八	二	同河口	南二十六露里	同社	二一六ウエ 二一六ゲ	同		三四、〇〇〇 三二、〇〇〇	
二九	一	同河口	南三十露里	畠山合名會社	二一六デ	同		二四、〇〇〇	
三〇	四	オパラ河口	北十四露里半	日魯漁業株式會社	二一六ゼ 二一六イ	同		二〇、〇〇〇 四二、〇〇〇	
三一	三	コシエゴチエク河口	北四露里半	同社	二一八ウエ 二一九ア	同		一三五、〇〇〇 六〇、〇〇〇	
三二	三	同河口	南四露里半	同社	二二〇 二二〇ア	同		六〇、〇〇〇 六〇、〇〇〇	
三三	三	ヤウイナ河口	北四露里半	同社	二二四 二二五	同		八一、〇〇〇 一〇八、〇〇〇	
三四	六	オゼルナヤ河口	北八露里半	同社	二三〇 二三一	同		六〇、〇〇〇 六六、〇〇〇	
三六	六	カムチヤトカ河口	西南三十四露里	同社	二四一ゲ 二四一デ	同		一三七、〇〇〇 六六、〇〇〇	
三七	五	同河口	西南十露里	同社	二四二 二四三ア	同		一九〇、〇〇〇 一六五、〇〇〇	
三九	四	同河口	東北四露里	同社	二四五ウエ 二四五ゲ	同		一一〇、〇〇〇 一六五、〇〇〇	
四一	—	アナスタシヤ灣入口南岬 西南十二露里 三七露間乃至十七露里四二露間		株式會社八木本店	蟹五五ア	一年	七、五〇〇	五、〇〇〇函	建設中止
四二	二	コルパコワ河口	南六露里半	日魯漁業株式會社	一六七 一六七ア	自一九二八 至一九三八		四二、〇〇〇布度 三八、〇〇〇	

特別契約漁區

鮭鱒漁區—三十六漁區　？
蟹漁區—六漁區　？
計四十二漁區

普通契約漁區

鮭鱒漁區—六漁區　八四、三〇〇留　二一五、九七〇布度
蟹漁區—三漁區　一九、九〇〇留　一〇、五〇〇函
計九漁區　一〇四、二〇〇留

合計

五十一漁區　二、七二〇、五九〇布度　五七、〇〇〇函

日本の露領漁業團體

露領水産組合

一、本部　東京市丸の内、丸の内ビルヂイング
一、支部　(東京支部)東京市丸の内丸の内ビルヂィング四〇三區
　　(北海道支部)函館市辨天町
　　(新潟支部)新潟市大川前通十番町
　　(富山支部)富山縣新湊町

一　沿　革

本組合は明治四十一年十二月、即ち日露漁業協約による本邦露領出漁第一年目に、外國領海水産組合法によつて創立された。外國領海水産組合法は明治三十五年制定公布されたもので立法の主旨は(一)外國の領土に出漁する邦人を取締るため(二)關係漁業者間の統一自治に任ぜしむるため、(三)外交的關係の必要のため、又其内容は頗る簡單で即ち第一條には「條約又ハ許可ニ依リ外國領海ニ於ケル水産動植物ノ採捕、其ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル帝國臣民ハ本法ニ依リ水産組合ヲ設立スルコトヲ得」と爲すの外、同業組合に關する規定を準用してある。

本法は最初韓國に出漁する邦人の爲主として適用されたが日露漁業協約成るに及んで本邦露領漁業者の上に適用され、露領沿海州水産組合の創立を見るに至つたが、明治四十二年現名稱に改稱され、本邦露領漁業の發展と最近數年間日露漁業關係の難局打開に大なる貢獻をつくして今日に及んだものである。

二　目的及事業

(別揭露領水産組合の定款參照)

三　組　織

本組合は露領沿海洲及勘察加洲、薩哈嗹洲に於て水産動植物の採取、製造又は販賣を業とする者を以て組織され、必要に應じて組合員總會を招集される。此總會に於て定數二十五名の組合代議員選出され、代議員會を構成する。

本組合には左の役員が置かれてある。組長一名、理事二名以内、評議員四名。組長は副組長一名、理事二名以内、評議員四名。組長は組合を代表し組合の事務を統理する。評議員は組合事務を監査し、組長の諮詢に應ずる。各役員の任期は三箇年である。

現任組長及副組長及評議員名左の如し。

組　長　(缺員)
副組長　佐々木平次郎
評議員　井出智
同　本川藤三郎
同　坂本作平
同　平塚常次郎

四　組　合　員

昭和四年七月一日現在總人員一二七名

◇東京支部所屬　四一名

(○印ハ他支部ヘモ加入ノ者　代ハ代議員、評ハ評議員)

稻川岩治　株式會社林兼商店
代橋口九十馬　日露實業株式會社
評日魯漁業株式會社
保坂慶藏
奥田龜造
吉武源太郎
田村徹
○高松喜六
○堤清一郎
辻常吉
鍋島態道
中村多四良
山本房藏
正木正行
遠藤彌三次
阿川才三
三菱商事株式會社
島田元太郎
眞藤藤吉郎
評平塚常次郎
鈴木商店下關支店
橋本正太郎
土門啓助
加隈良介
田中丸祐厚
大北漁業株式會社
代竹村浩吉
月成元俊
埜邑直次
中部幾次郎
株式會社八木本店
八木龜三郎
小山富三
秋保盛正
有馬彌市
代宮川幸太郎
霜村平七
代○眞藤愼太郎
代須田孝太郎

◇北海道支部所屬　四九名

代石丸好助
橋本正三郎
日本毛皮株式會社
西出商事株式會社
千葉傳藏
大庭彦平
近江政太郎
渡邊金太郎
長谷川藤三郎
西野商會
東邦水産株式會社
小熊幸一郎
大鹽常治
奥川敎孝
揖取豐治

樺太漁業株式會社　川内精作
河野千松　金子元三郎
田中重一　代田中仙太郎
田澗速吉　○高松喜六
竹村醇多　代中瀨捨太郎
宇尾庄太郎　代生形政芳
工藤良吉　八木實通
代山内大次郎　山崎松次郎
山下敏夫　山本養藏
松田商會　藤井猪之助
小杉豐三郎　近藤伸秀
代江原俊輔　阿部外也雄
佐藤彦松　佐田作郎
佐々木平次郎　齋藤定五郎
坂井定吉　評坂本作平
笹野富吉　三浦玄三
代眞藤愼太郎　評平塚常次郎

◇新潟支部所屬　二七名

評井出智　代花房並次郎
濱田庄平　橋本熊作
西脇喜四郎　二之形清三
小熊德司郎　小熊幸治郎
大橋一雄　代大串長次郎
鹿取久治良　代片桐寅吉
笠舍清松　田代三吉
高橋喜六　高橋助七
高野憲造　清六
○堤清一郎　代野口一三郎
代近藤久吉　有田六太郎
有田清次　株式會社新東組
柴田清作　評平塚常次郎
鈴木佐平　株式會社新東組

◇富山支部所屬　一六名

代針山清三　袴信一郎
畠山合名會社　評本川藤三郎
代荻、布宗太郎　梶榮次郎
米田六四郎　八島庄太郎
代藤木治郎平　小杉正二
代佐渡傳二　水橋商事株式會社
湊隼人　宮城彦次郎
汐海昌　森正太郎

日魯漁業株式會社

一、本　社　東京市麹町區丸之内二丁目　丸の内ビルヂィング
一、出張所　所函館市眞砂町

一　沿　革

日魯漁業株式會社は大正三年三月二十三日資本金二百萬圓にて創立され、ロシヤ革命勃發の大正六年七月には一百萬圓を增資して三百萬圓となり、大正九年二月には更に增資して一千萬圓の大會社となり、翌十年六月には輸出食品株式會社、勘察加漁業株式會社の二社を合併して資本金二千五百七十萬圓の新會社日魯漁業株式會社となつた。が同年十月には八百七十萬圓減資して資本金一千七百萬圓となり、大正十三年には三菱との共同會社大北漁業を買收して、殆んど露領邦人漁區の八割を經營する鎗々たる大會社となり、漁撈に、製造に、輸出に其受持つところの役割は極めて大きなものがある。

二　會社の現狀

(昭和四年九月現在)

◇公稱資本金　四千萬圓
◇拂込資本金　二千二百七十五萬圓
◇製品賣上年額　四千六百萬圓

役　員

專務取締役　擅野禮助
專務取締役　平塚常次郎
常務取締役　眞藤愼太郎
常務取締役　松下高
取締役　高橋熊三
取締役　鍋島態道
取締役　高橋練逸
常任監査役　阿部秀太郎
監査役　永原仲雄
監査役　エフ・エス・ブース
相談役　堤清六

八、漁　區

一、一般魚類漁區、オホトスキー(一四)、イチンスキー(一七)、西勘察加(六〇)、東勘察加(一三)、カラギンスキー(三)、オリユトロ・ナワリンスキー(三)、計百十漁區
一、漁獲標準高計(鮭鱒)四、九〇八、七七三布度
一、蟹漁區イチンスキー(一二)、西勘察加(九)、計二十一漁區
一、漁獲標準高(蟹)計八七、一〇〇函

ニ、工場

一、東勘察加三、西勘察加一八、計二十一

ホ、設備能力

冷藏船　九　雙(噸數　一萬三千百七十七噸)
冷藏庫　四ケ所(四十四萬四千三百五十立方呎)

ヘ、漁獲水揚高

	昭和四年(概算)	同三年	同二年
紅蟹	一一七、八四一石	二〇一、一三五石	一二四、九七一石
白鮭	一二〇、四〇八	一五七、七四四	八六、八四四
鱒	二〇、二一六	二七五、〇四四	六一、八二九
銀鮭	七、五八八	六、九四六	一〇、六〇三
鱒の助	三、三二五	三、二六六	四、八〇七
合計	二六七、三六八	六四四、二三五	二八九、〇五四

註——四年度は九月一日現在の計數

ト、罐詰製造高

紅鮭一封度	一九八、三〇九函	三〇三、一九九函	一二〇、七五〇函
同　半封度	三〇一、二〇七	四五〇、七三五	三八六、二三八
同四分一封度	二八、四三六	一六、一七一	—
竪罐	一四、〇四五	—	—
小計	五四一、九九七	七七〇、一六五	五〇六、九八八
鱒一封度	七七、七〇〇	三四一、六九四	一一四、三四一
同　半封度	五、〇五一	三六、二〇三	一五、四二五
鮭一封度	三七、六九七	五〇七	六、一九六
同　半封度	六七二	九三一	二〇五
銀鮭一封度	一六、六五二	一二、七一五	二三、一八五
同　半封度	二三、〇四四	一六、〇八四	三五、七四〇
小計	七〇二、八一三	一、一八一、二三九	七〇三、〇八〇
蟹罐詰	八二、九八二	一一六、二七四	一三七、七九〇
同壜詰	—	四、〇〇八	三、〇〇六
小計	八二、九八二	一二〇、二八二	一四〇、七九六
合計	七八五、七九六	一、三〇一、五二二	八四三、八七六

註——前同

東邦水産株式會社

一、本社　函館市西濱町一五番地
一、一般魚類漁區　沿海(五)オホトスキー(一)イチンスキ(二)西堪察加(五)　計十三漁區
一、漁獲標準高計　三三九、六六四布度

田代三吉

一、住所　新潟市上大川前通四番町
一、一般魚類漁區　イチンスキー(一)　西堪察加(四)カラギンスキー(八)　計十三漁區
一、漁獲標準高　二三九、四五七布度

西出商事株式會社

一、本社　函館市西濱町一九番地
一、一般魚類漁區　イチンスキー(一)　西堪察加(五)　計六漁區
一、漁獲標準高　二二四、〇二二布度

八島庄太郎

一、住所　富山縣新湊町放生津一七五四番地
一、一般魚類漁區　沿海(六)　イチンスキー(一)　西堪察加(一)　計八漁區
一、漁獲標準高　一四七、九八二布度
一、蟹漁區　イチンスキー(一)　計一漁區
一、漁獲標準高　五、〇〇〇函
合計九漁區

荻布宗太郎

一、住所　高岡市中川原町三六番地
一、一般魚類漁區　ギジギンスキー(三)　イチンスキー(四)　西堪察加(一)　計八漁區
一、漁獲標準高　一二〇、四七五布度

長谷川藤三郎

一、住所　函館市西川町六六番地
一、一般魚類漁區　サガレン(三)　カラギンスキー(八)　計十一漁區
一、漁獲標準高　九八、九一一布度

片桐寅吉

一、住所　新潟市上大川前通十二番町
一、一般魚類漁區　カラギンスキー(五)計五漁區
一、漁獲標準高　八八、四五〇布度

石丸好助

一、住所　山口縣都濃郡太華村粭島
一、一般魚類漁區　西堪察加(二)　計二漁區
一、漁獲標準高　八二、九六〇布度

株式會社八木本店

一、本社　愛媛縣波止濱町大字波止濱一九七番地
一、一般魚類漁區　オリユトロ、ナワリンスキー(三)　計三漁區
一、漁獲標準高　六二、八九二布度
一、蟹漁區　沿海(一)　西堪察加(三)　計四漁區
一、漁獲標準高　一八、〇〇〇函

合計七漁區

濱田庄平

一、住所　新潟市窪田町四二一一ノ二七八番地
一、一般魚類漁場　イチンスキー(二)　カラギンスキー(二)　計四漁區
一、漁獲標準高　七八、四四六布度

佐々木平次郎

一、住所　函館市辨天町一七番地
一、一般魚類漁區　沿海(四)　サガレン(三)　イチンスキー(一)　オリユトロ、ナワリンスキー(一)　九漁區
一、漁獲標準高　七五、八八二布度

本川藤三郎

一、住所　富山縣氷見町湊一八番地
一、一般魚類漁區　イチンスキー(一)　西堪察加(一)　計二漁區
一、漁獲標準高　六九、九六七布度

株式會社林兼商店

一、本社　下ノ關市竹崎町六六番地
一、一般魚類漁區　沿海(一)　イチンスキー(二)　計三漁區
一、漁獲標準高　六〇、八一六布度
一、蟹漁區　沿海(一)　イチンスキー(一)　計二漁區
一、漁獲標準高　七、五〇〇函
合計五漁區

畠山合名會社

一、本社　富山縣　岩瀬町大字東岩瀬村三番地
一、一般魚類漁區　オホトスキー(一)　西堪察加(二)　計三漁區
一、漁獲標準高　六七、四九三布度

田中重一

一、住所　函館市幸町六番地
一、一般魚類漁區　オホトスキー(二)　カラギンスキー(二)　計四漁區
一、漁獲標準高　六三、五〇一布度

小杉正二

一、住所　高田市中川原町二九番地
一、一般魚類漁區　イチンスキー(四)　計四漁區
一、漁獲標準高　五九、〇四八布度

高野憲造

一、住所　新潟市本町通リ十二番町二七七九番地
一、一般魚類漁區　カラギンスキー(四)計四漁區
一、漁獲標準高　五七、〇三五布度

野口一三郎

一、住所　新潟市二葉町一丁目八二四番地
一、一般魚類漁區　オホトスキー(七)　計七漁區
一、漁獲標準高　五五、七九九

大串長次郎

一、住所　新潟市礎町四ノ丁
一、一般魚類漁區　カラギンスキー(四)計四漁區
一、漁獲標準高　五〇、三二五布度

山内大次郎

一、住所　函館市元町三九番地
一、一般魚類漁區　沿海(四)　計四漁區
一、漁獲標準高　四九、〇〇〇布度

橋本熊作

一、住所　新潟市綠町三三三〇番地
一、一般魚類漁區　カラギンスキー(四)計四漁區
一、漁獲標準高　四四、七七四布度

宮川幸太郎

一、住所　愛媛縣波止濱町大字波止濱六二三番地
一、一般魚類漁區　オホトスキー(二)　計二漁區
一、漁獲標準高　四一、九六八布度

佐渡傳二

一、住所　富山縣上新川郡東岩瀬町九六番地
一、一般魚類漁區　イチンスキー(二)　計二漁區
一、漁獲標準高　四一、九六八布度

藤木治郎平

一、住所　富山縣西水橋町辻ケ堂村二五二五番地
一、一般魚類漁區　イチンスキー(二)　計二漁區
一、漁獲標準高　三八、九七九布度

鈴木佐平

一、住所　新潟市上大川前通九番町

一、一般魚類漁區　カラギンスキー(三)計三漁區
一、漁獲標準高　三六、八四四布度

花房並次郎

一、住所　新潟市船場町一丁目三五番地
一、一般魚類漁區　セラギンスキー(三)計三漁區
一、漁獲標準高　三五、九九〇布度

株式會社松田商會

一、本社　函館市東濱町一番地
一、一般魚類漁區　イチンスキー(二)　計二漁區
一、漁獲標準高　三五、〇〇〇布度

高橋喜六

一、住所　新潟縣直江津町九一一番地
一、一般魚類漁區　イチンスキー(一)　カラギンスキー(一)　計二漁區
一、漁獲標準高　三三、〇〇一布度

鹿取久治良

一、住所　新潟市港町四ノ丁二五番戸
一、一般魚類漁區　カラギンスキー(二)計二漁區
一、漁獲標準高　三一、三五四布度

合名會社西野商會

一、住所　函館市東濱町一番地
一、一般魚類漁區　東堪察加(三)　計三漁區
一、漁獲標準高　三〇、七四四布度

齋藤定五郎

一、住所　青森縣北津輕郡小泊村
一、一般魚類漁區　西堪察加(一)　計一漁區
一、漁獲標準高　三〇、〇一二布度

保坂慶藏

一、住所　函館市相生町四二番地
一、一般魚類漁區　オホトスキー(三)　計三漁區
一、漁獲標準高　二八、六〇九布度

水橋商事株式會社

一、本社　富山縣中新川郡東水橋町四番地
一、一般魚類漁區　イチンスキー(二)　計二漁區
一、漁獲標準高　二七、九三八布度

吉武源太郎

一、住所　東京市麻布區笄町百十八番地
一、一般魚類漁區　ギジギンスキー(三)計三漁區
一、漁獲標準高　二七、八四〇布度

梶榮次郎

一、住所　富山縣東岩瀨町字東岩瀨村三七番地
一、一般魚類漁區　イチンスキー(三)　計三漁區
一、漁獲標準高　二六、六九八布度

竹村醇多

一、住所　函館市谷地頭町六六番地
一、一般魚類漁區　オリユトロ・ナワリンスキー(一)　計一漁區
一、漁獲標準高　二六、〇〇八布度

阿部外也雄

一、住所　函館市曙町二二番地
一、一般魚類漁區　カラギンスキー(一)計一漁區
一、漁獲標準高　一〇、三七〇布度

大橋一雄

計一漁區
一、漁獲標準高　五、〇〇〇函
一、合計　二漁區

山下敏夫

一、住所　函館市大町二〇番地
一、一般魚類漁區　沿海(一)　計二漁區
一、漁獲標準高　一七、〇八〇布度

汝海昌

一、住所　富山縣新湊町放生津七三六番地
一、一般魚類漁區　イチンスキー(一)　計一漁區
一、漁獲標準高　一三、九六九布度

小熊幸治郎

一、住所　新潟市東湊町通二ノ丁二五七三番地
一、一般魚類漁區　カラギンスキー(一)計一漁區
一、漁獲標準高　一三、九六九布度

大淵三太

一、住所　函館市鰮川町四九番地
一、一般魚類漁區　東堪察加(一)　計一漁區
一、漁獲標準高　二二、二〇〇布度

阿部外也雄

一、住所　函館市谷地頭町六六番地
一、一般魚類漁區　オリユトロ・ナワリンスキー(一)　計一漁區
一、漁獲標準高　二六、六九八布度

齋藤定五郎

一、住所　新潟市上大川前通一〇番地
一、一般魚類漁區　カラギンスキー(一)計一漁區
一、漁獲標準高　一〇、〇〇四布度

柴田清作

一、住所　新潟市四ツ屋町一丁目三〇二七番地
一、一般魚類漁區　沿海(一)　計一漁區
一、漁獲標準高　七、四七三布度

針山清三

一、住所　富山縣新湊町字放生津町一七七五番地
一、一般魚類漁區　カラギンスキー(一)計一漁區
一、漁獲標準高　五、四九〇布度

露國の極東漁業計畫

露國漁業計畫の積極化

露國の極東露領に於ける漁業の歷史は極めて古く、既に安永七年(一七七八)代に其漁獲物の販途を我國に求めて來てゐる史實があるが其後歷代の支配者は東方侵略にこそ努力を盡したれ、勘察加方面に於ける漁業の開發には、それが其國土の中心地帶から餘りに僻遠の地帶に屬し、交通の便無きと、歐露各地に豊富なる魚富を有する等の理由から左程精進しなかつたため、自然技術的にも著しく遲れ、日露漁業協約締結當時に於てすら日本人の露領漁業に比し可なり遜色ある狀態で、即ち明治四十一年に於ける日本人の租借漁區百十九に對し、露人のそれは漸く十四といふ際立つた對照を示してゐるに過ぎなかつた。其後露國の極東漁業の上にはさま〴〵の起伏消長があつたとは云へ、而も日本人漁業の躍進的發展に比較する時は漁區數、漁獲高、製造高、漁撈技術、製造工業等あらゆる點から見て著しく劣り、日本人の漁獲高が總額の七、八割を占めたに對し、露人のそれは二、三割に過ぎなかつた。

然るに一九一七年の露國革命と、其後の革命の進展、特に近年に於ける經濟戰線の擴張は、國內の有望資源開發の積極化をもたらし、極東露領の魚富に對する露國側の關心と興味は著しく高められた。

かくて露國は極東露領漁業經營機關として國營トラスト乃至は國營株式會社を創立し、もしくは既設の國營機關をして新に漁業に進出せしめ、更に個人漁業家をも融資、仕込、買魚等の方法により之を投けて全線的に漁撈並に加工製造の發展に努めつゝある。之は勿論日本が露領漁場に占めてゐる優先的地位と之を將來にまで保證する日露漁業條約の改訂、國內資本の不足、技術の幼稚等は露國の極東漁業大計畫の實現に多くの制限と障害を與へてゐるが、然し、それにも拘らず露國はその漁業計畫を部分的には現在までに實行に移しつゝあるから、必ずしも之を架空の夢物語と見ることは出來ぬ。否むしろ今日から明日へかけて漁獲製造に、販賣に日本人の强敵であると見なければならぬ。

これについて露國の極東漁業通ウェ・イ・ウオロトニコフ氏は一九二六年極東露領國營漁業の根本的建設十年計畫案を發表し、我當業者にも色々のセンセーションを與へたが、之が計畫通り實現されるか否かは別問題としても相當參考になる點も少くないから左にその要點を紹介する。

露國極東國營漁業十年計畫

第一期五箇年（一九二七―一九三一）

極東國營漁業トラストは最近五箇年間に次の方策實行に依り國營漁業の發達と之を堅固ならしむることを以て其の任務としてゐる。

一、生魚(主として紅鮭)の日本工場への賣却より所屬工場に於ける之が罐詰製造に部分的に移り以て極東露領水域に於ける日本罐詰業を漸次減縮せしむること。

二、魚類を企業の爲には損失となる安價なる日本式魚產物に準備することより、歐洲市場向輸出の爲罐詰製造に漸次移ること。

三、蟹罐詰を米國市場に直接輸出せんが爲蟹罐詰事業を擴張すること。

四、自己の活動圈內に新規の營業對象物即ち鱈、勘察加鰊及海洋哺乳動物(海豚、鰭脚類)を入るゝこと。

五、國內市場の爲魚類を改良された鹽漬となし、殊に該鹽漬魚を生凍のまゝにて輸出し、且つ大規模に鹽鰊を準備すること。

第二期五箇年（一九三二―一九三六）

次の五箇年間は國營漁業の發達を現在の租借漁

區に於ける鮭鱒類の漁獲に限定することなく、左の基礎によりて設定するを要す。

一、貴重なる輸出物たる紅鮭を自己の掌中に集中せしむる目的を以て紅鮭の罐詰製造の爲工場を建設し、以て紅鮭漁區をトラストに於て一層確保すること。

二、所屬氷藏船及冷凍船を以て日本及其他の亞細亞市場並に歐洲市場に生鮭、生鱒の輸出をなすこと。

三、沿海漁撈より公海漁撈に移り、トロール漁撈蟹工船、鹽漬製造用自働艀其他を應用すること。

四、海獸漁業を一層擴張すること。

五、鮪、大鮃、牡蠣、氷魚及其他の新漁業を組織すること。

六、特殊工場を建設して魚廢物を廣く利用し肥料魚油、膠其の他の産物を作ること。

七、魚類の保存及凍氷魚類を國内に輸送する爲常設冷藏庫を利用すること。

以上根本方策の實現計畫として立案せられてゐるところ左の如し。

漁業計畫の實施方法

イ、西勘察加區

十箇年間に魚類罐詰工場七ケ所及蟹罐工場八ケ所建設、蟹工船十、鱒用トロール船六、創設せらるべく、鰊鹽漬補助區六ケ所、蟹仕上漁區六ケ所其他工場原料保證のため必要漁區を設置すべし。

ロ、東勘察加區

三箇所の罐詰工場、一ケ所の製脂工場、同區生産額は二百八十萬留より一九三一年の終には四百九十四萬留、一九三六年には七百十九萬留迄増加。

ハ、黒龍江區

高價ならざる内地向鹽漬物生産品の準備中心地、但し本區は罐詰工場の建設を豫見せず、内地鹽魚の二割迄は生の冷凍にて輸送の豫定。

ニ、薩哈嗹區

同區にて鮭鱒一九二、〇〇〇布度迄(偶數年度)に製造せらるべく、黒龍江區のそれと合せ一漁期間に五七、〇〇〇布度以上なるべし。外國向輸出は生の鱒一五〇、〇〇〇留迄、蟹罐詰三五〇、〇〇〇留迄に制限せらるべし。

ホ、オホツク區

鮭鱒業は十箇年間安定狀態を持續すべし、鮭の製産數量二六五、〇〇〇布度(價格一百萬留强)現在同樣主として日本市場へ輸出すべし。

ヘ、沿海區

各種漁業對象物を有するため此漁場は重大意義を有す同區製造物價格は、六四、〇〇〇留より第一期(五ケ年)の終迄に八八五、〇〇〇留迄增加せら二期の終迄に二、一六三、〇〇〇留、第るべし、漁業は主として鰊を基調とするも彼得大帝灣における鰊の自然的資源に限あるため增加勘少(五〇、〇〇〇布度迄)を見るのみなるべし。

一九三二年トロール船購入と共に鰊の外漁業の新目的物たる鱈及各種魚類を計畫中に入るべし、右各種魚類中には鮪鯖スダーク鰈氷魚及其他を豫想し其賣却は外國及露國市場に於て爲さるゝ豫定。

新五箇年計畫案

現在露國が指標しつゝある社會主義的經濟組織の最大の特色は、其生産と分配の方法を資本主義的アナーキーから脫却して明確な計畫と計算の上に置くにある。そしてそのための機關として國家經濟の上に大なる役割を演じつゝあるものはゴスブランの名において世界に知らるゝ國家計畫委員會である。この委員會は最近國民經濟五ケ年計畫案を立てたが、これは工業、農漁業、貿易等國民經濟の全分野に亘つて居り、その中には極東露領の漁業に對する五ケ年計畫案も含まれてある。從來日本では一九二六年ウエ・ウオロトニコフ氏により立案された露國國營極東漁業十年計畫なる周密を極めた計畫案が紹介されてゐるが、此の外に今度更に五ケ年計畫が追加的に立案され今後の大なる進出に備へられた事は注目に値する。之に對して本邦には如何なる計畫があるかといふに、將來の發展を明確に計算し立案した何ものもないばかりか宇田競落問題で切實に曝露されたやうに、今日に備ふる鞏固なる内部的結束と計畫とすら之を缺いてゐる有樣である。これは勿論經濟組織の差違にもよるが、然し勿論日本側としても將來を豫測して十分計畫的に之を遂行する事は出來る筈であり、然うしなければならぬ。露國が一糸亂れぬ畫的方法によつて國營、公營、私營漁業の統制を圖りつゝある時、特に此感が深い。

偖て此五ケ年計畫によれば全露の漁獲高は

一九二八―二九年度(今年)　九、一九二、〇〇〇セントナー
一九三二―三三年度(五年目)　一一、九〇〇、〇〇〇セントナー

で五ケ年間の增額二百七十八萬八千セントナーを算し、此五箇年目の漁獲高を戰前(一九一三年)のそれと對比する時は三割の增率を示すこゝなる。右の中極東露領に於ける漁獲高は五箇年目(一九三二―三三年度)に二百七十萬セントナーに達する見込で全露漁獲高の約二割三分に相當し、ヴオルガ、裏海方面の魚富半減の聲ある今日、露側が極東漁業を重視して積極的經營に努めてゐる理由が肯ける。農務人民委員部の計畫によれば今後鹽漬、及燻製は榮養價値乏しきに鑑み極力之を減産して鮮魚を多く國内市場に供給さるべく之が爲冷凍船車、倉庫等の增設を期されてゐる。五箇年間の漁業新施設費は六千八百萬留で勞農當局は就中漁業監視船の增加を期待し居り、殊に我國との競爭關係にある極東露領に於ては五箇年後に監視船を四十隻に迄增加する計畫を立て漁業監視の嚴重を期してゐる事實は注目に値する。

露國の極東漁業狀態

◇露人租借漁區累年表

年次	漁區數
明治四十一年	一四區
同　四十二年	三七區
同　四十三年	二三區
同　四十四年	三〇區
大正元年	二九區
同　二年	四九區
同　三年	五四區
同　四年	五一區
同　五年	四二區
同　六年	七三區
同　七年	八〇區
同　八年	八七區
同　九年	七三區
同　十年	五八區
同　十一年	五七區
同　十二年	三四區
同　十三年	四九區
同　十四年	四六區
昭和元年	四五區
同　二年	四〇區
同　三年	四二區
同　四年	一六二區

◇露人鮭鱒漁獲高累年表

年次	漁獲高
大正六年	三四〇、三四〇石
同　七年	二一三、二七五石
同　八年	九七、四五六石
同　九年	一一六、七〇九石
同　十年	九七、三一四石
同　十一年	三七六、六一五石
同　十二年	二六八、七九六石
同　十三年	五六〇、七九一石
同　十四年	二七五、〇三四石
大正元年	一七二、七八九石
同　二年	—
同　三年	—
同　四年	—

◇露人鮭鱒蟹罐詰製造高累年表

明治四十一年	—
同　四十二年	九、三〇〇函
同　四十三年	一九、九一四函
同　四十四年	三二、九三五函
大正元年	五八、三二六函
同　二年	七七、〇〇〇函
同　三年	一四五、〇五〇函
同　四年	二四七、三二九函
同　五年	二三九、二三二函
同　六年	不明
同　七年	八二、一八〇函
同　八年	四五、九六五函
同　九年	七、五三五函
同　十年	二八、九五六函
同　十一年	六二、三六七函
同　十二年	二四、一五九函
同　十三年	不明
同　十四年	不明
昭和元年	九一、〇〇〇函
同　二年	二一五、〇〇〇函
同　三年	二九〇、〇〇〇函
同　四年(概算)	五〇、〇〇〇函

露國は大正五年に於ける二十四萬函をレコード

として爾來下向を示してゐるが、最近に至り罐詰製造工業の發展に著しく着目し、勘察加河口其他に罐詰工場を設立して製魚加工品の增進に努めつゝあり、それは右表の如く既に數字的にも年々增加を跡づけて來てゐるから今後は更に見る可き成果を擧ぐ可く期待される。

露國の極東漁業團體

カムチヤツカ株式會社

略稱　國營アコ

一、本店　浦汐斯德市
一、支店　ペトロパウロフスク市、オホツク市
一、代理店　モスクワ市、ハバロフスク市、シヤトル市、函館市

一、沿　革

勞農政府の極東露領漁業開發を目的として大正十三年(一九二四年)組織されたる國營會社オカロ(オホツク・カムチヤツカ株式會社)の事業を繼承したダリゴスルイプトレスト(極東國營漁業トラスト)は一九二六—二七年度一年間出漁の後其經營漁區域たる沿海地方、黑龍地方、北樺太地方を其手に殘して、東西勘察加及びオホツクは之を手放すことゝなつた。そしてこの二地方を中心とする廣汎なる地域、水域の漁業並に一般產業開發の爲一九二七年十月一日聯邦國民經濟最會議、通商人民委員部、國營通商局、極東地方執行委員會等を大株主として國家資本より創立されたものがこのカムチヤツカ株式會社(アコ)である。

同社は創立以來日淺く漸く二年を經るに過ぎないが、漁撈設備の擴張、罐詰工場の增設、蟹工船の創設擴張を始め、勘察加鑛業、毛皮資源の踏査物資の配給、生產物の輸出等に可なり大きな仕事を跡づけて來た。そしてその事業の規模、資本額等凡ての點で極東露領に於ける他の如何なる露國々營乃至公營漁業機關よりも優勢となり、且つ今後大なる望を囑されてゐる。

二、會社の現狀

イ、資本金

一、資本金一千一百萬留
一、一九二八年現金にて拂込を受けたる資本金總額四百二十萬留(內譯—聯邦通商人民委員部百五十萬留—露共和國通商人民委員部百五十萬留—同國營通商部二十萬留—國民經濟最高會議五十萬留)
一、魚類賣上總額(一九二八年)六百九十六萬六千留

ロ、重　役

一、社長エス・ナザレニウス　一、副社長ブリンギン一、取締役カウター一、取締役チヤブリギン一、取締役シエーキン一、製造部長サーゲン(諸威人)

ハ、漁　場(一九二九年)

一、魚類漁區　西勘察加(一九)　東勘察加(一九)
ラギン(五)　オリユトロ・ナワリン(六)　オホツク(一〇)　イーチヤ(五)　計四十八
一、蟹漁區　西勘察加(七)　東勘察加(一)　計八
合計　五十六

ニ、製造能力

一、ウスカム第一鮭鱒罐詰工場(六ラインより八ラインに擴張)　ウスカム第二鮭鱒罐詰工場(五ライン)　オゼルナヤ第三罐詰工場(四ライン)　ウスカム魚廢物利用工場(一時間の製造能力五噸)
一、蟹工船　二隻

ホ、漁獲高(一九二八年)

一、生魚　十九萬セントナー(內鮭鱒十八萬セントナー)
一、蟹　百二萬尾

ヘ、製造高

品目	數量	金額
魚類罐詰	一四、〇〇〇函	三、八三二、〇〇〇留
蟹罐詰	一三、八〇〇函	四五〇、〇〇〇
小計	一七、八〇〇函	四、二八三、〇〇〇
ロシヤ漬鹽鮭鱒	二一、七〇〇セント	六五、〇〇〇
日本漬鹽鮭鱒	三五、七〇〇セント	七七、〇〇〇
薄鹽鮮魚	一四、四〇〇セント	八七、〇〇〇
鹽漬鱈	二、二〇〇セント	七、〇〇〇
ロシヤ漬イクラ	二、二〇〇セント	三四、〇〇〇
日本漬イクラ	九〇〇セント	七、〇〇〇
醫科用及機械用油	六〇〇セント	三五、〇〇〇
魚粕	一、三〇〇セント	三一、〇〇〇
小計	一、五六、八〇〇セント	二、七八、〇〇〇
合計	—	七、〇六一、〇〇〇

ト、內外市場賣捌額

一九二八年國營アコの漁獲品賣捌市場別內譯を示せば左の如し。

品目	外國輸出	國內搬入
魚類罐詰	四、〇三六、〇〇〇留	五一、〇〇〇留
蟹罐詰	四五、〇〇〇	—
鮮魚	七五、〇〇〇	—
ロシヤ漬鹽鮭鱒	—	六五、〇〇〇
日本積鹽鮭鱒	四七、〇〇〇	—
ロシヤ漬イクラ	—	三四、〇〇〇
其他	一五、〇〇〇	五〇、〇〇〇
合計	五、七四、〇〇〇	一、〇七、〇〇〇

國營極東漁業トラスト

略稱「ダリゴスルイプトレスト」

一、本社　浦鹽斯德市
一、日本との輸出入業務は駐日露國通商代表部にて代辨

一、沿　革

本トラストは、「オカロ」と「クルイプ」(極東海產株式會社)等を合併して一九二六年設立、東西カムチヤツカを中心に極東露領の全漁場にわたり漁業を經營し一九二六—二七年度には漁夫及其他勞働者四千七百五人を雇傭し、六百九萬七千七百留額の生產高を上げ、且つウスカムに近代式罐詰工場を設立し、此建設中火災のため日本漁夫二十數名の燒死事件等突發したことは尙世人の記憶に新なところである。然るに勞農當局の極東漁業開發方針の變更により、一九二七年十月一日以來前項記述の通り、アコと分立することゝなりカムチヤツカ及びオホツクの漁業中心地をアコに讓ることにより、その企業範圍を縮小するに至つた、即ち分立後のトラストの主なる活動範圍は沿海州北樺太、黑龍江諸漁場である。トラスト現社長はフリストカフ氏。

二、經營漁場

一、一般魚類漁區　沿海州(一三)　サハレン(二)　計十五
一、蟹漁區　沿海州(一)
合計　十六區

極東國營通商局

略稱「ダリゴストルグ」

一、本　部　ハバロフスク市
一、日本出張所　東京、函館、神戸

本機關は其名の示す如く國營通商機關で、國內國外の商取引を本業とする、其比較的豐なる資本を生產企業方面にも投下しつゝあり、漁業は其中の最大なもので、一九二四年「オカロ」設立當時の如きも、極東國營漁業部及ツエントロ・ソユーズと共に之に出資し、現在では主として沿海州及北樺太の鰊、鰯、鮭、鱒漁區を出漁經營すると共に一方個人漁業家にも融資して極可なり大きな役割を演じつゝある。

ルイボプロドウクト

一、本店　浦潮斯德市レーニンスカヤ街一番地
一、一般魚類漁區　沿海(九)　オホトスキー(二)
イチンスキー(一)　西勘察加(七)　カラギンスキー(五)　オリユトロナワリンスキー(六)　計三十漁區

プリムルイブセリヂ

一、本店　浦潮斯德市
一、一般魚類漁區　沿海(五)　計五漁區

リスノフ

一、本店　浦潮斯德市
一、一般魚類漁區　沿海(二)　計二漁區

シヤポシニコフ、シヤチク

一、本店　浦潮斯德市
一、一般魚類漁區　沿海(三)　計三漁區
一、蟹漁區　沿海(三)　計三漁區
合計六漁區

ルビンシテイン

一、本店　函館市
一、一般魚類漁區　オホトスキー(三)　イチンスキー(二)　東堪察加(二)　計七漁區

リユーリ商會

一、本店　浦潮斯德市
一、一般魚類漁區　イチンスキー(四)　西堪察加(四)　東堪察加(二)　オリユトロナワリンスキー(一)　計十一漁區
一、蟹漁區　西勘察加(三)　オリユトロナワリン

スキー(一)　計四漁區
合計　十五漁區

コズロウ

一、本店　浦潮斯德市
一、一般魚類漁區　東勘察加(五)　計五漁區

フセコプリム、ルイバク、ソユーズ

一、本店　浦潮斯德市
一、一般魚類漁區　西勘察加(二)　計二漁區

シンケウイチ

フリプコ合資會社

一、本店　浦潮斯德市コマロフスカヤ街九番地
一、一般魚類漁區　西勘察加(二)　オリユトロ、ナワリンスキー(六)　計八漁區

ボリシエレツコエ、コーベラチーブノエ、タワーリシチエストウオ

一、本店　勘察加
一、一般魚類漁區　西勘察加(一)　計一漁區

ウオルコフ、バジヤキンルブコフ

一、本店　浦潮斯德市
一、一般魚類漁區　オリユトロ、ナワリンスキー(七)　計七漁區

ダリルイブ、プロム

一、本店　浦潮斯德市コマロフスカヤ街一番地
一、一般魚類漁區　オリユトロ、ナワリンスキー(二)　計二漁區

日本の工船蟹漁業

一、蟹罐事業と蟹工船

蟹罐詰事業は其生産高において、其輸出的地位は比較的新しく、僅々二十年内外に過ぎない。明治四十年の頃、福井縣でズワイ蟹を原料として製造したのが抑々濫觴であり、其後北海道では根室町和泉庄藏氏が、タラバ蟹によつて製造を試みたが孰れも失敗に歸して了つた。其漸く世に認められ出したのは稚井氏の努力の賚であつて、明治四十二年には早くも輸出するまでになつたのである。

其後海外の賈客たる米國がロブズターの漁獲制限を行ふや、蟹罐詰は之が代用品として愛用せらるゝに至りしより、需要俄に增加し、價格も漸次騰貴したため、之が製造に從事するもの漸く多く、其工場は北海道から樺太へと展開して終には勘察加方面に進出し、陸上にありては日露漁業協約に基いて大正九年から露國をして蟹漁區を開設せしめ、更に沖合には蟹工船として母船式の漁業を經營することになつた。其發展の速かなる、大正十五年には工場數、北海道、樺太を通じて四十箇所、露領十五箇所、蟹工船數は十二隻に達し、其生産數量は卅五萬四千二百函、其價格實に一千三百萬圓と註せられた。(其後の推移については後段記載の如し)。

想ふに明治維新以後急激に勃興發達した幾多本邦産業の中で、斯の如く短期間に眼覺ましい發展を遂げたものは恐らく他に類例が無いであろう。殊に一朝彼の蟹工船が出現してからの進歩發達は、其生産數量の激增に於て、更に又技術の改善に於て眞に驚嘆に値する。而かも粗製濫造の正札付であるかの如き觀ある我國産品中に於て、其品質の優良を以て異彩を放ちつゝあるは實に近來の快事である。

二、工船蟹漁業の創始と發展

斯く斯界の發展に資し之が躍進の彈機たりし蟹工船の始めて考案されたのは今から十餘年前の事であつた。大正五、六、七年の三箇年間、毎年六月から八月にかけて、水産講習所教授丸川久俊氏は、水産講習所の練習船雲鷹丸の船内で、學生に水理生物學に關する實際的指導を行ひつゝ、オホツク海海洋の狀態と鮭、鱒、鱈、蟹等の重要水産物に關する調査を試みたが、蟹工船の考案は實に此時に萠されたのであつた。

當時タラバ蟹の漁獲と罐詰製造業は主として北海道、樺太に於て行はれ、大正五年日魯漁業會社は千島幌莚島村山灣に罐詰工場を造つた。そして同會社は幌莚島沿海で漁獲する以外に、勘察加西海岸ォゼルナヤ沖合七、八浬の地點に百噸乃至二百噸の帆船三隻を假泊せしめ、各船を母船として川崎船を派出し蟹を漁獲し、之を甲板上にて煮沸

し氷雪を利用して冷藏したものを運搬用專門の一小發動汽船で村山灣へ輸送しつゝ罐詰工場へ供給したものであつた。

所が蟹罐詰には原料が極めて新鮮でないと肉が黑變し易い、之には各工場ともに少からず惱まされた。是に於て水産講習所では大正五年雲鷹丸に簡單な罐詰器械を据付けて、船内で蟹罐詰製造試驗を行つたが、幸にも頗る好成績であつた。之がため大正九年には富山縣水産講習所が所屬練習船昊羽丸を以て勘察加西海岸で稍々大仕掛な船内罐詰製造を始めて愈々其好果を確め、越えて大正十年には和島眞二氏が百五十噸の帆船に罐詰製造設備を施し先づ二百八十七函を製造し、玆に民間に於ける蟹工船事業の第一鞭をつけた。

斯くて大正十年には二隻、十一年には三隻の帆船が從業し、十二年には一躍八隻の帆船と七隻の汽船合計十五隻、其總噸數九千七十五噸が從業して、三萬三千八百函を製造するといふ盛況を示した。即ち噸數に於て三年前の十三倍强、罐詰製造高に於ては十二倍强になつたのである。

之より先き大正十一年の交、埜邑直次氏が勘察加西海岸及沿海州地方の視察により同方面沖合の蟹漁業の有望なるに囑目し、當時海運界の不況に伴ふ船價の暴落せるに乘じて、汽船を以て從業せしを動機として之に倣ふもの簇出せんとするに至り、蟹工船の前途必ずや多端なるべしと想はれたので、農林省は大正十二年省令を制定し、爾來蟹工船事業に從事せんとする者は、農林省の許可を要することゝなつた。工船蟹漁業取締規則は即ち之である。

更に母船が今日の如く大型汽船となつたのは、八木貿通氏の英斷に端を啓いてゐる。即ち同氏が大正十二年一般の異論を意とせず、敢然三千噸級の樺太丸を用ゐて異數の成績を擧げてから、蟹工船としては航海の安全と將た漁業、製造能率向上等の見地より、相當大型の汽船が有利なりと確信づけたのであつた。

かくて大正九年には富山縣水産講習所の昊羽丸一隻であつたものが、翌十年には和島貞二氏始め民間業者の先驅として氣焰を吐き、十一年には日本漁業、横山、新潟水試の參加により五經營者五隻となり、十二年には更に日魯漁業、松葉組、大成、坂本、守山、埜邑の六者を加へて十一經營者十七隻と激增し、超えて昭和二年には十三經營者、工船十八隻に達し、昭和三年には經營者の二大合同行はれ、所屬工船が十八隻の中四隻の不出漁にも拘らず、殆んど十八隻分の許可函數に近い生産を擧げた。即ち昭和三年度の蟹罐詰製造高は蟹工船業者が一割減の限産協定をした爲に、許可函數卅一萬九千九百廿六函であつたが、天候其他の關係から前年に比し不漁で、實際の工船製造高三十萬八千九十三函であつた。之は一割減の限産が略ぼ保たれて、許可函數に比し一萬餘函の減少を示したことを語るものである。

昭四和年は日本工船十二隻、昭和工船八隻、八木商店二隻、公海漁業一隻、荻布外十名の經營工船一隻、合計二十四隻の蟹工船出漁が許可されてあつたが、便宜上或は其他の支障上內七隻の不出漁を見たゝめ、實際に出漁したのは十七隻であつた。此十七隻中八木本店の八郎丸が未開發資源たる東勘察加に於て二萬函といふ成功を收めたことは特筆に値する。西勘察加に於ても大體順調に企業は進み、其漁獲製造高概算三十一萬九千函に達した。前年に比し增産實に二萬八千函である。

大正九年以後本年に至る九箇年間の本邦蟹工船の出漁實績を表示すれば左の如し。

三、創業後の蟹工船出漁實績

(帆は帆船、補帆は補助機關付帆船、汽は汽船)

(大正九年)

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
帆	昊羽丸	一七五、〇〇	富山縣水講	二六〇函	—	—
合計	一隻	一七五、〇〇		二六〇	—	

(大正十年)

船種	船名	總函數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
汽	喜多丸	三九〇、〇〇	和島貞二	二〇五二函	—	—
帆	久丸	三〇〇、〇〇	同右	六九七	—	—
計	二隻	六九〇、〇七		二、七五九		

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
帆	吳羽丸	一七五、〇〇	富山縣水講	一、二六一		
計 帆	一隻	一七五、〇〇		一、二六一		
合計	三隻	八六四、〇七		四、〇一〇		

（大正十一年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
帆	風鵬丸	三六五、三〇	日本漁業株式會社	一、三八二	—	
汽	第一敏丸	五八八、一二	橫山俊二郎	四、二三九	—	
帆	喜久丸	三〇〇、〇七	和島貞二	一、五九四	—	
計	三隻	一、二七三、九八		七、二一五		
帆	北辰丸	二一三、〇〇	新潟縣水試	六七		
同	吳羽丸	一七五、〇〇	富山縣水講	一、〇三九		
計	二隻	三八八、〇〇		一、一〇六		
合計	五隻	一、六六一、九八		八、三二一		

（大正十二年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
汽	旭丸	七三二、一〇	日魯漁業株式會社	二五七	七、〇〇〇	西勘
同	俊和丸	二、〇八〇、一六	橫山俊二郎	五、八一九	一〇、〇〇〇	同
同	第一敏丸	五八八、一二	同	三、三六五	六、〇〇〇	同
同	吉野山丸	五八〇、六三	合名會社 松葉組	一、五五二	五、五、、	同
補帆	寶山丸	四八〇、七九	大成漁業株式會社	二、〇二四	三、五〇〇	西勘
同	第二千島丸	一九一、六五	日魯漁業株式會社	九四五	二、〇〇〇	同
汽	第二富美丸	六八七、〇九	同	二、八一〇	四、〇〇〇	同
同	美保丸	四六六、八〇	坂本竹次郎	三、五五五	四、〇〇〇	同
帆	太平丸	六〇二、四三	守山茂松	二、五三五	四、〇〇〇	同
帆補	日鵬丸	三四、五五	日本漁業株式會社	一、五〇〇	四、〇〇〇	第二
帆	市川丸	一七一、三八	同	一、二七五	二五、〇〇〇	第二、六區
同	風鵬丸	三六五、八〇	同	一、三四九	四、〇〇〇	第二、六區
同	南鵬丸	一七八、二〇	同	一、〇六八	二、五〇〇	第二、六區
汽	肥後丸	一、二九二、一五	埜邑直次	四、六五三	五、〇〇〇	第六區
補帆	喜久丸	三〇〇、〇七	和島貞二	一、二五二	四、〇〇〇	第二、六區
計	十五隻	九、〇七四、九一		三三、九四二	六七、五〇〇	
帆	吳羽丸	一七五、〇〇	富山縣水講	一、二二二		
同	北辰丸	二一三、〇〇	新潟縣水試	四八七		
計	二隻	三八八、〇〇		一、六九六		
合計	十七隻	九、四六二、九一		三五、六三〇		

（大正十三年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
汽	第二富美丸	六八七、〇九	日魯漁業株式會社	四、一五二	四、〇〇〇	西區
同	樺太丸	二、八三二、九三	八木實通	一五、二七八	一六、〇〇〇	第一、二、三、六區
同	肥後丸	一、二九二、一五	埜邑直次	七、三五六	九、〇〇〇	第六區
同	龍裕丸	二、二二七、四七	大成漁業株式會社	六、五五一	一〇、〇〇〇	第六區
補帆	寶山丸	四八〇、七九	明治漁業株式會社	四、〇七八	三、五〇〇	第六區
汽	門司丸	二、〇五一、五九	松崎龍一	三、五〇二	八、〇〇〇	第六區
計 汽	六隻	九、五六一、〇二		四〇、九一七	五〇、五〇〇	
帆	吳羽丸	一七五、〇〇	富山縣水講	一、二一六	—	
計 帆	一隻					
合計	七隻	九、七三六、〇二		四二、一三三		

（大正十四年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
汽	肥後丸	一、二九二、一五	御船罐詰合資會社	八、一一三	一〇、〇〇〇	西勘
同	秩父丸	一、五四〇、七九	松崎龍一	九、四三五	一〇、〇〇〇	同
同	樺太丸	二、八三二、九二	八木實道	二〇、八六四	一六、〇〇〇	同
同	門司丸	二、〇五一、五九	埜邑直次	一六、六九四	一〇、〇〇〇	同
同	龍裕丸	二、二二七、四七	大成漁業株式會社	一五、六二一	一〇、〇〇〇	同
同	英航丸	一、三〇〇、二三	北辰漁業株式會社	一三、二三九	一〇、〇〇〇	同

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
同	豐國丸	二、三三四、六二	埜邑直次	一三、六七五	一五、〇〇〇	同
同	福一丸	二、二一六、五七	松田漁業合資會社	一一、七三六	一〇、〇〇〇	同
計	八隻	一五、八三五、三四		一〇八、三七一	九一、〇〇〇	
帆	吳羽丸	一七五、〇〇	富山縣水講	一、一九八	—	
計	一隻	一七五、〇〇		一、一九八		
合計	九隻	一六、〇一〇、三四		一〇九、五六九		

（大正十五年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
汽	肥後丸	一、二九二、一五	御船罐詰合資會社	一三、二三〇	一一、三〇〇	西勘
同	樺太丸	二、八三二、九二	八木實通	二六、七六八	二三、七〇〇	同
同	門司丸	二、〇五一、五九	埜邑直次	一九、九二九	一九、〇〇〇	同
同	龍裕丸	二、二二七、四五	大成漁業株式會社	一六、二九八	一八、一〇〇	同
同	英航丸	一、四三〇、二三	北辰漁業株式會社	一三、三二七	一四、七〇〇	同
同	豐國丸	二、三三四、六二	埜邑直次	二一、〇三三	一八、〇〇〇	同
同	福一丸	二、二一六、五七	松田漁業合資會社	一三、二五九	一四、七〇〇	同
同	神宮丸	二、七七六、四六	須田孝太郎	一九、三〇〇	一九、二〇〇	同
同	博愛丸	二、六一五、二六	中村精七郎	二一、三〇三	一八、一〇〇	同
同	遼東丸	二、三三六、三四	松田漁業合資會社	一〇、五〇二	一〇、一〇〇	同
同	嚴島丸	三、八六四、五四	日正水產株式會社	二一、四八六	二三、〇〇〇	同
同	美福丸	二、五五八、二四	八木實通	二三、二七六	二三、四〇〇	同
計	十二隻	二八、四七二、五九		二二八、七四一	二〇一、三〇〇	同
帆	吳羽丸	一七五、〇〇	富山縣水講	一、一〇〇	—	
計	一隻	一七五、〇〇		一、一〇〇		
合計	十三隻	二八、六四七、五九		二二九、八四一		

（昭和二年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
汽	肥後丸	一、二九二、一五	御船罐詰合資會社	一四、三六一	一四、〇八〇	西勘
同	樺太丸	一、八三二、九二	八木實通	三一、五三二	二七、八四〇	同
同	門司丸	二、〇五一、五九	埜邑直次	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	同
同	龍裕丸	二、二二七、四七	大成漁業株式會社	二〇、八〇八	二〇、四〇〇	同
同	英航丸	一、四三〇、二三	北辰漁業株式會社	一三、九二四	一三、八五〇	同
同	豐國丸	二、三三四、六二	埜邑直次	一八、三七一	一八、一〇〇	同
同	福一丸	二、二一六、五七	松田漁業株式會社	一八、四四四	一八、五二〇	同
同	神宮丸	二、七七六、四六	須田孝太郎	二三、四二一	二三、二〇〇	同
同	博愛丸	二、六一五、二六	中村精七郎	二一、五五九	二三、〇五〇	同
同	遼東丸	二、三三六、三四	松田漁業合資會社	一八、七三六	一八、五二五	同
同	嚴島丸	三、八六四、五四	日正水產株式會社	二七、二七六	二八、〇〇〇	同
同	美福丸	二、五五八、二四	八木實通	三三、三九〇	三〇、一九〇	同
同	光第一札幌丸	二、四八三、〇三	竹村醇多	三、三三四	一五、〇〇〇	東勘
同	富美丸	二、〇二四、五一	同	八、八五一	一四、四〇〇	同
同	廣東丸	二、五九六、三七	樺太產業株式會社	一八、九六五	二〇、〇〇〇	西勘
同	釜山丸	二、四一三、六七	稻垣龍	二一、五四二	二一、一五〇	同
同	榮德丸	二、九六二、〇九	同	二四、〇六三	二三、八〇〇	同
計	十七隻	四〇、九二三、二六		三三六、一三二	三四六、三〇五	
帆	吳羽丸	一七五、〇〇	富山縣水講	一、三〇〇		
計	一隻	一七五、〇〇				
合計	十八隻	四一、〇九七、二六		三三七、五三二		

（昭和三年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
汽	門司丸	二、〇二五	日本工船漁業株式會社	二五、五三〇	一七、〇〇〇	西勘
同	英航丸	一、四三〇	同	不出漁	四、七〇〇	同
同	福一丸	二、一二六	同	一五、四七二	一七、四〇〇	同
同	神宮丸	二、七七六	同	二六、三二五	二三、二〇〇	同
同	遼東丸	二、三三三	同	一九、八六七	一七、七〇〇	同
同	嚴島丸	三、八六四	同	二五、六二六	二六、〇〇〇	同
同	廣東丸	二、五九六	同	一八、一三〇	二〇、〇〇〇	同
同	釜山丸	二、四一三	同	二三、八〇五	一七、一〇〇	同
同	榮德丸	二、九六三	同	一七、六七四	二〇、四〇〇	同

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
同	豐前丸	二,五一九	同	不出漁	一五,七〇〇	同
同	和歌浦丸	二,四〇八	同	二四,四七一	一八,一〇〇	同
計	十一隻	二七,四四二		不出漁	二〇九,三〇〇	同
汽	肥後丸	一,二九二	昭和工船株式會社	一三,九六五	一一,五〇〇	同
同	樺太丸	二,八五一	同	二九,四六三	一八,九九〇	同
同	龍裕丸	二,二一七	同	一七,〇〇〇	一七,四〇〇	同
同	博愛丸	二,六一五	同	一八,一五〇	二〇,五〇〇	同
同	美福丸	二,五五九	同	二六,二二八	一七,四三六	同
同	海幸丸	一,五六八	同	不出漁	一三,四〇〇	同
同	春海丸	一,五七九	同	同	一三,〇〇〇	
計	七隻	一四,六八一		三〇三,五九六	一二三,一三六	
合計	十八隻	四二,一二三	(內不出漁四隻)	三〇三,五九六	三三二,五三二	

(昭和四年)

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
汽	門・司丸	二,〇一三	日本工船漁業株式會社	一七,〇〇〇	出漁工船八隻 合計 二〇七,六〇〇	西勘察加
同	福一丸	一,九九八	同	一七,四〇〇		同
同	神宮丸	二,七四一	同	二三,二〇〇		同
同	遼東丸	二,三三三	同	一七,七〇〇		同
同	嚴島丸	三,八七五	同	二六,〇〇〇		同
同	廣東丸	二,五五〇	同	二〇,〇〇〇		同
同	釜山丸	二,四一三	同	一八,一〇〇		同
同	榮德丸	二,九五二	同	二四,四〇〇		同
同	豐前丸	二,五一九	同	一五,七〇〇	不出漁	
同	和歌浦丸	二,四〇八	同	一八,一〇〇		同
同	讃岐丸	五,八七一	同	ナシ	不出漁	
同	越後丸	一,一四四	同	八,〇〇〇	同	
計	十二隻	三二,八五六	(內不出漁三隻)	二〇七,六〇〇	二〇七,六〇〇	
汽	肥後丸	一,二六七	昭和工船漁業株式會社	一一,五〇〇	出漁工船五隻 合計 一一三,三三六	同
同	樺太丸	二,八二八	同	一八,九九〇		同
同	富美丸	二,〇四二	同	一四,四〇〇		同
同	博愛丸	二,六一四	同	一三,五〇〇		同
同	美福丸	二,五五九	同	一八,四三六		同
同	海幸丸	一,五六八	同	一三,四〇〇	不出漁	
同	春海丸	一,五七九	同	一三,一〇〇	同	
計	七隻	一四,四六六	(內不出漁二隻)	一一三,三三六	一一三,三三六	
汽	八郎丸	二,八〇五	株式會社八木本店	ナシ		東勘察加
同	海祥丸	六,〇七〇	同	同	不出漁	
計	二隻	八,八七五	(內不出漁一隻)	同	同	
汽	ハドソン丸	三,九〇八	公海漁業株式會社	同	同	
同	大慶丸	二,七九二	狄布宗太郎外十名	同	同	
總計	二十三隻	六二,八九七	(內不出漁七意)	三一九,九三六	三一九,九三六	

注意——昭和四年度は日本三隻、昭和二隻、八木一隻、狄布等一隻合計七隻の不出漁工船があつた。

四、蟹漁業の科學的調査

昭和二年、日本蟹罐詰業水産組合聯合會が蟹漁場並に蟹に關する研究調査をば、水産講習所に托したのは遲ればせながらも斯界に對する照明であつた。水産講習所は丸川久俊教授を主任とし山本宣夫氏を助手とし、同年五、六月を期して精密な調査を遂げ、昭和三年も同様調査を續け、更に我が蟹漁業に對して一新紀元を劃した。

見來れば我國に於ける蟹罐詰業の發達は、宛ら急轉直下の感を抱かしむるのであるが、勿論其道程には幾多の難關横はり而かも眞に成功の域に到達したのは大正十五年であつた。前掲創業以來の統計は其消息を如實に譚つてゐる。露國官憲の壓迫は、所謂十二浬公海論に其端を發してゐた。

そして三浬外の我が出漁船にまで干渉の手を延ばして數隻は終に拿捕抑留の憂目に逢つた。

然るに其後漁場の海洋氣象に慣れて自然漁期を延長し、各種の施設漸く完備すると共に一方にありては露國々情の安定と、本邦官憲の出漁船に對する保護取締、就中海軍の保護の徹底し來れること等は相俟つて大正十五年の好成績となつて現はれて來たのである。

去乍。現在に於て蟹工船の確定的漁場は堪察加西海岸沖合に限られてゐる。而かも蟹の蕃殖は左程旺盛でない。依つて農林省は漁場の漁利保續のため、昭和二年十月省令を改正して堪察加西海岸沖合漁場の蟹工船數を十八隻と制限したが、昭和三年は當業者の限産協定により實際出漁せるものは昭和工船會社五隻、日本工船會社九隻の十四隻であつた。

五、漁撈對象タラバ蟹

タラバ蟹は動物學上甲殼綱十脚目に屬し、イバラ蟹、タラ蟹又はヲタル蟹の異名がある。露國では沿海州方面の日本海産、オコツク海産並びベーリング海産と産地によつて三別してゐるが、堪察加西海岸沖合のオコツク海産が最も早く世に紹介された關係上、學名もパラリソーデス・カムチャスカ(Paralithodes Camtschatica) = Til = として知られてゐる。

日本海産最も大にしてベーリング海産之に次ぎオコツク海産最も小であるが、罐詰原料としては日本海、オコツク海、ベーリング海産の順序で、ベーリング海産の製品價値は前二者に比して殆んど半減するのが毎である。

雌、雄も亦た形態を異にし雄は雌に比すれば形極めて大きく肉質緊まりて罐罐詰原料としては之のみに限られてゐる而かもタラバ蟹の特性として交尾期以外雌雄同棲せぬことは該族保存上天惠とも言へやう。

漁業の發達と共に蟹の大さが漸次縮少しつゝあるは否むべからざる現象である。大正五、六年頃には堪察加西海岸沖合ですら甲巾八寸のものが稀に漁獲され、七寸八分位のものは少なくなかつたが、昭和二年には七寸が最大で六寸五、六分のものが大きい方になつた。罐詰原料としても五寸以上に限られてゐたが昨今は四寸內外のものまで使用する樣になり、從つて一函に要する蟹の數も次第に多くなつた。即ち六隻分に就て調査された所によると、大正十三年には平均五十二匹、十四年には五十八匹、十五年には六十二匹となつてゐる。更に大正十五年堪察加西海岸沖合で、九百三十匹に就て統計された結果は、雄蟹は胸甲巾平均六寸三分五厘、重量六百九十四匁で雌蟹は四寸內外であつた。

六、タラバ蟹分布の概觀

タラバ蟹は寒海に棲息する動物である。千八百十二年始めて堪察加半島沿岸で發見され其分布區域はベーリング海、オコツク海、日本海及太平洋の深部で、漁獲して罐詰にするのはアラスカ、加奈陀の沿岸、堪察加東西海岸、樺太、北海道、朝鮮東海岸沿沿海州等である。

【北海道】沿岸各地に於ける蟹の減少甚しきため北海道廳は昭和二年二月一日以降五ケ年間沿岸一帶を禁漁して蕃殖を保護することにした。故に現在北海道で蟹罐詰の出來るのは花咲郡離島、色丹、國後郡の東南目梨地方、擇捉島單冠灣及び北千島の占守島に過ぎぬ。

【樺太】全島到る所に産し、就中西海岸眞岡近海並に亞庭灣內が多かつたが近年殆んど問題にならぬ。

【堪察加東海岸】アナスターシャ沖合、グルボーカヤ沖合、モルダロヤ沖合を主とするが西海岸に比すれば豐富で無い。

【堪察加西海岸】領海の內外共に豐富で、現今タラバ蟹の主要漁場であつて我國産蟹罐詰の九割三分は此漁場の供給原料である。領海內に於ては日露漁業條約に基く蟹漁區が、北はソーポリナヤから南オゼルナヤに至る間に十八箇所を算し、領海外は主として蟹工船が操業し毎月四月から九月まで漁業に從事する。重もなる漁場はカララン沖、モロセーチナヤ河口沖、ソーポチナヤ沖、イチヤ沖、ウオロフスコイ沖等の各北方漁場でキシカ以南は多少荒廢の傾がある。

【沿海州】沿岸一帶に漁場が陸岸に沿ふて狹長せるため、操業期間短く且つ春蟹、秋蟹の別あり堪察加西海岸の如く連續操業をすることが出來ず漁場價値頗る減少する、サマルガ以北ソヴェートスカヤ灣迄及びオリガ以南浦潮沖合迄が有望視されてゐる。

七、漁場區域、漁船並に漁網

イ 漁場 蟹工船の漁場として確定的のものは日